



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北大法学論集 第76巻 第6号 全1冊
Citation	北大法学論集, 76(6), 971-1208
Issue Date	2026-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99242
Type	journal
File Information	lawreview_76_6.pdf



北大法学論集

第 76 卷 第 6 号

論 説

- 「専門行政官」としての航空管制官 村 上 裕 一 1
- 価格差別に対する法的規制の可否（1）
—— 消費者法の視点から —— 牧 佐智代 35
- 司法の優越をめぐる法と政治（6・完）
—— アメリカにおける議論を手掛かりとして ——
..... 鈴 木 繁 元 89
- 共同正犯における意思連絡の要否とその内実（2）
..... 中 田 翔 太 125

講 演

- 契約法および担保法に関するフランスの法改正——民法典への近時の移入
..... ジャン＝ルイ・アルペラン 149
齋藤 由起(訳)

研 究 ノ ー ト

- 理念と便宜の交錯：「囲剿」戦期における
中国国民党の地方制度改革（1932-1936） 和 田 知 樹 177
- * * *
- 上田信太郎教授の経歴と業績 松 尾 誠 紀 217

2026(令和8)年

北海道大学大学院法学研究科・附属高等法政教育研究センター教員名簿

名 誉 教 授

厚 谷 襄 兒 (経 済 法)
 白 杵 知 史 (国 際 法)
 遠 藤 乾 (国際政治)
 大 塚 龍 児 (商 法)
 岡 田 信 弘 (憲 法)
 小 川 浩 三 (法 史 学)
 奥 田 安 弘 (国際私法)
 加 藤 智 章 (社会保障法)
 神 原 勝 (行 政 学)
 木 佐 茂 男 (行 政 法)
 小 菅 芳太郎 (法 史 学)
 権 左 武 志 (政治思想史)
 近 藤 弘 二 (商 法)
 笹 田 栄 司 (憲 法)
 嶋 拓 哉 (国際私法)
 東海林 邦 彦 (民 法)
 白 取 祐 司 (刑事訴訟法)
 城 下 裕 二 (刑 法)
 杉 原 高 嶺 (国 際 法)
 鈴 木 信 賢 (比 較 法)
 瀬 川 信 久 (民 法)
 高 見 勝 利 (憲 法)
 高 見 進 (民事訴訟法)
 田 口 正 樹 (法 史 学)
 田 村 善 之 (知的財産法)
 常 本 照 樹 (憲 法)
 長 井 長 信 (刑 法)
 中 村 研 一 (国際政治)
 畠 山 武 道 (行 政 法)
 長谷川 晃 (法 哲 学)
 林 田 清 明 (法 社会 学)
 稗 貫 俊 文 (経 済 法)
 人 見 剛 (行 政 法)
 藤 岡 康 宏 (民 法)
 藤 原 正 則 (民 法)
 古 矢 旬 (アメリカ政治史)
 町 村 泰 貴 (民事訴訟法)
 松 浦 正 孝 (政 治 史)
 松 澤 弘 陽 (政治思想史)

松 久 三 四 彦 (民 法)
 松 村 良 之 (法 社会 学)
 宮 本 太 郎 (比較政治経済学)
 宮 脇 淳 (行 政 学)
 山 口 二 郎 (行 政 学)
 山 下 竜 一 (行 政 法)
 吉 田 克 己 (民 法)
 亘 理 格 (行 政 法)
教 授
 會 澤 恒 (比 較 法)
 池 田 悠 (勞 働 法)
 岩 谷 將 (政 治 史) *
 上 田 信 太 郎 (刑事訴訟法)
 宇 野 二 朗 (行 政 学) *
 尾 崎 一 郎 (法 社会 学)
 小名木 明 宏 (刑 法)
 川久保 寛 (社会保障法)
 川 村 力 (商 法)
 岸 本 太 樹 (行 政 法)
 木 下 和 朗 (憲 法)
 桑 原 朝 子 (日本法制史)
 児矢野 マ リ (国 際 法)
 齊 藤 正 彰 (憲 法)
 齋 藤 由 起 (民 法)
 佐々木 雅 寿 (憲 法)
 佐 藤 修 二 (行 政 法)
 徐 行 (ア ジ ア 法)
 鈴 木 敦 (憲 法)
 曾 野 裕 夫 (民 法)
 辻 康 夫 (政 治 学)
 中 川 晶 比 兒 (経 済 法)
 中 川 寛 子 (経 済 法)
 ○ 中 村 督 (ヨーロッパ政治史)
 中 山 一 郎 (知的財産法)
 根 本 尚 徳 (民 法)
 野 田 耕 志 (商 法)
 林 誠 司 (民 法)
 眞 壁 仁 (日本政治思想史)
 ○ 牧 佐 智 代 (民 法)
 松 尾 誠 紀 (刑 法)

○ 水 野 浩 二 (法 史 学)
 三 宅 新 (商 法)
 村 上 裕 一 (行 政 学) *
 山木戸 勇 一 郎 (民事訴訟法)
 山 崎 幹 根 (行 政 学) *
 山 本 周 平 (民 法)
 山 本 哲 生 (商 法)
 横 路 俊 一 (民事訴訟法)
 吉 田 広 志 (知的財産法)
 米 田 雅 宏 (行 政 法) *

特 任 教 授

池 田 清 治 (民 法)
 大 崎 康 二 (法実務基礎)
 城 下 裕 二 (刑 法)
 高 島 麻 子 (刑 事 実 務)
 綱 森 史 泰 (民 事 実 務)
 濱 岡 恭 平 (民 事 実 務)
 林 順 敬 (刑 事 実 務)
 渡 邊 宙 (法実務基礎)

准 教 授

○ 伊 藤 隼 (民事訴訟法)
 開 出 雄 介 (国 際 法) *
 郭 薇 (法哲学・法社会学)
 川 端 倖 司 (行 政 法)
 クォン・キ・ジュン (知的財産法)
 小 濱 祥 子 (アメリカ政治史)
 千 坂 知 世 (比 較 政 治) *
 ○ 津 田 智 成 (行 政 法)
 土 井 翔 平 (国 際 政 治) *
 林 耕 平 (民 法)
 永 見 哲 洋 (民 法)
 松 本 洵 (日本政治史) *
 村 木 数 鷹 (西洋政治思想史)
 森 悠 一 郎 (法 哲 学)
 横 濱 和 弥 (刑 法)

助 教

左 婁 雨 (刑 法)
 渡 口 紘 子 (法 社会 学)
 梁 小 煒 (刑 法)

上田信太郎教授は、本年三月をもつて定年を迎えられることとなりました。

ここに同教授の肖像を掲げて、多年にわたる本研究科へのご貢献に対し、厚く感謝の意を表します。

北海道大学大学院法学研究科



上田 信太郎 教授

「専門行政官」としての航空管制官

村 上 裕 一

目 次

1. はじめに
 - 1.1. 航空管制官の業務内容
 - 1.2. 最近の注目すべき関連事象
 - 1.3. 管制官の行政学的研究
2. 日本の管制官制度の形成
 - 2.1. 戦後：米国からの業務移管
 - 2.2. 日本版制度の形成・確立
 - 2.3. 日本の現行制度の概容
3. 主要先進諸国の管制官制度
 - 3.1. 国際機関による基準設定
 - 3.2. 各国の採用・人材育成方法
 - 3.3. 各国管制官の処遇比較
4. 「専門行政官」としての管制官
 - 4.1. 採用と人材育成について
 - 4.2. 処遇の規定要因について
 - 4.3. 「専門行政官」研究の論点
5. おわりに

1. はじめに

1.1. 航空管制官の業務内容

国土交通省航空局のホームページなどによると¹、航空管制官（以下「管制官」とする）の主な業務内容は次の3つである。

第1に、空港の管制塔から目視で飛行場内及び半径9キロメートル・高さ900～1,200メートルの空域（「管制圏」）の航空機を捉え、離着陸の許可や飛行場面の走行経路の指示を出す（飛行場管制業務）。これらの業務は「飛行場管制席」、「地上管制席」、「管制承認伝達席」などに細分化されており、さらに管制塔内全体の統括を行う「統括席」や、他の管制機関や消防機関、飛行場面管理者などと調整業務を行う「調整席」が置かれている場合もあり、管制塔内には2～15名程度の管制官がいることになる。便数の多くない地方空港では、少人数ゆえに個々の管制官がマルチタスク化して業務の難易度が上がるということもある²。

第2に、レーダーで空港から半径100キロメートル程度・高さ3,000～4,500メートルの空域（「進入管制区」）にいる航空機を捉え、離陸した航空機を方向別に誘導し、他の航空機と安全な間隔を保ちながら上昇させたり、各方面からの到着機を航空交通管制部（国土交通省の地方支分部局）から引き継いで着陸順序を決定し、磁針路や高度などを指示して順番に並べたりする（ターミナル・レーダー管制業務）。複数のレーダー情報を合成して表示できる技術の進歩により、1か所のターミナル・レーダー管制所で多数の飛行場の広域管制が可能になっており、さらなる統合が検討されている。業務は「出域管制席」、「入域管制席」、「搜索

¹ 今の国土交通省航空局交通管制部には、①航空交通管制業務に関する企画・立案、部の総合調整（交通管制企画課）、②空域・飛行方式の設定、航空交通管制業務の実施（管制課）、③航空機の運航に関する情報の提供、飛行検査（運用課）、④航空保安無線施設等の設置・管理（管制技術課）を担務とする交通管制部がある（国土交通省「航空局の組織（令和5年4月1日時点）」（<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001473745.pdf>））。なお、本稿で引用するウェブサイトへの最終アクセス日は2025年11月24日である。

² 「特集：もっと航空管制が知りたい!」、『AIRLINE（2024年6月号）』、36・39頁。

管制席」などに細分化されているが、これらの役割分担には管制所ごとのローカル・ルールがあるとされる³。

第3に、レーダーで航空機を捉え、空港間を飛行する航空機に対して指示や許可を与えたり、日本の3分割された空域（高さ12,000メートル以上の高高度を福岡、それ未満の低高度のうち東日本を東京（所沢）、西日本を神戸の航空交通管制部がそれぞれ担当）で、他国からの通過機にも同様に管制を行ったりする（「管制圏」と「進入管制区」を除く、高さ600メートル以上の空域を担当。管制官が民間機・自衛隊機に関わらずこれを取り扱う）（航空路管制業務）。その業務には、航空機を「ターミナル・レーダー管制業務」へと引き継ぐ際に、同一空港への到着機の間隔を既定の18キロメートルに並べ直すというものもある。パイロットが経路や高度を記載した飛行計画に承認を与える際、考慮すべきさまざまな事情を勘案して管制承認を発出する実際の作業は、各航空交通管制部の管制官が行っている（それを伝達するのは「管制承認伝達席」である）⁴。

管制官は、国土交通大臣の権限の代行者である。具体的には、国土交通大臣の法的権限がまず地方航空局長や航空交通管制部長に委任され、その実務が管制官によって遂行されている。すなわち、「航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従って航行しなければならない」とする航空法第96条（航空交通の指示）の下、同法施行規則第240条は、飛行場管制業務・ターミナル・レーダー管制業務・着陸誘導管制業務を地方航空局長（さらに組織規則で空港事務所等）へ、同第242条の2は、航空路管制業務・進入管制業務を航空交通管制部長へ、それぞれ国土交通大臣から委ねている（航空法第137条は、国土交通大臣から防衛大臣への委任を定めている）。

その実務を担う管制官には、航空交通の流動制御という専門性が要求されるとともに、航空機に対し指示するという強い法的権限が与えられている。それは、「一般職の国家公務員のうち、特定の専門知識・能力

³ 前掲注（2）特集、36・39頁。

⁴ 前掲注（2）特集、43頁。

に基づいて職務を行うことが期待されるために独自の人事システムを持つ行政官」であり、その多様性と各人事システムの硬直性が指摘される「専門行政官」の1つである⁵。行政学において、管制官をはじめとする「専門行政官」の人事システムと組織体制に着目した研究はこれまであまりなかった。

1.2. 最近の注目すべき関連事象

そうした中で、管制官については近年、行政学的にも注目すべき関連事象が発生している。

第1に、2024年1月、羽田空港C滑走路上で日航機と海上保安庁機が衝突した重大事故は、まだ私たちの記憶に新しい。この事故を受けて、国土交通省は管制交信に関するヒューマン・エラー対策、滑走路誤進入防止のための注意喚起システムの強化、人員配置や交代制など管制業務の実施体制の見直し・強化、パイロットの訓練に関する法改正といった安全対策を打ち出した。

第2に、2001年1月に発生した、駿河湾上空で日航機同士が異常接近して乗員乗客に重軽傷者を出した事故の裁判で、東京航空交通管制部の管制官が有罪判決を受けて失職した。管制官が航空事故の法的責任を問われた事件としては、他にも航空自衛隊機が全日空機に衝突した名古屋空港事故（1960年）や羽田空港で作業車に衝突した中華航空機事故（1970年）があるが、2001年の異常接近事故については、複合的な要因の中で管制官だけに法的責任を負わせたのは妥当だったのかや、責任追及（過失認定）と真相究明（事故調査）のバランスにもっと留意すべきではなかったかといった声も聞かれた。

第3に、米国のトランプ政権の下で、連邦政府閉鎖が長期化し、航空管制にも影響が及んでいる⁶。航空管制を巡っては、クリントン大統領（当

⁵ 伊藤正次（2019）「官僚人事システムと「仕切られた専門性」：専門官の人事システムの構造と展望（第2章）」、大谷基道＝河合晃一（編著）『現代日本の公務員人事：政治・行政改革は人事システムをどう変えたか』、第一法規、41～42頁。

⁶ 2025年10月21日付日本経済新聞ウェブ版「米政府閉鎖で航空遅延のリスク増加 米当局「管制官が不足」」（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN20>

時)が連邦航空局(FAA: Federal Aviation Administration)からその業務を切り離す計画を打ち出したほか、2017年にはトランプ大統領(当時)がその民営化計画を発表していた⁷。2025年1月、ワシントンD.C.を流れるポトマック川で旅客機と米陸軍ヘリコプターが空中衝突した事故の直後には、バイデン前大統領の下で行われてきたDEI(多様性・公平性・包括性)の公務員人事が管制官の質を低下させたとして、FAAは採用を能力主義で行うべきと、トランプ大統領が主張したとも報じられている⁸。法執行者たる行政官を任用する際に能力主義を徹底するのかそれ以外の要素を考慮するのかは、行政学的にも無視できない論点である。

1.3. 管制官の行政学的研究

前節で挙げた事象は、航空管制という、日常的でありながら専門的な行政活動においても行政リソース(財政的資源、人的資源、法的権限、情報・専門性)の適正配置や責任の所在、さらには制度的要因といった行政的課題が多層的に交錯していることを示している。管制官の職務遂行は、単なる専門技術的な行為にとどまらず、制度設計と人事組織運営、さらには行政責任といった行政学の中心的論点に直結していると言ってよい。

そこで本稿では、まず日本の管制官制度がどのような経緯を辿って形成されていったのかを振り返り、現在運用されている制度の背景を探る(第2章)。次に、米英仏独といった主要先進諸国の管制官制度を概観する(第3章)。そして、最後に改めて管制官の「専門行政官」としての側面に注目して国際比較などを行い、公務員制度論をはじめとする行

BIT0Q5A021C2000000/)を参照。

⁷ 2017年6月6日付AFP「トランプ氏、航空管制の民営化計画を発表「2.7兆円の経済効果」」(<https://www.afpbb.com/articles/-/3130958>)を参照。なお、寺田麻佑(2015)「民営化の諸問題：航空管制の在り方に関する法制度比較を中心に」、『社会科学ジャーナル(79)』、174頁は、「FAAの説明によれば、「広大な責任範囲」「最終的にこれだけの責任を負うことができるのは政府のみ」として、今後も民営化の予定はない」としている。

⁸ 2025年1月31日付HR DIVE「Trump calls for FAA staff review, blames deadly plane crash on DEI hires」(<https://www.hrdive.com/news/trump-blames-dei-for-plane-disaster/738887/>)を参照。

政学研究への示唆や今後検討すべき課題について論じる（第4章）。

2. 日本の管制官制度の形成

2.1. 戦後：米国からの業務移管

そもそも運輸省の外局だった航空局は、第二次世界大戦終戦時にいったん廃止され、我が国において航空行政が事実上存在しない状態に陥った。しかし、1949年に電気通信省の外局として航空保安庁が設置され、翌年にそれが運輸省の外局の航空庁となると、民間航空の行政機構がほぼ復活することとなった。当時、日本の航空管制はすべて米軍が行っていたが、1950年秋、オクラホマ・シティのFAA訓練センターに渡り6か月間の管制業務研修を受け日本人として初めて管制官資格を取得した航空局職員3名（元パイロット）が、日本においてさらに管制官を養成する準備を始めた⁹。この間の米軍による航空保安施設・管制システム構築の経緯は、『航空管制五十年史』（4～5頁）に詳しい。

1951年に航空庁に設けられた航務課管制係は、1957年に技術部管制課として独立し、1972年に新設された管制保安部に属することになった¹⁰。この時代背景としては、第1次空港整備計画の策定実行（1967年）、空港整備特別会計の新設（1970年）、全日空機と航空自衛隊機が空中衝突した雫石事故からの¹¹、航空交通安全緊急対策要綱の決定（1971年）、

⁹ 航空管制五十年史編纂委員会（編著）（2003）『航空管制五十年史』、航空交通管制協会、3～5頁。

¹⁰ 管制保安部統括課である保安企画課は、管制機関設置基準、管制官配置基準、セクター分割基準、管制官のワークロード処遇改善等に関する事務を所掌した。管制課は、管制区、管制圏、その他の航空交通管制に関する空域の指定、航空交通管制の方式の設定、飛行計画の承認、管制職員の技能及び訓練等に関することを所掌し、課長、補佐官2名、管制調査官3名、運用係長及び係員、管理係長及び係員、教育係長及び係員の12名体制だった。その後、1985年に管制課空域調整整備室発足、2000年に管制課補佐官の二人態勢化、2001年に教育第二係長及び係員と訓練教官等17名の増員といった体制強化が図られた（航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、16～17頁）。

¹¹ これを機に、運輸省に航空・鉄道事故調査委員会が設けられたことはよく

沖縄本土復帰後の那覇空港事務所の新設（1972年）、航空交通管制部の発足（1974年）などがあり、航空交通量が増加の一途を辿る中でのことであった¹²。

なお地方では、航空保安事務所や同出張所の駐在という形で管制組織がスタートし、そこでは先任管制官という職制になった。1967年には東京と大阪に地方航空局が新設され（同時に航空保安事務所は空港事務所へと改称）、担当課として置かれた管制・通信・無線課は管制通信課を経て独立した管制課となった。こうして、航空管制業務は米軍から日本の航空局へと順次移管されていった¹³。

運輸省航空庁が、同庁職員の元パイロット14名と通信士4名を対象として、先に渡米し資格を取得した教官3名による訓練を開始したのは1952年2月のことである。「訓練は航空庁々舎内で、科目は米国航空法（…）、飛行場管制、航空路管制、航空無線施設、気象通報式など5パーツと呼ばれ、何れも英語のテキストで、訓練生は辞書を片手に訓練に励んだ¹⁴」。4か月間の基礎訓練を経て科目試験に合格した訓練生は、OJTのため羽田・名古屋・立川などの米軍飛行場に分散配置された。サンフランシスコ講和条約発効後の1952年7月に発効した「航空交通管制に関する日本国と在日米軍との間の取り決め」では、日本自身で管制業務を安全に実施できると日米両国が認めるまでの間は、日本国内の管制業務は在日米軍に委任して運用するものとされたが、同年に公布・施行となった航空法では、航空交通の安全に係る、操縦士の要求に基づく管制業務上の指示や承認は運輸大臣の行う法律事項となり、新設された航空局の長が任命する管制官の責任によってそれが行われることになっ

知られている。従来の安全監察官室もこのとき正式に組織化され、首席安全監察官と安全監察官5名が置かれた。それは2001年の中央省庁再編で航空局監理部総務課の安全・危機管理監察官となり、かつて対応していた異常接近報告の処理については航空・鉄道事故調査委員会に委ねることとなった（航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、18～19頁）。

¹² 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、3頁。

¹³ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、3頁。

¹⁴ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、6頁。

た¹⁵。

初代航空局長の回想によると、米国側は当時、一刻も早く日本にこの管制業務を肩代わりさせたいと思っていたそうで、それには米軍機の管制をも含んでいた。航空局長らは当初それを重荷だと思ったものの、「日本の航空管制システムの構築に気を遣った」米国側から管制要員の育成プログラム提供の話があり、実際、そこで訓練を受けた100～200人規模の専門人材が「日本の航空管制の基礎を築くのに大いに役立った」としている¹⁶。

1952年になると、管制要員の養成を航空局内部からの募集だけで行うのには限界があるということになり、また業務上、語学能力の点からも大学卒業程度の知識を要するとして、人事院において6級職（I種）として管制要員を一般公募することになった。当時の就職難もあって応募総数は1,200名を超え、最終的に1954年には83名が順次採用された（倍率にして14.5倍）。この頃から米軍からの航空路管制移管を前提とした訓練が始まり、米国大使館から派遣された米国人講師がこれを担当した。また、訓練期間が6か月間に延長され、現・入間基地の米軍東京センターや羽田飛行場がOJTの場となった。そして、1959年には航空管制が米軍から日本へ全面的に移管された¹⁷。

米軍が行ったOJTでは、途中の身体検査で不適格と認められた者、管制官として適性がないと認められた者のほか、左翼的な思想を持っていると判断された者が不適格者として日本の運輸省に通知され、OJTが打ち切られたという（「エリミネーション制度」）。そうして不適格とされた訓練生は航空局に戻り、飛行計画の作成・管理、運航の管理、地上作業の安全確保などを担う航務職や事務職へ職種を変更した。ちなみに、

¹⁵ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、6頁。

¹⁶ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、6～7頁。

¹⁷ 米軍東京センターは運輸省航空交通管制本部（航空路管制業務を行う日本人総員は158名）に改称の上、部長、次長、総務課、管制課、通信課、通信技術課が設置された。それは1963年に新庁舎へ移転し、1966年に札幌、東京、福岡の3航空交通管制部制、1974年には沖縄施政権返還後の那覇を加えた4航空交通管制部制が発足した（航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、17～18頁）。

日本人の自主運用による我が国最初の管制塔は、1955年の宮崎空港だった¹⁸。

2.2. 日本版制度の形成・確立

1960年3月の名古屋空港事故（前述）では、管制官が責任を問われ逮捕された。これを機に、その高度な専門性と重大な責任の割に不十分な処遇への疑問や不満が噴出し、同年4月、衆議院運輸委員会の付帯決議として「航空管制施設の整備、航空管制の増員、管制官の待遇改善」が議決されるに至った。1961年3月には人事院総裁に対し「管制業務に従事する職員の処遇、とくに中級職採用職員の処遇を職務と責任に応じた上級職採用職員と同等の待遇を速やかに与えられること」を求める要求書が提出された（同年9月受理）¹⁹。

管制官の処遇改善に関しては、それを要求通りにした場合の、航空局における管制官と一般職員のバランスの問題があったとされる。また、官房人事課では、①管制官の新しい俸給表を検討するか、②調整額をもってこれに対応するか、もしくは③管制手当の増額で済ませるかという選択肢があり、比較できる類似業務もなかったため具体策はなかなか出てこなかった。そして最終的に大蔵省との予算折衝で②調整額方式が認められたのは、1962年12月のことだった²⁰。

この予算措置を踏まえて、1963年8月の人事院勧告で管制官に対する俸給の調整額が新設され、10月から調整数2（8%）と航空管制手当（主務で1日当たり150円。これはその後増額されていく）の併給が始まった（すなわち、上記②や③が採られた）。この時、管制官の職務のあり方も大幅に改善され、勤務形態は3直4交代制から4直5交代制（24時

¹⁸ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、8～9頁。

¹⁹ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、20頁。なお、1962年4月の衆議院内閣委員会では、日米合同委員会の合意書を引く形で「日本政府及び米軍の行なう航空交通管制はICAOの定める標準方式を使用する」とし（国会会議録検索システム（<https://kokkaiindl.go.jp/simple/txt/104004889X03219620425/83/>））、以後、そうして日本の航空管制は国際民間航空機関（ICAO：International Civil Aviation Organization）基準に準拠する旨の発言が幾度となくなされた。

²⁰ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注（9）書、20頁。

間を4時間帯に分け、5グループで交代勤務するシフト制) となって、管制官は長時間勤務から解放された²¹。

1974年4月の衆議院内閣委員会では、運輸省航空局管制保安部長が「航空交通管制官というものは、きわめて短い時間に飛行機をさばくという特殊な仕事をしておりまして、しかも、それが安全につながりますので、おっしゃるように、相当高度の訓練が必要でございますとともに、勤務時間中は相当の精神の集中も要求されます。したがって、現在まずその訓練につきましては、航空保安大学校において基本訓練した後現場でさらに訓練を受け、レーティングをとる、これだけの資格が要求されております。それに見合う処遇という意味におきまして、管制官につきましては、原俸の8%の調整額というものがついておりますほかに、最近累次値上げをしまして、額はまだ十分とは申し得ないかもしれませんが、400円から低いほうは200円程度の管制手当というものがついておる」と、その業務の特殊性と訓練の高度さ、そしてそれに見合った処遇のあり方について発言している²²。

そして1985年、それまで「行政職俸給表(一)」が適用されていた管制官に、人事院が新設した「専門行政職俸給表」が適用されるようになった(すなわち上記①へと移行した)。さらに、1987年9月の参議院運輸委員会では、運輸省航空局管制保安部長から「現在、航空管制官の定員は1,493名でございます。(…) 今後三大プロジェクト等々整備されてまいりまして交通がふえてまいりますと²³、航空交通管制官、それなりの増強が必要だと思います。具体的には昭和65年度まで(…) 約60名程度の増員が必要ではないか。さらにその間に退職をしていかれる方もおられますし、あるいは一般の事務職に職種がえをする人もおるわけでございますので、そういう者の補充まで含めて考えますと、年間35ない

²¹ 航空管制五十年史編纂委員会・前掲注(9)書、20～21頁。

²² 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/107204889X02519740426/318>)。

²³ 「三大プロジェクト」とは、『運輸白書(1988年度)』(<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa63/index.html>)によると、成田・羽田・関西各空港の拡張や新設を指すと考えられる。

し40名程度の採用を毎年続けていかないといけないんじゃないか」との発言があり²⁴、橋本龍太郎運輸大臣（当時）は「ある一定の年齢のところに非常に管制官の構成が偏っている。そのために、全体の定員需要の中で新規の採用にさまざまな影響を来しておるという状況も知りました。（…）雫石の事故の後大量に管制官を採用し、その後の定員計画の中で大変現場は苦勞しておるようであります。また、その定員の問題だけではなく、専門職としての給与体系の問題あるいは格付の問題等々待遇に関する部分も調整手当等々を含めて各種の問題があるようであります。一方、毎年の人事院勧告の中で、このごろのベースアップの比較的低い中で、基本給にウエートのかかった人事院勧告の行われているケースが大変ふえておるわけであります。そうした中でこうした特殊な勤務体系に対する手当類等の改定が、人事院としてもその必要性は感じておられると思いますけれども、現実の問題として延び延びになってきているという事実も改めて知りました。これは事務方の諸君としては大変苦勞をしながら折衝を重ねておるようでありますけれども、具体的な結論を得るに至っておらないようであります。今後こうした点を私どもとしても気をつけながらバックアップすることを考えてまいりたい」とした²⁵。1994年には、「団塊の世代」の影響で昇格遅れが危惧されたこともあって定員増の要求があり、その結果、暫定分込みでそれが認められるということもあった²⁶。

ちなみに、2001年3月の衆議院国土交通委員会では、直前に発生した日航機同士の異常接近事故（前述）を受けて責任追及と真相究明の関係が話題になったほか²⁷、2003年5月の衆議院国土交通委員会では、扇千景国土交通大臣（当時）から、航空機の衝突防止装置を用いた事故再発防止、管制官の訓練監督者の資格要件導入、管制官の定期的な審査制度

²⁴ 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/110913830X00519870903/99>)。

²⁵ 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/110913830X00519870903/101>)。

²⁶ 航空管制五十年史編集委員会・前掲注（9）書、21頁。

²⁷ 衆議院 (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/009915120010330009.htm)。

導入が述べられた²⁸。また、直前に発生した羽田空港での事故（前述）を受けた2025年5月の参議院国土交通委員会では、国土交通省航空局長から「管制官に対する注意喚起システムである滑走路占有監視支援機能の強化、パイロット等に対する注意喚起システムである滑走路状態表示灯の導入拡大などのデジタル技術を活用した対策に取り組んでいるところ（…）。さらに、管制側、機体側双方の滑走路誤進入検知システムの更なる機能強化や航空交通管理の高度化など、デジタル技術の一層の活用に向けた調査研究を進めている（…）。引き続き、デジタル技術なども活用しつつ、航空の安全、安心確保に取り組む」旨の発言や²⁹、「着陸進入中の航空機等を監視する管制官に対する注意喚起システムのアラート機能を強化いたしました。また、今年度から離着陸調整担当の管制官を配置し、管制官の外部監視体制の更なる強化を図っております。さらに、現在、米国のハネウェル社等において、滑走路に着陸進入中の航空機側で同じ滑走路上の航空機を検知し、パイロットに警報するシステム（…）を開発中であるというふうに承知をしております。引き続き、その開発の状況を（…）注視し、航空の安全、安心の確保に向けて更に取り組む」旨の発言³⁰、さらに、「主要空港におきまして関係管制官との調整業務を専属で担う離着陸調整担当を新たに52名配置しているところでございます。離着陸調整担当の配置（…）により、航空機の離着陸を担当する管制官が外部監視等に注力が可能となり、滑走路誤進入対策として有効であることを確認しているところ（…）。引き続き、管制官の人的体制の強化拡充を含め、航空の安全、安心の確保に向けた取組を進め」る旨の発言があった³¹。事故の経験から、さまざまな対策がなされてきている。

²⁸ 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/115604319X02520030527/35>)。

²⁹ 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/121714319X01720250529/12>)。

³⁰ 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/121714319X01720250529/76>)。

³¹ 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/121714319X01720250529/78>)。

2.3. 日本の現行制度の概容

(1) 管制官が「独り立ち」するまで

現在、管制官は国家公務員専門職試験である「航空管制官採用試験（大卒程度）」に合格して国土交通省職員として任用された上で、航空保安大学校（2008年から関西国際空港の対岸のりんくうタウンに所在）における研修を経てその職に就く仕組みとなっている。

2025年度採用試験の受験資格は「①1995年4月2日～2004年4月1日に生まれた者」または「②2004年4月2日以降に生まれた者で、大学卒業者・2026年3月までに大学卒業見込者・人事院がこれらと同等と認める者、短大や高専の卒業者・2026年3月までに短大や高専の卒業見込者・人事院がこれらと同等と認める者」（すなわち、概ね20～30歳の大学等卒業者・卒業見込者）に与えられる。他方、「①日本の国籍を有しない者」や「②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者」、「③1999年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者」は受験ができない（なお、航空管制運航情報官や航空管制技術官を養成する航空保安大学校の航空情報科と航空電子科（いずれも研修期間は2年間）は、高校卒業後3年以内の者しか受験できない）³²。

採用試験は3段階に分かれる。第1次試験では、①公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）を問う基礎能力試験（多肢選択式）（第2次試験までの中での配点割合は17%）、②管制官として必要な記憶力と空間把握力を測る適性試験Ⅰ部（多肢選択式）（同17%）、③外国語試験（聞き取り）（同8%）、④英文解釈、和文英訳、英文法などについての外国語試験（多肢選択式）（同25%）が実施される。第2次試験は、①英会話能力を問う外国語試験（面接）（同8%）、②人柄や対人的能力を測る人物試験（同25%）である。第3次試験は、管制官として必要な記憶力、空間把握力についての航空管制業務シミュレーションによる適性試験Ⅱ部、胸部疾患、血圧、尿、その他一般内科系検査などの身体検査、視力、色覚、聴力についての身体測定である。英語試験の比重が大きいことが特徴とされる³³。

³² 前掲注（2）特集、52頁。

³³ 前掲注（2）特集、58～59頁。

これを突破した者（合格率は1～2割程度。1期当たり30名）は³⁴、入寮して通う航空保安大学校における、4・8・12月から8か月間の航空管制官基礎研修課程（『航空保安業務処理規程 第5管制業務処理規程』に沿った座学と、教官1名に対し研修生3～4名のチームで行われる「飛行場管制」、「進入管制」、「航空路管制」、「ターミナル・レーダー管制」に関する実習）を経て³⁵、国内の空港や航空交通管制部などへ配属される。そこでのOJTを経て技能証明を取得することで、トータル2～3年間で独立した管制官になる³⁶。管制官は、その業務の特殊性から「専門行政職俸給表」の適用を受けるが（前述）、航空保安大学校での研修から正式に管制官として任用されるまでは、「行政職俸給表（一）」の適用を受ける（研修中も給与や期末・勤勉手当が支給され、学費や教材費、寮費も無料という）³⁷。

なお、日本では、「航空管制官採用試験（大卒程度）」を経た者以外に、自衛隊の特別職国家公務員（管制員）と米軍人も航空管制に携わる。そのうち航空自衛隊では、入隊後に自衛官としての基本教育を終えた後、適性試験や本人の希望などを基に航空管制職域が決まり、その養成教育は航空自衛隊第5術科学校が一括して実施し、航空管制基礎試験合格証明と航空無線通信士資格を取得する。学校卒業後は全国の管制部隊に配属されて実地でのOJTを受け、国土交通省航空局の試験官による管制技能試験に合格することで、航空交通管制技能証明を取得する（管制官などと同じく航空英語能力証明試験にも合格する必要がある）。航空自衛隊が民間機も含めて航空管制業務を行っている空港として新千歳（いわゆる「千歳管制隊」）、三沢、茨城（百里）、小松、県営名古屋（小牧）、

³⁴ なお、人事院が公表している「航空管制官採用試験（2025年度）の実施状況」によると、申込者数765名に対して実際の受験者数は465名、最終合格者数は132名であり、申込に対する倍率は5.8倍、受験に対する倍率は3.5倍となる（<https://www.jinji.go.jp/content/900035627.pdf>）。年によっては最終合格者が抑えられていたこともあり、倍率が10倍を超えることもあった。

³⁵ 前掲注（2）特集、54～55頁。

³⁶ 国土交通省「採用試験・求める人財」（<https://www.mlit.go.jp/koku/atc/shiken.html>）を参照。

³⁷ 前掲注（2）特集、52頁。

米子（美保）があり、徳島は海上自衛隊が、札幌丘珠は陸上自衛隊が、それぞれ担当している（那覇では管制官が民間機と自衛隊機の両方を管制する）³⁸。

24時間管制業務に携わる航空交通管制部や主要空港では、「早番・早番・遅番・夜勤入り・夜勤明け、休日」を繰り返すパターンを基本としつつ、休日と勤務時間は「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」の規定通りに確保されている。また、管制官の業務に伴う疲労を管理する基準やシステムを導入しており、勤務間インターバルや業務の交替間隔などを管理している³⁹。

（２）俸給関連

一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般給与法」とする）第6条（俸給）には、「俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる」とあり、その中に「二 専門行政職俸給表（別表第二）」がある。

その適用範囲を定めた人事院規則9-2第2条の2には、「五 国土交通省航空局の航空情報管理管制運航情報官、技術管理航空管制技術官及び性能評価航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用管理官、管制保安部長、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及びシステム管理官」とある。このことから、管制官には「専門行政職俸給表（別表第二）」が適用されることが分かる。

さて、一般給与法において、一般職国家公務員の給与は、原則として俸給表に基づく「俸給」（基本給）と職務の特殊性や勤務地などに応じた「諸手当」から構成されている。「諸手当」のうち「調整額」は、俸給表による基本給を一定の職種や職務に応じて補正するための金額であり、俸給に付随する調整的な加算である。

³⁸ 前掲注（２）特集、22・33頁。

³⁹ 国土交通省「航空管制官になるには」(<https://www.mlit.go.jp/koku/atc/howto.html>)を参照。

一般給与法第10条（俸給の調整額）は、「人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25をこえてはならない」と定めている。

そこで人事院規則9-6第1条（俸給の調整額）を見ると、「（筆者注：一般）給与法第10条の規定により俸給の調整を行う官職は、別表第一の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める官職とする。2 職員（…）の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする」とある。また、「4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（…）の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額」とする。一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額」とある。そして、別表第一（適用区分表）には表1の記載があり、別表第二（調整基本額表）には表2の記載があって、管制官の給与額が決まることになる。

表1に記されている「先任航空管制官」は、チーム全体の統括やマネジメントを担うリーダーである。航空保安大学の航空管制科において養成される管制官に対し、同大学校航空情報科において養成される航空管制運航情報官は、管制塔に管制官が不在の「レディオ空港」で働いている。それすらも配置されていない「リモート空港」に関しては、新千歳と伊丹の対空センターや福岡・鹿児島・那覇の各飛行援助センター（将来的には福岡の対空センターに集約予定）にいる航空管制運行情報官が、現地の無線機やカメラの映像を使って遠隔で情報提供をしている。管制官が航空機に対し国土交通大臣に代わって許可や指示ができる（前述）のに対して、航空管制運航情報官にはそうした権限はなく、できるのはあくまで情報提供にとどまる⁴⁰。

⁴⁰ 前掲注（2）特集、35・52頁。

表 1 別表第一（適用区分表）

勤務箇所	職員	調整数
19 地方航空局の空港事務所、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに航空交通管制部	(1) 航空管制官（(3)に掲げる者以外の者で航空交通管制業務に直接従事することを本務とするものに限る。） (2) 航空交通管理管制官（(4)に掲げる者以外の者で航空交通管理管制業務に直接従事することを本務とするものに限る。）	2
	(3) 先任航空管制官 (4) 先任航空交通管理管制官 (5) 航空管制運航情報官（先任航空管制運航情報官以外の者で対空援助業務に直接従事することを本務とするものに限る。） (6) 航空管制通信官（先任航空管制通信官以外の者で国際管制通信業務に直接従事することを本務とするものに限る。）	1

（出典）人事院規則9-6（俸給の調整額）別表第一から、管制官に関連する部分だけを抜粋。

表 2 別表第二（調整基本額表）：専門行政職俸給表

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円
2 級	9,600円
3 級	10,600円
4 級	11,300円
5 級	12,100円
6 級	12,700円
7 級	14,300円
8 級	15,900円

（出典）人事院規則9-6（俸給の調整額）別表第二から、管制官に関連する部分を抜粋。

さらに、一般給与法で特殊勤務手当について定めた第13条は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める」としている。いわば加算的評価である。

特殊勤務手当について定めた人事院規則 9-30 の第 1 条 (目的) は「(筆者注: 一般) 給与法第 13 条に規定する特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる」とし、特殊勤務手当の種類を定めた第 2 条に「17 航空管制手当 (第 23 条)」とある。

そこで同規則第 23 条を見ると、「航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。一

航空交通管制部における航空路管制業務又は福岡航空交通管制部における航空交通管理管制業務 (それぞれ管制指示を主として行うものに限る。) 二 新千歳空港事務所、函館空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務 (それぞれ管制指示を主として行うものに限る。) 三 前号の空港事務所 (新千歳空港事務所を除く。)、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務 (管制指示を主として行うものに限る。) 四 成田空港事務所における無線電話機による国際管制通信業務 五 新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務 六 空港事務所における運航援助情報業務又は飛行場情報業務 七 福岡航空交通管制部における航空交通管理管制運航情報業務 八 航空局における航空情報管理管制運航情報業務 九 航空局における技術管理航空管制技術業務若しくは性能評価航空管制技術業務、空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所若

しくは航空交通管制部における管制技術業務又は福岡航空交通管制部における航空交通管理管制技術業務 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする」とある。その表をここでは表 3 として掲載する。

表 3 人事院規則9-30第23条（航空管制手当）2 項

業務の種類		勤務官署	手当額
前項第 1 号の業務		東京航空交通管制部	1,380円
		その他の航空交通管制部	840円
前項第 2 号の業務		東京空港事務所	1,380円
		関西空港事務所	840円
		新千歳空港事務所、中部空港事務所、福岡空港事務所又は那覇空港事務所	770円
		その他の空港事務所	600円
前項第 3 号の業務		成田空港事務所又は東京空港事務所	990円
		那覇空港事務所	770円
		中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所又は福岡空港事務所	600円
		函館空港事務所、仙台空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所、宮崎空港事務所若しくは鹿児島空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所	360円
		釧路空港事務所又はその他の空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所	240円
前項第 4 号の業務		成田空港事務所	600円
前項第 5 号の業務	広域対空援助業務	新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所	360円
	飛行場対空援助業務	空港事務所又は空港出張所	340円
前項第 6 号の業務		空港事務所	240円
前項第 7 号の業務		福岡航空交通管制部	240円
前項第 8 号の業務		航空局	240円
前項第 9 号の業務		航空局、空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部	240円

（出典）人事院規則 9-30第23条（航空管制手当）2 項から抜粋。

(3) キャリア・パス

管制官の人事異動は、全国規模で数年ごとに行われる。航空管制業務の資格が勤務地ごとに異なるため、異動があると誰しもが一定期間の訓練を受け、改めて内部試験に合格する必要がある。

そうして定年まで管制の現場で業務に従事することも可能だが、国土交通省ホームページで「さまざまなキャリアを選択することが可能」と謳われているように⁴¹、管制官は、管制機関以外にも、管理職としての道を選び空港長や航空交通管制部長を務めること、国土交通省本省や東京・大阪の各地方航空局で将来の航空管制のあり方の企画立案をはじめとする航空行政に携わること、航空保安大学校などで後進の育成を図ること、開発評価危機管理センターで管制システムの開発評価を行い、システム担当や方式設計担当などといったさらに高度な専門分野で活躍すること、ICAOや国際協力機構（JICA）などに出向・派遣となることなどがあるという⁴²。

これについては、個別具体のケースを積み上げて(もしあるとすれば)傾向などを明らかにしてもよい。

3. 主要先進諸国の管制官制度

3.1. 国際機関による基準設定

(1) ICAO による国際標準化

ICAOは、1944年に締結されたシカゴ条約（国際民間航空条約）に基づいて発足した国際機関（本部はカナダ・モントリオールに所在）で、同条約第37条（国際の標準及び手続の採択）には、「各締約国は、航空機、航空従事者、航空路及び附属業務に関する規則、標準、手続及び組織の実行可能な最高度の統一を、その統一が航空を容易にし、且つ、改善するすべての事項について確保することに協力することを約束する」とある。「このため、国際民間航空機関は、次の事項に関する国際標準並びに勧告される方式及び手続を必要に応じて随時採択し、及び改正する」

⁴¹ 国土交通省・前掲注(39) ホームページを参照。

⁴² 前掲注(2) 特集、45・57頁。

とあり、その中に「航空規則及び航空交通管制方式 (Rules of the air and air traffic control practices)」がある（日本語訳は外務省ホームページによる）。

その具体については同条約の附属書 (Annex) に記載されている。管制官に関連するのは、主に Annex 1 (航空従事者の免許) と Annex 11 (航空交通業務) である。

Annex 1は、各国が発行する管制官免許の国際的な最低基準を定めている。それは、例えば最低年齢 (21歳以上)、医学的適性基準 (定期的な身体検査)、英語能力要件 (ICAO基準に基づく語学能力評価で Operational Level 4以上)、理論知識・実技能力 (訓練・試験で証明)、経験要件・定期訓練 (資格維持のための更新教育) などである。管制官免許はICAOではなく各国航空当局が発給するが、この統一された最低基準により各国間でその互換性が保たれる。

Annex 11は、航空管制機関の組織と運用の基準を定めている。それは、例えば管制機関の責務、隣接する管制区域間の情報交換・協調体制、航空機間の安全な間隔確保の手順、マニュアルや運用規定の文書化などである。これにより、各国・地域の管制業務がシームレスに連携できる態勢が確保される。

ICAOは、これらの附属書に加え、管制官の標準訓練課程モデル (Doc 7192: Training Manual, Part D-3)、能力基盤型訓練・評価モデル (Doc 10056: Manual on ATC Competency-based Training and Assessment)、航空管制の運用手順標準 (Doc 4444: PANS-ATM) といった実務的な指針を発行しており、各国の管制官の訓練機関が人材育成プログラムを整備するための標準的カリキュラムとなっている。

そして、各国の履行状況はUSOAP (Universal Safety Oversight Audit Programme)、TRAINAIR PLUS Programme、ICAO地域事務所単位での地域計画グループを通じて確認される。TRAINAIR PLUS Programmeに関しては、2013年に日本の航空保安大学校がその正会員として認証を受けた。その時の記事によると⁴³、同プログラムは、各国

⁴³ 国土交通省航空保安大学校「ICAO TRAINAIR PLUS プログラムの正会員認証授与」(<https://www.cab.mlit.go.jp/asc/images/icao%20tpp.pdf>)。

の教育機関において開発者要件、施設要件などの組織体制面と訓練コース開発方法で国際的な標準化を図る仕組みである。これにより、標準化・高品質化された研修レベルの確保が可能となり、また国際的な訓練資源の共有もシステム化されることとなった。

(2) EASA による制度調和

欧州航空安全機関（EASA：European Aviation Safety Agency）は、欧州連合（EU）域内で管制官資格を共通免許制度として位置付けている。すなわち、Regulation（EU）2015/340は、「加盟国において発給される管制官の免許・証明書に関し、技術要件と行政手続を定める」としている。これにより、EU域内での資格のフラグメンテーション（断片化）を克服し、航空航法サービス提供者間の協力・人材移動・効率性向上を図るために免許制度が統一化されている。各加盟国は同一または整合的な技術要件・行政手続を備えた免許を、他国でも認めうる枠組みの中で発給している（加盟国間で相互認証も制度化されている）。

EUでは、訓練・評価方式が、科目履修の履歴などの形式面ではなく、能力や行動や成果といった実質面（コンペテンシー）に基づくCBTA（Competency-Based Training and Assessment）へと移行している（Commission Implementing Regulation（EU）2025/2143）。具体的には、Regulation（EU）2015/340のAnnexにおいて、各訓練段階で履修・習得すべきパフォーマンス目標が定められており、これを達成していく訓練・評価方式を各加盟国が設計することを求めている。また、評価に関しては複数回・複数コンテキストによる観察（series of observations across multiple contexts）を義務付けている。

なお、日本もこの方式へと移行してきており、ICAOが推奨する訓練方法への適合が目指されている。国土交通省航空局安全部運航安全課長から2017年3月に発せられた通知（国空航第11576号）によると、「（筆者注：CBTAは）実運航に即した実践的な訓練・審査を行うことにより、航空機乗組員として求められるcompetencyを付与するとともに、安全上の支障を及ぼす事態を未然に防ぐという予防安全の観点から、航空機乗組員によるThreat and Error Management（TEM）の向上を図り、運航品質をより高めることを目的としたものである」。

EASAはEU内の統一的制度の運用監視と適合性確認を行う。Regulation (EU) 2015/340は、資格・訓練機関・医療証明機関・航空航法サービス提供者などに対する、独立の立場からの認証・監視をそれに求めている（訓練機関に関しても認証制度がある）。これは、欧州単一航空交通圏構想を見越したものである。EU内の航空管制業務は各国の航空管制機関によって行われるが、EUの政策の下、統一的な方針を持って航空交通管制に関わっているのは欧州航空交通管制機構（ユーロ・コントロール）である⁴⁴。1963年に発足したユーロ・コントロールには現在、42か国が加盟しており、予算規模は10億ユーロである⁴⁵。

3.2. 各国の採用・人材育成方法

主要先進諸国の管制官の採用・雇用主体は、後述の通り政府や民間企業、非営利法人などだが、これを大別するならば、①米国・フランス・日本のように採用・雇用主体が政府である（1）「公務員型」と、英国・ドイツ・カナダのようにそれが政府以外の法人である（2）「非公務員型」の2種類となる。以下ではこの分類に基づいて、各国の状況を概観する。

（1）「公務員型」

米国では、FAAが管制官の採用を一元的に行っている。採用時の主な資格要件として、①米国民であること、②英語を流暢かつ明瞭に話すこと、③31歳未満であること、④1年以上の実務経験または高等教育（航空交通訓練イニシアティブを有する大学もしくはFAAとの協定締結校）の学歴を有すること、⑤心身が健康であること（視力や聴力などに関し基準あり）が挙げられている。

これらの要件を満たす候補者に対して、適性試験、航空交通スキル評価（Air Traffic Skills Assessment）、バックグラウンド・チェックが実施され、さらに医療とセキュリティのクリアランスを通過した者が合格となる。合格者は、オクラホマ・シティにあるFAAアカデミーで3～5か月間の基礎訓練を受け、その後、配属先でのOJTを経て、採用から

⁴⁴ 寺田・前掲注（7）論文、174頁

⁴⁵ EUROCONTROL 'About us' (<https://www.eurocontrol.int/about-us>) を参照。

約2年半～4年でAir Traffic Control Specialist Certificateを取得し正式に業務に就く⁴⁶。2022年には1,500人の募集に対し57,000人の応募があったといい、競争倍率は38倍とかなり高い。他方で、拡大し続ける航空需要に対してFAAがどのようにして管制官を確保していくのかということも、目下の課題として指摘されている⁴⁷。

フランスでは職員群 (corps) が官僚人事を管理する際の単位となっており、それは日本の「専門行政官」の人事システムと類似しているとされる⁴⁸。そのフランスでは、エコロジー移行省民間航空総局 (DGAC : Direction Générale de l'Aviation Civile) の航空ナビゲーション・サービス局 (DSNA : Direction des Services de la navigation aérienne) が管制官の採用を行っており、その教育・訓練はフランス南西部にある航空・宇宙都市、トゥールーズにある国立民間航空学校 (ENAC : École Nationale de l'Aviation Civile) で行われる (同校は学士号から博士号に至るまでを授与する高等教育プログラムをも有する⁴⁹)。同校への入学が認められる将来の航空交通管制エンジニアには、①公務員型、②市民型、③研修生型の3種類がある。中でも管制官への主要ルートである①公務員型は、高卒 (バカロレア取得) 者やグランゼコール準備課程修了者 (数学・物理・化学・工学・情報のいずれかを履修済み) で、国立理工系大学群共通の競争試験合格者が採用される。これは公務員養成プログラムの一環であることもあり、3年間の授業料は無料で、月平均2,000ユーロの給与が支給されるほか、自家用操縦士免許取得のためのコースも受講できる。修了後はDGACに配属され、航空管制のみならず民間航空行政に関わる同局の幹部として活躍する。1～2年間に及ぶ配属先で

⁴⁶ FAA 'Air Traffic Controller Hiring' (<https://www.faa.gov/atc-hiring>)、及び、FAA 'The Air Traffic Controller Workforce Plan 2025-2028' (https://www.faa.gov/about/plans_reports/congress/air-traffic-controller-workforce-plan-2025-2028) を参照。

⁴⁷ ABC News 'FAA gets more than 57,000 applicants for air traffic control jobs' (<https://abcnews.go.com/US/faa-57000-applicants-air-traffic-control-jobs/story?id=88201145>) を参照。

⁴⁸ 伊藤・前掲注 (5) 論文、49頁。

⁴⁹ ENAC 'Découvrir l'ENAC' (<https://www.enac.fr/fr/decouvrir-lenac>) を参照。

のOJTを経て国家試験に合格すると、航空管制に携わるライセンス（Contrôleur aérien）が与えられる（欧州航空安全機関のライセンスに準拠し、定期更新が必要）。

ちなみに、フランスは、高級官僚（grands corps）制度の影響で⁵⁰、管制官すら技術官僚の一形態として制度化されている面がある。それに対して、柔軟な人材確保策としてあるのがDGACなどの契約社員として採用される②市民型である。それは、ENACとの協定締結校を卒業後、①と同じく共通競争試験を受験して入学してくるものの、修了者の大半は航空交通のシステムやサービスの設計・製造・運用に携わる。③研修型は、科学技術分野の学士号を有する者で、フランス語が堪能であること、英語がB1レベル以上であること、3年以上の実務経験を有すること、30歳未満であることなどの条件を満たす者が、書類や面接による試験を経て、企業との契約に基づく（企業の学費負担による）実務教育を受けるものである⁵¹。

（２）「非公務員型」

英国では運輸省航空局が航空政策を所管するが、2001年以降、航空管制業務サービス（NATS：National Air Traffic Services）が官民混合会社（株式を政府が49%（黄金株）、民間が51%保有）となっており、管制官はNATSが一元的に採用している⁵²。NATSで訓練を始めるための資格要件は、①18歳以上であること、②英国での就労が可能なこと（必要に応じてビザを取得）、③学力要件（英語と数学を含む GCSE（義務教育修了試験）で所定の成績を収めていること）、④医療及びセキュリティのクリアランスに合格すること（医療に関しては民間航空局（CAA：

⁵⁰ 村上裕一（2023）「フランスの行政の「伝統」と革新」、『季刊 行政管理研究（第182号）』、41頁。

⁵¹ ENAC 'Formation' (<https://www.enac.fr/fr>) を参照。

⁵² NATS は、欧州広域管制の高高度未満の部分について航空路管制業務を提供するとともに、大空港における飛行場・出発進入管制業務のほか、航空管制プロバイダーとして、英国や北太平洋地域、スペインなどにおける航空管制業務、さらにアジア太平洋地域や米国などにおける航空交通のコンサルティング・サービスを提供している（寺田・前掲注（7）論文、175頁）。

Civil Aviation Authority) に基準あり)、⑤薬物とアルコールに関するポリシーを遵守すること、である。

有資格者はバーチャル・アセスメント・センターに自ら登録し、空間認識能力・論理的思考・反応速度・状況判断力のテスト、性格診断アンケート、さらにオンライン面接・グループ演習・航空交通管制知識テストを受験する(年4回実施)。これらに合格すると条件付き雇用となり(したがって報酬が支給され)、訓練段階へと進む。訓練は英国南部のハンプシャーの施設でのイントロダクションに始まり、各訓練施設での実践的・理論的セッションが1年～1年半行われる。そして航空管制の仮免許が授与されると現場に配属され、CAAの本免許が授与されるまでの間、実践的な訓練が続く⁵³。最近10年以内のある年度では、18～65歳の3,300人から応募があり、最初のオンライン評価で1,700人、オンライン試験で120人、面接で20人にまで絞られた。訓練を経て実際に管制官になったのは最終的に15人であり⁵⁴、当初からの競争倍率にして220倍だった。

ドイツでは、航空管制が警察行政の一部と考えられており、当初、連邦航空管制庁長官が航空管制権限を担い、航空管制業務は権力的な行政権限の行使として遂行されてきたが⁵⁵、1993年以降、連邦航空交通管制監督局の監督下の有限責任会社であるドイツ航空交通管制(DFS: Deutsche Flugsicherung GmbH)に、法令により航空管制業務が委任され⁵⁶、DFSが管制官の採用を行っている。管制官の要件となっているのは、①18歳以上で(上限なし)、高卒以上である(数学・物理・英語重視の大学入学資格Abiturを有すること)、②ドイツ語(母国語、もし

⁵³ NATS 'Eligibility and Application Process' (<https://www.nats.aero/careers/operations/trainee-air-traffic-controllers/>) を参照。

⁵⁴ NATS 'How to become an Air Traffic Controller' (<https://www.nats.aero/news/altitude/how-to-become-an-air-traffic-controller/>) を参照。

⁵⁵ 寺田・前掲注(7)論文、176頁。

⁵⁶ ドイツにおけるこの「民営化」を機に、それまで航空管制に従事していた公務員4,800名は有限会社に雇用される形となり、それ以外の1,200名は、改正航空法に基づき公務員の身分のまま有限会社に派遣された(寺田・前掲注(7)論文、176頁)。

くはICAO基準で一定水準以上)と英語(C1・C2相当)の能力を有すること、③航空や空港の仕事に情熱と意欲を持っていること、④視覚と聴覚に問題がないこと、である。

これを満たす者は続いて2部構成のFEAST(航空管制官選考特別試験)を受験し、さらに人事部門・オペレーション部門・訓練部門の責任者との面接が行われる。その後、医療とセキュリティのクリアランスに合格し、ドイツ航空保安法に規定されている身元調査も受けた上で、DFSとの雇用契約が締結される。採用後の訓練は国内外の航空管制アカデミーで行われ、まず2部構成の基礎理論トレーニングに7か月間従事し、レーティング・コースと呼ばれる段階で管制官の実務上必要な具体的知識を習得する。それに続き、本人の成績やDFSの人事計画などに基づき配属された管制塔において、有資格者の監督下でOJTを積む。各管制塔の特性も考慮しつつそこで航空管制業務への適性を確認し、OJT終了時の試験に合格するとEASA準拠資格が与えられ独立して働くことになる。全体で3年間程度とされる訓練期間中は、報酬と住宅手当が与えられる⁵⁷。

3.3. 各国管制官の処遇比較

主要先進諸国の管制官の処遇を比較してみよう。表4は、管制官の平均年収の国際比較である。これによると、日本の平均年収は他国に比べて低い。人員の多寡については、各国における航空交通の状況にもよることから、安易に評価することはできない。ただ、それと平均年収とを掛け合わせて、「専門行政官」たる管制官全体に社会や政府としてどれだけの予算(給与総額)をどのように割くのかという判断に着目する、マクロの視点は必要であろう。

米国に関しては、基本給に加えて20%程度の不規則勤務手当や追加の夜間勤務手当等が加算されると言われている。英国に関しては、「雇用主」が官民混合会社であることもあって、給与水準が上昇しそれを保ってい

⁵⁷ DFS 'What do air traffic controllers do?' (<https://dfs-as.aero/en/careers/air-traffic-controller-training/>) を参照。

表4 主要先進諸国の管制官の平均年収と人員概数

順位	国名	「雇用主」	平均年収 (万ドル)	人員(人)
1	米国	政府（連邦航空局）	12.2～14.5	18,001
2	英国	官民混合会社（NATS Holdings）	10.8～13.3	1,640
3	ドイツ	有限責任会社（DFS GmbH）	11.0～12.6	1,713
4	スイス	民間企業（Skyguide）	12.0	1,500
5	オーストラリア	民間企業（Airservices Australia）	11.8	1,100
6	カナダ	非営利法人（Nav Canada）	7.9～11.2	1,870
7	フランス	非営利組織（DSNA）	10.5	3,891
参考	日本	政府（国土交通省）	4.6～5.1	1,998

（出典）各「雇用主」の公開情報、及び、Balas, R. "7 Highest Paying Countries for Air Traffic Controllers - 2025" (The Flying Engineer), Occupational Outlook Handbook (US Bureau of Labor Statistics), Indeed, Salary Expert, Economic Research Institute, World Salary, CANSO(<https://canso.org/>)を参照して筆者作成。

（注）「順位」は、平均年収の最大値が大きい順に並べた。

るとされる⁵⁸。

さて、表5には、主要先進諸国の1管制塔当たりの管制官の人数を整理した。ただし、これに関してもさまざまな規模の管制塔があり、また軍などとの役割分担も国によって状況が異なることから、管制塔の数そのものや1管制塔当たりの管制官の多寡に何らかの評価を加えることは適切ではない。強いて言うならば、日本も他国に遜色ないレベルの管制態勢が敷かれているということだろうか。ただこれも、日本の主要空港の過密度合いを見ると、決して十分ではないということになる可能性もある。

4. 「専門行政官」としての管制官

ここまで、日本及び主要先進諸国における管制官の採用・人材育成・

⁵⁸ 寺田・前掲注（7）論文、173・175頁。

表5 主要先進諸国の1管制塔当たりの管制官

順位	国名	人員（人）	管制塔の数	1 管制塔当たりの 管制官（人）
1	英国	1,640	14	117.1
2	スイス	1,500	14	107.1
3	ドイツ	1,713	16	107.1
4	フランス	3,891	76	51.2
5	カナダ	1,870	41	45.6
6	オーストラリア	1,100	29	37.9
7	米国	18,001	512	35.2
参考	日本	1,998	33	60.5

（出典）CANSO（<https://canso.org/>）を参照して筆者作成。なお、国土交通省航空局の管制官の定員約2,000名に加え、航空自衛隊の管制員が約700名おり、さらに海上・陸上自衛隊の管制員（定員非公表）もいる（前掲注（2）特集、33頁）。

（注）「順位」は、1 管制塔当たりの管制官が多い順に並べた。

処遇などに関する基礎情報を整理してきた。本章では、それに基づき、現時点で把握できる各特徴と理論的含意について論じる。なお、本格的な制度比較や実態調査は今後の研究課題であり、ここで行うのはそのための概念や論点の整理に過ぎない。

4.1. 採用と人材育成について

管制官に求められる基礎的資質（例：高度の状況認識能力、集中力、ストレス耐性、語学能力）については、ICAOやEASAによって国際標準化が進んでおり、各国で大きく異なることはない。ICAO基準の「最低年齢21歳以上」に対し、上限年齢の扱いや国籍要件など細部には各国で差異があるものの、職務要求の本質は国際基準により厳しく規定されている。

しかしながら、その専門性をいかなる制度的文脈の下で、どこからどのように調達・再生産するのか、すなわち「公務員型」か「非公務員型」かといったことについては各国で違いが見られた。これは、管制官が位置付けられている行政体系自体の特質（例：公務員制度、「民営化」の度合い、行政の集権性）と深く結びついている。

日本では、管制官は訓練生時代からまず一般職国家公務員制度の枠組みに位置付けられ、その採用から訓練・配置までが政府（国土交通省航空局）による一元的管理の下に置かれている。俸給体系（基本給と諸手当）やキャリア・パスも、最低限のところでは一般職国家公務員制度との整合性を重視しつつ、必要に応じて「専門行政官」としての例外的扱いを受けるという構造になっている。この点は、FAAが全土の航空管制を直接管理し、採用・訓練も連邦政府の権限下で統制している米国の場合と類似している。日本の場合、ICAO基準への準拠という大前提のみならず、日本の航空管制そのものが米軍から移管されたという歴史的経緯をも踏まえると、内なる公務員制度と外なる国際基準の双方から二重に拘束された制度になっていると理解できる。

ただし、制度が類似している日米間でも、管制官の採用倍率や平均給与水準（さらには管制官への給与総額）は大きく異なっており、これを説明するためには、航空を取り巻く環境のみならず、労働市場の構造、専門官の供給条件、政治状況の影響など、複数の要因を考慮する必要があると考えられる。いずれにしても、国家安全保障、航空運輸政策、技術革新といった重要テーマの結節点に位置している航空管制特有の事情が、その人事システムと組織体制の規定要因分析を難しく、また興味深いものになっている。より深いその実態調査が求められる所以である。

欧州諸国の特徴をあえて挙げるとするならば、管制官の制度的位置付けや教育体系の多様性・多層性である。フランスでは、管制官の教育・訓練を行うENACが、それだけに特化するでもなく学士から博士に至るまでの高等教育プログラムをも有し、教育市場と職業訓練体系の連動を特徴としていた。英国NATSやドイツDFSは、官民混合会社や有限責任会社の形態を採り、官民複合型の人材調達システムを構築している。これら欧米の国々では、おそらく軍出身者や航空工学出身者、職業教育ルートなど、応募者のバックグラウンドが多様であるとも推察される。このような特徴の背後には、各国の専門人材の供給市場の構造や、行政が専門性をどこまで内在化するかといった行政文化的要因がある可能性がある。航空管制の専門人材の獲得戦略は、採用・人材育成方法の単純比較を超えて、各国固有の制度的文脈を踏まえてこれを捉える必要がある。

4.2. 処遇の規定要因について

管制官は、航空安全を支える専門官であるがゆえに、多くの国で一般職とは異なる処遇体系が制度化されている。日本では、1960年代の名古屋空港事故を契機に管制官の業務負担と専門性が可視化され、調整額支給などの追加的な処遇が整備された。これは、日本の一般職国家公務員制度における「専門性の制度化」として理解できる。

これに対し、米国の管制官の処遇に関しては、管制官の強力な労働組合である全米航空管制官協会（NATCA：National Air Traffic Controllers Association）の存在が大きい⁵⁹。NATCAはFAA管制官の独占的交渉代表としての法的地位を持ち、大規模なロビー活動や議会との協働を通じて、給与水準や労働条件や労働安全衛生に強い影響を及ぼしている。米国の高い給与水準は、市場要因のみならず、この政治的交渉力により説明される部分も大きいと思われる。もっとも、労働組合の活動が上記の処遇のうちどの変化に効くのかには注意を要するのではないだろうか。

英国やドイツでは、航空管制機関の法人化・民営化といった制度改革を経て、一定の市場メカニズムが人事や処遇に組み込まれているが、その一方で安全関連業務としての規制も強く、労働関係はハイブリッド型だと言える。これに対して、フランスの管制官は、公務員の身分にありながらストライキ権が広く認められており、これが処遇を決める交渉の力学に強く作用している。したがって、管制官の処遇は、「専門行政官」としての制度に市場的要因と政治的要因が重なる形で規定されているという見立てとなるが、この点のより深い考察は今後の課題である。

4.3. 「専門行政官」研究の論点

以上の検討結果を踏まえると、管制官の人事システムと組織体制は、ICAO基準による国際標準化の影響を強く受けつつ、各国の行政・政治的文脈に応じて多様な編成・運用が行われている領域であることが分かる。日本は、一般職国家公務員制度の枠組みを基盤としつつ、必要に応じて専門性に係る要素を制度的に上乗せする手法を採っており、これが

⁵⁹ NATCA 'Discover NATCA' (<https://www.natca.org/>) を参照。

いわゆる「仕切られた専門性」の背景にある⁶⁰。これに対して他の主要先進諸国においては、能力主義のほか、民営化や市場化、国家安全保障上の要請、そして政治的要因が多面的・多層的に混合している。

ここで論点になると思われるのは、管制官を一例とする「専門行政官」が、その行政目的（例：航空安全）を達成していくために、能力主義による中立性・独立性を強化していくべきか。それとも、政治や市場や組織といった環境要因との接合を通じて、専門性の持続可能性を確保していくべきかという問題である。日本の「専門行政官」に見られる「仕切られた専門性」とあえて対置するならば、他の先進諸国には「越境する専門性」の要素があるとも考えられるだろうか。そうすると、制度の柔軟性や官民関係の再構築、専門性の再生産メカニズムといったことは、上記の論点についてさらに検討・研究する上で重要になってくる。

5. おわりに

本稿では、「専門行政官」としての航空管制官を対象に、その制度的位置付け、採用・人材育成、人事管理、国際比較といった観点から基礎情報の整理を行った。日本の管制官は、一般職国家公務員制度の枠組みの中に位置付けられつつも、その業務が高度な専門性と即応性を要するがために俸給（表）、人材育成、組織設計などにおいて例外的な扱いが積み上げられ、それが制度化していた。本稿では、その特徴を歴史や比較を入れた行政学の視点から再構成し、「専門行政官」としてどのように理解しうるかの初歩を示した。すなわち、本稿は管制官、さらには「専門行政官」の制度の全体像を描くという最終目標の達成に向けた前段階に過ぎない。その研究をより一層深めていくためには、解明すべき点が多く残されている。

第1に、航空安全という極めて重要な行政目的に照らして、どのような人事システムや組織体制が管制官にふさわしいのかという根本問題がある。これは、単にその処遇の手厚さや定員の多寡といったことにとどまらず、航空管制業務を（国家公務員制度一般との兼ね合いで）行政活

⁶⁰ 「仕切られた専門性」は、伊藤・前掲注（5）論文、58頁の用語法である。

動の中にどのように位置付けるのか、官民の適切な役割分担とは何か、さらには専門性の確保や能力主義や国家安全保障上の要請といったことのバランスをいかに取るか、といった制度設計の核心にも関わる重要問題である。学術のみならず実務の観点からも、この問いに正確に答える作業は社会的責務だとすら言える。

第2に、管制官に係る人事システムや組織体制がいかにして現在の形へと制度化してきたかについて、社会的・政治的文脈を踏まえた分析が欠かせない。本稿では、その分析の端緒として制度の概要を整理したに過ぎず、管制官の社会的位置付け（総合職国家公務員や他の専門行政官との関係性も含む）がどのような社会的・政治的背景によって規定されてきたのかといったところにまでは、十分に立ち入ることができなかった。それはおそらく、航空に関連するさまざまな事象をきっかけとした政策転換、国際的な統一的基準の受容とそこへの関与、国家公務員制度改革などといった要因とも結びついている。その特徴や実像は、国際比較や専門分野間比較を交えた研究をさらに展開することで、より立体的に描くことができるものと思われる。

第3に、行政学独特の視点からは、管制官のキャリア・パスそのものについてさらに調査と分析をする必要がある。例えば、管制官が航空行政官として国土交通省本省や地方、国際機関などで政策形成に関わる場合、その専門性が意思決定のどこでどのように活かされ、どのような経路を通じてそれが組織に波及していくのかという点は、既存研究において十分には扱われていない。これを明らかにすることは、「専門行政官」制度全体のさらなる理解にも資するだろう。

以上のように、管制官を「専門行政官」として理解するための基礎的枠組みを提示した本稿とさらなる実態調査とを今後ますます有機的に関連させていくことで、より精緻な分析が進むことが期待される。管制業務は、専門性と行政責任が交錯する行政領域の典型でもあることから、その研究は行政学一般にも少なからざる学術的インパクトをもたらさう。ついては、本稿を出発点として、今後より包括的かつ多角的な「専門行政官」の生態の調査を進めていきたい。

謝 辞

本稿は、2022～25年度 科学研究費補助金「現代日本における専門行政官の人事システムと組織体制に関する総合的研究」（代表：伊藤正次先生、研究課題/領域番号：22H00806、23K22078）の一環で執筆したもので、2025年度 科学研究費補助金「行政官僚制に「アジャイル・ガバナンス」はいかにして可能か」（代表：筆者、研究課題/領域番号：25K04929）、及び、2020～25年度 同「マルチレベル・ガバナンスの研究：人や組織のdiscretionによる事例分析」（代表：筆者、研究課題/領域番号：20K01442）の成果でもある。藤田由紀子先生をはじめ本研究にご指導・ご協力くださった関係者各位に、深く御礼申し上げる。

（以上）

価格差別に対する法的規制の可否（１）

—— 消費者法の視点から ——

牧 佐智代

目 次

1. はじめに
2. 価格差別とは何か
 - 2.1 分類概念
 - 2.2 価格差別を可能にする条件
3. 価格差別の効率性
 - 3.1 仮定
 - 3.2 第一種価格差別の効率性
 - 3.3 第三種価格差別の効率性
 - 3.4 第二種価格差別の効率性
 - 3.5 価格差別の経済分析まとめ (以上、本号)
4. 消費者の誤認
5. 法的規制の設計——パーソナライズド・ロー
6. おわりに

1. はじめに

企業は様々な価格戦略をとる。例えば、閑散期・繁忙期に応じて異なった価格設定を行うことは、ホテルの宿泊料や新幹線の指定席特急料金や航空券の運賃など、よく見られる。また、学生割引・シニア割引といった、当事者属性に応じて価格が異なることもしばしば見られる。さらに、映画館のレイトショー料金や喫茶店のモーニング料金など、時間帯によって異なる価格が設定されていることもある。このように、同じ部屋・

同じ座席等級・同じ映画の上映・同じ料理、つまり同一の財が提供されるにもかかわらず異なった価格が設定されることは、企業戦略の一つとして広く見られる。

このような中、近年、ビッグデータおよびそれを分析するアルゴリズム・人工知能（AI）の発達により、「パーソナライズド・プライシング」という価格戦略が可能になりつつある。「パーソナライズド・プライシング」は、「価格差別」の分類区分に言う「第一種価格差別」であるところ¹、これまでミクロ経済学や産業組織論の教科書において第一種価格差別の例としてしばしば挙げられてきたのは、「小さい村の医者であれば住民の所得水準を把握することができるから、医療行為に対する報酬について、一人一人に異なった価格をつけることが可能かもしれない」というやや現実離れた話であったし²、技術的に実行困難であるとも言われていた³。しかし、例えば、宿泊予約総合サイトにおいて、これまでの予約履歴やCookieによって保存されたサイト内の検索履歴から、その人の需要（支払意思額）を予測し、同じ日時の同種グレードの部屋であっても、予約者に応じて異なった価格を提示することが技術的に可能になっている⁴。また、「デジタル値

¹ 価格差別は、第一種価格差別・第二種価格差別・第三種価格差別に区分される。具体的内容は 2 で後述する。

² 例えば、ハル・Ｒ・ヴァリアン著（佐藤隆三監訳）『入門ミクロ経済学〔原著第 9 版〕』（勁草書房・2015 年）419 頁、西村淳一＝山内勇『産業組織論への招待』（新世社・2025 年）101 頁参照。

³ 例えば、柳川隆＝川濱昇編『競争の戦略と政策』（有斐閣・2006 年）154 頁のように、刊行年が少し前のものにはこのような記述がしばしば見られる。

⁴ これに近いことが実際に起きている。2000 年に米国アマゾン（Amazon.com）が、映画の DVD をリピーター顧客と新規顧客とで異なった価格で販売していることが明らかとなった。新聞報道によれば、発端は、ある顧客がアマゾンで DVD を購入した後に改めてアマゾンにアクセスして商品を検索すると値上がりしていたため、試しに Cookie などの識別情報を削除した上で再度アクセスしたところ、今度は購入価格よりも低い価格が表示されたことによる。このことは DVD 愛好家の集まるウェブサイト DVD Talk. com の掲示板でたちまち話題になり消費者の反発を招くこととなった。アマゾンは「異なる割引率に対する消費者の反応を測定するために数日間テストを行ったのであって、ダイナ

札⁵と「スマートフォンのアプリによる注文・購入・決済のシステム」⁶を組み合わせることによって、例えば、スーパーマーケットにおいて、店頭のデジタル値札にはバーコードのみを掲示し価格表示はせず、顧客がデジタル値札のバーコードをスマートフォンで読み取ると、同アプリを通じてこれまで購入・決済した商品の購入履歴に基づいてその人の当該商品に対する需要（支払意思額）を算出してその人向けの価格を表示する、ということも技術的に可能である。

このように一人一人に異なった価格を設定する「パーソナライズド・プライシング」が可能になりつつある、又は既に可能であることを受けて、「パーソナライズド・プライシング」に対して法的規制が必要か否か、法学においても注目を集めている⁷。そしてそれと同時に、「パーソナラ

ミックプライシングを採用しているわけではない。」と弁明したが、最終的に差額を返金すると発表したとのことである。David Streitfield, *On the Web, Price Tags Blur; What You Pay Could Depend on Who You Are*, Washington Post, September 27, 2000, at A01.

⁵ デジタル値札・電子棚札は、①セールのたびにあるいはライバル企業との価格競争にさらされ日々価格が変化する商品において、値札を張り替える作業の手間を省き、また②売場で掲示されている値札価格とレジでの入力価格との差額が発生するミスを防ぐといったメリットから、食品スーパーマーケットや家電量販店で見かけることが増えている。

⁶ レジ混雑の回避・レジ係の人件費節約あるいは人手不足解消の観点から、食品スーパーに限らずファストフード店を始めとした飲食店などでも、スマートフォンからの注文・決済を採用する企業・店舗が増えている。ある大手スーパーマーケットでは、顧客が専用アプリをスマートフォンにダウンロードすることで、あるいはアプリをインストール済みのスマートフォンを無料で貸し出すことで、顧客は買い物をしながら商品のバーコードをスマホアプリでスキャンすれば、支払総額が二次元コード化され、専用レジでその支払コードをスキャンして支払いをするというシステムを採用している。

⁷ 中川晶比兒「ビッグデータ・ビジネスにおける個人情報の利用と差別」川濱昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念論文集『企業と法をめぐる現代的課題』（商事法務・2021年）563頁、淵川和彦「AI アルゴリズムの活用とその競争法上の規制」日本経済法学会年報45号・通巻67号『デジタ

イズド・ロー」への注目も高まっている⁸。

ところで、「パーソナライズド・プライシング」すなわち「第一種価格差別」に対し、「第二種価格差別」と「第三種価格差別」は既に社会の至るところで見られる。我々の社会は、第二種・第三種価格差別が実行されていることについては特に問題視していなかった——というより価格差別であるとの認識すらなかった——にもかかわらず、「第一種価格差別」については批判的・懐疑的な目を向けている。それでは第一種価格差別は不当であり規制すべきだろうか。仮に規制すべきであるとするならば、買い手が無自覚であれ社会に容認されている第二種・第三種価格差別とは何が違うのだろうか。第一種価格差別が規制されるべき「不当」なものであるのか、言い換えれば第一種価格差別に対する法的規制が必要か否かを検討するにあたっては、「差別」という呼称から抱く直感的なイメージや「個人毎に価格が異なるのは差別だ」という素朴な公平感を排して⁹、第一種・第二種・第三種価格差別の違い、各価格差別の

ル経済と新たな規制の展開』（2024年）56頁、丸山絵美子「パーソナライズド・プライシング——情報法・競争法・消費者法の交錯」法時96巻10号（2024年）65頁、松本恒雄「消費者法の観点から見たプロファイリングに基づくパーソナライズド・マーケティングとその規制——パーソナライズド・プライシングを中心に」消費者庁リサーチディスカッションペーパー『デジタル社会における消費者法制の比較法研究』（2025年）45頁。各省庁でも検討が行われ、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会『論点整理』（2020年）22-23頁、デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書『アルゴリズム／AIと競争政策』（2021年）がまとめられている。

⁸ 吉政知広「消費者法分野における民事立法の形式をめぐる」丸山絵美子編著『消費者法の作り方：実効性のある法政策を求めて』（日本評論社・2022年）51頁以下、吉政知広「契約法における任意規定の『個別化』——その意義と限界に関する研究ノート」論叢193巻6号（2023年）89頁、樋口範雄「Default Rule（任意規定・任意法規）を疑う」法協141巻9＝10号（2024年）731頁、同「任意規定（任意法規）再考——任意規定の個別化」法協142巻8号（2025年）655頁。

⁹ 誤解のないように付け加えると、筆者はこうした素朴な公平感自体を否定するものではない。我々の抱く直感的な「公正さ」「公平感」は時に正しく、また人々の抱く「公正感」や「公平感」を無視したルール設計・解釈は、ルールの運用

メカニズム、各価格差別がもたらす経済的帰結を理解する必要がある。そこで、本稿では、ミクロ経済学・産業組織論に即して価格差別を理解するところから始める¹⁰。

2. 価格差別とは何か

2.1 分類概念

価格差別は、第一種・第二種・第三種という分類区分が用いられるこ

において失敗を招く（人々の公正感が意思決定に与える影響を踏まえた上で契約法の解釈ルールを構築する必要があることを指摘するものとして、山本顯治「契約改訂合意の拘束力と公正感——覚え書き」西田英一＝山本顯治編『振舞いとしての法——知と臨床の法社会学』（法律文化社・2016年）249頁以下参照）。筆者が問題視しているのは、直感に依拠した議論や直感により先入観を持って分析してしまうことである。不公正・不公平を論拠とするならば、どこが不公正・不公平であるのか、何に起因しているのかを追究し特定することが必要ではないか。

¹⁰ 価格差別の概念および価格差別のメカニズムを理解する上で、前掲注（2）（3）に掲げたものの他、次のものが有益である。

荒井一博『ミクロ経済学』（中央経済社・1997年）、山崎昭『ミクロ経済学』（知泉書館・2006年）、荒井一博『ファンダメンタルミクロ経済学〔第2版〕』（中央経済社・2008年）、林貴志『ミクロ経済学〔増補版〕』（ミネルヴァ書房・2013年）、ロバート・S・ピンダイク＝ダニエル・L・ルビンフェルド著（姉川知史監訳）『ピンダイク＆ルビンフェルド ミクロ経済学Ⅰ』『同Ⅱ』（KADOKAWA・2014年）、N・グレゴリー・マンキュー著（足立英之ほか訳）『マンキュー経済学Ⅰミクロ編〔第4版〕』（東洋経済新報社・2019年）、N・グレゴリー・マンキュー著（片桐満ほか訳）『マンキュー経済学Ⅰミクロ編〔第5版〕』（センゲージラーニング・2025年）、泉田成美＝柳川隆『プラクティカル産業組織論』（有斐閣・2008年）、花蘭誠『産業組織とビジネスの経済学』（有斐閣・2018年）、小田切宏之『産業組織論——理論・戦略・政策を学ぶ』（有斐閣・2019年）、石橋孝次『産業組織——理論と実証の接合』（慶應義塾大学出版会・2021年）、明城聡＝大西宏一郎『産業組織のエッセンス』（有斐閣・2022年）、ルイシュ・カブラル著（青木玲子＝大橋弘監訳）『企業の経済学——産業組織論入門』（日本評論社・2023年）。

とが一般的であり、価格差別の概要を把握するにあたって有用である¹¹。本稿は、この分類区分に即した上で、買い手の需要について売り手が有している情報の程度に応じて価格差別の手法を整理・把握するため、呼称である数字の順番とは異なり、第一種、第三種、第二種の順番に検討する。

（１） 第一種価格差別＝完全価格差別

第一種価格差別は、買い手が当該財を購入するために支払ってもよいと考える金額すなわち「支払意思額」¹²に即して価格をつける。このとき、

¹¹ 「first degree」「second degree」「third degree」という分類区分と呼称は、Arthur C. Pigou が、THE ECONOMICS OF WELFARE, pt.2, ch.14 (1st ed. Macmillan 1920) において用いたことで知られている（なお、同書第４版の1952年付録増補版の邦語訳として、永田清監修・気賀健三ほか共訳『ピグウ厚生経済学Ⅰ～Ⅳ』（東洋経済新報社・1953～1955年）がある）。その後、時代が進み価格差別に関する研究が深まるにつれ、すぐ後に見るように、各区分の特徴を表した名称である「perfect price discrimination」「screening」「multimarket price discrimination」や「personalized pricing」「menu pricing」「group pricing」などに言い換えられることが多くなっている。価格差別の理論的展開については、Hal R. Varian, *Price Discrimination*, in Richard Schmalensee & Robert D. Willig eds., HANDBOOK OF INDUSTRIAL ORGANIZATION vol.1, ch.10 (North-Holland 1989); Lars A. Stole, *Price Discrimination and Competition*, in Mark Armstrong & Robert Porter eds., HANDBOOK OF INDUSTRIAL ORGANIZATION vol.3, ch.34 (North-Holland 2007) 参照。

我が国では、ピグーによる分類呼称には、「第〇級」「第〇次」といった訳が元来あてられてきた。しかし、価格差別に関する研究の進展に伴い、ピグーの分類呼称には区分を表す意味しか見出さなくなっているのか、最近では「第〇種」と翻訳・表現されることが増えているようである。本稿も近年の定訳・通例に従い、「第〇種」という表現を用いる。しかし、ピグーが「程度」を顕す degree という単語を用いて、差別化の程度の深いものから順に一・二・三という序数を与えていた慧眼は見過ごされてはならないように思われる。この差別化の深度という点については、価格差別の各手法を分析することで明快となるため、3.5で後述する。

¹² 支払許容限度額・留保価格・限界評価額とも言う。本稿では基本的に「支払

①売り手が「個々の」買い手の需要関数について完全に情報を有してお
り¹³、②「買い手毎かつ購入単位毎に」完全に異なった個別価格を設定す
ることで、③価格差別を実行する売り手が社会的余剰を完全に取得する
ことから、「完全価格差別 (perfect price discrimination)」とも呼ばれる。

(2) 第三種価格差別＝市場分割

買い手の「属性」によって需要関数が異なることに応じて、属性毎に
買い手をグループ化し、需要の価格弾力性の小さいグループには相対的
に高い価格を、価格弾力性の大きいグループには相対的に低い価格をつ
けるという、各グループの需要の価格弾力性に応じた価格を設定するの
が、第三種価格差別である。属性毎に異なった価格をつけることが可能
となることによって、同じ一つの財であるにも関わらずあたかも異なる
財であるかのごとく市場を分割することができるため、第三種価格差別
は「市場分割 (market segmentation)」とも呼ばれる。

第三種価格差別を実行するためには、買い手の「属性毎」の需要関数
について情報を有していることに加えて、「事前 (契約締結時)」に当該
買い手の属性を「識別」できることが必要となる。ここで識別と呼ぶの
は、買い手本人の告白であれば嘘をつくことが可能であるため、売り手
が買い手の属性を客観的に「観察可能」でなければならないことを意味
する。従って、観察可能な買い手の属性とは、年齢・性別・職業・社会
的身分・居住地域 (地理的区分) だけでなく、購入時期 (早期予約か直
前購入か)・利用時間帯 (オフピークとオンピーク)・購入回数といった
売り手が入手できる情報を下に観察できるものであればよい。例えば、
一般グループと学生グループとに区分して学生向けには低い価格をつけ
る「学生割引」は、契約締結時に学生証の有無によって学生という属性

意思額」の用語を用いるが文脈に応じて使い分けることがある。

¹³ 需要関数は、縦軸の任意の価格の下での当該生産物に対する需要量を表す、つまり価格を変数とした関数である。これを、横軸の任意の量を購入するために一単位あたり支払ってもよいと考える価格 (支払意思額) を表す、つまり需要量を変数とした関数 (逆需要関数) に読み替えることができる。よって、需要関数が分かれば買い手の支払意思額に応じた価格を設定することができる。

を容易に確認することができる。

（３） 第二種価格差別＝スクリーニング

売り手が買い手に需要関数の異なるグループが存在することを把握しているが、当該買い手がどのグループに属するかを事前に識別することができない場合、買い手に需要情報を開示させる仕組み、すなわち「スクリーニング（screening）」を用いるのが第二種価格差別である。売り手は「メニュー価格」（複数の料金プラン）を用意し、買い手に選択させることによって、当該買い手の需要情報を開示させる。

携帯電話のデータ通信サービス契約を例に説明しよう。データ通信サービスに対する需要は様々である。例えば動画を視聴するためデータ通信量が多い、すなわちデータ通信サービスに対する需要の高い人もいれば、通話が主でデータ通信サービスをあまり必要としない人もいる。しかし、データ通信量は個人差が大きく、また中には一人で複数台の携帯電話を保有してプライベート用と業務用とで用途に応じた契約を締結している人もいるように、潜在的契約者（通信サービスの潜在的買い手）の年齢・性別・職種等の客観的属性によって、通信サービスに対する需要の高低を事前に識別することは必ずしもできない。つまり、買い手の需要の高低について買い手と通信会社（売り手）の間に情報の非対称性があり、買い手が情報優位者である。そこで、通信会社は、例えば月額８千円でデータ通信量無制限の使い放題プランと、１ギガバイトまでしかデータ通信できないが月額３千円のプランとの２種類の料金プランを用意する。そうすれば、動画を視聴するためデータ通信量が多く、データ通信サービスに対する需要の高い人は、月額８千円の使い放題プランを自ら選ぶであろうし、通話が主でデータ通信には需要を見出さない人は、月額３千円のプランを自ら選ぶであろう。このように、買い手自らがどちらの料金プランを選択するかによって、高需要者・低需要者いずれに属するのかという「私的情報が開示」されるため、買い手の「自己選択（self-selection）」という特徴を、第二種価格差別は有している。

（４） 分類区分のまとめ

以上の通り、第一種・第二種・第三種という分類区分は、買い手の需

要に関する情報について売り手が有している量・質・程度によって価格差別の手法を区分するものとして整理することが可能である。すなわち、第一種価格差別は売り手が個々の買い手の需要関数について完全に情報を有している場合、第三種価格差別は、個々の買い手の需要関数を把握することまではできないものの買い手の属性に応じたグループ毎の需要関数を把握でき、かつ、当該買い手の属性を事前に識別できる場合、第二種価格差別は、需要関数に応じたグループ化が可能であるが、当該買い手がどのグループに属するかを事前に識別できない場合、と整理することができる。

2.2 価格差別を可能にする条件

このように価格差別を実行するためには、売り手が買い手の需要情報を有していることが必須となる。加えて、価格差別を実行するには次の条件が整う必要がある。

まず、売り手が「市場支配力」を有しており価格を決定できることが条件として必要である。言い換えると、価格差別は不完全競争市場においてのみ起きる。完全競争市場では売り手は価格受容者（プライステイカー）であり、市場価格に影響を及ぼすことができないのである。

次に、売り手が買い手の支払意思額に応じて価格を個別に設定したとしても、売り手から高値を設定された者は、相対的に低い値段を設定された他の買い手から購入することが可能であるならば、売り手からは購入しない。従って、価格差別が可能になる条件として、買い手が転売できない、すなわち「裁定取引」の機会がないことが条件として必要となる。

以上をまとめると、①売り手が買い手の需要情報を有していること、②売り手が市場支配力を有していること、③買い手に裁定取引の機会が存在しないこと、が価格差別を可能にするための理論的に必要な条件である¹⁴。

¹⁴ 現実には、買い手が価格差別を不公正だと感じる場合、価格差別は実行不可能になることがある。前掲注（4）で紹介した Amazon.com の事例では、顧客からの強い批判・反発が巻き起こり DVD の差額を返金対応するに至ったこ

3. 価格差別の効率性

3.1 仮定

本稿は、価格差別は法的に規制すべきものであるか否かを検討するために、経済分析を手がかりとする。具体的には、ベンチマークとなる完全競争市場における社会的厚生、独占市場における厚生損失の発生、そこに価格差別を導入した場合、という3つの段階を順を追って検証することで、価格差別が社会的厚生と市場参加者の厚生にどのような影響を及ぼすかを確認する。

以下では、分析を単純化するために、①生産物1単位あたりの生産費用すなわち平均費用ACが一定かつ②固定費用FCゼロの仮定を置く。このことは、③限界費用MCが一定であること、④平均費用と限界費用が等しいこと、⑤平均可変費用AVCが平均費用と等しいこと、⑥平均費用と限界費用と平均可変費用が等しいこと、を含意する¹⁵。以上の仮定

とから、価格差別は失敗に終わったと言える。このように、理論上は本文①ないし③の条件を充たしていれば価格差別は実行可能であるが、実際上は④人々の公正感への配慮が加わると言える。

そこで、売り手は、買い手に不公正さを感じさせないように、あるいは、価格差別を行っていることを分かりにくくするために、「割引クーポン」を配布するという方策を採ることがある。割引クーポンの配布が価格差別の一種であることについては、マンキュー〔第5版〕・前掲注(10) 351頁、ピンダイク＝ルビンフェルドⅡ・前掲注(10) 69頁など、多くのミクロ経済学の教科書でも説明されており、またそこで引用されている文献を参照されたい。

我が国でも、スーパーマーケットやファストフード店で、スマートフォンのアプリを使って注文・決済まで購入の一連の作業が可能になっていることは既に触れた通りであるが、同アプリを通じて購入履歴データを収集して支払意思額を推定し、その人向けの割引クーポンを付与（割引後の価格がその人の支払意思額に一致するように設定）することが技術的に可能であろう。あなたのアプリと友人のアプリに届いているクーポンの種類や割引率が異なっている、つまり割引クーポンの付与による価格差別が起り得る。

¹⁵ ③について、平均費用ACが一定であるとは、いかなる生産量水準の下でも生産物1単位あたりの生産費用（1単位あたりの総費用）が一定であることを

の下で¹⁶、売り手が買い手の需要関数について情報を多く有している順番、すなわち第一種、第三種、第二種価格差別の順に検討する。

3.2 第一種価格差別の効率性

3.2.1 完全競争市場

(1) 市場需要曲線と市場供給曲線の導出

ベンチマークとなる完全競争市場における厚生水準を確認するために、まず市場需要曲線と市場供給曲線を導出するところから始める¹⁷。

意味するから、生産量が追加的に1単位増加することによる総費用の変化量(総費用が追加的にどのくらい増減するか)を表した限界費用 MC も一定であることが含意される。④について、総費用は当該生産量水準の下での1単位あたりの生産費用(すなわち平均費用)に生産量 Q を乗じたものと観念できるところ、今いかなる生産量水準の下でも平均費用は定数 k で一定であると仮定したから、総費用 $TC = k \times Q$ と表すことができる。限界費用は総費用を生産量で微分したものであるから、 $MC = \frac{dTC}{dQ} = \frac{d(k \cdot Q)}{dQ} = k$ となり、限界費用と平均費用が等しくなる。⑤について、平均費用 $AC = \frac{\text{総費用} TC}{\text{生産量} Q}$ であり、総費用 $TC = \text{固定費用} FC + \text{可変費用} VC$ であるところ、固定費用 FC ゼロの仮定より、 $AC = \frac{VC}{Q} = \text{平均可変費用} AVC$ である。⑥について、上記④ $AC = MC$ と⑤ $AC = AVC$ より、 $AC = MC = AVC$ である。

¹⁶ この仮定及びその含意するところにより、次のように分析が単純化できる。第一に、利潤 $\pi = \text{総収入} TR - \text{総費用} TC = TR - (\text{可変費用} VC + \text{固定費用} FC)$ であり、他方、生産者余剰 $PS = \text{総収入} TR - \text{可変費用} VC$ であるから、利潤と生産者余剰は本来異なるが、固定費用ゼロと仮定したことにより、利潤と生産者余剰を一致させることができる。第二に、 $AC = MC = AVC$ より、平均費用曲線と限界費用曲線と平均可変費用曲線とが全て同一の曲線(本稿では水平の直線)で一致するため、企業の操業停止・市場退出の判断と利潤最大化行動を同一の曲線から導くことができる。

これにより、①完全競争市場、②独占市場、③価格差別を導入した独占市場という市場間の比較による相違が、グラフ上で視覚的に明快なものとなる。

¹⁷ 完全競争市場における市場需要曲線と市場供給曲線のグラフや均衡点の導出は、周知のところと思われる。しかし、後に続く独占市場における分析さらに各価格差別を導入した場合の分析において同じ思考プロセスをたどるため、

市場需要曲線は、市場に存在する各消費者の需要曲線（例えば $D_1 \sim D_{1000}$ ）を水平方向に足し合わせることで導出できる。各消費者の需要曲線は、一般的に、価格が下がれば需要量が増えるので、右下がりの形状を有する（図1-1(a)）¹⁸。このため、 $D_1 \sim D_{1000}$ を水平方向に足し合わせた、右下がりの市場需要曲線 D が導出される（図1-1(b)）。

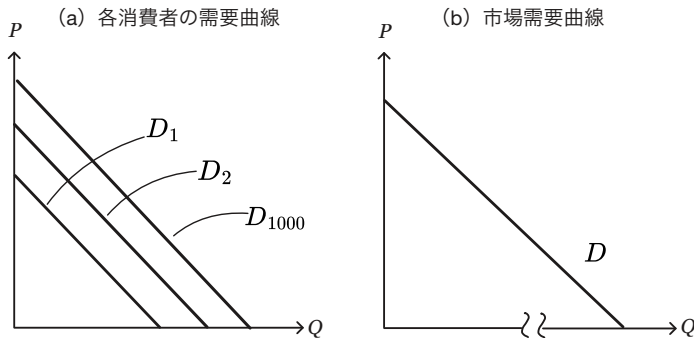


図1-1：需要曲線

市場供給曲線は、市場に存在する各生産者の供給曲線（例えば $S_1 \sim S_{1000}$ ）を水平方向に足し合わせることで導出できる。そこで各生産者の各供給曲線を導出する必要がある。

完全競争市場の場面を用いて基礎的なところから叙述する。

¹⁸ 需要曲線は横軸の値を変数とした限界評価曲線に読み替えることができることは注(13)で既に述べた。そうすると、限界評価曲線が右下がりとなるのは、買い手は最初の1単位目を購入するためには高い価格を支払ってでも購入したいと考えるが、もう1単位追加的に購入するときには得られる満足感が減少する（限界効用逓減の法則）ので評価額は下がってゆき、このため右下がりになると説明することもできる。さらに別の説明として、代替効果と所得効果から説明することも可能である（小田切・前掲注(10) 8-9頁）。すなわち、価格が上がれば他の財への代替が起き当該財の需要量が減るという負の代替効果が生じ、かつ、価格が上がることで実質所得が減少するため当該財の需要量が減るという負の所得効果が一般的に生じることから、需要曲線が右下がりになる。

まず、完全競争市場において各生産者は水平の需要曲線に直面している。なぜならば、一生産者は自身の行動（生産量の増減）によって市場価格に影響を及ぼすことができない「価格受容者（プライステイカー）」である。従って、どの生産量の下でも市場価格は一定であり、その市場価格の下での市場需要量も一定である。よって、完全競争市場で一生産者が直面している需要曲線は市場価格において水平の直線となる（ $P=D$ ）。この状態で、各生産者は自身の生産費用関数を基に利潤最大化を目指す。利潤最大化は、限界収入 MR = 限界費用 MC となる点で生産量を決定することにより達成される。なぜならば、限界収入が限界費用を上回る限り生産量を増加させれば利潤が増加し、限界費用が限界収入を上回る場合には生産量を減少させることで利潤が増加するから、結局、限界収入と限界費用が等しくなるところまで生産を続けることが望ましい。このとき、完全競争市場では、限界収入 MR = 市場価格 P であるから¹⁹、限界費用と限界収入が等しくなる点とは、限界費用と市場価格が等しくなる点である。

ここで、仮に生産者1の限界費用曲線 MC_1 と生産者2の限界費用曲線 MC_2 が図1-2パネル(a)のように表されるところとしよう²⁰。これを基に生産者1と生産者2の各供給曲線を導出し、さらに市場供給曲線を導出しよう。

¹⁹ 限界収入 MR は、販売量が1単位増えるごとに総収入 TR がどれだけ変化するかを表している。総収入 TR = 価格 P × 生産量 Q であるところ、完全競争市場において一生産者は市場価格 P を所与としているから、生産量 Q が1単位増えると総収入は P 分だけ増える。よって、 $MR=P$ である。

なお、平均収入 AR は、1単位の販売からどれだけの収入を得られるかを表すものであるから、 $AR = \frac{TR}{Q} = \frac{P \cdot Q}{Q} = P$ である。このため、完全競争市場では、 $P=D=AR=MR$ となる。

²⁰ 上記3.1で示した仮定より、 $MC=AC$ であり、限界費用曲線と平均費用曲線は同一の水平線で表されている。

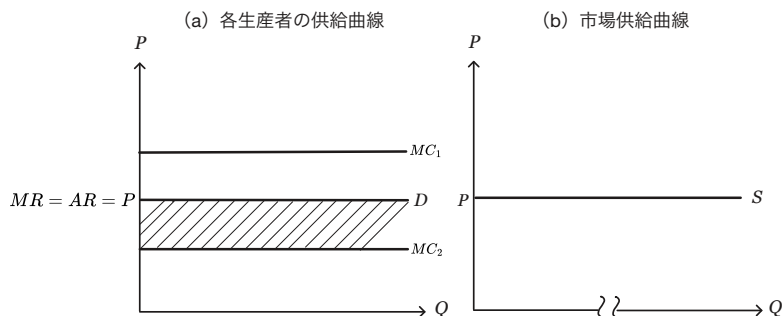


図 1-2：供給曲線

パネル(a)において、生産者1の限界費用曲線 MC_1 は、市場価格 $P=MR$ より上方に位置している。 $MR < MC$ であるから、生産するとかえって損失を被るため操業を停止する（また $MC=AC$ より、平均費用 AC が市場価格を上回っているため、長期的には生産者1は市場から退出する）。他方、生産者2の限界費用曲線 MC_2 は、市場価格 $P=MR$ より下方にある。 $MR > MC$ であるから生産することで利潤を上げることができ²¹、当該市場価格の下で生産したい分量をいくらかでも生産することができるから、限界費用曲線 MC_2 が生産者2の供給曲線 S_2 となる。よって、生産者1～1000のうち、限界費用曲線が P より下方に位置する者（例えば生産者2～1000までが全員該当するとする。）のみが供給し、これらの生産者の各限界費用曲線（ $MC_2 \sim MC_{1000}$ ）が各供給曲線（ $S_2 \sim S_{1000}$ ）となる。そして、これら各供給曲線（ $S_2 \sim S_{1000}$ ）を水平方向に足し合わせたものが、市場供給曲線 S となる（図1-2(b)）。

(2) 社会的厚生

さて、市場需要曲線と市場供給曲線が導出できたことにより、この2つの曲線の交点である競争均衡量 Q_c と競争均衡価格 P_c が導かれる（競争市場のcompetitiveの頭文字Cをとって表記する）。そうすると、図1

²¹ $MC=AC$ より、需要曲線 $D(=P)$ と AC の差分である斜線を引いた部分が利潤となる。

-3の通り、市場需要曲線と競争均衡価格との差分である斜線部分は消費者余剰であり、生産者余剰はゼロである。完全競争市場では、「社会的余剰＝消費者余剰」となっていることが分かる。

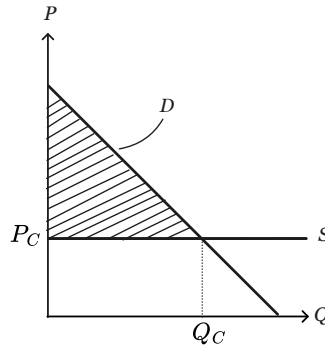


図 1-3：完全競争市場における社会的厚生

3.2.2 独占市場

(1) 生産量と独占価格の決定

次に、不完全競争市場の最極端である独占市場における厚生水準を確認する。

市場供給曲線 S は、独占企業である生産者 1 の限界費用曲線 MC_1 に置き換わる²²。生産者 1 は独占企業であり市場における唯一の供給者であるため、直面する需要曲線は市場需要曲線である。市場需要曲線は、上記完全競争市場において導いたのと同様 $D_1 \sim D_{1000}$ の水平和である右下がりの需要曲線 D で変わらない。つまり、独占市場の場合、唯一の供給者となった独占企業は、右下がりの需要曲線に直面していることに注意が必要である。

²² 各生産者の各供給曲線は各限界費用曲線から導出し、これら各供給曲線を水平方向に足し合わせたものが市場供給曲線であった。今、市場に存在する生産者は一人であるから、この生産者の限界費用曲線が供給曲線である。従って、独占市場では市場供給曲線は存在せず、生産者 1 の限界費用曲線 MC_1 に置き換わる。

この状態で、再び生産者の利潤最大化行動により、独占市場における生産量 Q_M と独占価格 P_M がどのように決まるか確認する（独占者 Monopolist の頭文字 M をとって表記する）。生産者の利潤最大化行動は、独占企業であっても競争企業と変わらず、限界収入と限界費用が等しくなるところまで生産するのが最適である。よって、限界収入曲線 MR と限界費用曲線 MC_1 との交点で生産量 Q_M が決まる。しかし、完全競争市場では $D=P=AR=MR$ が成立していたのに対し、独占市場では $D=P=AR>MR$ となる。その理由は次の通りである。まず、独占企業は、右下がりの需要曲線に直面しているから、利潤を増やそうとして販売量を例えば 1 から 2 へ増やすと、2 単位目の留保価格にあわせて値下げした価格で 1 単位目分も販売しなければならない。そうすると、当該販売量での 1 単位あたり得られる収入つまり平均収入 AR も右下がりとなる²³。そして、生産物 1 単位あたりの収入が減少していくのだから、生産量を 1 単位増やすことによる総収入の変化量を表す限界収入 MR は、平均収入よりも急激に減少していく²⁴。よって、 $AR>MR$ となる。なお、最初に販売される 1 単位目の限界収入は当該生産物価格に等しいので、限界収入曲線は縦軸の切片では $D=P=AR$ で同じ値をとる。このため独占市場では、限界収入曲線は、需要曲線（＝平均収入曲線）と縦軸の切片を同一として出発しつつ、需要曲線よりも急勾配の傾きとなるから、市場需要曲線より下側に位置する（図 1-4）。

さて、限界収入曲線 MR と限界費用曲線 MC_1 の交点により、利潤を最大化する生産量 Q_M が定まった。そして、今や生産者 1 は独占者であり、価格を思いのままに決定することができる「価格決定者（プライスメーカー）」である。そこで、生産量 Q_M を通る垂直線と需要曲線との交点を独占価格 P_M として決定することができる（図 1-4）。

²³ $AR = \frac{TR}{Q} = \frac{P \cdot Q}{Q} = P = D$ であることから、需要曲線 D が右下がりならば平均収入曲線 AR も右下がりになることは明らかである。

²⁴ 販売量を増やしたことによる総収入増加（生産量効果）が、単価が値下げされることによる総収入減少（価格効果）により減殺されるから、総収入の変化量を表す限界収入 MR は需要曲線 D （＝平均収入曲線 AR ）よりも急勾配で減少すると理解することもできる。

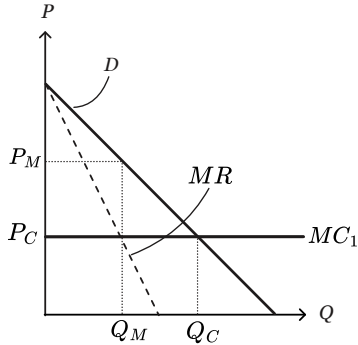


図 1-4：独占市場における生産量と独占価格

(2) 社会的厚生

この結果、市場需要曲線と独占価格 P_M との差分にあたる㊶が消費者余剰であり、独占価格 P_M と限界費用曲線 MC_1 との差分にあたる㊸が独占利潤（生産者余剰）になる（図 1-5）。

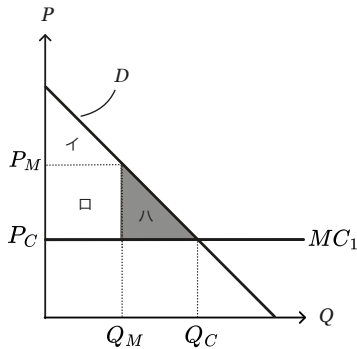


図 1-5：独占市場における社会的厚生

これを完全競争市場の厚生水準（図 1-3）と比較する。

まず、消費者余剰は、完全競争市場においては、㊶+㊸+㊹の部分であったところ、独占市場では㊶の部分のみになっている。消費者余剰㊹の消失は、独占市場では生産量が Q_C から Q_M へ減少したことにより、完全競争市場では購入できていたのに独占市場では購入できなくなった消

費者が発生していることに由来する。消費者余剰⑨の消失は、独占市場においても引き続き購入が可能な消費者であっても、価格が P_c から P_M へつり上げられたことにより、高い価格で購入せざるを得なくなったために消費者余剰が減少した部分である。

次に、生産者余剰は、完全競争市場ではゼロであったが、独占市場では⑨の部分として発生している。完全競争市場では、限界費用 MC ＝限界収入 MR ＝競争均衡価格 P_c であったため、利潤ゼロであり生産者余剰もゼロであった。独占市場では、独占価格 P_M を競争均衡価格 P_c よりもつり上げたことで、独占価格 $P_M >$ 限界費用 MC となり利潤が発生した。このとき、独占者の獲得した利潤・生産者余剰⑩は、上述した消費者余剰の消失⑨の部分に対応している。つまり、競争均衡価格と独占価格いずれの価格よりも高い支払意思額（限界評価額）を有している消費者が、競争市場において支払意思額と市場価格の差額として享受していた余剰の一部を、独占企業が奪取したのである。

最後に、社会全体の総余剰を比較する。消費者余剰と生産者余剰を足し合わせた社会全体の総余剰は、完全競争市場においては④＋⑨＋⑪であったが、独占市場では④＋⑩であり⑪が消失しているために総余剰が減少している。⑪の部分は、独占市場においても、需要曲線（社会的利益）が限界費用曲線（社会的費用）を上回っているため、社会的に見れば生産されることが望ましい。にも関わらず、独占企業は利潤最大化行動として、限界費用曲線と限界収入曲線の交点を生産量として決定するため、競争均衡量よりも生産量が減少し、超過需要・過小供給が生じている。この超過需要・過小供給による「死荷重・死重損失（deadweight loss）」が発生したことで、総余剰は減少すなわち社会的厚生は低下している。このように、総余剰を最大化する余地があるにもかかわらず非効率的に低い生産しかなされないことによる厚生損失が発生している点が、独占市場の問題である。

ここで、完全競争市場において消費者余剰であった⑨の部分が、独占市場では生産者余剰⑩に変化している点については、余剰の「移転」に過ぎず、社会全体の総余剰としては差し引きゼロであり社会的厚生に影響を及ぼさない。余剰の移転は、効率性（より大きなパイを作るために資源の最適な投入がなされているか）には影響を与えず、分配上の公平

(完成したパイをどう分け合うか)の問題である。

3.2.3 第一種価格差別の導入

(1) 生産量と価格の決定

それでは、この独占市場に第一種価格差別を導入すると、社会的厚生はどのように変化するだろうか。

今や、生産者はプライスメーカーであることに加えて、消費者一人一人の需要関数を完全に把握している。市場需要関数の情報しか持たず価格差別を行うことができない独占企業の場合には、プライスメーカーと言っても、一つの価格しか設定することができず、一律・単一の独占価格で販売する。このとき、上記3.2.2で見た通り、右下がりの市場需要曲線に直面している独占企業は、販売量を例えば1から2へ増やすと、2単位目の留保価格にあわせて値下げした価格で1単位目分も販売しなければならないため、単純な独占市場においては、 $D=P=AR>MR$ であった。しかし、各消費者の需要関数について情報を有し第一種価格差別を行うことのできる独占企業は、各消費者の需要曲線に応じて、各消費者の支払意思額に等しい価格を個別に設定（パーソナライズド・プライシング）する、すなわち個別価格 P_p をつけることができる（Personalizedの頭文字Pをとって表記する）。ここで「個別価格」を設定するとは、消費者Aと消費者Bとで異なる価格を設定するという意味だけでなく、消費者A一人においても、Aの1単位目の購入価格、Aの2単位目の購入価格というように、需要量に応じて異なった価格（単価）をつけることを意味することに注意が必要である²⁵。つまり個々の

²⁵ 例えば、仮に市場に消費者Aしか存在せず、Aは、ある財について、1単位目の留保価格が10、2単位目の留保価格が8という、階段状の右下がりの需要曲線を有しているとする。今Aが当該財を2個購入しようとしている。このとき、Aの需要関数を正確に把握しており第一種価格差別を実行できる売り手は、1単位目の留保価格10と2単位目の留保価格8の総額である18を料金として請求することができる。つまり、1単位目の価格と2単位目の価格とで異なった価格を設定している。これに対し、第一種価格差別を実行できない売り手は、同じくAに2個販売するとき、2単位目の留保価格 8×2 単位分＝

消費者の需要関数について完全に情報を有している企業が需要関数に応じて「個別価格」を設定するとは、「人毎にかつ需要量毎に」異なった価格を設定するのであり、これが「完全」価格差別の意味するところの一つである。これにより $D=P_p$ となり、限界収入曲線 MR が需要曲線 D と一致する（ $D=P_p=MR$ ）。

そして、生産者の利潤最大化行動は限界収入と限界費用が等しくなるまで生産を続けることであるから、限界収入曲線（＝需要曲線）と限界費用曲線の交点である、 Q_p が生産量となる。このとき、需要曲線（＝支払意思額＝個別価格 P_p ）と限界費用曲線の差分㊦㊧㊨が生産者の利潤となる。他方、消費者は、支払意思額と個別価格とに差がないため取引からの余剰を全く得ない。つまり、第一種価格差別は生産者が取引による全ての余剰を得る（図１－６）。

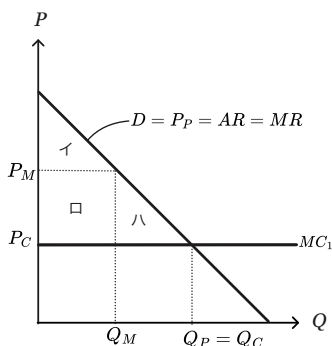


図１－６：第一種価格差別下の社会的厚生

(2) 社会的厚生

この第一種価格差別下の厚生水準を、完全競争市場における厚生水準（図１－３）および単純な独占市場における厚生水準（図１－５）と比較

16を料金として請求せざるを得ない。価格差別を実行できない売り手は、１単位目と２単位目それぞれに異なった価格をつけることはできず、１単位目の販売価格を２単位目の留保価格まで値下げして、単価８の均一価格で販売することしかできないのである。

しよう。

単純な独占市場においては生産量が Q_M に減少していたところ、第一種価格差別を導入した場合、生産量が競争均衡量 Q_C の水準にまで回復する。これにより独占市場で発生していた死荷重④が消滅し、社会全体の総余剰が完全競争市場における総余剰と同等（①+②+③）に回復している。つまり、独占市場に第一種価格差別を導入することは、総余剰を増加させ効率性を改善することが分かる。それも、完全競争市場の場合と同等の総余剰を達成するのであるから、社会効率的な手法とすら言える。

もっとも、分配面は完全競争市場の状況から一変する。第一に、もともとの独占価格の下で購入できていた消費者（原点から Q_M の間の消費者）が、独占価格と限界評価額との差分として得ていた消費者余剰が全て、個別価格を設定されたことで生産者余剰へ移転する。第二に、独占市場において発生していた超過需要・過小供給の問題が解消され、完全競争市場と同水準で消費者に生産物が提供されるようになる（ Q_M から Q_C の間の消費者への販売が復活）。第三に、しかし第一種価格差別が導入されたことで購入できるようになったこれらの消費者についても、それぞれの限界評価額に応じた個別価格がつけられているため、全て独占利潤（生産者余剰）となる。

まとめると、第一種価格差別は、生産者が、独占市場において発生していた既存の消費者余剰（①の部分）を奪取すると共に、追加的な消費者余剰を創出（死荷重から回復した③の部分）した上でその消費者余剰も獲得する手段となっている。それにより、完全競争市場において「社会的余剰＝消費者余剰」だったところ、第一種価格差別導入下では「社会的余剰＝生産者余剰」となる。つまり、第一種価格差別は、完全競争市場と同等の社会的余剰を達成するが、しかし、その社会的余剰の内訳は全て消費者余剰から生産者余剰へと移転するのである。

3.3 第三種価格差別の効率性

次に、観察可能な顧客属性に応じて需要曲線が共通の形状を有しており、この需要関数に応じた価格をグループ毎に設定することで市場分割を行う第三種価格差別が、社会的厚生にどのような影響を及ぼすか、完

全競争市場および独占市場と比較することで分析する。

3.3.1 完全競争市場

まず、ベンチマークとなる完全競争市場の厚生水準を確認する。この生産物市場には、当該生産物に対する需要が相対的に大きいタイプHの消費者と、需要が相対的に小さいタイプLの消費者という、需要の異なる2種類の属性の消費者が1:1の割合で存在すると仮定する。ここで、タイプHとタイプLの需要曲線が図2-1パネル(a)(b)のようにそれぞれ表される場合、この2種類の需要曲線を水平方向に足し合わせることで市場需要曲線が導出される（図2-1(c)）²⁶。

²⁶ 具体的な数値例で市場需要曲線を導出してみる。経済学では、縦軸を価格、横軸を生産量としてグラフを作成することが一般的であるから、図2-1におけるタイプHとタイプLの各需要曲線は、生産量 q を変数として価格 p が定まる逆需要関数で表されている。

ここで、タイプHの消費者の逆需要関数を $p=9-3q$ 、タイプLの消費者の逆需要関数を $p=6-q$ とする。すると、価格が6以上のときはタイプLの消費者は購入せず、価格が6以下のときはタイプLとタイプHの両方が顧客となるため、場合分けが必要となる。

まず、価格が6以上すなわち $9-3q \geq 6$ より $q \leq 1$ のとき、タイプHの消費者しか需要しないため、タイプHの逆需要関数である $p=9-3q$ が市場需要曲線として図2-1(c)に描かれている。

次に、価格が6以下すなわち $q \geq 1$ のとき、両タイプが必要するため、タイプHとタイプLの需要曲線の水平和として市場需要曲線を導出する必要がある。そのために、タイプHとタイプLの各逆需要関数を変数 p についての関数である需要関数に変形する必要がある。タイプHの逆需要関数 $p=9-3q$ を q について解くと、タイプHの需要関数は、 $D^H(p)=3-\frac{1}{3}p$ である。同様にタイプLの需要関数は、 $D^L(p)=6-p$ となる。よって、市場全体の需要関数は、 $D^H(p)+D^L(p)=3-\frac{1}{3}p+(6-p)=9-\frac{3}{4}p$ となる。この市場需要関数を p について解いて、 $p=\frac{27}{4}-\frac{3}{4}q$ が市場需要曲線として図2-1(c)に描かれている。

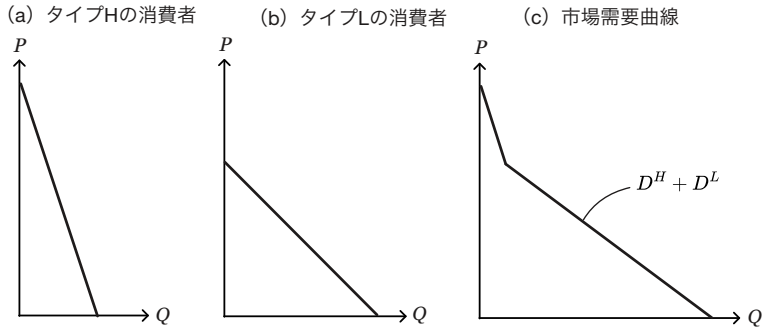


図 2-1：需要曲線

市場供給曲線は、上記 3.2.1 の分析と同様の手順で、各生産者の限界費用曲線から各供給曲線が導出され、各供給曲線の水平和で市場供給曲線が導出される。

そして、市場需要曲線と市場供給曲線の交点で競争均衡価格 P_C と競争均衡量 Q_C が定まり、社会的余剰は全て消費者余剰となる（図 2-2）。

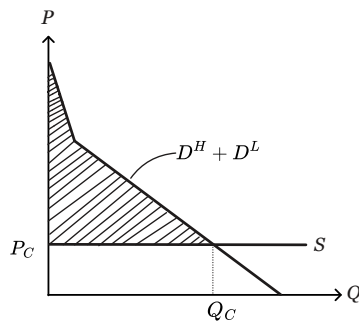


図 2-2：完全競争市場における社会的厚生

3.3.2 独占市場

次に、独占市場における厚生水準を確認する。市場供給曲線 S は、独占企業である生産者 1 の限界費用曲線 MC_1 に置き換わる。市場需要曲線は、上記完全競争市場において導いた、 D^H と D^L の水平和である右下がりの需要曲線 D で変わらない。そして、生産者 1 は市場における唯一

の供給者であるため、この右下がりの市場需要曲線に直面している。以降は、上記 3.2.2 における分析と同様である。すなわち、利潤を増やすために販売量を 1 単位増やすならば全販売量の単価を下げなければならないため平均収入も右下がりの曲線となり、限界収入は平均収入よりも急激に減少するため、 $D=P=AR>MR$ となる。そして、生産者は利潤最大化の条件である限界収入＝限界費用となるところで生産量を決定するから、限界費用曲線 MC_1 と限界収入曲線 MR の交点である Q_M が独占市場における生産量となる。独占企業は、この生産量 Q_M を通る垂直線と需要曲線との交点を独占価格 P_M として決定する²⁷。

そうすると、市場需要曲線と独占価格 P_M との差分にあたる㊶が消費者余剰であり、独占価格 P_M と限界費用曲線 MC_1 との差分にあたる㊸が独占利潤（生産者余剰）であり、死荷重㊹が発生している（図 2-3）。完全競争市場（図 2-2）では、㊶＋㊸＋㊹すべてが消費者余剰であったところ、独占市場では、消費者余剰の一部が生産者余剰㊸に移転すると共に、需要曲線が限界費用曲線を上回っており社会的に見れば生産されることが望ましい㊹の部分が生産されず、死荷重が発生し非効率となっている²⁸。

²⁷ 注 (26) の逆需要関数の下で、独占者の利潤を最大化する生産量と価格を特定する。本稿の分析全てに共通して限界費用は一定との仮定を置いていたところ、ここでは具体的に定数 2 とする。

企業は、限界収入と限界費用が等しくなるよう生産を行うことが利潤最大化の条件であるから、まず限界収入曲線を算出する必要がある。

$0 \leq q \leq 1$ のとき、市場逆需要関数は、 $p=9-3q$ であった。そうすると、総収入 $R(q)=p \times q=(9-3q) \times q=9q-3q^2$ であり、限界収入は総収入を微分したものであるから、 $MR=R'(q)=9-6q$ (①式) となる。同様に、 $1 \leq q \leq 9$ のとき、市場逆需要関数は、 $p=\frac{27}{4}-\frac{3}{4}q$ であったから、限界収入曲線は、 $p=\frac{27}{4}-\frac{3}{2}q$ (②式) で表される。限界費用曲線 $MC_1=2$ と交わるのは限界収入曲線②式である。

利潤最大化条件である $MR=MC$ より、 $\frac{27}{4}-\frac{3}{2}q=2$ を解くと、生産量 $q^*=\frac{19}{6}$ が求まる。次いで価格 $p^*=\frac{27}{4}-\frac{3}{4} \times \frac{19}{6}=\frac{35}{8}$ が求まる。以上より、独占市場における生産量 $Q_M=\frac{19}{6}$ であり、独占価格 $P_M=\frac{35}{8}$ となる。

²⁸ 注 (27) に続き、数値で確認してみよう。

独占均衡量 $Q_M=\frac{19}{6}$ であり、独占価格 $P_M=\frac{35}{8}$ であるから、独占利潤 π = 総

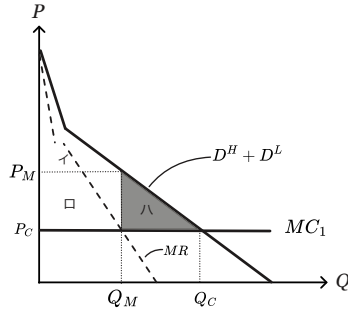


図 2-3：独占市場における社会的厚生

3.3.3 第三種価格差別の導入

(1) 生産量と価格の決定

続いて、この独占市場に第三種価格差別を導入するとどのような変化

収入－総費用 $= p \times q - 2q = \frac{35}{8} \times \frac{19}{6} - 2 \times \frac{19}{6} = \frac{361}{48}$ となる。

他方、完全競争市場では、 $MC = MR = P$ で均衡価格と均衡量が定まるため、まず競争均衡価格 $P_C = 2$ である。そして、競争均衡量は、 $2 = \frac{27}{4} - \frac{3}{4}q$ を解いて、 $Q_C = \frac{19}{3}$ である。

従って、完全競争市場と独占市場を比較すると、競争均衡価格 $P_C = 2$ から独占均衡価格 $P_M = \frac{35}{8} = 4.375$ に価格が上昇し、競争均衡量 $Q_C = \frac{19}{3} \div 6.33$ から独占均衡量 $Q_M = \frac{19}{6} \div 3.17$ に生産量が減少している。

続いて各市場の社会的厚生を算出する。独占市場における消費者余剰④は、三角形と台形の面積をそれぞれ求めて足し合わせればよいので、 $\{1 \times (9 - 6) \times \frac{1}{2} + \{(1 + Q_M) \times (6 - P_M) \times \frac{1}{2}\} = \frac{469}{96}$ である。生産者余剰⑤は四角形の面積を求めればよいから、 $(P_M - 2) \times Q_M = \frac{361}{48}$ となる（上記で求めた独占利潤 π とも合致している）。死荷重⑥は、三角形の面積を求めればよいから、 $(Q_C - Q_M) (P_M - 2) \times \frac{1}{2} = \frac{361}{96}$ である。

他方、完全競争市場では総余剰はすべて消費者余剰であり、三角形と台形の面積を足し合わせればよいので、 $\{1 \times (9 - 6) \times \frac{1}{2} + \{(1 + Q_C) \times (6 - 2) \times \frac{1}{2}\} = \frac{97}{6}$ である。

そうすると、完全競争市場から独占市場へ移行したことにより、総余剰（＝消費者余剰） $\frac{97}{6} \div 16.17$ から、 $\frac{361}{48} \div 7.52$ が生産者余剰へ移転すると共に、 $\frac{361}{96} \div 3.76$ の死荷重が発生したことが分かる。

が起きるか確認する。今や、生産者は、市場に需要関数の異なるHとLの2種類のタイプの消費者が存在すること、その存在割合、並びに各タイプの需要関数についての情報を有している。さらに、個々の消費者がどのタイプに属するかを事前に識別・観察・確認することができる。そこで、二つのタイプの消費者をタイプ毎に市場分割する第三種価格差別を行うことが可能になる。

生産者は、タイプHの消費者市場とタイプLの消費者市場とに分割するところ、各市場における生産量 Q^H , Q^L と価格 P^H , P^L をどのように設定すれば利潤を最大化することができるだろうか。

まず、生産者の生産能力（生産費用関数）は第三種価格差別導入前後（市場分割前後）で変わらないから、総生産量 Q^T をタイプH市場とタイプL市場に振り分けなければならない。図2-4の通り、利潤を最大化する総生産量 Q^T は、タイプH市場における限界収入曲線 MR^H とタイプL市場における限界収入曲線 MR^L を水平方向に足し合わせた限界収入曲線 MR^T と限界費用曲線 MC_1 の交点で定まる²⁹。そして、この総生産量水準の下での限界費用 MC が定まる³⁰。

²⁹ 注(26)の逆需要関数の数値例で実際に算出してみよう。

まず MR^T を導出する。タイプHの消費者の逆需要関数は $p=9-3q$ であるから、限界収入曲線 $MR^H=9-6q$ である。これを p を変数とした関数に変形すると、 $q=\frac{3}{2}-\frac{1}{6}p$ となる(①式)。タイプLの消費者の逆需要関数は $p=6-q$ であるから、 $MR^L=6-2q$ であり、 p を変数とした関数に変形すると、 $q=3-\frac{1}{2}p$ となる(②式)。①式と②式を足し合わせると $q=\frac{9}{2}-\frac{2}{3}p$ となり、 q を変数とした関数に変形して、 $MR^T=\frac{27}{4}-\frac{3}{2}q$ となる。そして、 $MR^T=\frac{27}{4}-\frac{3}{2}q$ と限界費用 $MC_1=2$ の交点により、総生産量 $Q^T=\frac{19}{6}$ が求まる。

³⁰ この限界費用 MC は、限界費用曲線 MC_1 とは異なることに注意せよ。限界費用 MC は、総生産量 Q^T により定まる値である。 MR^T と MC_1 の交点から垂直線をおろして横軸との交点で Q^T が定まり、 MR^T と MC_1 の交点から水平線を伸ばして縦軸との交点で限界費用 MC の値が定まる。ここで総生産量水準での限界費用の値を求めるのは次の理由による。

生産者の限界費用は一般的に、固定費用があるために当初は高く、生産量が増加するにつれていったん低減するが、限界生産力逓減の法則により再び増加する。このため限界費用曲線は一般的にU字型の形状をとる。そうすると、

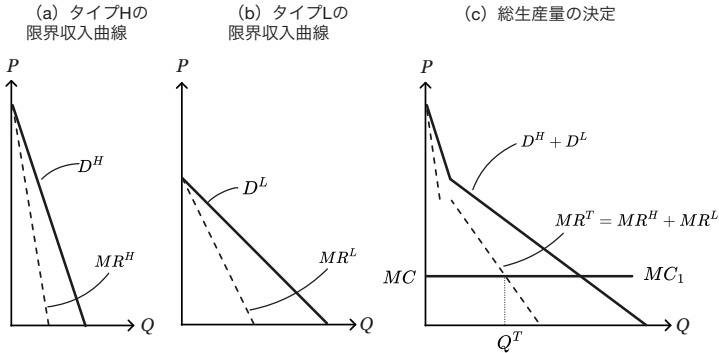


図 2-4：総生産量の決定

そこで、この総生産量 Q^T をタイプ H 市場とタイプ L 市場に振り分けるところ、利潤を最大化するためには、①両市場の限界収入が等しく ($MR^H = MR^L$)、かつ、②各市場で限界収入と限界費用（総生産量水準の下で定まった限界費用）が等しく ($MR^H = MC, MR^L = MC$) なるよう、つまり、 $MR^H = MR^L = MC$ となるように各市場に生産量を振り分けなければならない。①について、限界収入は生産量をわずかに変化させたときの総収入の変化率を表すので、仮に今どちらか一方の市場の限界収入の方が大きいのであれば、その市場の生産量を増やすと利潤が増えることを意味する。よって、 $MR^H = MR^L$ になるよう生産量を振り分けるのが

単純に限界費用曲線と各限界収入曲線 MR^H, MR^L それぞれとの交点をとると、H 市場と L 市場とで限界費用の値が異なることになる。しかし、H 市場と L 市場とで同一財を生産するのだから、限界費用は同一の値のはずである。このため、第三種価格差別導入下において、個別市場における利潤最大化条件である限界収入＝限界費用は、限界費用曲線 MC_1 との交点ではなく、総生産量 Q^T により定まる限界費用 MC と各限界収入曲線との交点をとらねばならない。

本稿では、限界費用が一定との仮定を置いたため、 $MR^T = MC_1$ の交点から定まる限界費用 MC の値が限界費用曲線 $MC_1 = 2$ と一致するに過ぎない。多くのミクロ経済学や産業組織論の教科書においても同様の仮定が置かれており、このためグラフを一見すると限界費用曲線と各限界収入曲線の交点がとられているように見えるが、注意が必要である。

最適である。②について、例えば個別市場で限界費用が限界収入を上回っているのであれば生産量を減らすことで利潤が増えるから、各市場で利潤最大化条件である限界収入＝限界費用（ $MR^H=MC$, $MR^L=MC$ ）を満たす必要がある。こうして各市場の生産量 Q^H , Q^L が定まれば、その生産量水準から垂直線を伸ばし、各需要曲線との交点で各市場の価格 P^H , P^L が定まる（図 2-5）³¹。

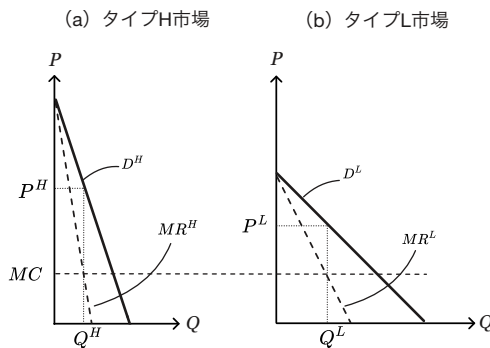


図 2-5：個別市場の生産量と価格の決定

このように各市場の生産量の決定とそれに伴う価格の決定は、市場間で相互に連動している。このとき、図 2-1 における各タイプの需要曲線の形状によれば、タイプ H の消費者は需要の価格弾力性が小さい（価格の変化に鈍感）ため、価格が変化しても需要量の変化は小さく、よっ

³¹ 実際に各市場の生産量と価格を算出する。総生産量 $Q^T = \frac{19}{6}$ を各市場に最適に振り分けるために、各市場において、 $MR^H=MC$, $MR^L=MC$ をそれぞれ充たすところで生産量を決定する。タイプ H 市場において、 $MR^H=MC$ より、 $9-6q=2$ を解くと、 $q^* = \frac{7}{6}$ が求まる。これを、タイプ H の逆需要関数に代入すれば、 $p^* = 9-3 \times \frac{7}{6} = \frac{11}{2}$ が求まる。よって、タイプ H 市場における生産量 $Q^H = \frac{7}{6}$ であり価格 $P^H = \frac{11}{2}$ である。同様にタイプ L 市場において、 $MR^L=MC$ より、 $6-2q=2$ を解いて $q^*=2$ が求まり、これをタイプ L の逆需要関数に代入し $p^*=4$ となる。よって、タイプ L 市場における生産量 $Q^L=2$ であり、価格 $P^L=4$ である。

て、価格を上げてても需要量はさほど減少しない。他方、タイプLの消費者は需要の価格弾力性が大きい（価格の変化に敏感）ため、価格が変化すると需要量の変化は大きく、よって価格を下げると需要量が大幅に増加する。このため、 $MR^H = MR^L = MC$ となる点で各市場の生産量を決定し、当該生産量水準と各需要曲線の交わる点を各市場価格として設定すると、タイプH市場では相対的に高価格、タイプL市場では相対的に低価格になる³²。このようにして各市場で利潤最大化を図り、そして両市場の利潤を集計すると、第三種価格差別下で独占者は利潤を最大化することができる³³。

(2) 社会的厚生

それでは、第三種価格差別を導入すると社会的厚生にどのような影響をもたらすか、単純な独占市場の厚生水準と比較する³⁴。

(a) 生産者余剰

独占利潤（生産者余剰）は、単純な独占市場に比べて増加している³⁵。そもそも独占利潤が増えない場合には、独占企業は価格差別の戦略をとらず単一の独占均衡価格で販売する。

(b) 消費者余剰

消費者余剰は増加する場合もあれば減少する場合もある。以下で順を追って説明する。

³² 注(31)で求めた通り、 $P^H = \frac{11}{2} = 5.5$ であり、 $P^L = 4$ であるから、タイプH市場の価格がタイプL市場の価格よりも高くなっている。

³³ タイプH市場における生産量 $Q^H = \frac{7}{6}$ であり価格 $P^H = \frac{11}{2}$ である(注31)から、利潤 $\pi^H = p \times q - 2q = \frac{11}{2} \times \frac{7}{6} - 2 \times \frac{7}{6} = \frac{49}{12}$ となる。タイプL市場における生産量 $Q^L = 2$ であり価格 $P^L = 4$ である(注31)から、利潤 $\pi^L = 4$ となる。二つの市場の利潤を集計して、総利潤は $\frac{97}{12}$ である。

³⁴ 以下の厚生分析については、柳川・川濱・前掲注(3)157頁以下、石橋・前掲注(10)184頁以下、Jean Tirole, THE THEORY OF INDUSTRIAL ORGANIZATION §3.2.2 (MIT Press 1988) 参照。

³⁵ 単純な独占市場における利潤は、 $\frac{361}{48} \approx 7.52$ (注28)である。第三種価格差別下での利潤は、 $\frac{97}{12} \approx 8.08$ (注33)である。よって、独占者の利潤は価格差別導入により増加している。

第一の局面として、市場分割前の独占均衡価格が高すぎてタイプＬの消費者が全く購入できていなかった場合には、市場分割によりタイプＬ向け市場価格で購入できるようになるため、タイプＬの消費者余剰が新たに創出される。これにより消費者全体の余剰は増加する。

第二の局面として、市場分割前でもタイプＨとタイプＬの両方のグループの消費者に生産物が供給されていた場合、第三種価格差別が導入されると「タイプＨの消費者の余剰が減少しタイプＬの消費者の余剰が増加する」というトレードオフが起きる。このため、二つのタイプの消費者余剰を足し合わせた消費者全体の余剰は、増加する場合もあれば減少する場合もある。図２－６は、このトレードオフの関係を分かりやすくするために、第三種価格差別導入前（市場分割前）についてもタイプＨとタイプＬとに分けて図示したものである。

図２－６のパネル(a)と(b)を見比べると、市場分割前の均一価格 P_M に比べて、市場分割後のタイプＨ市場の価格 P^H は上昇し、タイプＬ市場の価格 P^L は下落する。そして、この価格の上下に伴い、単純な独占均衡時における需要量と比べて、タイプＨの消費者の需要量は減少し、タイプＬの消費者の需要量は増加する。そうすると、タイプＨの消費者については、価格の値上げにより支払意思額と価格との差が縮小し、かつ需要量が減少するから、消費者余剰が減少する。タイプＬの消費者については、価格の値下げにより支払意思額と価格との差が拡大し、かつ需要量が増加するから、消費者余剰は増加する。従って、タイプＨの消費者の余剰が減少しタイプＬの消費者の余剰が増加するというトレードオフが起きる³⁶。

³⁶ 注（26）の逆需要関数の下で、単純な独占均衡時と第三種価格差別時それぞれにおけるタイプＨとＬの消費者余剰を計算してこの点を確認する。消費者余剰は三角形の面積を求めればよいので、単純な独占均衡時において、タイプＨの消費者の余剰は、 $\frac{37}{24} \times (9 - P_M) \times \frac{1}{2} = \frac{1369}{384} \div 3.56$ であり、タイプＬの消費者余剰は、 $\frac{13}{8} \times (6 - P_M) \times \frac{1}{2} = \frac{169}{128} \div 1.32$ である。第三種価格差別下において、タイプＨの消費者の余剰は、 $Q^H \times (9 - P^H) \times \frac{1}{2} = \frac{49}{24} \div 2.04$ であり、タイプＬの消費者の余剰は、 $Q^L \times (6 - P^L) \times \frac{1}{2} = 2$ である。よって、第三種価格差別導入により、タイプＨの消費者の余剰は減少し、タイプＬの消費者の余剰は増加し

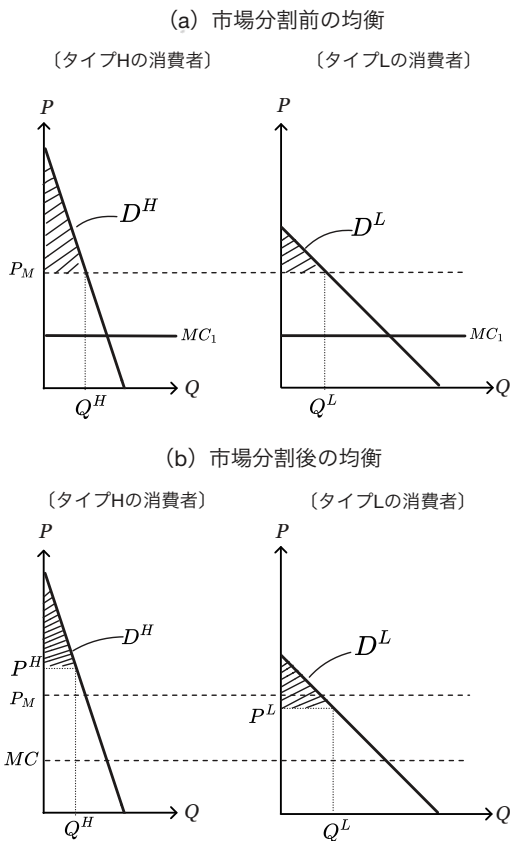


図 2-6 : 消費者余剰の比較

このとき、タイプ H の消費者は需要が価格に非弾力的であるため、独占均衡価格に比べて価格が上昇したとしても、需要量はさほど減少しないから、余剰の減少量はさほど大きくない。他方、価格弾力性の大きいタイプ L の消費者は、市場分割により低下した価格であれば購入することが可能となる層が大幅に増えるため、余剰の増加量が大きい。よって、タイプ H の余剰減少分よりもタイプ L の余剰増加分が上回り、消費者全体の余剰は、単純な独占均衡時よりも第三種価格差別下の方が大

ている。

きくなっている。

しかし、需要曲線の形状すなわち需要の価格弾力性に応じた相対価格の高低と販売量如何によっては、タイプHの余剰減少分がタイプLの余剰増加分を上回ることがあり得る。そして、その場合には消費者全体の余剰は減少する³⁷。

このように、価格差別導入前の均一価格の下で両タイプの消費者グループがカバーされている場合には、消費者間でトレードオフ（価格弾力性の小さい者から大きい者への内部補助）が生じるところ、そのトレードオフの結果が一様ではないため、消費者余剰が常に増えるとは限らない。

以上より、消費者余剰は増加する場合も減少する場合もあり、一概には言えないとの結論が導かれる。

(c) 社会的余剰

第三種価格差別導入による社会的余剰の変化は、消費者余剰の変化（増減）と独占利潤（生産者余剰）の変化（増減）とを足し合わせたものである。このとき独占者は利潤が増えないのであればそもそも市場分割を行わないから、独占利潤の変化は増加の場面にひとまず限定してよいだろう。一方、消費者余剰には上述の通り増減両方のパターンがあることから、社会的余剰は次の3つのパターンがあり得る。①消費者余剰が増加しかつ独占利潤が増加している場合には、社会的余剰は増加する。②消費者余剰が減少し独占利潤が増加している場合であって、後者の変化量が前者の変化量を上回っている場合には、社会的余剰は増加する。③消費者余剰が減少し独占利潤が増加している場合であって、前者の変化量が後者の変化量を上回っている場合には、社会的余剰は減少する³⁸。

³⁷ 注(26)の逆需要関数の下ではこの状況が起きている。単純な独占均衡下において、タイプHの消費者の余剰は $\frac{1369}{384}$ でありタイプLの消費者の余剰は $\frac{169}{128}$ であるから、足し合わせて $\frac{469}{96} \div 4.885$ となる。第三種価格差別導入下において、タイプHの消費者の余剰は $\frac{49}{24}$ でありタイプLの消費者の余剰は2であるから、足し合わせて $\frac{97}{24} \div 4.04$ となる。よって、価格差別の導入により消費者全体の余剰は減少している。

³⁸ 本稿の設定した逆需要関数(注26)の下では③の状況が起きている。第三種価格差別導入(市場分割)前後を比較すると、消費者余剰は $\frac{27}{32} \div 0.84$ 減少し、

このように社会的余剰も増加する場合と減少する場合とがあり、一概には言えない。

それでは、社会的余剰が増加する①②のパターンとは、どのような条件下で起きるのか。この点につき明らかにされているのは、「総生産量が増加すること」が、社会的余剰の増加にとって「必要条件」であるということである³⁹。十分条件ではないため、総生産量が増加する場合に必ず社会的余剰が増加するとは限らない。この必要条件からは、価格差別導入前と総生産量が変わらない場合、および、価格差別を導入すると総生産量が減少する場合は、社会的余剰が減少し非効率になることが分かる⁴⁰。

(d) 厚生分析まとめ

以上をまとめると、独占市場に第三種価格差別が導入されると次の影響がある。

まず、社会的厚生（効率性）については、総余剰が増加する場合と減少する場合とがあり一概には言えない。少なくとも、総生産量の増加が総余剰増加すなわち厚生改善の必要条件である。ただし、総余剰が増加し厚生を改善する場合であっても、死荷重がなお残存しており、完全競争市場と同水準の総余剰を達成することはできない。

独占利潤は $\frac{9}{16} \div 0.56$ 増加しているので、前者が後者を上回っており社会的余剰は減少している。このことは、死荷重が市場分割前後で、 $\frac{361}{96} \div 3.76$ から $\frac{97}{24} \div 4.04$ へと増えていることから確認できる。つまり本稿の数値例の下では、独占者は価格差別を導入した方が利潤が増えるため価格差別を実行するが、死荷重が増え社会的余剰は減少するから社会的厚生は低下し、社会的には望ましくない状況が実現している。

³⁹ See, Tirole, *supra* note 34 and the literature cited therein.

⁴⁰ 本稿の設定した逆需要関数（注26）の下では、独占均衡量 $Q_M = \frac{19}{6}$ であり（注27）、市場分割後の総生産量 $Q^T = \frac{19}{6}$ である（注29）から、総生産量が変わらず、総生産量が増加するという必要条件を充たしていない。このため、注（38）で見た通り、社会的余剰が減少し非効率になっている。実は線形の需要関数の場合には総生産量が価格差別導入前後で変化せず社会的厚生改善の必要条件を充たさないことが明らかとなっている。See, Tirole, *supra* note 34, at 139; Stole, *supra* note 11, at 2232.

次に分配上の影響である。第一に、価格差別導入前から全ての消費者グループに生産物が供給されていた場合には、厚生が低下するグループと厚生の増加するグループという消費者間でのトレードオフが起きる。これに対して、独占均衡価格が高く市場でカバーされていない（市場から排除されている）消費者グループが存在する場合には、市場分割により当該グループに供給されるようになるため、かえって分配上望ましいと言えるかもしれない。第二に、消費者余剰から生産者余剰（独占利潤）へと余剰の移転が起きる。すなわち、独占企業は、各グループ市場の価格を設定することで、①価格弾力性の小さいグループの価格をつり上げて余剰を奪取する、又は、②単純な独占均衡価格下では購入できない消費者を市場に参入させた上で、各グループから余剰を奪取する。

3.4 第二種価格差別の効率性

最後に、当該顧客がどのグループに属するか事前に識別できないため、複数の料金プラン（メニュー価格）を用意して顧客に自己選択させることで、需要情報を自己開示させるスクリーニングの手法を用いる第二種価格差別が、厚生にどのような影響を及ぼすか、完全競争市場および独占市場と比較することで分析する。

3.4.1 完全競争市場

まず、ベンチマークとなる完全競争市場の厚生水準を確認する。この生産物市場には、当該生産物に対する需要が相対的に大きい（当該生産物に対する評価の高い）タイプHの消費者と、需要が相対的に小さい（当該生産物に対する評価の低い）タイプLの消費者という、需要の異なる2種類の属性の消費者が1:2の割合で存在すると仮定する。タイプHとタイプLの需要曲線を水平方向に足し合わせることで市場需要曲線が導出される（図3-1）⁴¹。市場供給曲線は、各生産者の限界費用曲

⁴¹ 図3-1において、タイプHの逆需要関数は、 $p=9-3q$ 、タイプLの逆需要関数は、 $p=6-3q$ で表されている。価格が6以上のときタイプLの消費者は需要せず、価格が6以下のときタイプLとタイプHの両方が需要するため、場合分けが必要となる。

線から各供給曲線が導出され、各供給曲線の水平和で市場供給曲線が導出される。そして、市場需要曲線と市場供給曲線の交点で競争均衡価格 P_C と競争均衡量 Q_C が定まり、社会的余剰は全て消費者余剰となる（図 3-1(c)）⁴²。

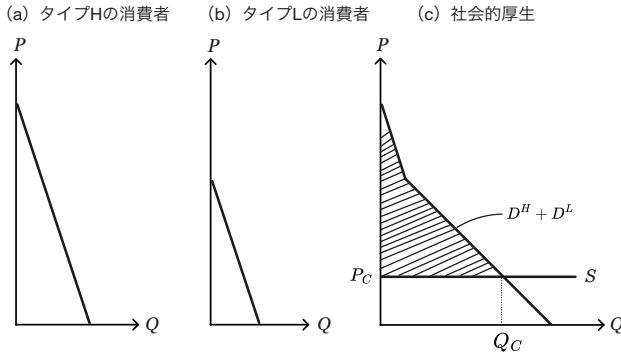


図 3-1：完全競争市場における社会的厚生

価格が 6 以上すなわち $0 \leq q \leq 1$ のとき、タイプ H の逆需要関数である $p = 9 - 3q$ が市場需要曲線として図 3-1 (c) に表されている。

他方、価格が 6 以下すなわち $1 \leq q$ のとき、タイプ H とタイプ L の需要曲線の水平和が市場需要曲線となる。タイプ H の逆需要関数を需要関数に変形して、 $D^H(p) = 3 - \frac{1}{3}p$ であり、同様にタイプ L の需要関数は、 $D^L(p) = 2 - \frac{1}{3}p$ である。タイプ H の消費者とタイプ L の消費者の存在割合が 1:2 だから、市場全体の需要関数は、 $D^H(p) + 2 \cdot D^L(p) = 7 - p$ となる（割合であるからそれぞれの需要関数に $\frac{1}{3}, \frac{2}{3}$ を掛けて導出してもよい。本稿では、グラフに表したときに需要量が水平和で増加するという直感的イメージと合致するよう、それぞれの需要関数に 1 と 2 を掛けている。なお、 $\frac{1}{3}, \frac{2}{3}$ を掛けて市場需要曲線を導出した場合には、後述の余剰を計算する際にも同様に分数を掛けなければならないことに注意が必要である。）。これを逆需要関数に変形して、 $p = 7 - q$ が、 $1 \leq q \leq 7$ のときの市場需要曲線として図 3-1 (c) に表されている。

⁴² 本稿の分析全てに共通して限界費用は一定との仮定を置いていたところ、ここでは具体的に定数 2 とする。完全競争市場では、 $MC = MR = P$ で均衡価格と均衡量が定まるため、競争均衡価格 $P_C = 2$ である。競争均衡量は、 $2 = 7 - q$ を解いて、 $Q_C = 5$ である。社会的余剰はすべて消費者余剰であり、三角形と台形の面積を足し合わせればよいから、 $(1 \times 3 \times \frac{1}{2}) + (1 + 5) \times 4 \times \frac{1}{2} = \frac{27}{2}$ である。

3.4.2 独占市場

次に、独占市場における厚生水準を確認する。市場供給曲線 S は、独占企業である生産者 1 の限界費用曲線 MC_1 に置き換わる。市場需要曲線は、 D^H と D^L の水平和である右下がりの需要曲線 D で変わらない。生産者 1 は市場における唯一の供給者であるため、この右下がりの市場需要曲線に直面している。そして、利潤最大化の条件である限界収入 = 限界費用となるところで生産量を決定するから、限界費用曲線 MC_1 と限界収入曲線 MR の交点である Q_M が独占市場における生産量となる。この生産量 Q_M を通る垂直線と需要曲線との交点を独占価格 P_M として決定する。

そうすると、市場需要曲線と独占価格 P_M との差分にあたる㊦が消費者余剰であり、独占価格 P_M と限界費用曲線 MC_1 との差分にあたる㊧が独占利潤（生産者余剰）であり、死荷重㊨が発生している（図 3-2）⁴³。完全競争市場（図 3-1(c)）では、㊦㊧㊨すべてが消費者余剰であったところ、独占市場では、消費者余剰の一部が生産者余剰㊧に移転すると共に、需要曲線が限界費用曲線を上回っており社会的に見れば生産されることが望ましい㊨の部分が生産されず死荷重が発生し、非効率となっている⁴⁴。

⁴³ 注 (41) の逆需要関数の数値例の下で、独占者の利潤を最大化する独占均衡の生産量と価格を特定する。 $0 \leq q \leq 1$ のとき限界収入曲線は、 $p = 9 - 6q$ (①式) で表され、 $1 \leq q \leq 7$ のとき限界収入曲線は、 $p = 7 - 2q$ (②式) で表される。限界収入 = 限界費用が利潤最大化条件であるところ、限界費用曲線 $MC_1 = 2$ と交わるのは限界収入曲線②式である。よって、 $7 - 2q = 2$ を解くと、利潤を最大化する生産量 $q^* = \frac{5}{2}$ が求まる。続いて、利潤を最大化する価格 $p^* = 7 - \frac{5}{2} = \frac{9}{2}$ が求まる。よって、独占市場における生産量 $Q_M = \frac{5}{2}$ であり、独占価格 $P_M = \frac{9}{2}$ となる。あとは、各図形の面積を求めればよいので、消費者余剰㊦は $\frac{33}{8}$ であり、生産者余剰㊧は $\frac{25}{4}$ であり、死荷重㊨は $\frac{25}{8}$ となる。

⁴⁴ 本稿の数値例で、完全競争市場（注42）と独占市場（注43）を比較して確認する。

まず、競争均衡価格 $P_C = 2$ から独占均衡価格 $P_M = \frac{9}{2} = 4.5$ に価格が上昇し、競争均衡量 $Q_C = 5$ から独占均衡量 $Q_M = \frac{5}{2} = 2.5$ に生産量が減少している。そして、完全競争市場では社会的余剰は全て消費者余剰であり、 $\frac{27}{2} = 13.5$ あったと

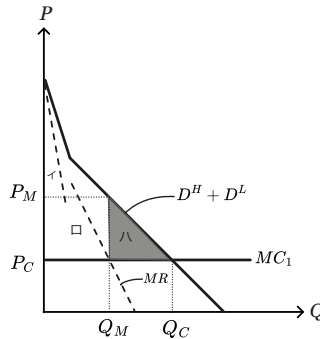


図 3-2：独占市場における社会的厚生

3.4.3 第二種価格差別の導入

(1) 生産量と価格の決定

続いて、この独占市場に第二種価格差別を導入した場合の社会的厚生を確認する。今や、生産者は、市場に需要関数の異なる H と L の 2 種類のタイプの消費者が存在すること、その存在割合、並びに各タイプの需要関数について情報を有している。しかし、個々の消費者がどのタイプに属するかを事前に識別することができないため、市場分割（第三種価格差別）の戦略を採ることはできない。そこで、メニュー価格を提示し、消費者に選択させることで、当該消費者に自身の需要情報を開示させる第二種価格差別を導入する。具体的には、「二部料金制」の料金プランを 2 種類提示することでスクリーニングを行う場合を、本稿ではとりあげる⁴⁵。

ころ、独占市場では生産者余剰に $\frac{25}{4} = 6.25$ が移転すると共に、 $\frac{25}{8} = 3.125$ の死荷重が発生した。すなわち、独占市場はベンチマークである完全競争市場と比べて社会的厚生が低下する。

⁴⁵ 第二種価格差別には様々なものがあるが、他の例として「数量割引 (quantity discount, volume discount)」がある。数量割引は、通常の購入価格と、通常の単価よりも割引いた大量購入者向けの価格とを用意することで、消費者がどちらを選択するかによって、当該生産物を大量に必要とする需要の大きい人と、少量しか必要としない需要の小さい人とをスクリーニングする。二部料金メ

二部料金制（two-part tariff）とは、固定料金と従量制料金の二段階に分けて価格を設定する価格メニューである。固定料金は、消費者の需要量（使用量・購入量）にかかわらず、契約を締結すれば支払わなければならない定額料金であり、従量制料金は、消費量・使用量・購入量に応じて変動する料金である。例えば、タクシー運賃は、「初乗り運賃」という乗車した時点で発生する固定料金部分と、走行距離に応じて加算されてゆく「加算運賃」が従量制料金部分として組み合わされている。また、遊園地等のテーマパークでは、入園料が固定料金部分であり、ジェットコースターなどのアトラクション利用のための都度利用券や回数券が利用回数（使用量）に応じた従量制料金部分であり、二部料金制がとられている。

このとき生産者は、利潤を最大化するために、固定料金の価格と従量制料金の単価をどのように設定したらよいだろうか。それも、タイプHの消費者とタイプLの消費者と選別できるようにするには、どのように価格を設計すればよいのだろうか。

(a) 単一の二部料金制の場合

順序立てて理解するために、まずは、スクリーニングをする必要がない（価格差別を導入する必要がない）場合として、消費者の需要曲線の形状が一つしかない場合を仮定することによって、単一の二部料金制において固定料金と従量制単価の関係性を確認する。

ニュー価格制以外の第二種価格差別については、ヴァリアン・前掲注（２）420頁が「数量割引」を、ピンダイク＝ルビンフェルドⅡ・前掲注（10）64頁と柳川＝川濱・前掲注（３）163頁が「ブロック料金制」をとりあげている。

ところで、二部料金メニュー価格制も数量割引もブロック料金制も、財の「購入量」に依って「一単位あたりの価格」が変化する。よって、購入量にかかわらず単位価格が一定である「線形価格（linear pricing）」に対し、「非線形価格（non-linear pricing）」と呼ばれる。このため、ミクロ経済学・産業組織論のテキストにおいて、「非線形価格」という見出し・標題の下で第二種価格差別の解説がなされていることが多い。

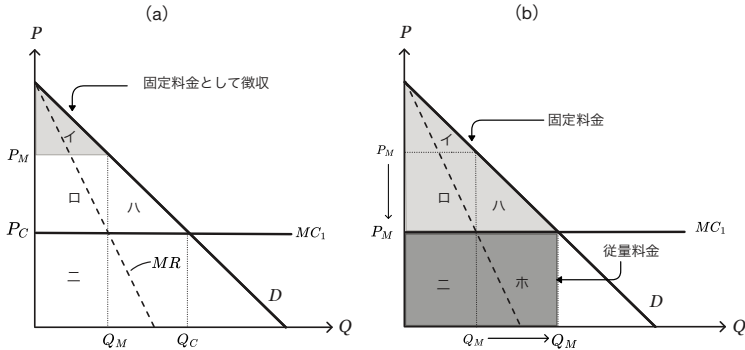


図 3-3：単一の二部料金制

図 3-3 のパネル(a)は、需要曲線 D の消費者しか存在しない場合において、独占企業が限界収入曲線と限界費用曲線の交点で生産量 Q_M を決定し、当該生産量を通る垂直線と需要曲線の交点で独占価格 P_M を決定した状況が表されている。このとき、消費者は価格 P_M つまり $\ominus + \ominus$ の面積の料金を支払って Q_M の分量を購入して消費者余剰 $\textcircled{イ}$ を得ており、独占企業は独占利潤 $\textcircled{二}$ を得ており、死荷重 $\textcircled{ハ}$ が発生している。ここで、独占企業が独占価格 P_M に加えて、消費者余剰 $\textcircled{イ}$ の部分を固定料金として徴収すれば、利潤を増やすことができる。消費者は、元々の販売価格（独占価格 P_M ）である $\textcircled{二} + \textcircled{ハ}$ に加えて、 $\textcircled{イ}$ の部分を固定料金として支払っても、総支払い額が支払意思額（需要曲線）を上回らない限り損失を被らないため、購入するという意思決定をする（消費者余剰＝固定料金の場合、消費者余剰はゼロであり無差別であるが、合理的消費者は購入しないよりは購入する方を選ぶという仮定を置く）。よって、独占企業は、消費者に契約締結のインセンティブを与えつつ自身の利潤を増やすために、「消費者余剰 $\geq$ 固定料金」になるよう固定料金を設定して徴収すればよい⁴⁶。

⁴⁶ 消費者にとって、固定料金を支払って残った余剰が「純消費者余剰」であり、固定料金を差し引く前の消費者余剰は「粗消費者余剰」である。そうすると、本文における「消費者余剰 $\geq$ 固定料金」という式は、厳密には「粗消費者余剰 $\geq$ 固定料金」である。この式を変形すると「粗消費者余剰 - 固定料金 ≥ 0 」つ

ここで独占企業はさらに利潤を増やす余地がある。パネル(b)の通り、独占価格 P_M を限界費用まで引き下げれば販売量を最大まで増やすことができる。そして、価格を引き下げたことで粗消費者余剰が増加するが、その粗消費者余剰①+㊥+㊦の面積部分を固定料金として徴収する。引き下げられた独占価格 P_M は、一単位あたりの販売価格つまり従量制料金単価として設定し、従量制料金として㊥+㊦の面積部分を徴収する。そうすると、独占企業は、①+㊥+㊦という取引による余剰すべてを獲得し、利潤を最大化できる。

以上、独占企業は、独占価格 P_M という単一価格で販売するのではなく、「粗消費者余剰＝固定料金」と「限界費用＝従量制料金の単価」という二部料金制で価格を設計することで、社会的余剰を全て獲得することができる。さらに死荷重が解消され完全競争市場と同じ効率性水準が達成されていることも確認できる。

(b) 二部料金メニュー価格制の場合

次に、複数のタイプの消費者が存在し、スクリーニングを行うために二部料金制の料金プランを複数用意する場合（メニュー価格制）を考える。本稿では消費者がHタイプとLタイプの２種類存在すると仮定したことから、２種類の二部料金制（２種類の料金プラン）をどのように設計すれば企業が利潤最大化できるかを見る。

企業が利潤を最大化するメニュー価格を設計するには、各料金プランが、「参加制約（participation constraint）」を充たすことに加えて、「誘因両立制約（incentive compatibility constraint）」を充たす必要がある。

参加制約とは、消費者が契約を締結するという選択肢を選ぶための条件である。消費者が契約を締結するという意思決定をするのは、当該生産物の購入によって得られる効用が総支払額を上回っている場合である。効用は需要曲線上の支払意思額として表れていると見ることができ

まり「純消費者余剰 ≥ 0 」である。消費者余剰が負であれば消費者は契約を締結しないから、「純消費者余剰 ≥ 0 」つまり「粗消費者余剰 $\geq$ 固定料金」という条件は、消費者が契約を締結するという選択肢をとるための「参加制約（participation constraint）」であることを意味する。

るから、「支払意思額 $\geq$ 総支払額」のとき、消費者は契約を締結する⁴⁷。よって、企業は、「H の支払意思額 $\geq$ H の総支払額」(条件①)・「L の支払意思額 $\geq$ L の総支払額」(条件②)になるよう、価格を設定しなければならない。

誘因両立制約とは、各タイプが自身のタイプに則した契約を選ぶようにする(他のタイプ向けの契約を選ばないようにする)ための条件である。今、企業が2種類の料金プランを設計しようとしているのは、市場にHタイプとLタイプの消費者が1:2の割合で存在すること及び各タイプの需要関数を知っているが、目の前に現れた消費者が、HタイプかLタイプか識別できず、当該消費者がどちらの料金プランの契約を選択するかによって、Hタイプの需要関数を持つ者かLタイプの需要関数を持つ者かを判別するためである。このため、例えば、Hタイプの需要関数を持つ者にとって、H向けプランを選ぶよりL向けプランを選んだ方が消費者余剰が大きくなる価格設計になっていると、スクリーニングが機能しない。よって、企業は、「HタイプがH向けプランを契約した時の消費者余剰 $\geq$ HタイプがL向けプランを契約した時の消費者余剰」(条件③)・「LタイプがL向けプランを契約した時の消費者余剰 $\geq$ LタイプがH向けプランを契約した時の消費者余剰」(条件④)になるよう、価格を設定しなければならない。

以上①②③④の4つの制約条件を充たすための各価格はどのように設計されるだろうか⁴⁸。図3-4はHタイプとLタイプの需要曲線を重ねた形で表したものである⁴⁹。

⁴⁷ 支払額の内訳は固定料金と従量制料金であるから、「支払意思額 $\geq$ 固定料金 + 従量制料金」である。この式を変形すると「支払意思額 - (固定料金 + 従量制料金) ≥ 0 」となるが、左辺は純消費者余剰であるから、「純消費者余剰 ≥ 0 」が参加制約である。注(46)で見た単一の二部料金制における「純消費者余剰 ≥ 0 」という制約条件と同じである。

⁴⁸ 4つの制約式がある場合の利潤最大化問題についてフォーマルな分析は、石橋・前掲注(10)189頁および石田潤一郎＝玉田康成『情報とインセンティブの経済学』(有斐閣・2020年)190頁参照。

⁴⁹ 二部料金メニュー価格制の仕組みを分かりやすく図示するために、図3-1

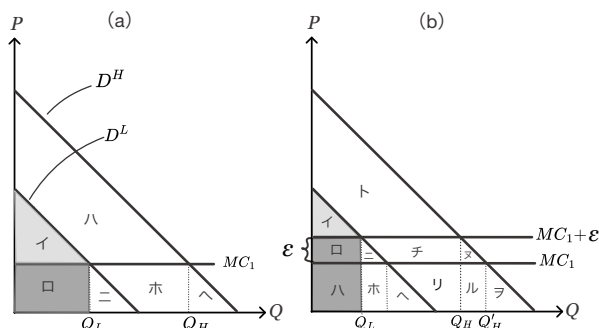


図 3-4：二部料金メニュー価格制

パネル(a)は、単一の二部料金制での検討を踏まえて、「粗消費者余剰＝固定料金」・「限界費用＝従量制料金の単価」と設定した場合である。つまり、L 向けプランとして、限界費用を従量制単価に設定し従量制料金として㊦を徴収し、粗消費者余剰㊩を固定料金として徴収する。H 向けプランとして、限界費用を従量制単価に設定し従量制料金として㊦+㊧+㊨を徴収し、粗消費者余剰㊩+㊪を固定料金として徴収する。しかし、これでは誘因両立制約㉓を充たさない。H タイプの消費者は、H 向けプランを選べば純消費者余剰ゼロだが、L 向けプランを選べば Q_H の量を購入して固定料金㊩と従量制料金㊦+㊧+㊨を支払って純消費者余剰㊪を得られるので、L 向けプランを選ぶことが合理的である。このように、H タイプの需要曲線を持つ者が H 向けプランを選ばず L 向けプランを選んでしまうため、スクリーニングできない。そこで、L 向けプランが L タイプの消費者にとっての参加制約を充たしつつ、H タイプの消費者にとって、L 向けプランを選ぶよりも H 向けプランを選んだ方が純消費者余剰が多くなるように、価格設定を修正しなければならないことが分かる。

パネル(b)は、参加制約だけでなく誘因両立制約も充たすように各料金プランを修正したものである。L 向けプランとして、従量制単価を限界費用よりも高い価格に引き上げて (ϵ が引き上げ幅) 粗消費者余剰㊩

の需要曲線とは形状を変えている。

の面積を小さくした上で、固定料金として粗消費者余剰①を、従量制料金として②+③を徴収する。仮に H タイプの消費者がこの L 向けプランを選んだ場合、 Q_H の量を購入し、固定料金①と従量制料金②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧を支払って、純消費者余剰⑨を得る。そこで、H 向けプランを選んだ場合の純消費者余剰が⑨以上になるように、H 向けプランの価格を設定すればよい。従量制単価を限界費用に設定すると、 Q'_H の量を購入し、粗消費者余剰は①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧の面積であるから、固定料金として①+②+③+④+⑦+⑧の面積を設定すれば、L 向けプランと同等の純消費者余剰⑨を得ることになり、H タイプの消費者にとって L 向けプランと H 向けプランは無差別であり誘因両立制約③を充たす⁵⁰。

そうすると、4つの制約条件を充たすための価格設計は次の通りである。まず、L 向けプランは、従量制単価を限界費用を上回る価格に設定し、これにより減少した粗消費者余剰の全てを固定料金として設定する。このことは、当該生産物に対する需要の小さいタイプ L の純消費者余剰がゼロとなるように価格を設計することを意味する。次に、H 向けプランは、従量制単価を限界費用と等しい価格に設定し、H タイプが L 向けプランを選んだ場合の純消費者余剰と同等の純消費者余剰を保証するように、粗消費者余剰の一部を固定料金として設定する。このことは、当該生産物に対する需要の大きいタイプ H に純消費者余剰を与えるように価格を設計することを意味する⁵¹。以上のことから、L 向け

⁵⁰ より確実に H タイプの消費者が H 向けプランを選ぶようにするために、純消費者余剰を⑨+ α にすべく、固定料金を①+②+③+④+⑦+⑧より小さくすることもできる(が企業の利潤が減るので利潤最大化の最適解ではなくなる)。ただし、H 向けプランの固定料金が①+②+③の面積を下回ると、今度はタイプ L の消費者も H 向けプランを選んでしまい、誘因両立制約④を充足しなくなること注意到せよ。例えば H 向けプランの固定料金を②の面積部分だけにしたとする。そうするとタイプ L の消費者は、L 向けプランを選ぶと純消費者余剰はゼロだが、H 向けプランを選ぶと固定料金②と従量制料金③+④を支払って純消費者余剰①+③を得るから、H 向けプランを選ぶ。

⁵¹ 情報の非対称性がある場合に、情報劣位者が、情報優位者に対して私的情

プランと H 向けプランを比較すると、相対的に、L 向けプランは固定料金は安く従量制単価は高いプランとなり、H 向けプランは固定料金が高く従量制単価が安いプランになる⁵²。

後は利潤最大化のために、当該生産物に対する需要の小さいタイプ L 向けプランの従量制単価を限界費用からどの程度引き上げるべきかであ

報を開示させるために与える余剰を、「情報レント (information rent)」と言う。ここでは、各消費者が H タイプか L タイプかという需要の高低に関する私的情報を有しており、売り手は有していないという情報の非対称性がある場合であり、このため売り手は、H タイプが L 向けプランを選ばないように（誘因両立制約を充たすために）、H 向けプランに保証する余剰①が情報レントである。

⁵² 携帯電話の通信プランは実際にこのような二部料金メニュー価格制になっている。例えば、次のような 2 種類の料金プランが用意されていることがある。一つは、あまりデータ通信量を消費しないライトユーザー向けに、3 ギガバイトまでの使用であれば月額 2 千円だが通信量が 3 ギガを超えると、1 ギガ毎に 1 千円の追加料金がかかるというプランである。もう一つは、通信量を大量に使用するヘビーユーザー向けの、月額 7 千円の使い放題プランである。ライトユーザー向けの「月額 2 千円で 3 ギガを超えると従量制料金がかかる」いわゆる従量制プランは、固定料金が 2 千円で従量制単価が 1 千円に設定されており、ヘビーユーザー向けの「月額 7 千円で使い放題」のいわゆる定額制プランは、固定料金が 7 千円で従量制単価がゼロに設定されている。通信サービスの提供において限界費用はゼロに近いところ、ライトユーザー向けプランは、固定料金がヘビーユーザー向けプランよりも低額かつ従量制単価が限界費用を上回る高い価格に設定され、ヘビーユーザー向けプランは、固定料金がライトユーザー向けプランよりも高額かつ従量制単価が限界費用と等しい額に設定されている。

利用者は自分が毎月どのぐらいの通信量を使用するかに応じて、通信量の多い人は「7 千円の定額プラン」を、通信量の少ない人は「月額 2 千円の従量制プラン」を自ら選択する。かくして、今、新規顧客と契約を締結しようとしている携帯電話会社は、当該顧客がどちらの料金プランを選ぶかによって、ヘビーユーザーかライトユーザーかを識別することができる。さらに契約締結後は、顧客属性（年齢・性別・地域・職種等）と使用量に関するデータを蓄積してゆくから、より細かなスクリーニングを可能とする料金プランに洗練させることが可能になる（もっとも細くなりすぎると消費者が選択できなくなりスクリーニングが機能しなくなるという別の問題はある）。

る。図3-4のパネル(a)と(b)を見比べて欲しい。L向けプランの従量制単価を限界費用よりも ε の分だけ引き上げると、タイプLの購入量が減少するため、企業はパネル(b)の㊦の部分の利潤を失うことが分かる。他方で、L向けプランの従量制単価を引き上げることで、タイプHから徴収する固定料金がパネル(b)の㊧+㊨の部分について増える。従って、企業が利潤を最大化するためには、㊧+㊨の利潤増加分から㊦の利潤減少分を差し引きした残額が最大になるようにすればよい⁵³。

⁵³ 注(41)の逆需要関数の数値例の下で、L向けプランの従量制単価を限界費用からいくら引き上げればよいか算出してみよう。

引き上げる分の額を ε と置く。そうすると、L向けプランの従量制単価が $2 + \varepsilon$ となることで、タイプLの消費者の購入量は $\frac{4}{3}$ から $(\frac{4}{3} - \frac{1}{3}\varepsilon)$ に減少する。よって、タイプLから企業が得る利潤の減少分は、三角形㊦の面積を求めればよいから、 $\frac{1}{6}\varepsilon^2$ である。他方、L向けプランの従量制単価が値上がりすることで、タイプHの増加する固定料金であり企業にとっての利潤増加分は、平行四辺形㊧+㊨の面積を求めればよいから、 ε である。そして、LタイプとHタイプの消費者が1:2の割合で存在することを踏まえて利潤の増減を差し引きすると、 $2 \times (-\frac{1}{6}\varepsilon^2) + 1 \times \varepsilon = -\frac{1}{3}\varepsilon^2 + \varepsilon$ である。この式の解が最大となるときの ε を求めようとしているのだから、二次関数の最大値を求めることと同じである。よって、微分してゼロとなるときの ε の値を求めればよいから、 $-\frac{2}{3}\varepsilon + 1 = 0$ を解くと、 $\varepsilon = \frac{3}{2}$ である。

値上げ幅が特定できたので、L向けとH向けの二部料金制の料金プランを具体的に設計してみよう。 $\varepsilon = \frac{3}{2}$ より、L向けプランの従量制単価を $\frac{7}{2}$ に値上げし、H向けプランの従量制単価は限界費用に据え置き2となる。L向けプランの固定料金は、タイプLの需要曲線と従量制単価の差分の三角形の面積部分であるから、 $\frac{5}{6} \times (6 - \frac{7}{2}) \times \frac{1}{2} = \frac{25}{24}$ と設定される。仮にHがこのL向けプランを選ぶと、従量制単価 $\frac{7}{2}$ とHの需要曲線の交点である分量 $\frac{11}{6}$ を購入して、従量制料金 $\frac{7}{2} \times \frac{11}{6} = \frac{77}{12}$ と固定料金 $\frac{25}{24}$ を支払って、純消費者余剰4を得る。そこで、H向けプランを設計するにあたり、同等の純消費者余剰4を残すように固定料金を設定すればよい。すなわち、Hの需要曲線と限界費用曲線 MC_1 に挟まれた三角形の面積 $\frac{49}{6}$ から、4を控除した、 $\frac{25}{6}$ を固定料金と設定すればよい。

まとめると、L向けプランは、従量制単価 $\frac{7}{2} = 3.5$ 、固定料金 $\frac{25}{24} \div 1.04$ であり、

（2） 社会的厚生

独占市場に第二種価格差別を導入すると社会的厚生がどのように変化するか確認する。図3-5は、厚生の変化を明確にするために、タイプHとタイプLとに分けて図示したものである。

（a） 死荷重

まず死荷重の変化に注目してみよう。

パネル(b)は、価格差別を導入する前の単純な独占均衡下の社会的厚生²⁵の状況である。独占均衡価格が競争均衡価格よりも上昇したことにより、どちらのタイプの消費者も購入量がパネル(a)の競争均衡量つまり最適²⁶量よりも減少している。このため、死荷重が両タイプの消費者に発生している。

パネル(c)は、独占市場に二部料金メニュー価格制（第二種価格差別）を導入したものである。独占企業は、誘因両立制約を充足しつつ利潤最大化を図るために、需要の小さいL向けプランの従量制単価を限界費用よりも高く、需要の大きいH向けプランの従量制単価を限界費用と等しい額に設定する。そうすると、タイプHの消費者について、H向けプランの従量制単価と需要曲線の交点で決定される購入量は、限界費用と限界便益が等しくなっており、パネル(a)の競争均衡量つまり最適購入量にまで回復している。そして、これにより死荷重が消滅している。他方、タイプLの消費者は、L向けプランの従量制単価は限界費用を上回る価格に設定されるので、従量制単価と需要曲線の交点で決定される購入量は、限界便益が限界費用を上回っており、最適よりも少なく非効率であり、依然として死荷重が発生している。企業が利潤最大化のための最適な二部料金メニュー価格を設計すると、H向けプランにおいては従量制単価が限界費用に等しく設定されることにより、タイプHの消費者については効率的な購入量が実現し死荷重が解消される

H向けプランは、従量制単価2、固定料金 $\frac{25}{6} \approx 4.17$ となる。このように、L向けプランはH向けプランより、従量制単価が高くかつ固定料金が安く設定される。

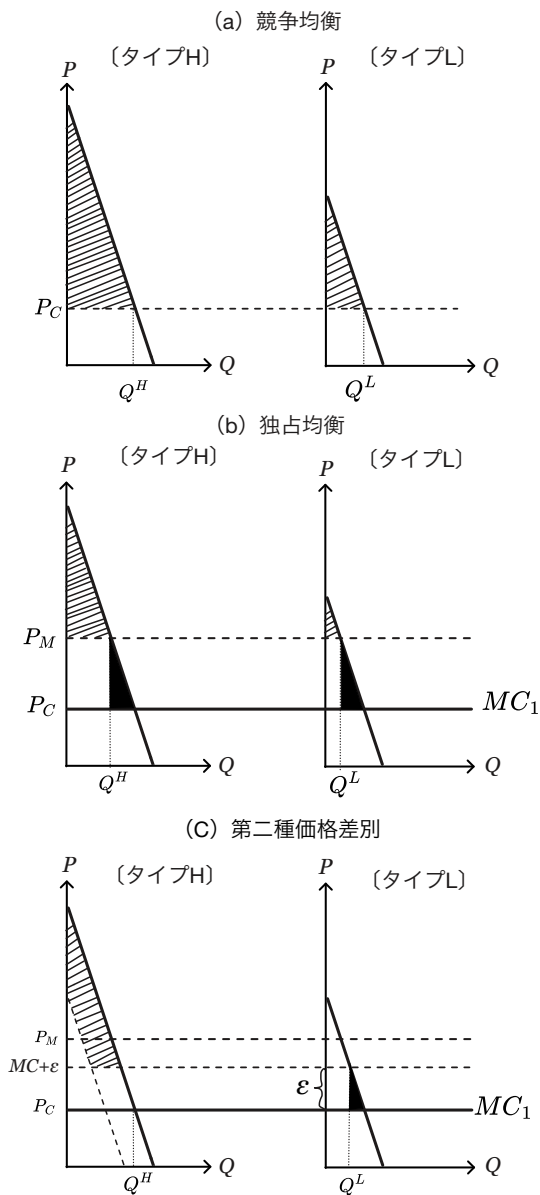


図 3-5 : 社会的厚生と比較

のである^{54 55}。

(b) 生産者余剰と消費者余剰

生産者（独占企業）は、各タイプ向けの最適な二部料金メニュー価格を設計することにより、利潤を増加させる。このとき、L 向けプランの従量制単価は限界費用よりも高く設定されるため、タイプ L の消費者

⁵⁴ 注 (43) で求められた独占均衡価格と注 (53) で求められた最適なメニュー価格とで、実際に死荷重がどのように変化したかを確認する。

まず、ベンチマークとして、完全競争市場では、 $P_c = MC = 2$ より、H の購入量は $\frac{7}{3}$ であり、L の購入量は $\frac{4}{3}$ であり、H と L の存在割合 1:2 のため、 $\frac{7}{3} + 2 \times \frac{4}{3} = 5$ が消費者全体の購入量となる。単純な独占均衡下では、独占均衡価格が $\frac{9}{2}$ であるから、タイプ H の購入量は $\frac{3}{2}$ 、タイプ L の購入量は $\frac{1}{2}$ であり、存在割合を踏まえると消費者全体の購入量は $\frac{5}{2}$ となる。第二種価格差別を導入すると、タイプ H は従量制単価 2 と需要曲線の交点である $\frac{7}{3}$ 購入し、タイプ L は従量制単価 $\frac{7}{2}$ と需要曲線の交点である $\frac{5}{6}$ 購入するから、存在割合を踏まえると消費者全体の購入量は 4 となる。よって、競争均衡量が 5、独占均衡量が $\frac{5}{2} = 2.5$ 、第二種価格差別下の均衡量が 4 である。

死荷重は、黒い三角形の面積を求めればよいから、単純な独占均衡下において、タイプ H については、 $(\frac{7}{3} - \frac{3}{2}) \times (\frac{9}{2} - 2) \times \frac{1}{2} = \frac{25}{24}$ であり、タイプ L についての死荷重は、 $(\frac{4}{3} - \frac{1}{2}) \times (\frac{9}{2} - 2) \times \frac{1}{2} = \frac{25}{24}$ であり、存在割合を踏まえて合計すると、 $\frac{25}{24} + 2 \times \frac{25}{24} = \frac{25}{8} = 3.125$ である。第二種価格差別を導入すると、タイプ H の死荷重はゼロ、タイプ L の死荷重は、 $(\frac{4}{3} - \frac{5}{6}) \times (\frac{7}{2} - 2) \times \frac{1}{2} = \frac{3}{8}$ であり、L の存在割合を踏まえて、 $\frac{3}{4} = 0.75$ 発生する。

よって、第二種価格差別が導入されると死荷重が大幅に解消されている。これは、上記で求めた消費者の購入量が、タイプ H について完全競争市場における購入量と同水準まで回復し、消費者全体の購入量も完全競争市場に近い水準にまで回復していることによる。

⁵⁵ 本稿では L と H の 2 種類のタイプを仮定したが、より一般化された、消費者のタイプが連続的な場合にも同様の結果、すなわち①当該生産物に最も低い評価をつけるタイプの消費者には余剰を与えず、それ以外の消費者には余剰を与えるように価格を設計する、これにより、②最も高い評価をつけたタイプの消費者が最適量を消費し、それ以外のタイプの消費者は最適量よりも少ない消費量になること、が明らかにされている。石橋・前掲注 (10) 190 頁および Tirole, *supra* note 34, § 3.5.1.2 参照。

からは、固定料金と従量制料金のそれぞれから利潤を得る。タイプH向けプランでは従量制単価を限界費用と等しく設定するため、タイプHの消費者からは、固定料金部分からのみ利潤を得る⁵⁶。

生産者余剰の増加に伴い、消費者余剰は減少している。単一の二部料金制で見た通り、そもそも二部料金制は、固定料金を設定することによって、消費者の粗余剰を奪取するものである。このため消費者余剰は減少する。ただし、二部料金メニュー価格制の場合、タイプLの消費者とタイプHの消費者とで厚生状況は異なる。すなわち、タイプLの消費者はまったく消費者余剰を得ないが、タイプHの消費者は、誘因両立制約を充たすべくL向けプランを選んだ場合と同等の余剰を保証するようにH向けプランが設計されるため、正の消費者余剰を得る⁵⁷。

(c) 社会的厚生まとめ

以上をまとめると、独占市場に第二種価格差別が導入されると次の影響がある。

参加制約を充たすべく全グループの消費者に生産物が供給されるようになり⁵⁸、かつ、当該生産物に最も高い評価をつけるグループの消費者

⁵⁶ 注(53)で求められた最適なメニュー価格下での独占利潤は、次の通りである。タイプHの消費者から固定料金として $\frac{25}{6}$ の利潤を得る。タイプLの消費者からは、従量制料金部分から $\frac{5}{6} \times (\frac{7}{2} - 2) = \frac{5}{4}$ の利潤と、固定料金として $\frac{25}{24}$ の利潤を得るので、合計 $\frac{55}{24}$ の利潤を得る。各利潤をHとLの存在割合を踏まえた上で足し合わせると、 $\frac{35}{4} = 8.75$ の利潤を獲得する。単純な独占均衡下における独占利潤は、 $\frac{25}{4} = 6.25$ である(注43)から、第二種価格差別を導入することで独占者の利潤は増大している。

⁵⁷ 単純な独占均衡下における消費者余剰は、 $\frac{33}{8} = 4.125$ であった(注43)。その内訳は、図3-5パネル(b)の斜線の三角形の面積をそれぞれ求めればよいので、タイプHの消費者余剰が、 $\frac{3}{2} \times (9 - \frac{9}{2}) \times \frac{1}{2} = \frac{27}{8}$ であり、タイプL一人当たりの消費者余剰が、 $\frac{1}{2} \times (6 - \frac{9}{2}) \times \frac{1}{2} = \frac{3}{8}$ であり、Lの存在割合を踏まえると、タイプLの消費者余剰は $\frac{3}{4}$ である。第二種価格差別下では、タイプHが4の消費者余剰を得ており、タイプLの消費者余剰はゼロである。以上より、第二種価格差別を導入することで、タイプHの消費者余剰は増加しタイプLの消費者余剰は減少している。

⁵⁸ ただし、当該企業の限界費用よりも限界評価額が低い消費者グループには

は最適量を購入するようになるため、総生産量は単純な独占均衡量よりも増加し、競争均衡の水準により近づく。よって第二種価格差別の導入は社会的厚生（効率性）を改善する。もっとも、完全競争市場と比べれば、死荷重がなお残存しているため、セカンドベストである。

分配面については、競争均衡価格よりもつり上げられた独占均衡価格下では、市場から排除されている消費者グループが存在し得るところ、第二種価格差別が導入されると、参加制約を充たすべく市場から排除されていた消費者にも供給されるようになるため、分配上の公平に資する側面がある。ただし、生産物に最も低い評価を付けたグループの余剰はゼロとなり、他のグループの消費者には正の余剰を残しつつも、全てのグループの消費者から余剰を吸収するため、①消費者から生産者への余剰の移転と、②最も低い評価をつける消費者を犠牲にして他のグループの消費者が余剰を得るというトレードオフ（当該生産物を低く評価する者から高く評価する者への内部補助）が起きる。

3.5 価格差別の経済分析まとめ

(1) 価格差別の類型整理——差別化の深度

まず、各価格差別の手法における価格設計の仕組みを分析したことで、各類型の差別化の「深度（degree）」の相違が明らかとなったのでまとめておく。

表１：差別化の深度

	第一種価格差別	第二種価格差別	第三種価格差別
人	個人毎に異なった価格が設定される。	グループ毎に異なった価格が適用される。	グループ毎に異なった価格が設定される。
量	需要量毎に異なった価格が設定される。	需要の高低に応じて異なった単位価格が設定される。	－

第一種価格差別は、売り手が個々の買い手の需要情報を有している。

供給されないことは言うまでもない。

従って、個人毎かつ個人の需要量毎に異なった「個別価格」が設定される。個別価格は個々人の需要曲線に張り付いて設定されるため、市場全体で見ると市場需要曲線＝個別価格として表される。

第三種価格差別は、売り手が有しているのは、買い手の属性毎の需要情報であり、個々の買い手の需要情報までは有していない。このため、第三種価格差別では属性グループ毎にしか価格を設定することができない。また、需要量に応じて異なった価格はつけられておらず、何単位購入しても単位あたりの価格は一定である。つまり、第三種価格差別は「グループ毎に異なった単一価格」が設定されるにとどまる。

第二種価格差別は、売り手が有しているのは、需要の高低（量の大小・契約期間の長短等）により異なるグループが存在していること、及びそのグループ毎の需要情報である。しかし、第三種価格差別と異なり、買い手がどのグループに属するか事前に識別することができない。そこで、需要の高低に応じて単位価格を変えたメニュー価格を導入することでスクリーニングしようとするものであった。そして、このスクリーニングの結果、グループ毎に異なった価格が買い手に適用されることになる⁵⁹。

そうすると、売り手が買い手の需要に関する情報を多く有している順は、第一種、第三種、第二種である⁶⁰。しかし、差別化の細やかさ・程

⁵⁹ 実はもともとピグーが想定していた第二種価格差別は、このようなスクリーニングによる価格差別ではなく、需要曲線の下方に階段関数を用いることで第一種価格差別に近似する手法として捉えていた（*See, Pigou, supra* note 11 at 244）。ピグーの想定していた第二種価格差別と現代の第二種価格差別との相違については、小田切・前掲注（10）88頁参照。

⁶⁰ 第二種価格差別と第三種価格差別が現実の社会で多用されているのは、売り手の保有していなければならない情報が第一種価格差別に比べて少なくすむということから説明がつく。第三種価格差別は、識別可能な属性によって顧客をセグメント化し、各セグメントにおける需要の価格弾力性について情報が入手できれば可能となる。第二種価格差別は、①買い手に自己選択させればよいため当該買い手がどのセグメントに属するか識別できなくてよい、②買い手に需要について嘘をつくインセンティブがなく、なりすましの意味がない（第三種価格差別では、学割やシニア割りの適用を受けようとして証明書を偽装するなど、なりすましのインセンティブがある）という利点がある。

度の深さは、「個々人×需要量に応じて完全に異なった」個別価格を設定する第一種、「グループ毎×需要の高低に応じて単位価格が異なる」第二種、「グループ毎に異なるものの単位あたりの価格は一定」である第三種、という順になる⁶¹。

（2） 社会的厚生の改善

次に、各価格差別の厚生分析の結果をまとめる。

第一種価格差別は、独占市場よりも効率性を改善し、しかも完全競争市場と同じ社会的厚生を実現する。つまり、第一種価格差別は社会効率的手法とすら言える。ただし、分配面において、独占均衡価格下で購入できなかった消費者に生産物が供給されるようになる一方で、社会的余剰が全て消費者から生産者へ移転する。

第三種価格差別は、独占市場よりも効率性を改善する場合と悪化する場合とがあり得、一概には言えない。なお仮に改善する場合であっても、完全競争市場と同水準の総余剰は達成しない。また、分配上の問題は第一種価格差別より複雑になる。すなわち、独占均衡下で市場に参入できていなかった消費者に生産物が供給されるようになる一方で、消費者から独占者への余剰の移転だけでなく、消費者間での余剰のトレードオフ（価格弾力性の小さい者から大きい者への内部補助）が起きる。

第二種価格差別は、独占市場よりも効率性を改善する。ただし、完全競争市場と同水準の総余剰は達成しないため、セカンドベストである。

⁶¹ ピグーは、1920年に THE ECONOMICS OF WELFARE・前掲注（11）を書き著した時に、3つの分類区分は「学術的関心」によるものであって（pp.245）、現実には第一種・第二種価格差別の実行は難しく、実際上は第三種価格差別のみが問題となろうと記していた（pp.246）。第三種価格差別（市場分割）が最も古典的な価格差別であり、その後、第二種価格差別が広く社会に普及した背景には、「情報の経済学」の登場によって第二種価格差別がスクリーニングによる顧客のセグメント化（市場分割）として統一的に把握されるようになったことと関係していると思われる。時代が進むにつれて、第三種、第二種、第一種へと差別化の深い手法が現実社会に登場してくるのは、経済学理論の発展と科学技術の進展が両輪になっていることを伺わせる。

また、分配面は、独占均衡価格下で市場に参入できていなかった消費者に生産物が供給されるようになる一方で、消費者から独占者への余剰の移転と消費者間での余剰のトレードオフ（当該生産物を低く評価する者から高く評価する者への内部補助）という問題が発生する。

そうすると、価格差別は、独占市場において社会効率的な水準を達成（第一種価格差別）または改善（第二種価格差別、場合によっては第三種価格差別も）する手段であることが分かる。このため、価格差別を法的に規制することは、かえって効率性を阻害し得る。以上より、分配上の懸念はあるが効率性が改善されるという利点から、価格差別は必ずしも法的に規制すべきとは言えないとの結論が導かれる⁶²。

⁶² この結論は、効率性と分配上の公平とどちらをどの程度重視すべきかという点に左右される。もっとも、仮に効率性を阻害してでも公平を重視すべきとの立場を採った場合、それを正当化する理由が必要となることはもちろんであるが、他にもいくつかの問題を解決せねばならないように思われる。第一に、取引による余剰が消費者から生産者へ移転したのは分配において「不公平」であると言うためには、消費者よりも生産者を利するべきではない、あるいは生産者よりも消費者が優遇されてしかるべきとする根拠が必要となるところ、それは何か。第二に、分配上の公平を考慮するのであれば、第二種・第三種価格差別で見たように、消費者から生産者への余剰の移転だけでなく、消費者間での厚生移転という別の問題にも直面するところ、消費者間での厚生移転は不公平と見るのかそれとも問題とはみなさないのか。

司法の優越をめぐる法と政治（6・完）

—— アメリカにおける議論を手掛かりとして ——

鈴木 繁 元

目 次

- 序章：違憲審査制と司法の優越 [以上、73巻5号]
- 第1章：アメリカにおける司法の優越 [以上、74巻1号]
- 第2章：司法の優越の正当化議論 [以上、74巻2号]
- 第3章：司法の優越の揺らぎ [以上、74巻4・5・6号]
- 第4章：アメリカにおける対話理論の生成と発展
- 第1節：比較対象としてのカナダ
- 第1款：違憲審査制の類型論
- 「弱い形式」の違憲審査と「強い形式」の違憲審査——
- 第2款：カナダにおける対話理論の制度的基盤
- 第3款：カナダにおける対話理論と違憲審査の民主的正当性
- 第2節：アメリカにおける対話理論
- 第1款：対話理論の萌芽——規範的議論としての対話——
- [以上、76巻1・2号]
- 第2款：実証的分析から見た対話
- 第3款：対話における戦略性
- 司法の優越の維持と対話——
- (1) ギンズバーグ
- (2) ディクソン
- (3) 司法の優越の維持と戦略的手法としての対話の模索
- 第3節：小括
- 結論と今後の課題
- 第1節：比較法研究の総括
- 第2節：我が国の議論に対する示唆と今後の課題 [以上、本号]

第4章：アメリカにおける対話理論の生成と発展

第2節：アメリカにおける対話理論

第2款：実証的分析から見た対話

以下では、主としてフリードマン（Barry Friedman）の所論に着目しつつ、司法審査の反多数者主義的性格を前提としない対話理論について検討する。

ビッケル（Alexander M. Bickel）による「反多数者主義の難点」という定式化が、その後のアメリカにおける憲法学者による論争の中心のひとつとなったことは、論を俟たない。憲法上の対話に関する議論との関係でいえば、第1款で検討したビッケルやペリー（Michael J. Perry）における対話理論（あるいはカナダにおける対話理論）も、反多数者主義的性格を有する司法部が、民主制においていかなる役割を果たすべきか、に関する探究としての側面も有していた。

これに対して、司法審査の反多数者主義的性格に疑義を呈する立場を採用する研究も、アメリカにおいて精力的に展開されてきた¹。つまり、従来の「反多数者主義の難点」を前提とする規範的な憲法理論は、政治部門（とりわけ立法部）が多数者主義的であり司法部は反多数者主義的であることを想定するが、実証的な分析を重視する論者によれば、このように司法部を反多数者主義的な勢力と想定することは、アメリカにおける現実の憲法秩序を正確に記述するものではない。すなわち現実の憲法秩序を見ると、非民主的部門である裁判所が憲法問題に最終的な決着をつける（＝司法の最終性）という前提は、しばしば不正確であり、む

¹ この点について、金澤孝「憲法理論の新局面——反多数派支配主義という難点（Countermajoritarian Difficulty）からの解放に向けて」法律時報79巻4号（2007年）83頁以下、初岡宏成「アメリカ社会における司法審査制度の機能論（1）」北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編67巻1号（2016年）65頁以下、同「司法の「反多数者」性に関する一考察」北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編67巻2号（2017年）53頁以下、山本龍彦「司法審査の多数者主義的性格に関する覚書——「逆さまの司法審査」論を素材に」『統治構造において司法権が果たすべき役割・第1部』（判例時報社、2021年）201頁以下などを参照。

しろ裁判所の憲法判断は当該争点に関する諸アクター間での「対話の端緒にすぎない」²ことが明らかになる、と主張するものである。

フリードマンの研究は、かような試みの一環として位置づけられる³。彼の提唱する対話理論は、裁判所がいかなる判断を下すべきかを論ずるのではなく、裁判所が実際の憲法制度においてどのように運用されているのか、という実証的な視点から分析を試みる点に特色を有する⁴。それによれば、現にアメリカで作動している憲法秩序過程とは、選挙によって人民に対して責任を負った部門と責任を負わない裁判所——すなわち、民主的な正当性を有する部門と民主的な正当性を有しない部門——を対立させるものではなく、むしろ、執行部、立法部、司法部の三つの部門すべてを統合 (integrate) するものであると結論付けることができる、とする⁵。そして、この憲法上の対話には、社会におけるあらゆるアクターが参画しており、裁判所はそこで独自の役割を現に果たしているとする。すなわちフリードマンは、アメリカ憲法学における常識ともなった「反多数者主義の難点」は、現実における憲法制度の運用を的確に描写したものではなく、誤った前提に立脚するものであると批判し、

² 金澤・前掲注1) 87頁。

³ キング (Jeff King) は、フリードマンの著作をアメリカにおける対話理論の代表的著作として挙げながらも、その業績は不当に軽視されてきたと指摘する。Jeff King, *Dialogue, Finality and Legality*, in CONSTITUTIONAL DIALOGUE; RIGHTS, DEMOCRACY, INSTITUTIONS 188 (Geffrey Sigalet et al. eds., 2019).

⁴ See Barry Friedman, *The Importance of Being Positive: The Nature and Function of Judicial Review*, 72 U. CIN. L. REV. 1257 (2004).

⁵ Barry Friedman, *Dialogue and Judicial Review*, 91 MICH. L. REV. 577, 580 (1993). フリードマンの憲法理論を検討する邦語文献として、金澤・前掲注1) のほかに、武田芳樹「反多数派主義の難点を超えて(1)(2・完)——政治学と憲法学の対話——」早稲田大学大学院法研論集125号(2008年)231頁以下、同127号(2008年)75頁以下、同「裁判所を取り巻く政治的環境に関する考察(1)(2・完)——アメリカ合衆国における制定法解釈論の含意——」早稲田大学大学院法研論集129号(2009年)165頁以下、同130号(2009年)155頁以下などを参照。またフリードマンの著作に関する書評として、勝田卓也「世論と対話する最高裁」アメリカ法 2011- I (2011年)182頁以下も参照。

その上で、ヨリ正確なアメリカ憲法の運用を理解するために、「対話」を構想するのである。ここにおいて、第1款において検討した、ビックルやベリー等の論者における、「反多数者主義の難点」を前提とする対話理論との明確な差異を見て取ることができる。以下、順を追ってフリードマンが提唱する対話理論の検討を進めていく。

司法審査の実証的研究に重点を置くフリードマンは⁶、「反多数者主義の難点」という命題に対する批判から論を進める。彼によれば、実証的に見ると、「反多数者主義の難点」は、その前提からして不正確な事実認識に基づくものであることが明らかになるとする⁷。まず政治過程に関して、彼が疑義を呈するのは、政治部門が多数者の意思を代表するという前提である。例えば、彼が引用する公共選択論に関する業績は、政治部門が多数者の意思を代表するという前提に疑義を呈するものである⁸。そして、現実の政治過程は、「本来の多数派の意思ではなく、一部の利益集団の選好を法政策に反映しているにすぎない可能性」⁹も示唆される。これによれば、特定可能な多数者の意思が存在することを想定してきた「反多数者主義の難点」という命題が、常にアメリカの政治過程を描写できているかどうかについて、大きな疑義が生じることとなる。

これに対して司法過程についてはどうか。「反多数者主義の難点」によれば、選挙による民主的責任を負わない裁判官が、現に多数派の意思を覆すがゆえに、司法審査と民主主義の対立状況が生じるとする。つまり「反多数者主義の難点」は、裁判官が立法部や執行部による行為を無効と判断する場合、その判決は最終的なものであり、そうであるからこそ、司法部による判決が多数派の意思を覆す役割を果たす、という前提

⁶ フリードマンによれば、それまでのアメリカ憲法学界の多数派は、規範的憲法理論に重点を置いた議論を展開してきたのに対して、自身の研究は「連邦最高裁が実際に何をしているのか、そしてなぜそうするのか」を解明することに重点を置いているとする。Friedman, *supra* note 4, at 1257-1258.

⁷ Friedman, *supra* note 5, at 628-653.

⁸ *Id.* at 639. 金澤・前掲注1) 84頁も参照。

⁹ 武田芳樹「反多数派主義の難点を越えて(2・完)」・前掲注5) 77頁。この点について、山本・前掲注1) 210頁以下なども参照。

に基づいているのである¹⁰。フリードマンは、この点についても疑義を呈する。すなわち、連邦最高裁による判決は、当該事件限りにおいては最終的であるものの、Cooper v. Aaron¹¹が宣明するような、憲法上の問題にラスト・ワードを付与する性質を有するものではない、と主張するのである。例えば、アメリカの政治・社会に多大なインパクトを残したRoe v. Wade¹²にしても、人工妊娠中絶を巡るアメリカにおける論争を終結させるものではなく、その後も各州においてロー判決に抵抗するあらゆる立法が制定され、幾度も連邦最高裁にてその合憲性が争われてきた。また、司法の優越の典型例としてしばしば引用される前述のクーパー判決でさえ、人種別学制度という問題の解決にラスト・ワードを付与することはかなわず、判決後も各地域において人種別学制度は維持されていたのである¹³。

フリードマンは、このような司法の最終性の欠如は、憲法典の文言の不確定さの必然的な帰結であるとする¹⁴。すなわち、憲法典の文言が様々な意味を持ちうるからこそ、ある時に提示された憲法典の解釈は、現在や未来において受容されない可能性がある。しかしながら、憲法典の解釈が、時代や社会の変容に応じて変化するということは、憲法典自体の性質から言えば「健全であり不可避的」¹⁵なのであり、「現に」憲法典の解釈の過程は静態的ではなく、動態的なものになっているとする。そしてフリードマンは、「反多数者主義の難点」という命題は、司法の最終性という静態的な憲法解釈の捉え方を前提としているのであり、このような前提は、現実における憲法解釈が有している、政治部門や人民を含めた動態的なプロセスを正確に認識できていない、と批判するのである。

こうしてフリードマンは、アメリカの憲法制度の動態性を正確に理解

¹⁰ *Id.* at 643.

¹¹ 358 U.S. 1 (1958).

¹² 410 U.S. 113 (1973).

¹³ Friedman, *supra* note 5, at 649. See also James S. Liebman, *Desegregating Politics "All-Out" School Desegregation Explained*, 90 COLUM. L. REV. 1463, 1465-79 (1990).

¹⁴ Friedman, *supra* note 5, at 649.

¹⁵ *Id.* at 652.

するための構想として——そして、「反多数者主義の難点」という命題に代わる構想として¹⁶——「対話」に行き着く。フリードマンは自身の対話理論の具体的内容について以下のように述べる。

（対話という）用語は、司法審査が一般的に記述されるよりもはるかに相互依存的で相互作用的なものであることを強調する。憲法は、超然とした裁判官が自らの意思を人民に押し付けることによって解釈されるのではない。むしろ、憲法解釈とは、裁判官と政治との間の緻密な議論なのである。¹⁷

前述のように、彼は憲法解釈における司法の最終性を前提としない。むしろ、連邦最高裁の判決は、連邦の政治部門や州政府、さらには人民を含めた社会全体における憲法上の論争を促すための「触媒（catalyst）」¹⁸として、現に機能しているとするものである。注意すべきは、彼は対話理論を、それまでの多くの憲法理論と同様に司法審査における「あるべき論」として語っているのではない。彼の提唱する対話とは、現実の社会において司法審査がいかに作用しているかに着目する記述レベルのものであった¹⁹。「反多数者主義の難点」という命題との関係で捉えるならば、フリードマンの主張は、「難点」の不正確性を明らかにしつつ、かような「司法審査のグランドセオリーのあり方が歪んでいること」²⁰を記述レベルにおいて示すことを試みたものであるといえよう。

このような性質を有するフリードマンの対話理論は、動態的な憲法秩序において、裁判所が現にいかなる役割を果たしているか、ということにも着目する。彼によれば、裁判所には、伝統的な見解において想定さ

¹⁶ 武田芳樹「反多数派主義の難点を超えて（2・完）」・前掲注5）79頁。

¹⁷ Friedman, *supra* note 5, at 653.

¹⁸ Friedman, *supra* note 4, at 1295.

¹⁹ Friedman, *supra* note 5, at 671. See also Christine Bateup, *The Dialogic Promise - Assessing the Normative Potential of Theories of Constitutional Dialogue*, 71 BROOK. L. REV. 1109, 1157-1168 (2006).

²⁰ 金澤・前掲注1）87頁。

れていた、憲法の意味を語るという役割のほかに、憲法上の論争を促進、あるいは形成するという役割が存在するとされる²¹。その役割の例をいくつか挙げると²²、まず、裁判所は憲法の意味についての社会における見解を統合し、議論の方向性を明確化する役割があるとする。つまり、社会においては憲法に関する多様な解釈を主張する者（利害関係者を含めた）が存在するのであり、裁判所はとある憲法解釈を採用することで、社会における議論を整理し、その方向性を明確化する機能を果たしているのである。あるいは、裁判所の判断は、「触媒」として機能する。すなわち、時として裁判所は、それまで社会全体での議論が活発になされていなかった論点に関連する憲法判断を下すことによって、現状を揺るがし、当該論点を政治的に重要な争点として押し上げる機能を果たするのである。さらに裁判所は、政治部門への敬讓を通じて、他部門が憲法問題について発言することを促すという、政治部門との関係において論争を喚起する機能をも果たすとされる。このように、フリードマンは、連邦最高裁による憲法判断が下されると、それをめぐって広く社会的な議論が喚起され、時間の経過とともに判決に対する人民や政治部門の支持が十分に得られなければ、判決を覆すような立法が制定されたり新たな訴訟が提起されたりして、憲法に関する議論がさらに活性化する、といった対話の中において、裁判所（とりわけ連邦最高裁）の役割を理解するのである。

上記で指摘したように、フリードマンの対話理論は、現に司法部がアメリカ憲法秩序においてどのような機能を果たしているかに着目するものであり、その意味で記述レベルの議論にとどまる。この点において、実証的分析に基づいて、対話を「不可避免的」²³営為と捉えるフリードマンの議論は、司法審査と民主主義の対立関係を前提として、原理の実現や政治的・道徳的問題における正しい答えの追求といった、規範的な文脈において対話を語るビッケルやペリーをはじめとする論者とは、そ

²¹ Friedman, *supra* note 5, at 668.

²² *Id.* at 668-671.

²³ Neal Devins & Louis Fisher, *Judicial Exclusivity and Political Instability*, 84 VA. L. REV. 83, 104 (1998).

の性質を異にするということも指摘できよう。

さらにフリードマンは、規範理論によって裁判官を拘束することを想定せず、むしろ裁判官は、彼らを取り巻く政治的状况によって、その判断を抑制されている可能性を示唆する²⁴。この点において彼の議論は、連邦最高裁が憲法解釈において最終性を有することを否定し、「反多数者主義の難点」の前提そのものを覆した点において意義を有するものの、他方において、「司法審査のあるべき論に対してどのような変更を求めるのか、あるいは求めないのか」²⁵という点について、なお未解明な点を残すものと評価しうる²⁶。

もう一つ注目すべきは、フリードマンの対話理論における、公衆の役割の強調という特徴である。前述のように、彼の記述的な対話理論は、司法部と立法部、執行部のみならず公衆をも対話を担う主要なアクターと位置付ける。この点は、彼の2009年の著書における以下の記述に表れている。

司法審査について最も重要なことは……判決に公衆がいかにして反応するかである。これは、歴史が教える最も重要な教訓である。司法審査において重要なことは、裁判官が判決を下すときではなく、裁判官が判決を下した後起こる。裁判官は憲法の意味について最終的な決定を下さない。むしろ、憲法がその意味を持つようになるのは、司法部による判決⇒公衆の反応⇒司法部による再度の判決という対話的なプロセスを経てのことなのである。²⁷

すなわちフリードマンは、裁判所とアメリカ人民との間の対話を通じて、憲法はその意味が整序されることを強調するものと解される。彼の

²⁴ Friedman, *supra* note 4, at 1272.

²⁵ 金澤・前掲注1) 88頁。

²⁶ この点に関連して、金澤・前掲注1) 87頁は、フリードマンの対話理論が「自覚的に」記述レベルでなされていることを指摘する。

²⁷ BARRY FRIEDMAN, THE WILL OF THE PEOPLE: HOW PUBLIC OPINION HAS INFLUENCED THE SUPREME COURT AND SHAPED THE MEANING OF THE CONSTITUTION 381-382 (2009).

対話理論は、裁判所が多数者の意思を覆す能力があるというアメリカの憲法理論に存在する前提自体に疑問を投げかけ、むしろ、民主主義との対立ではなく、「共生」²⁸という関係において、司法審査を捉えるものである、と位置づけることができる。彼は、現実において、裁判所と人民、そして人民の代表機関は「反多数者主義の難点」が示唆するような敵対関係ではなく、むしろ「自覚的な協力者」²⁹であると捉えていると解されよう。

第3款：対話における戦略性——司法の優越の維持と対話——

第2款で検討対象としたフリードマンの議論は、アメリカにおいて、現に、司法部と政治部門、さらには公衆をも巻き込んだ、憲法の意味に関する対話がなされていることを、記述レベルにおいて示そうという試みであった。本稿における問題意識との関係からすると、違憲審査の民主的正当性の探究という理論的関心とは異なった地平から、フリードマンが対話理論の構築を試みているという点が注目される。また、司法部と政治部門のみならず、公衆というアクターが対話において果たす役割について強調されている点も、彼の議論の特徴の一つであるといえよう。彼の理論に代表される、司法審査に関する実証的な探究の試みは³⁰、裁判官が直面する様々な制度的制約を明らかにしたこと、さらに、司法部と政治部門、公衆における相互関係の現実社会での有り様に焦点を当てることで、現にアメリカにおいて作動している憲法秩序の動態的プロセスの一端を明らかにした点において、意義を有すると解される。

本稿において検討してきた対話理論は、これまで概観したように、(1) 司法審査の反民主主義的な性格を前提としつつ、なお民主制における司法部のあるべき役割の探究を試みる規範的側面と (2) 現実の憲法秩序

²⁸ 勝田・前掲注5) 189頁。

²⁹ Sanford Levinson, *Courts as Participants in "Dialogue": A View from American States*, 59 KANSAS L. REV. 791, 793 (2011).

³⁰ See Corinna Barrett Lain, *Upside-down Judicial Review*, 101 GEO. L.J. 113 (2012); Corinna Barrett Lain, *Soft Supremacy*, 58 WM. & MARY L. REV. 1609 (2017).

において対話がなされていることを示す実証的側面の二つが交錯する、という性質を有するものと解される。とりわけ(2)の実証的側面は、(1)が規範的な前提とする司法の優越が、政治的・社会的制約に直面する現実の憲法実務においては維持することが困難な局面が存在することを強調する。このように、司法部が現に何をなすことが可能であるのか、という点に着目することは、規範的な憲法理論の構築においても一定の示唆を与えるようにも思われる。

この点に関連して注目するべきが、バルキン（Jack M. Balkin）の主張である。彼は、それまでのアメリカにおける多くの規範的な憲法理論は、連邦最高裁の判事が憲法をいかにして解釈するべきか、という点にのみ着目しており、その結果、「規範的な憲法理論の提唱者たちは、自分たちの試みにほとんど無頓着な連邦最高裁の営為を、合理的に再構築しようと試み続けている」³¹と批判する。その上で彼は、「司法部がなすことが合理的に可能であることとは何かを理解しない限り、司法部に何を合理的に期待できるかを知ることはできない」³²として、規範理論も実証的な研究に目を向けるべきこと、換言するならば、「実証的な研究成果と規範理論を架橋する必要性」³³を強調する。バルキンの主張を下敷きとするならば、政治部門や公衆から一定の制約を受けうる司法部（とりわけ連邦最高裁）が現実には何をなすことができるか、という点に関心を向けずに規範理論を構築することは、結局のところ、一定程度限定された条件下において維持可能であるにすぎない司法の優越を規範的な前提としつつ、司法部に対して合理的に期待しえない行為を学説が要求することに繋がりがかねない、ということになる。

それでは、政治的・社会的な制約に向き合いつつ、司法部はいかにして憲法判断を下すべきなのであろうか、また司法の優越の維持という観点からは、司法部には合理的に何を期待することができるのであろうか。この点について、司法部を取り巻く政治的・社会的制約を念頭においた、

³¹ Jack M. Balkin, *What Brown Teaches Us about Constitutional Theory*, 90 VA. L. REV. 1537, 1575 (2004).

³² *Id.* at 1576.

³³ 武田芳樹「反多数派主義の難点を超えて（2・完）」・前掲注5）89頁。

政治部門や公衆との憲法上の対話における戦略的要素に着目しつつ、最後に検討する。

(1) ギンズバーグ

連邦最高裁における政治的・社会的な制約への向き合い方という観点から注目されるのが、Planned Parenthood v. Caseyであろう³⁴。この判決は、連邦最高裁がロー判決の根幹部分を維持する判断を下し³⁵、5対4でペンシルヴェニア州中絶規制法のうち、一部を合憲、一部を違憲と判断したものである³⁶。同判決におけるオコナー（Sandra Day O'Connor）、ケネディ（Anthony Kennedy）、スーター（David Souter）各判事による共同意見は、連邦最高裁は、「社会的・政治的圧力との妥協としてではなく、連邦最高裁が宣明した通りに真に原理づけられたものとして、人民がその判決を受容することができるように宣明し」³⁷なければならず、そのような「原理」に基づいた判決が人民によって受容されることによってこそ、連邦最高裁の正統性は基礎付けられる旨を述べる。そして、当時のアメリカにおける人口妊娠中絶をめぐる激しい論争、連邦の政治部門の保守化という背景にあって、連邦最高裁がロー判決を変更することは、司法部が政治的圧力に屈したことを意味するものであり³⁸、それゆえに連邦最高裁の人民に対する「権威ないしは正統性を掘り崩す」³⁹危険性が存すると判断されたのである。ゆえに共同意見

³⁴ 505 U.S. 833 (1992).

³⁵ *Id.* at 846.

³⁶ なお、ケーシー判決に至るまでの連邦最高裁を取り巻く政治状況については、大石和彦「憲法裁判における原理と政治（一）（二）——合衆国最高裁判決 Roe v. Wade がもたらしたもの」法学61巻3号（1997年）85頁以下、同61巻4号（1997年）34頁以下、黒澤修一郎「Roe 判決とバックラッシュ・テーゼ（1）（2・完）」島大法学61巻1・2号（2017年）1頁以下、同62巻1号（2018年）55頁以下、小竹聡『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』（日本評論社、2021年）328頁以下などを参照。

³⁷ 505 U.S. at 865-866.

³⁸ *Id.* at 869.

³⁹ 大石和彦「憲法裁判における原理と政治（二）」・前掲注36）74頁。

は、結論として「Roe v. Wadeの本質的な判示は維持され、今一度再確認されるべきである」⁴⁰と説示したのであった。

上記の例は、まさにフリードマンが主張するような、連邦最高裁に対する政治的・社会的制約の一端を示すものであるといえよう。すなわち連邦最高裁は、人工妊娠中絶のような国家的論争を巻き起こす憲法上の問題において、政治的・社会的な制約と向き合いつつ、「原理に基づく判断」を下す機関としての権威性ないし正統性を維持していかなければならないのである。このような制約に向き合った司法理論を、対話理論にも着目しつつ具体的に展開する論者として、ギンズバーグ（Ruth B. Ginsburg）が挙げられる。「原理の樹立というよりも戦略的要素を重視する傾向」⁴¹を有するとも評される彼女の司法理論は、司法部と政治部門、さらには公衆との対話に着目する。ギンズバーグによれば、裁判官は、独自に法理を形成するのではなく、「我々の民主政において相互に関与する役割」を果たすものであり、司法部は「他の国家機関や人民との間の対話に参加」⁴²すると位置づけられるのである。

ギンズバーグが、このような対話を提唱する背景にあるのは、ロー判決における連邦最高裁の失敗である。すなわち、母体が危機にある場合以外は一切の中絶を禁じるとしたテキサス州法を違憲と判断したロー判決が、もし仮に、人工妊娠中絶に対する規制全般に及ぶ包括的な枠組みを提示することがなかったのであれば、プロ・ライフ派からの大規模な反発や、その後約20年にわたる国家的な大論争を激化させることもな

⁴⁰ 505 U.S. at 846.

⁴¹ 大石和彦「憲法裁判における原理と政治（三・完）——合衆国最高裁判決 Roe v. Wade がもたらしたもの」法学62巻3号（1998年）102頁。See also Ruth B. Ginsburg, *Some Thoughts on Autonomy and Equality in Relation to Roe v. Wade*, 63 N.C. L. REV. 375 (1985). なお、ギンズバーグによる議論を紹介する邦語文献としては、尾形健「ルース・ベラー・ギンズバーグ：憲法的価値の実現と協働の営為」山本龍彦＝大林啓吾編『アメリカ憲法の群像：裁判官編』（尚学社、2020年）322頁以下を参照。

⁴² Ruth B. Ginsburg, *Speaking in a Judicial Voice*, 67 N.Y.U. L. REV. 1185, 1198 (1992).

かったのではないのか、と彼女は疑問を呈するのである⁴³。彼女によれば、「徹底的で詳細なロー判決の意見は、プロ・ライフ運動の流れを刺激し、連邦議会や州議会での反発をも招くものであった」⁴⁴。すなわち、連邦最高裁がロー判決において、あまりにも性急に憲法上の法理を形成したことによって、結果として政治部門や公衆からの反発を招いたことを、ギンズバーグは批判するのである。

それでは、連邦最高裁がロー判決の轍を踏まないために採るべき方策とは何か。この点について、ギンズバーグは、ロー判決とは対照的に、「対話」という観点から評価される事例として、性差別に関する一連の連邦最高裁における判断に着目する。それによれば、1970年代まで、女性性は連邦最高裁において、性差別関連の訴訟で違憲判決を勝ち取ることができなかった。しかし、1971年から1982年にかけて、連邦最高裁は、デュープロセスや平等保護条項に反するとして、性差別的な一連の州法や連邦法を違憲と判断し始めた⁴⁵。ここにおいてギンズバーグが重視するのは、とくに労働者の配偶者あるいは家族への社会保険給付と関連する事例において、連邦最高裁が制定法を完全否定することなく、むしろ、政治部門との対話を開始しようとしていた点であった。すなわち、立法部において女性の特別な扱いが正当化されるのであれば——つまり、女性が直面する社会的・経済的なバイアスないし不利益ゆえの補償的な立法であるならば——「立法のための余地を残す」⁴⁶が、そこで立法部の採用する区別は、「女性（あるいは男性）の生き方」⁴⁷についての偏見に基づくものであってはならない、と⁴⁸。つまり連邦最高裁は、立法部の行為を無効とすることを避けつつも、性に基づく区別に関する「古い立場を再考」することを求めることによって、立法部との対話を志向した——換言するならば、「政治部門の拒絶反応を起こさぬよう」「注意深く

⁴³ *Id.* at 1199. 尾形・前掲注41) 348頁も参照。

⁴⁴ Ginsburg, *supra* note 41, at 381.

⁴⁵ Ginsburg, *supra* note 42, at 1202-1203.

⁴⁶ *Id.* at 1204.

⁴⁷ Ruth Bader Ginsburg, *Some Thoughts on Benign Classification in the Context of Sex*, 10 CONN. L. REV. 813, 823 (1978).

⁴⁸ Ginsburg, *supra* note 42, at 1204.

進んだ」⁴⁹——ものと、ギンズバーグは評価するのである。

ギンズバーグは、性差別に関する一連の連邦最高裁の判断を評して曰く、「連邦最高裁は謙抑的に意見を書き、それは大きな哲学を進めるものではなかった。しかし、かつてあたり前とされた性別に基づく区別の再検討を立法部に要請することにより、連邦最高裁は、法や規制が「変化した世界に追い付く」ことを確保する助けとなったのである」⁵⁰とする。つまり連邦最高裁は、ロー判決のごとく社会や政治の状況を十分に考慮せずに憲法上の法理を形成するのではなく、判決に対する政治的・社会的支持が見込めるタイミングを見定めつつ、「謙抑的な」判断を下すべきと、彼女は主張するのである。

ギンズバーグは、このような手法がカラブレシ（Guido Calabresi）によって提唱された「憲法上の説明責任の司法的執行」なる手法とも親和性を有するものである旨指摘する⁵¹。すなわちカラブレシによれば、時代の変遷とともに、憲法上の権利の保障範囲が拡大したり、あるいは制定法の具体的効果に変化することによって、当該制定法が今日において重要な権利を侵害するようになっていながらもかかわらず、そのような時代にそぐわない古い制定法を改廃する責任を立法部が放棄することがある⁵²。このような、立法部が憲法上の権利に関する説明責任を放棄したと評価される局面において、司法部はどのような判断を下すべきか。カラブレシによれば、かような局面において司法部は、問題となる実

⁴⁹ 大石・前掲注41) 103頁。

⁵⁰ Ginsburg, *supra* note 42, at 1204-1205.

⁵¹ *Id.* at 1205 n.125. また武田芳樹は、カラブレシが提唱する学説を、対話を促進する司法審査の手法の一つと位置付ける。武田芳樹「反多数派主義の難点を超えて（2・完）」・前掲注5）87頁。なお、カラブレシの学説を検討する論稿として、武田芳樹「反多数派主義の難点を超えて（2・完）」・前掲注5）87-89頁や、日野田浩行「政治部門の責任と司法審査——アメリカ行政国家における憲法問題回避の準則——」大隈義和編『公法学の開拓線：手島孝先生還暦祝賀論集』（法律文化社、1993年）125頁以下などを参照。

⁵² Guido Calabresi, *Foreword: Antidiscrimination and Constitutional Accountability (What the Bork-Brennan Debate Ignores)*, 105 HARV. L. REV. 80, 104 (1991).

体的な争点について、その再考を立法部に促すような司法審査を行うべきとする⁵³。具体的に、司法部は、問題となっている憲法上の権利に関する暫定的な定義を示しつつ、立法部が当該制定法によって生じている憲法上の権利侵害について再考する機会を付与する。そして立法部は、「議会において国民が見守る中で」⁵⁴当該争点を再検討し、問題となっている憲法上の権利に関する立法者意図を明確化することによって、憲法上の説明責任を果たすことが期待される⁵⁵。かかる手法は、憲法上の問題に関する実体的な争点を立法部に差戻すことにより、「政治部門の「責任」に対して、注意を喚起する機能を果たしうる」⁵⁶と思われる。

ギンズバーグによれば、論争的な憲法上の問題に直面した連邦最高裁の採るべき方策は、社会や政治の動向と無関係に憲法上の法理を構築することではなく、むしろ政治部門や社会との対話において議論を喚起しつつ、漸進的に憲法的価値の実現を図ることである⁵⁷。この点において、ギンズバーグによる対話理論は、「説得するための名声を有するが、判決を執行するための力を有さず、さらには自己保存の意思をも有する」⁵⁸

⁵³ *Id.*

⁵⁴ 武田芳樹「反多数派主義の難点を越えて（2・完）」・前掲注5）87頁。

⁵⁵ なお、日野田・前掲注51）139頁以下は、ビックルの学説を参照しつつ、憲法問題回避の準則（とりわけ第7準則）と、カラブレイシなどが重視する「重大な憲法問題について、議会が性急で無思慮な、あるいは自らの責任を回避するかたちで処理をしたと考えられる場合に、裁判所が判断を下す前にもう一度議会の慎重な判断を求めるために、「事案を立法府に差戻す」」（同128-129頁）という手法との親和性を指摘する。

⁵⁶ 日野田・前掲注51）142頁。

⁵⁷ 関連してマセード (Stephen Macedo) は、人工妊娠中絶を巡る論争と、*Obergefell v. Hodges* (576 U.S. 644 (2015)) に至るまでの同性婚論争を対比させつつ、連邦最高裁の役割は、ドゥオーキン (Ronald Dworkin) が強調するような、政治に原理を注入することにあるのではなく、激しく、持続的で、広範な政治的動員が行われた後に重要かつ決定的な役割を果たすことにであると述べる。Stephen Macedo, 'All's Well That Ends Well?;' *Same-Sex Marriage and Constitutional Dialogue* in CONSTITUTIONAL DIALOGUE; RIGHTS, DEMOCRACY, INSTITUTIONS 388 (Geffrey Sigalet et al. eds., 2019).

⁵⁸ Ginsburg, *supra* note 42, at 1208.

司法部が、「憲法が掲げる実体的価値の実現」⁵⁹に寄与するための一定の指針を示すものである、と評価することができよう。すなわち、彼女は、司法の優越が、論争的な憲法上の問題において必ずしも維持されえないという点において、連邦最高裁に対する政治的・社会的な制約が存在することを自覚しつつ、他方において、司法部が憲法的価値の実現に寄与していくための、政治部門や公衆を相手とする戦略の一手法として、対話を位置づけているものと解される。

（2）ディクソン

対話における戦略性という観点からは、強い違憲審査と弱い違憲審査の運用の使い分けに着目しつつ、政治部門や公衆からのバックラッシュに司法部が対応するための具体的手法について議論を展開するディクソン（Rosalind Dixon）の所論も、注目に値する。ディクソンは、主として、かつてイリイ（John Hart Ely）によって展開されたプロセス理論を基盤としつつ⁶⁰、民主制の機能不全状態における司法審査のあるべき姿について問うている⁶¹。

前提として、彼女は、「民主的憲法体制における、民主的多数派のニーズや願望に応える能力を積極的に保護・促進することを、司法審査は目指すべき」⁶²と主張する。そして、そのような民主的応答性を促進するための「応答的司法審査」においては、「司法部は自らの制度的立場と

⁵⁹ 尾形健「権利保障と憲法的協働——政治部門・社会領域と司法府との「対話」をめぐって」公法研究78号（2016年）206頁。

⁶⁰ See JOHN H. ELY, DEMOCRACY AND DISTRUST: A THEORY OF JUDICIAL REVIEW (1980).

⁶¹ ディクソンは、かかる民主的応答が不十分な場合における司法審査を、応答的司法審査（responsive judicial review）と呼称する。そして、アメリカ憲法学における議論の蓄積を基盤としつつ、アメリカ以外の各国における司法審査の在り方に着目し、比較憲法学的な分析を試みる。なおディクソンの学説については、大林啓吾「応答促進的司法審査論を超えて」長谷部恭男＝高橋和之の編『芦部憲法学：軌跡と今日的課題』（岩波書店、2024年）617頁以下も参照。

⁶² ROSALIND DIXON, RESPONSIVE JUDICIAL REVIEW: DEMOCRACY AND DYSFUNCTION IN THE MODERN AGE 204 (2023).

役割、すなわちその能力や正統性に対する限界にも敏感であるべき」⁶³とする。このようにディクソンは、民主的な機能不全状態における民主的応答性の促進を、司法審査の重要な役割と位置付ける⁶⁴。その上で、民主的な機能不全状態における民主的応答性の促進という司法審査に期待される機能が実効的であるためには、政治部門との衝突やバックラッシュといった、司法の正統性を危うくするとともに、司法部における憲法上の要請を実施する能力に対する脅威ともなりうる事象にも予め備えるべきであることを主張するものである。

こうした政治部門やバックラッシュへの対応策としてディクソンが主張するのが、違憲審査を意図的に弱く運用するという手法である。すなわち、憲法判断をなすに際して、あらゆる手法を用いて判決の最終性を弱めることにより、政治部門や公衆からの反発が生じるリスクを回避することができるというのである⁶⁵。そして、彼女によれば、違憲審査を弱く運用し、憲法判断の最終性を弱める具体的な方法としては、①判断の理由付けにおける射程の広狭の調整、②救済方法の選択や、それら救済が発生するタイミングの調整、③先例拘束性の主張の強弱、などがあるとする⁶⁶。

①においては、司法部が特定の事例における判断を正当化するに十分な理由付けを提示しつつも、将来における類似事例との関係でその理由付けの射程を限定することで、「今後の立法措置を講じるための明示的な余地を残す」⁶⁷ことができる。そして、広範な射程を有する判断を

⁶³ *Id.*

⁶⁴ ディクソンが想定する民主制の機能不全状態には、例えば、①選挙あるいは制度的な事情によって生じる非民主的な寡占 (antidemocratic monopoly power) や、②立法時には予測することができない憲法上の権利の制限が生じてしまう民主的死角 (democratic blind spot)、③立法部の多数派において、少数派の権利実現の優先順位が低い場合に生じる民主的不作為の負担 (democratic burdens of inertia) などが挙げられる。 *Id.* at 72-80, 82-84, 84-87.

⁶⁵ *Id.* at 205.

⁶⁶ *Id.* at 210.

⁶⁷ Rosalind Dixon, 'The Forms, Functions, and Varieties of Weak(ened) Judicial Review', 17 INT'L J. CONST. L. 904, 912 (2019). See also CASS R. SUNSTEIN,

下すことで生じうる、司法部や世論との摩擦を回避するとともに⁶⁸、司法部の判決を契機とした、連邦レベル・州レベル双方における憲法上の対話が行われることが想定される⁶⁹。②は、司法部による救済の強制力の制限や、判決の具体的効果が生じる時期を遅らせる等の手法を意味するとされる。このような手法によって、最終的な憲法判断とその具体的な処理までの時間を稼ぐことにより、社会的・政治的状况が変化し、裁判所の判断に対する政治エリート層や公衆の支持が高まるまでの時間的余裕が生じることが期待される⁷⁰。また③では、先例拘束性の強さを司法部が事案に応じて変えることにより、司法部の判決に対する立法部の対応が採りやすくなり、司法部と政治部門間における激しい対立が回避されるとする。

とりわけ①と②の手法との関連で興味深いのが、ディクソンらがマーベリ判決になぞらえて、マーベリ戦略（The Marbury Strategy）と呼称する手法である⁷¹。すなわち、マーベリ判決は、アメリカにおける違憲立法審査権を確立する重大な理由付けを伴うものであったが、その具体的効果としては、マーベリが求めた職務執行令状の発給について請求を斥けるという処理をした。すなわちマーベリ判決における連邦最高裁は、その権威を強化するような理由付けを提示した一方で、その具体的効果においては、時の政治状況を踏まえた判断を下し、司法部に対する政治部門からの攻撃を回避したと解することができるのである。

ディクソンらによれば、マーベリ判決のように、判決における理由付

ONE CASE AT A TIME: JUDICIAL MINIMALISM ON THE SUPREME COURT (1999).

⁶⁸ See Jan G. Deutsch, *Neutrality, Legitimacy, and the Supreme Court: Some Intersections Between Law and Political Science*, 20 STAN. L. REV. 169, 214 (1968).

⁶⁹ Sunstein, *supra* note 67, at 4.

⁷⁰ Dixon, *supra* note 62, at 204.

⁷¹ See Rosalind Dixon & Samuel Issacharoff, *Living to Fight Another Day: Judicial Deferral in Defense of Democracy*, 2016 WIS. L. REV. 683 (2016). なお、木下昌彦「政治的文脈のなかでの憲法判断：Justice と Backlash の狭間で」法学セミナー 845号（2025年）26頁以下も参照。

けは十分に行う一方で、具体的な法的帰結や救済の段階においては限定的な判断を下すという組み合わせは、判決の政治的影響を考慮した司法部の戦略的な判断手法であると位置づけられる⁷²。かかる手法においては、政治部門と対立が生じうる判決理由を示しつつも、その具体的な法的帰結についての判断を回避、あるいは限定することによって、判決が下された時点における政治部門や公衆からのバックラッシュが回避されることが期待される。その上で、時間の経過によって、裁判所が示した理由付けに対する政治的・社会的な支持が高まった将来のある段階において⁷³、司法部は過去に示した理由付けに基づき、その法的帰結についてもさらに強い判断を下せるようになるのである。かようなディクソンらによる所論は、判決の理由付けの広狭や判決の法的効果の限定・回避といった手法を組み合わせることにより、司法の最終性を弱めることで、政治部門や公衆との対話の可能性を探る試みであると位置づけることができよう⁷⁴。

(3) 司法の優越の維持と戦略的手法としての対話の模索

上記のように、ギンズバーグとディクソンはそれぞれ、司法の優越が政治部門や公衆との関係で維持されえない局面がありうることをも前提としつつ、政治部門や公衆と司法部との戦略的な対話の手法を提示する。すなわちギンズバーグは、人工妊娠中絶と性差別の問題に対する連邦最高裁のアプローチ方法を対比させつつ、性急に憲法上の法理を樹立し、

⁷² *Id.* at 699.

⁷³ *Id.* at 705.

⁷⁴ このようなマーベリ戦略は、受け身の美德(The Passive Virtue)を用いつつ、政治部門との直接対決を避けるという、かつてビッケルによって提唱された手法とも親和性を有するとも評価される。この点についてディクソンらは、マーベリ戦略とビッケルの学説の相違点につき、ビッケルの手法が将来的な政治部門に対する司法部による制約の可能性を明確には示していないのに対して、マーベリ戦略は「司法部が具体的な法的争点について何らかの判断を下すものの、その判断に基づく救済の法的・政治的効果の発動を後回しにする」というプロセスをたどるのであり、将来的な政治部門との直接対決が予定されているという点においてビッケルの学説とは区別される、と整理する。*Id.* at 706.

制定法を直ちに違憲無効とする手法を回避すべきことを主張する。その上で連邦最高裁としては、社会や政治の状況を注視しつつ、他の部門や公衆との戦略的な対話に従事することで、漸進的に憲法的価値の実現を図ることが求められるとする。他方、ディクソンは、判決の最終性を司法部が自ら弱めることによって、政治部門や公衆からのバックラッシュを回避できる可能性が生じることに着目する。ディクソンが前提とする「応答的司法審査」の是非についてはなお議論の余地があると思われるが、本稿の問題関心との関係においては、彼女の学説は、主として判決の理由付けの射程や具体的な判決における救済方法やそのタイミングの組み合わせによって、司法部がその機能を果たしつつも自己の権威性を保持するための方途を提示している点が注目される。ここでも、司法部はその判決の最終性を弱めることによって、政治部門や公衆との間における対話を行うことが想定されるものである。

上記で例示した二人の議論における対話への言及は、必ずしも司法審査の反民主的性格に対する対応策を主たる目的としたものでもなければ、現に政治部門や公衆と司法部との対話がなされていることの記述的な論証に比重を置く、フリードマンのような議論ともやや性質を異にするように思われる。むしろ二人の議論は、司法部を取り巻く政治的・社会的状況を考慮し、そのような制約下において——つまり司法の優越が維持されえない状況が存在することを踏まえて——司法部として憲法的価値の実現にいかにして寄与すべきか、という問題に直面した時、政治部門や公衆との戦略的な対話に活路を見出そうとする試みである、と位置付けることができよう⁷⁵。

第3節：小括

以上本章においては、まず、カナダにおける対話理論の検討をも交え

⁷⁵ なお、司法部の政治部門に対する「戦略」性については、網谷龍介「比較司法政治から見た平成司法改革と日本の最高裁判所——最高裁判所裁判官の選考制度に注目して」須網隆夫編『平成司法改革の研究：理論なき改革はいかに挫折したのか』（岩波書店、2022年）90頁も参照。

つつ、アメリカ（及びアメリカの憲法理論を基盤とする議論）における対話理論のいくつかの大きな潮流を検討してきた。本章冒頭で述べたように、対話に言及する学説は、一時期のアメリカ憲法学界におけるトレンドともなった。かような議論状況を踏まえつつ、本稿は、特に対話理論を論じる際のスタンスに着目して分析を試みた。それによれば、大きく分けて①民主制における反多数者主義的な勢力としての司法部は、いかにしてその役割を果たすべきかという探究（違憲審査における反民主制の緩和という企図）、②「反多数者主義の難点」はその前提——すなわち、憲法解釈における司法の最終性——において誤っていることを実証的な分析により示し、対話が現になされていることを示すという探究、③時として、司法部に対する政治的・社会的な制約ゆえに司法の優越が維持されえない状況が存在することを踏まえて、司法部がそのような制約下で、政治部門や公衆との対話をいかにして行うべきかに関する探究、がありうることを指摘した。

また、アメリカの対話理論は、統治における原理の実現や政治的・道徳的問題における正しい答えの追求といった観点から規範的に論じられることもあれば、記述レベルにおいて現に対話がなされていることを示す研究、あるいは裁判所外からの政治的・社会的な制約に向き合いつつ、司法部はどのような判断を下すべきかを論ずるものまで、規範的な議論あるいは記述的な議論にどれほど比重を置くかという観点からも分類することができよう。

このように、アメリカの憲法学界においても一定の地位を築き上げたようにも思われる対話理論は、その内実において多様性を有するものであるが、「反多数者主義の困難」や司法の優越の捉え方、あるいは規範理論と記述理論のいずれにどの程度比重を置くのかという観点から、その明確化が一定程度可能になると解される。

同時に、とりわけ上記③の類型について、過去の憲法事例の分析に基づき、規範理論としての司法の優越を、現実の憲法秩序において維持することは困難である局面が存在すること、あるいは司法の優越が政治的に構築されている局面が存在することを自覚したうえで対話理論を構築する立場があり得ることが、カナダにおいて主流である対話理論及びそれを基盤とする我が国における先行研究との相違点として注目す

べき点である。この点については、「違憲審査の民主的正当性に関する議論に新たな地平を開拓」⁷⁶するというカナダ対話理論とは別の観点、つまり憲法解釈における司法部の権威性の維持という観点からも、対話理論を把握する可能性を示唆するものである。すなわち、対話理論は、司法部に対する政治的・社会的な制約を自覚しつつも、他方において司法部が憲法的価値の実現に寄与していくこと、換言するならば、原理を宣明すべき機関として、司法部がその憲法判断における優越性を保持するための生存戦略としても⁷⁷、有用であると解されよう⁷⁸。

さらにアメリカの対話理論における特徴の一つとしては、対話におけ

⁷⁶ 佐々木雅寿「カナダにおける裁判所と立法府の対話」法学雑誌54巻1号（2007年）46頁。

⁷⁷ Deutsch, *supra* note 68, at 213. See also Erin F. Delaney, *Analyzing Avoidance: Judicial Strategy in Comparative Perspective*, 66 DUKE L.J. 1, 7-12 (2016).

⁷⁸ 例えば、同性婚を禁止する州法に対して違憲判決を下した *Obergefell v. Hodges* (575 U.S. 644 (2015)) にしても、「長きにわたる民主的な対話を統合し、結実させたものである」という評価がなされている。Macedo, *supra* note 57, at 365. すなわち、同性婚の是非に関するアメリカの世論は、2011年ごろに賛成派が多数を占めるようになり、2015年当時においてはおよそ6割が、同性婚が法的に認められるべきとする立場をとっていた (*Id.* at 368.)。また各州の状況を見ると、2004年にマサチューセッツ州が初めて同性婚を容認して以降、婚姻防衛法 (DOMA) の合憲性が問われた *United States v. Windsor* (570 U.S. 744 (2013)) 等を経て、同性婚容認州が次第に増大していった。このような、同性婚を全米レベルで認める連邦最高裁の判断の権威性が受容される可能性が高まった社会状況下において、オーバーゲフェル判決は下されたのである。（この点に関連して、大林啓吾「至高の判決と判決の思考：アメリカの同性婚訴訟を素材として」法学セミナー 800号（2021年）16-18頁も参照）まさしくオーバーゲフェル判決は、「単に世論が変わったからではなく、裁判所をめぐる闘争が世論を変え、新しい憲法理解が形成」された帰結であったとも解されよう。Reva B. Siegel, *Community in Conflict: Same-Sex Marriage and Backlash*, 64 UCLA L. REV. 1728, 1731 (2017). なお、アメリカの政治・社会における同性婚を巡る論争の動態については、小泉明子『同性婚論争：「家族」をめぐるアメリカの文化戦争』（慶應義塾大学出版会、2020年）を参照。

る公衆というアクターの存在の大きさを挙げることができる⁷⁹。すなわち、カナダにおける主要な対話理論が、主として司法部の判決に対する立法部の対応に着目するのに対し、アメリカの対話理論は公衆が判決にどのように反応するのかにも着目するものであり、政治部門のみならず、公衆をも司法部の対話の相手方として捉えるという性質を有するのである⁸⁰。とりわけ、論争的な憲法問題において、連邦最高裁が権威的な憲法解釈権者たりうるのは、「最終判断者として制度的に位置しているためではなく、公衆が最高裁を最終判断者として受容している」⁸¹ことがその背景にあり、それゆえに、特に本稿で検討した対話理論は、公衆が連邦最高裁の判断を最終的な憲法判断として受容する可能性にも着目するものである。すなわち、剣や財布も持たない司法部は、対話を通じて、政治部門との関係についてはもちろんのこと、連邦最高裁の憲法判断が公衆に受容されるような社会状況が存在するか否かについても気を配らなければならない、といえよう⁸²。

結論と今後の課題

第1節：比較法研究の総括

本論文では全4章にわたって、アメリカにおける司法の優越をめぐる

⁷⁹ Miguel Schor, *Constitutional dialogue and judicial supremacy* in COMPARATIVE CONSTITUTIONAL THEORY 87 (Gary Jacobsohn & Miguel Schor eds., 2018).

⁸⁰ ただし、カナダにおける私人の訴訟参加手続と憲法的対話の関係性を検討する論稿につき、佐々木雅寿「カナダにおける違憲審査の参加手続（憲法裁判におけるアミカスキュリイの意義）」北大法学論集70巻5号（2020年）124頁以下を参照。それによれば、「多中心的な憲法問題は、裁判所と政治部門、当事者やそれ以外の私人が参加する憲法的対話によって適切に対応しうる」という考え方が、カナダにおいても提唱されている。（同135頁）

⁸¹ 坂田隆介「最高裁の「公的正統性」(Public Legitimacy)——「司法的ステイツマンシップ」論を手がかりに——」立命館法学361号（2015年）105頁。

⁸² 大林・前掲注78) 14頁以下を参照。

法と政治に関する議論を検討・分析してきた。以下では、本論文の総括とそこから得られた知見を示す。

まず本論文は、司法の優越のアメリカにおける定着やその理論的背景について検討を加えた。これまでアメリカにおいては、司法の優越が、民主制や権力分立の観点から望ましいのか否かという問題関心、あるいは、司法の優越はアメリカにおける現実の憲法秩序において成立しているのかという実質的な問題関心のもと、有力な歴史的事象等を論拠として挙げつつ、連邦最高裁の憲法解釈の優越性に対して疑義を呈する議論がなされてきた。本論文の検討からは、マーベリ判決が「何が法であるのかを語るのは、断固として司法部の職分であり、責務である」と宣明して以降、司法の優越が確固としてアメリカの憲法秩序に根を下ろしたのではなく、むしろ、連邦の政治部門や州政府といった裁判所外のアクターをも交えた憲法政治の積み重ねによって定着したものであることが明らかとなる。そして、とりわけ第二次大戦後のアメリカにおける有力な憲法学説とも結びつき、連邦最高裁が憲法解釈における最終的権威を有するという考えは、アメリカにおいて主流となっていく。しかし、司法の優越が規範論として魅力をも有するものであり——例えば、司法部における原理の宣明という制度的能力の重視や、憲法問題に関する確定機能の重視など——、それゆえにアメリカの憲法学界において広く承認されるには至ったものの、現実の憲法秩序においては必ずしも司法の優越が常に維持されてきたわけではないこと、また、とりわけ論争的な憲法問題においては、政治部門の側によって司法の優越が構築される局面があり得ることも、第3章における検討から明らかとなる。司法の優越を維持するためには、「憲法の意味を確定するのは裁判所であるということが、当の政治アクターを含めて共同体の一定数以上の人びとに受け入れられていなければならない」⁸³のである。

また本論文では、アメリカにおける対話理論についての包括的な分析を行った。しばしば司法の優越を否定する論者によって言及される対話理論は、憲法の意味が連邦最高裁の判断によって確定するのではなく、

⁸³ 川岸令和「リベラル・デモクラシーと裁判所——違憲審査の活性化に向けて」同『表現の自由の苦難』（日本評論社、2024年）408頁〔初出：2017年〕。

政治部門や公衆を含めた相互作用の中で形成されていくことを強調する。対話理論については、我が国において既に包括的かつ体系的な紹介がなされているカナダを含め、比較憲法学においても近年注目が集まっているが、その理論的前提や、いかなるアクターを対話の主要な参加者とするのか、またいかなる目的で対話を提唱するのかにおいて多様性を有することは指摘した。とりわけ、本稿が着目したカナダの対話理論とアメリカ由来の対話理論の比較においては、前者では人権憲章第1条や第33条といった制度的な基盤を有し「合理的で協調的な」⁸⁴司法部と立法部の対話が想定されるのに対して、後者は対話の制度的な基盤を有さず、司法部と立法部のみならず公衆をも対話の主要アクターとして措定する。そのためアメリカでは、カナダのように短期間の対話ではなく、公衆を交えた長期間の対話が想定されると評価される⁸⁵。

さらに、司法審査における「反多数者主義の難点」を理論的な前提とした上で、カナダにおける主要な対話理論は論じられるのに対して、アメリカにおいては、そのような文脈における対話理論はもちろんのこと、むしろ、司法審査と民主主義の融和的な関係の描写としても対話が論じられている点を指摘した。そして、実証的な分析を踏まえると、司法の優越が維持しえない局面が存在することを踏まえつつ、公衆や政治部門との関係において、司法部はいかにしてその権威性を維持していくべきかという戦略的な問題関心のもと、公衆や政治部門における判決の受容の可能性、あるいは漸進的な憲法的価値の実現のための方策として、対話が論じられる可能性があることも示した。換言するならば、司法の優越あるいは議会の優越でもない「対話」の中に違憲審査制を位置づけるカナダにおける主要な議論と異なり⁸⁶、そもそも司法の優越が維持されるか否かという問題意識のもと、対話理論が構築される可能性をもア

⁸⁴ 村山健太郎「違憲審査制の類型論と違憲審査の活性化」論究ジュリスト36号(2021年) 121頁。

⁸⁵ See Jacob T. Levy, *Departmentalism and Dialogue*, in CONSTITUTIONAL DIALOGUE; RIGHTS, DEMOCRACY, INSTITUTIONS 74-78 (Geffrey Sigalet et al. eds., 2019).

⁸⁶ See Miguel Schor, *Squaring the Circle: Democratizing Judicial Review and the Counter-Constitutional Difficulty*, 16 MINN. J. INT'L L. 61, 100-107 (2007).

アメリカにおける議論は示唆するものである。すなわち、対話というモデルは、司法審査が反民主的であるという批判に対する応答という規範的な観点からも、司法の優越の維持という実的な観点からも有用であることを指摘することができよう。

第4章で取り上げた対話理論を類型化するならば、さしあたり以下のようになろう。すなわち、本論文で検討対象とした対話理論においては、大きく分けて、①反多数者主義的な勢力としての司法部は、民主制において、いかにしてその役割を果たすべきかという探究（違憲審査の民主的正当性という問題状況への対応としての対話）、②「反多数者主義の難点」はその前提において誤っていることを実証的な分析により示し、対話が現になされていることを示すという探究（実証的な対話理論）、③司法の優越が維持されえない状況が存在するという現実を踏まえて、司法部がその権威性を保持しつつ、政治部門や公衆との対話においていかなる役割を果たすことができるのか、という戦略的要素を重視した探究がありうる。そして、これら類型を含むアメリカの対話理論における特徴としては、政治部門のみならず公衆をも司法部の対話の相手として想定する点が挙げられよう。さらに本論文は、こうした公衆をも巻き込んだダイナミックな憲法秩序において、司法部が政治部門や公衆との対話において議論を喚起しつつ、漸進的に憲法的価値の実現を企図することも、司法の優越の維持という観点からは有意義であることを指摘するに至った。

第2節：我が国の議論に対する示唆と今後の課題

本論文では、我が国においては所与の前提とされてきた司法の優越についての再検討から出発しつつ、その維持は、アメリカにおいても、他部門や公衆による判決の受容・支持に一定程度依存していることを指摘した。さらに、このような現実における政治的・社会的制約下での司法の優越の維持のための方策の一つとしても、対話理論は位置づけられることを析出するに至った。以上を踏まえ、最後に我が国の議論に対する示唆と今後の課題を示しつつ、本論文の結びとしたい。

第一に、司法の優越が日本国憲法下において規範的に正当であるとし

でも、その維持については、一定の政治的・社会的制約の下で達成される。これまでのわが国の多くの議論においては、司法の優越を規範的前提としつつ、各種の司法審査理論が構築されてきた。しかしながら、元最高裁判事からその維持可能性に対する懸念が表明されているように⁸⁷、司法の優越は一定の政治的・社会的制約の下で成り立ちうる。そうであるならば、そのような現実を踏まえたうえで、司法部として取るべき行動や判断手法等に関する理論構築を進めていくことも考慮に入れるべきであろう⁸⁸。すなわち、司法部による憲法判断が政治部門や公衆によって無視される、あるいは覆されることは、司法部の権威の失墜にも繋がりうる⁸⁹。政治部門や公衆との関係において権威を保ち、「存立可能な機関として」⁹⁰定立しているがゆえに、司法部はその憲法上の役割を効果的に果たすことができるのである⁹¹。そうであるとするならば、司法部がその憲法上の役割を実効的に果たすための前提条件たる司法の優越が維持されるための判断手法を探究することにも、一定の意義があると考ええる。そして本論文は、最高裁による憲法判断が「基本的には政治部門なり国民なりに受け入れられるのだ、それを尊重しなければならないのだという、ある種の規範的な共通理解があるという前提」⁹²を基本的には共有しつつも、かかる「共通理解」が実際には覆されうる可能性があること、そして「共通理解」を維持するための手法として、対話

⁸⁷ 千葉勝美『憲法判例と裁判官の視線：その先に見ていた世界』（有斐閣、2019年）などを参照。

⁸⁸ 司法部が、判決に対する裁判所外からの支持や公衆における受容可能性を踏まえた、政治的情勢判断をなすことの可能性を探る論稿として、見平典「憲法裁判における政治的情勢判断」論究ジュリスト38号（2022年）213頁以下を参照。

⁸⁹ 見平・前掲注88）217頁。

⁹⁰ Deutsch, *supra* note 68, at 213.

⁹¹ Gillian E. Metzger, *Considering Legitimacy*, 18 GEO. J.L. & PUB. POL'Y 353, 377 (2020). なお、上田健介「人権法による「法」と「政治」の関係の変容——不適合宣言・適合解釈・対話理論」川崎政司＝大沢秀介編『現代統治構造の動態と展望：法形成をめぐる政治と法』（尚学社、2016年）181頁も参照。

⁹² 「座談会：対話的違憲審査」論究ジュリスト12号（2015年）226頁〔川岸令和発言〕。なお、川岸令和「違憲裁判の影響力——司法の優位についての覚書」同『表現の自由の苦難』（日本評論社、2024年）396-397頁〔初出：2012年〕も参照。

理論にその可能性を見出すことを提示するものである。こうした政治及び社会と司法部の関係性の実情を踏まえた上でこそ、「本来期待しえぬものを期待する誤謬や本来要求すべきものを要求しない誤謬」⁹³を犯さずに、違憲審査の行使の在り方についての議論を発展させることができるのではなかろうか⁹⁴。

第二に、司法部の憲法判断における、政治部門や公衆の反応を見据えた戦略的な手法として、対話理論を位置づける可能性について。従来の「対話的違憲審査の理論」は、法の支配の規範的要請により、最高裁が憲法の最終的な有権的解釈権を有するとする⁹⁵。その上で、最高裁による違憲の疑いや個別意見における違憲判断に対しては、国会が積極的には対応しない傾向が見られることを踏まえると⁹⁶、「対話的違憲審査の理論」のもとでは、最高裁が多数意見において明示的な違憲判断を示す必要があるとする⁹⁷。また、そこにおいて最高裁は「原則として、政治的インパクトの大きさを考慮して違憲判決を出すことをためらう必要はない」⁹⁸とされる。

本稿は、政治部門や公衆からの反発のように、司法の優越が脅かされる政治的インパクトこそが、最高裁が積極的な違憲判断をためらう一つの要因であることを指摘した。その上で、主としてアメリカにおける議論からの示唆を踏まえつつ、対話理論を憲法解釈における司法の優越の維持という観点から把握する可能性を指摘した。「日本の最高裁判所

⁹³ 樋口陽一『司法の積極性と消極性』（勁草書房、1978年）1頁。なお、市川正人「司法審査と民主主義」問題の意義」同『司法審査の理論と現実』（日本評論社、2020年）101頁も参照。

⁹⁴ See Balkin, *supra* note 31, at 1576.

⁹⁵ 佐々木雅寿『対話的違憲審査の理論』（三省堂、2013年）14頁。この点について、「座談会：対話的違憲審査」・前掲注92）227-228頁〔佐々木雅寿発言〕も参照。

⁹⁶ 佐々木雅寿「最高裁判所と政治部門との対話」論究ジュリスト12号（2015年）216頁、川崎政司「違憲審査をめぐる国会の対応等」山本龍彦ほか『国会実務と憲法：日本政治の「岩盤」を診る』（日本評論社、2024年）96頁なども参照。

⁹⁷ 佐々木・前掲注95）184頁などを参照。

⁹⁸ 佐々木・前掲注95）216頁。

は立法府の対応を配慮し過ぎ」⁹⁹、あるいは公衆の反応を考慮して憲法判断に慎重になっている背景に、上記のような最高裁の動機が存在するとするならば¹⁰⁰、とりわけ政治的・社会的に重要な憲法上の問題が争点となる事案において、最高裁に対して多数意見による明示的な違憲判決を要請することが常に妥当するか否かについては、なお慎重な判断が必要であると考ええる。本稿の立場からすれば、政治部門や広く公衆との相互作用や、それらアクターに対する司法部の応答性の確保を念頭においた戦略的・漸進的な判断手法の具体的な提示が今後の課題となろう¹⁰¹。さしあたり本稿においては、違憲審査の「弱い」運用（判決の理由付けの射程の限定や、時の経過とともに判決に対する公衆の支持が集まるであろうことを念頭においた司法戦略など）等の手法が、対話における戦略性の具体化の一例として挙げられうることを提示した¹⁰²。無論、違憲審

⁹⁹ 中村睦男「最高裁判所の違憲判決に対する立法府の対応」同『人権の法理と統治過程』（信山社、2021年）492頁〔初出：2005年〕。

¹⁰⁰ この点と関連して、投票価値の平等に関する一連の判例における違憲状態判決の背景には、「違憲判決を出しても国会が迅速に対応しなかった場合、最高裁自身の権威が低下するおそれがあるという懸念」が存在するとする毛利透の指摘も参照。毛利透「投票価値較差訴訟の現状と課題」『憲法訴訟の实践と理論』（判例時報社、2019年）202頁。

¹⁰¹ その際には、違憲状態判決や合憲限定解釈、あるいは将来効判決など、既に我が国において精力的に議論がなされている判断手法の位置づけや、最高裁における個別意見の位置づけ及びその評価なども必要となろう。なお関連して、横大道聡は「最高裁が憲法判断に消極的な理由が、民主的正統性を有する国会の判断を裁判所が覆すことへの懸念に基づくものであるとすれば、裁判所が最終決定権を持たないからこそ積極的な判断が可能となり得る「弱い」違憲審査制もまた、候補に入れて考えるべきかもしれない」と指摘する。横大道聡「どのように憲法を守るのか」横大道聡＝吉田俊弘『憲法のリテラシー』（有斐閣、2022年）136頁。

¹⁰² この点について、性同一性障害特例法違憲決定（最大決令和5年10月25日民集77卷7号1792頁）が「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」3条1項4号の対象を「治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者」と限定したうえでの違憲判断を下した点について、我が国における同決定の受容可能性を踏まえつつ、最高裁は「射程距離の短い違憲判断」を下したとする千葉勝美の指摘が注目される。千葉勝美「性同一性障害事件の大法廷違憲

査制を「弱く」運用することが、部門間や公衆を交えた対話の実現に繋がりうるかについては、違憲審査に本来要請される人権保障機能・憲法保障機能の維持や、司法部のみならず我が国の統治過程全体の在り方を踏まえつつ、慎重に議論を構築する必要がある¹⁰³。

第三に、上記のような対話における主体として、公衆を強調することの意義についてである。本稿においては、司法の優越が政治部門との関係のみならず、公衆との関係でも問題となりうることを指摘した。すなわち、司法の優越の維持という点においては、政治部門が判決を許容するか否かということに加えて、その背後にある公衆が判決を支持するか否かという要素も見過ごすことはできない。司法の優越が規範論として維持されうるかという点に着目するとき、憲法秩序における公衆の位置づけもまた問題となりうるのである。この点、我が国における、最高裁と政治部門との継続的な対話の「稀少な実例」¹⁰⁴たる議員定数不均衡訴訟が、「国民を無視して、国民の頭越しに裁判所と国会でキャッチボール」¹⁰⁵をするという様相を呈しているとも評価される中で、公衆という

決定と裁判官の視線」判例時報2583号（2024年）10頁。また、最高裁における「違憲状態判決」に対して、「それぞれの議院で検討を行うことがほぼ慣例化」（川崎・前掲注96）94頁）していることを踏まえたうえで、立法府との対話を促進する手法としても違憲状態判決が有用であることを示唆する論稿として、河北洋介「裁判所と立法府の対話に関する一考察——最高裁令和5年10月25日大法院決定を契機として——」名城法学74巻4号（2025年）93、101頁を参照。

¹⁰³ 後者に関連して、村山健太郎は、「政権交代の恒常化」が「弱い形式」の違憲審査のもとでの対話の機能条件であることを示唆する。村山・前掲注84）123-124頁。また山元一は、最高裁における国民との関係を見据えた政治的配慮等の存在が、「政治部門と司法の「対話」を、実質的には司法の一方的な自己拘束の強化、無限後退（＝萎縮）という結果に帰着させてしまう」という懸念を示す。山元一「司法制度改革と憲法学」須網隆夫編『平成司法改革の研究：理論なき改革はいかに挫折したのか』（岩波書店、2022年）86頁。

¹⁰⁴ 岡野誠樹「司法にとっての「社会」の変容と違憲審査「活性化」のゆくえ」論究ジュリスト38号（2022年）65頁。

¹⁰⁵ 石川健治ほか「【座談会】「十字路口」の風景——最高裁のなかのドイツとアメリカ」石川健治ほか編『憲法訴訟の十字路口：実務と学知のあいだ』（弘文堂、2019年）420頁（泉徳治発言）。橋本基弘「参議院定数不均衡問題をめぐる最高

アクターを重視するアメリカにおける司法の優越および対話に関する議論は、我が国における司法部と政治部門の相互作用（対話）においては等閑視されてきた側面もある公衆（国民）を、憲法秩序においてどのように位置づけるべきか、ということを考えるうえで示唆的である¹⁰⁶。また、公衆との関係で司法部がいかにして対話をなすべきかという問題は、最高裁と立法部の「政治的ゲーム」¹⁰⁷としての色合いが濃い議員定数不均衡に関連する領域よりも、むしろ公衆を含めた「政治的・社会的関心を喚起する」¹⁰⁸問題——我が国でいうならば、例えば夫婦別姓や同性婚、性的少数者の人権などが想定される——において、浮上してくるものと思われる。

このような司法部と公衆を結ぶ経路として、近時、我が国において注目されているのが、最高裁における「国民の意識」論の存在である。この「国民の意識」論は、公衆を対話におけるアクターとして強調する立場からすれば、いかに評価するべきであろうか。詳しい分析は他日を期すこととするが、ここでは現段階での暫定的な展望を提示する。

近年の最高裁判例において、国民意識を含めた社会状況の変化ゆえに、

裁大法廷令和2年11月18日判決について（二）——裁判所と国会、国民との対話——」法学新報128巻5・6号（2021年）20頁も参照。

¹⁰⁶ これまで我が国においては、公衆が憲法解釈の主体として位置付けられてこなかったことを指摘する論稿として、木下智史「市民の憲法解釈」公法研究66号（2004年）149頁以下。なお、大河内美紀「Our “Settled” Constitution」赤坂幸一ほか編著『日本国憲法のアイデンティティ』（有斐閣、2023年）141頁は、かような状況が、今日に至るまでにおいても「大きな変化はない」ことを指摘する。

¹⁰⁷ 工藤達朗「判批」平成27年度重要判例解説（2016年）9頁。なお、宍戸常寿「一票の較差をめぐる「違憲審査のゲーム」」論究ジュリスト1号（2012年）41頁以下も参照。

¹⁰⁸ 見平典「現代アメリカにおける法部門の動態と展望——多元主義的な憲法秩序形成の担い手としての裁判所・訟務長官」川崎政司＝大沢秀介編『現代統治構造の動態と展望：法形成をめぐる政治と法』（尚学社、2016年）104頁。見平は、アメリカに比して日本における司法部と政治部門間の「実質的な対話」「継続的な対話」がなされていない理由の一つとして、これまで最高裁が違憲と判断してきた法律の政治的・社会的重要性の違いがあることを指摘する。

かつては合憲であった法律が憲法違反となった、という論理が採用されている¹⁰⁹。こうした「国民の意識」論は、社会状況の変化に言及することによって、判決もたらす政治的インパクトを軽減し、政治部門や公衆との摩擦を軽減するという意義を有すると評価される¹¹⁰。すなわち、憲法判断において立法事実が変遷したことに言及することは、「ハードケースについての自らの裁判に対する」政治部門や公衆といった「外部からの抵抗を減少させよう」¹¹¹という試みであると解されよう。さらに細分化するならば、対公衆という観点においては、最高裁が「判決の正当化根拠の源泉を公衆による支持に直接求める」¹¹²ことによって、憲法判断の社会における受容可能性を高める手法であると見る余地もあろう。対政治部門という観点からは、「国会が関与しない社会的事実の変化を理由」とした違憲判断の方が、「国会との緊張関係」を緩和しうる

¹⁰⁹ その代表的な事例としては、国籍法違憲判決（最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁）、非嫡出子相続分不平等違憲決定（最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁）、再婚禁止期間規定違憲判決（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁）などが挙げられよう。なお社会状況の変化・国民の意識の変容と憲法判断の関係について検討する我が国における先行研究は多岐にわたるが、さしあたり、櫻井智章「時の変化——社会状況の変化は違憲の理由になるか？」大林啓吾＝柴田憲司編『憲法判例のエニグマ』（成文堂、2018年）141頁以下、毛利透「国民意識の変化と憲法解釈」法律時報91巻5号（2019年）38頁以下、山田哲史「立法事実の変化の検討の仕方と救済の観点」横大道聡編著『憲法判例の射程〔第2版〕』（弘文堂、2020年）394頁以下、巻美矢紀「「立法事実」の再考について」上智法学論集65巻4号（2022年）175頁以下、江原勝行「憲法訴訟におけるいわゆる「立法事実の変化」論に関する若干の覚書」Law & Practice17号（2023年）113頁以下などを参照。

¹¹⁰ 「【座談会】「十字路」の風景」前掲注105）424、428頁〔泉徳治発言〕、「【インタビュー】大橋正春・鬼丸かおる元最高裁判事に聞く」渡辺康行編『憲法訴訟の実務と学説』（日本評論社、2023年）339頁〔大橋正春発言〕などを参照。

¹¹¹ 御幸聖樹「憲法訴訟における「事実」」渡辺康行編『憲法訴訟の実務と学説』（日本評論社、2023年）108頁。

¹¹² 坂田隆介「最高裁と「司法的ステイツマンシップ」論——立法事実変遷論と司法的救済を手がかりに——」立命館法学366号（2016年）11頁。

こと¹¹³、あるいは、司法部が「国民の意識」を援用し¹¹⁴、司法部による判断と世論との距離が近いことを民主的機関にアピールする、換言するならば、公衆を味方につけることによって、政治部門における判決の受容を担保する狙いがあるとも評価することができよう¹¹⁵。そうであるとするならば、かかる「国民の意識」論の背景には、公衆の判決に対する支持をバックに、政治部門からの反発を和らげることを試みる司法部の意図を読み取ることもできるかもしれない。「国民の意識」に言及することによって、一方において司法の優越を維持しつつ、他方において憲法上より踏み込んだ判断をすることができるのであれば¹¹⁶、かかる手法は、司法の優越の温存と最高裁による憲法上の価値の実現の均衡点を探る試みとして、本稿の立場からしても一定の評価がなされうと考える。

しかしながら、現状の「国民の意識」論について本稿の立場から懸念を示すとすれば、それは、司法部を通じて語られる「国民の意識」なるものが、現実の世論といかなる関係にあるのか、という点についてである。まず、学説においてすでに指摘されているように、最高裁が「国民の意識」や社会状況の変化を実証的に把握することができているのかという点については、疑問が残る¹¹⁷。むしろ最高裁は、かかる手法を用いることによって、「ある問題をめぐって社会の価値が変容を遂げつつある状況において、一定の社会的価値を積極的に表明することを自らの責務と捉え」¹¹⁸、国民における「あるべき規範的見解を「先取り」」¹¹⁹してい

¹¹³ 卷・前掲注109) 178頁。櫻井・前掲注109) 153頁も参照。

¹¹⁴ なお、「国民の意識」の判決における援用方法に関する論稿として、岡田聖貴「合衆国最高裁判決における「国民の意識」」一橋法学22巻3号(2023年)59頁以下を参照。

¹¹⁵ この点に関連して、「座談会：対話的違憲審査」・前掲注92) 226頁〔佐々木雅寿発言〕も参照。

¹¹⁶ 参照、坂田・前掲注112) 12頁。

¹¹⁷ 櫻井・前掲注109) 146-147頁、毛利・前掲注109) 42頁、坂田・前掲注112) 9頁などを参照。

¹¹⁸ 坂田・前掲注112) 10頁。

¹¹⁹ 毛利・前掲注109) 42頁。関連して、「座談会：憲法学の75年」論究ジュリスト36号(2021年)11頁〔毛利透発言〕も参照。

るのではないかと解される。だがそうであるとするならば、それは、最高裁が国民の（規範）意識を「僭称」¹²⁰する危険性と隣り合わせであろう。「あるべき憲法規範について自ら主張と行動を行うわけではない受動的な（かつ一様の）存在」¹²¹として司法の口を通して語られる「国民」が、最高裁によって作られた存在であるとするならば、対話における国民の主体性は後景に退くこととなろう。

また、さらに深刻な点は、こうした国民の規範意識を裁判所が語ることの前提として、「社会の変化は、基本的に憲法の理念が国民の中に浸透していくという一方向で進む」¹²²という想定が最高裁にあるように思われる点である。かような想定のもと、裁判所があるべき規範的見解を「先取り」して示すという「国民と憲法との幸せな調和的關係」¹²³が仮に崩れた場合——例えば「憲法の理念が国民の中に浸透」していくという方向性が変化した場合など——、本来、司法部が外部との摩擦を緩和するための手法であったはずの「国民の意識」論の使用は、転じて国民の司法部に対する支持を失わしめる帰結を招くことになりはしないか、危惧するところではある。「司法が「社会からの承認と支持を獲得する力」をもち国民の合意（popular assent）を得ること」¹²⁴——あるいは司法部がその憲法上の機能を維持するために優越性を維持すること——が必要であることを前提としても、その経路として現状の「国民の意識」論が妥当であるか否かについては、国民を含めた憲法上の対話を重視する本稿の立場からも、今後検討を深めていくべき課題である。

※本稿を含めた連載は、北海道大学審査博士（法学）学位論文（2022年

¹²⁰ 巻・前掲注109) 194頁。なお、巻美矢紀「憲法解釈と「国民意識」」青井未帆ほか編『現代憲法学の理論と課題：野坂泰司先生古稀記念』（信山社、2023年）107頁も参照。

¹²¹ 山羽祥貴「憲法訴訟と民主政——動態的秩序理解からの一素描」YOLJ-L2303010（2023年4月26日公開）¶013。

¹²² 毛利・前掲注109) 42頁。

¹²³ 毛利・前掲注109) 42頁。

¹²⁴ A・コックス〔芦部信喜監訳〕『最高裁判所の役割』（東京大学出版会、1979年）195頁。

3月24日授与)に大幅な加筆・修正を施したものである。本稿の執筆に際しては、JSPS科研費23K12359の助成を受けた。

共同正犯における意思連絡の 要否とその内実（2）

中 田 翔 太

目 次

序章 はじめに

第1章 共同正犯についての基本的理解

第1節 共同正犯の基本的理解をめぐる議論

第1款 因果的共犯論の適用を前提に共同正犯を連続的に捉える
理解

第2款 従来の理解に対する近時の判例・学説

第3款 共同正犯の基本的理解についての問題

第2節 共同正犯における因果的共犯論

第1款 因果的共犯論の適用可能性

第2款 従来の立場からみた共同正犯の因果経過

第3款 全体行為に着目する立場からみた共同正犯の因果経過

第4款 小括

第3節 関与者の集合体としての性質（一体性）

第1款 一体性による共同正犯の正犯としての基礎づけ

第2款 結果発生危険を増加させる一体性

第3款 関与者間の関係性に着目する必要性

第4款 共同正犯に固有の特徴がもたらす危険の増加

第5款 実行行為を遂行する能力の拡張に着目する見解

（以上、75巻5・6号（合併号））

第4節 アメリカ法におけるコンスピラシー

第1款 我が国の共同正犯論に対して期待できるコンスピラシー
の議論からの示唆

第2款 コンスピラシーにおける集団の危険

- 第3款 心理学的・経済学的な知見から集団の危険を基礎づける
見解
- 第5節 集団の危険をもたらす関与者間の関係性としての一体性
- 第6節 個人責任と集団責任に関する本稿の立場
 - 第1款 共同意思主体説の検討
 - 第2款 本稿の立場と個人責任
- 第7節 実行共同正犯と共謀共同正犯の区別
- 第8節 本稿の立場の位置づけ (以上、本号)
- 第2章 共同正犯における意思連絡の要否
- 第3章 意思連絡の位置づけ
- 第4章 意思連絡における意思の相互伝達
- 第5章 意思連絡として了解すべき内容
- 第6章 共同正犯に関する代表的な判例についての検討
- 終章 おわりに

第4節 アメリカ法におけるコンスピラシー

第1款 我が国の共同正犯論に対して期待できるコンスピラシーの議論 からの示唆

アメリカ法には、コンスピラシー（conspiracy）という犯罪がある。これは、「ある犯罪行為もしくは一連の犯罪行為の実行または不法な方法による適法な行為の遂行のための2人以上の者の間における明示または黙示の合意」¹とされる。コンスピラシーは関与者の合意自体を処罰する点において、早くとも実行の着手がなければ処罰されない我が国にお

¹ JOSHUA DRESSLER, UNDERSTANDING CRIMINAL LAW 415 (9th ed. 2022).

同書第4版の邦語訳として、ヨシュア・ドレスラー著（星周一郎訳）『アメリカ刑法』（レクシスネクシス・ジャパン、2008）。

判例上も、コンスピラシーは「犯罪の目的の協定」（United States v. Kissel, 218 U.S. 601, 608 (1910)）であり、「犯罪行為の実行または不法な方法による適法な行為の遂行のための2人以上の者の間における明示または黙示の相互の合意または理解」（People v. Carter, 330 N.W.2d 314, 319 (Mich.1982)）とされる。

ける共同正犯とは異なる²。

しかし、コンスピラシーは合意の対象である実体犯罪（substantive offence）を行っていない関与者についても成立するところ、我が国の共同正犯も実行行為を行っていない関与者にも成立しうる。

そのため、この点で両者は共通するため、コンスピラシーに関する議論から、自らが少なくとも実行行為のすべては行っていない場合でも、正犯としての責任を負うということの十分な根拠づけができていない我が国の共同正犯論にとって、示唆を得ることが期待できる。特に、コンスピラシーが処罰されることの根拠には、関与者の集団としての危険性が挙げられるところ、我が国の共同正犯論における一体性も、関与者の集団としての性質に着目するものであるから、コンスピラシーの議論は共同正犯論における一体性の内容を明らかにするという点から参照することが有益である。

第2款 コンスピラシーにおける集団の危険

コンスピラシーにおける合意については、判例上、「コンスピラシーは別個の悪であり、公衆に対して危険であるがゆえに、それ自体で処罰されうるため、実体犯罪が続いて起こるか否かにかかわらず存在し、罰せられうる」³とされる。さらに、『「犯罪における結合によって、より（他の）犯罪が行われやすくなり』、また、それによって『関係する個々人が犯罪行為への道から離れる可能性が減少する』ため、コンスピラシーは関連した実体犯罪を行うことの脅威以上の『公共に対する脅威』をもたらす』とされる⁴。

² コンスピラシーは未遂犯と同様に未完成犯罪（inchoate crime）とされるが、処罰が可能となる時期は未遂犯よりも早い。

³ *Salinas v. United States*, 522 U.S. 52, 65 (1997).

United States v. Jimenez Recio, 537 U.S. 270, 274-275 (2003) も *Salinas v. United States*, 522 U.S. 52, 65 (1997) を引用して、コンスピラシーは『「別個の悪」であり、『実体犯罪が続いて起こるか否かにかかわらず存在し、罰せられうる』』と述べる。

⁴ *United States v. Jimenez Recio*, 537 U.S. 270, 274-275 (2003) (quoting

ここでは、集団が形成されることによって（他の）犯罪が行われやすくなることと関与者が犯罪に達するまでに離反しづらくなることという犯罪における集団の危険性が示されている。

このような集団の危険については、多くの関与者がいれば計画が漏れる可能性が高まり、また、関与者が不確実性を共有し互いに思いとどまらせる場合があると指摘されている⁵。すなわち、このような指摘によれば、関与者が互いの決心を強化するなどにより集団の危険が認められる場合もあるが、そうではない場合もありえ、関与者が単独の場合と比べて集団では危険が高まるか否かは具体的な状況によって異なることとなる⁶。

第３款 心理学的・経済学的な知見から集団の危険を基礎づける見解

しかし、心理学的・経済学的な知見をもとに集団の危険を説明する見解⁷が示されている。

この見解は、まず、心理学的な観点からは、個々人は集団に盲目的に従うというよりは、明白に異議がないときに集団は異議を抑圧し、追従をもたらすということがわかる⁸とした上で、集団の危険を（１）極化（Polarization）とリスクテイキング（Risk-Taking）、（２）構成員自身の利益に反した行動をとること、（３）思いとどまらせること（Dissuasion）、（４）任務における成功という観点から説明する。それ

Callanan v. United States, 364 U.S. 587, 593-94 (1961)).

⁵ Abraham S. Goldstein, *Conspiracy to Defraud the United States*, 68 YALE L.J. 405, 413 (1959).

⁶ *Id.* at 413-414.

⁷ Neal Kumar Katyal, *Conspiracy Theory*, 112 YALE L.J. 1307 (2003).

同論文を紹介する文献として、亀井源太郎『刑事立法と刑事法学』（弘文堂、2010）106頁。また、社会心理学などの知見を援用するドイツの議論を参照し、社会心理学の観点から共謀共同正犯における心理的拘束力を分析するものとして、伊藤嘉亮「共謀共同正犯の構造（２・完）——心理的拘束力の解明を目指して」早研159号（2016）23頁以下。

⁸ Katyal, *supra* note 7, at 1317.

らは次のように論じられる。

この見解は、まず、(1)「極化とリスクテイキング」について、集団の構成員はその者がすでに有している傾向に偏り、このような偏りは個々人が集団の社会的アイデンティティ⁹の特徴に過度に順応することから生じるとする。その上で、このような心理学的知見を前提とすると、犯罪行為を行う集団はどの標的に攻撃するかという点でより注意深くなり、また、彼らが犯す犯罪の数の点ではより危険を犯すようになる可能性があると論じる¹⁰。

(2)「構成員自身の利益に反した行動をとること」については、集団は個々人が自身の利益を集団の利益に埋没させることを助長すると指摘する¹¹。すなわち、集団においては、その構成員は自身の利益よりも集団の利益を優先しやすくなるというのである。これに関しては、経済学的な研究によると、個人が集団の理想を認識し、それを無視すると、自己像への個人的な不安が生じるとされる¹²。これは、構成員が自らの認識した集団の利益を無視して自らの利益を得ようとする、不安を感じるようになるということであると思われる。また、心理学的な研究によると、いったん個人がコンスピラシーに合意すると、集団のアイデンティティが根づき、その者自身の利益は集団の利益に埋没されるとされ

⁹ 柿本敏克「社会的アイデンティティ理論」日本社会心理学会編『社会心理学事典』(丸善出版、2009) 318頁によると、アイデンティティとは、「『自分は何ものであるのか』という疑問……に対して『自分はこれこれのものである』と答えることができたときの、その中味」であり、「このアイデンティティのうち、自分の属する集団や社会的カテゴリーの成員性に基づく部分は社会的アイデンティティとよばれ」、その例としては、ある家族の一員であることやある職業に就いていることなどが挙げられる。

¹⁰ Katyal, *supra* note 7, at 1318-19.

¹¹ Katyal, *supra* note 7, at 1319.

¹² Katyal, *supra* note 7, at 1320.

Katyal, *supra* note 7, at 1320は、「現代の研究者は……その者が内在化されたルールに違反するときに経験する不安の重要性に同意する」と指摘する George A. Akerlof & Rachel E. Kranton, *Economics and Identity*, 115 Q.J. Econ. 715, 728 (2000) を参照する。

る¹³。これは、コンスピラシーにおける合意がなされると、構成員に自らが集団の一員であるという自意識が生じ、そのために自己の利益よりも集団の利益を優先するようになるということであると思われる。

（3）「思いとどまらせること」については、心理学的な研究によると、集団の構成員が自らの行為を社会的または集団の目的のいずれかを促進するとして正当化する自己奉仕推論（self-serving inference）¹⁴を展開するとされており、このような推論によって、集団の構成員は自らの行為を社会的または集団のいずれかの目的を助長するものとして正当化されるようになるため、個人よりも思いとどまらせることがはるかに難しいとする¹⁵。たとえば、そのような推論として、集団の他の構成員は正しい可能性が高い一方、集団の構成員でない者は誤っている可能性が高いという推論や集団の構成員は集団の構成員でない者よりも公正であるという推論があり、このような推論がなされると、集団の構成員は非構成員よりも互いの話をはるかによく聞くようになる¹⁶。そして、犯罪を行おうとする集団がこのような推論を展開することによって、犯罪に向かう傾向が強化され、構成員は他の構成員を助けるために犯罪の活動を追求することがより正当化されると感じるかもしれない、また、合理化を発展させるかもしれないと論じる¹⁷⁻¹⁸。このように集団は結束感を促進し、そ

¹³ Katyal, *supra* note 7, at 1320-21.

¹⁴ Donald Langevoort, *Organized Illusions: A Behavioral Theory of Why Corporations Mislead Stock Market Investors (and Cause Other Social Harms)*, in BEHAVIORAL LAW AND ECONOMICS 144, 151 (Cass R. Sunstein ed., 2000) は、自己奉仕推論について、「それを許容するのに十分な不明確さがある場合、人々は自然と『彼らが見たいものを見る』。」と述べる。この点につき、平野晋『アメリカ不法行為法』（中央大学出版部、2006）405頁は“self-serving inference”を「自己奉仕推論」と訳している。

村田光二「動機や目標と社会的情報処理」日本社会心理学会編『社会心理学事典』（丸善出版、2009）50-51頁も参照。

¹⁵ Katyal, *supra* note 7, at 1321.

¹⁶ Katyal, *supra* note 7, at 1321-22.

¹⁷ Katyal, *supra* note 7, at 1322.

¹⁸ このような例として、薬物の密売人が、自らが薬剤師の行うよい仕事を行っており、消費者を暴力的な密売人からそらしていると信じている場合が挙げら

れぞれの構成員が他の構成員の協力を必要としているとの考え方を養うと指摘される¹⁹。

(4)「任務における成功」については、心理学的な研究を参照しつつ、集団においては、チームの成果への個人のインプットが見えないと、責任を逃れやすい(「チーム・プロダクション(team-production)」問題)一方、アイデンティティを共有することによって、パフォーマンスは著しく増加すると論じる²⁰。そして、コンスピラシーはそのようなアイデンティティをしばしば養うので、単独の個人よりも生産性が高いことがありえ、また、より大きな害を負わせることがあるとする²¹。

加えて、上記の見解は、専門化と規模の経済(Economies of Scale)という観点からも集団の危険を説明する。

すなわち、犯罪事業は、専門家たちを雇い、その規模を利用することによって、組織立っていない個人では得ることができない利益を得ることができる上、犯罪の事業体は構成員間の競争を最小化するため、コンスピラシーは犯罪事業にとっての効率性を創造しめると論じる²²⁻²³。

さらに、専門化によって、一つの犯罪の責任を多くの人物に分散させる、拡散の犯罪(crimes of diffusion)が可能になる²⁴ところ、このような分散によって犯罪にとっての内的な制約が取り除かれめると指摘す

れる(Katyal, *supra* note 7, at 1322)。

¹⁹ Katyal, *supra* note 7, at 1323.

²⁰ Katyal, *supra* note 7, at 1324.

²¹ Katyal, *supra* note 7, at 1324. S. ALEXANDER HASLAM, PSYCHOLOGY IN ORGANIZATIONS: THE SOCIAL IDENTITY APPROACH 162-163 (2d ed., 2004) は、「タスクが参加者が自身を共有された自己意識の観点から定義することをまさに促進する状況の下では、集団の生産性は単独の個人と一致し、またはそれを超えめする」とする(Katyal, *supra* note 7, at 1324も、これの初版である S. ALEXANDER HASLAM, PSYCHOLOGY IN ORGANIZATIONS: THE SOCIAL IDENTITY APPROACH 243 (2001) を引用する。)。

²² Katyal, *supra* note 7, at 1325.

²³ Katyal, *supra* note 7, at 1326は、このほかにも規模の経済の利点として、摘発の可能性を下げることを挙げる。

²⁴ Katyal, *supra* note 7, at 1326.

る²⁵。すなわち、道徳や社会規範の力は、人間の行動を分解し、小さな悪い行いは許されるという考えを利用する戦略によって弱められるところ、これによって、犯罪はより容易かつ安価に実行されることとなるとする²⁶。その例として、A地点からB地点まで人を車で送る者は、たとえ犯罪の現場から車で走り去るときでさえ、重大な不道德なことをしているとは思っていないかもしれず、また、個人の消費のためにコカインを「袋に入れる」者は、自分が購入者のコカイン依存に責任があるとは思えないかもしれないというものが挙げられる²⁷。

第5節 集団の危険をもたらす関与者間の関係性としての一体性

コンスピラシーに関する以上の心理学的・経済学的な知見をもとにする見解は、集団の危険には、複数の内容が含まれることを明らかにするものといえる。

つまり、集団の危険としては、①構成員のすでに持っている傾向が集団の一員となることによってより強化されること、②構成員は自己の利益よりも集団の利益を優先させるようになること、③集団は犯罪を思いとどまることが困難であること、④構成員が集団としてのアイデンティティを共有することによって集団はより高い生産性を有すること、⑤集団は個々人では不可能なことを行うこともでき、また、構成員間の競争を最小化すること、⑥構成員は自らの責任を感じづらくなることがあるといえる。これらの集団の危険のうち①から④は、関与者が自らが集団の構成員であると認識するという集団の一員としての意識を前提とするものであるといえる。

このような集団の危険は、集団としての構造が問題とされる共同正犯においても同様に妥当と思われる。そして、このような集団の危険が共同正犯における一体性の具体的な内容をなすものと理解することができる。

²⁵ Katyal, *supra* note 7, at 1327.

²⁶ Katyal, *supra* note 7, at 1327.

²⁷ Katyal, *supra* note 7, at 1327.

もっとも、このように理解したとしても、①から⑥が、集団が形成されるすべての場合に認められるわけではないと思われる。これらが認められるか否かは前述のゴールドシュタインによる指摘のとおり、具体的な事情により異なるであろう。上記の見解の論者も、たとえば、④について「コンスピラシーは……単独の個々人より生産的である（そしてより大きな害を負わせる）ことがある。」²⁸とするように、すべての場合に①から⑥が認められるとするわけではないと思われる。しかし、これらはあくまでも一体性が認められるためのパターンであると理解すれば、そのいずれかがある具体的な事情の下では認められないとしても、ほかのパターンによって一体性が認められることもありえ、そのような場合には一体性自体が認められないわけではない。

また、このような集団の危険と心理的拘束は両立しうる。すなわち、特に共謀共同正犯を念頭に共同正犯を基礎づけるものとして心理的拘束が挙げられることがある²⁹。この場合、犯罪を遂行する「意思決定の内容はほかの合意者との約束に基づいて形成されたもので、爾後の行動は合意により拘束され、実行担当者は、実行するかしないかを自分の自由意思であらためて決定する事はできず、自己の一存で、実行の意思を放棄することは許されない」³⁰とされる。このような心理的拘束は、関与者が自らが集団の構成員であると認識した上で、そのような集団の一員としての意識が発展したものともいえよう。

そのため、本稿で論じた集団の危険と心理的拘束は排他的な関係にはなく、両立しうるとと思われる³¹。

以上のように、結果発生危険を増加させる集団に関与者が形成することが一体性であり、言い換えれば、一体性とは集団の危険をもたらす関与者間の関係性といえる。そして、このような集団の危険を抑止する

²⁸ Katyal, *supra* note 7, at 1324.

²⁹ たとえば、藤木英雄『可罰的違法性の理論』（有信堂、1967）336-337頁。

³⁰ 藤木・前掲注（29）337頁。

³¹ なお、吉戒純一「判解」最判解刑事篇令和3年度（2024）77-78頁注（76）は、「共同正犯については、いわゆる指示型や現場共謀、過失の共同正犯等多様なものが認められてきたのであり、……心理的拘束が全ての共同正犯に妥当するとは考え難い。」と指摘する。

ために共同正犯は処罰されるといえ、因果性はそのような処罰が個人責任の原則を逸脱しないように求められるものといえよう。

このように一体性が共同正犯の処罰を基礎づけるということは、共同正犯として処罰される場合、単に結果発生が促進されるというのではなく、その促進の態様が限定されていることを意味する。

そして、共同正犯の要件を検討するにあたっては、以上の一体性それ自体を要件とするのではなく、そのような一体性を反映させたより具体的な要件を探っていくべきであろう。そこで、本稿においては、共同正犯における意思連絡に焦点を当てて検討を進める。

第6節 個人責任と集団責任に関する本稿の立場

第1款 共同意思主体説の検討

本稿のように一体性という共同正犯の集団としての性質に着目する理解をとる場合、これまで関与者の集団の性質に着目してきた共同意思主体説³²とは、どのように異なるのかという疑問が示されるかもしれない。

そこで、まず、共同意思主体説がどのような理解であるか確認する。

共同意思主体説は、「共同正犯とは、二人以上共同して犯罪事実を実現した者で、重要な役割を演じたものを云ふのである。」³³⁻³⁴とする。その上で、「二人以上共同して罪を犯す場合は、単独で犯す場合に比して

³² 伝統的な共同意思主体説に関して、その概要と同説内部の相違点を論じた文献として、岡野光雄「共同意思主体説と共謀共同正犯論」刑法31巻3号（1991）283頁以下。

また、照沼亮介「特殊詐欺と共同正犯をめぐる近年の議論について——いわゆる包括的共謀を素材として」長井圓編著『AI時代の詐欺罪』（信山社、2025）319頁は、共同意思主体説を含む従来の議論の蓄積を確認する姿勢の必要性を指摘する。

³³ 草野豹一郎『刑法要論』（有斐閣、1956）123頁。

³⁴ 以下、本稿では読みやすさを考慮し、旧字体については、当用漢字による現代表記に書き改めた。

危険性が多大で、怖るべきものがあると言はねばならぬ。』³⁵として、集団がもたらす危険性は単独の場合よりも大きいことに着目し、同説の特徴は、「二人以上の異人別体たる個人が、一定の犯罪を犯すと云ふ共同目的を実現するが為、同心一体となる」点にあると論じる³⁶。その上で、共同意思主体は、「決して自然的に発生するのではなく、必ずや、二人以上の者が一定の犯罪を行ふに付て協議することから成立するものであ」³⁷り、そのような「協議を為すことを通謀又は陰謀と云ふのである。』³⁸とする。そして、そのような共同意思主体にかかる犯罪の成立時期については、次のように論じて、共謀それ自体を処罰するわけではないことを示す。すなわち、共同意思主体の成立は法人・組合の設立行為に例えることができるため、「通謀が通謀に止る間は、共同意思主体の活動はないわけである。しかし、通謀が整つて、通謀者の一人が共同目的たる犯罪の実行に着手するによりて、そこに、はじめて、共同意思主体の活動があることになり、従て犯罪の実行に着手せざる通謀者も、自ら実行に着手したるものと看做さることになる。』³⁹。そのため、通謀が単なる通謀にとどまる限りは、実行に着手していないので、犯罪は成立しない⁴⁰。

共同意思主体説は上記のように創唱されたが、他人が犯人の親族を教唆して証拠を隠滅させた場合については、共同意思主体説内部でも理解の相違がある。共同意思主体説の創唱者は、共犯の連帯性として、関与者の身分に由来する責任阻却事由は、共犯関係が生じることによって脱落するため、他人が犯人の親族を教唆して証拠を隠滅させた場合には、その他人のみならず、犯人の親族も責任を負うと論じていた⁴¹。これに

³⁵ 草野・前掲注 (33) 117頁。

³⁶ 草野豹一郎『刑法改正上の重要問題』(巖松堂書店、1950) 315頁。

³⁷ 草野・前掲注 (36) 315頁。

³⁸ 草野・前掲注 (36) 315頁。

³⁹ 草野・前掲注 (36) 315頁。

⁴⁰ 草野・前掲注 (36) 315頁。

⁴¹ 草野豹一郎『刑事判例研究会第三卷』(巖松堂書店、1937) 150-151頁、草野・前掲注 (36) 275-277頁。もっとも、創唱者は、当初、「共同者の或者の一身に存する刑罰加重減免等の原由は他の共同者に何等の影響を及ぼさないものと解

対し、その後の共同意思主体説では、創唱者は共犯の連帯性を論じるが、責任阻却事由を脱落させることまではできず、共犯の連帯性に代わって、「共犯成立上の一体性」という語を用いるべきであり、そのため、共同意思主体の活動があったと考えられる範囲内で、各関与者に一体として犯罪が成立する⁴²一方、他人が被告人を教唆して証憑を隠滅させた場合には、共犯処罰上の問題として、人的責任阻却事由は脱落せず、被告人は証憑隠滅の責任を負わないと論じられた⁴³。このような対立については、さらに共同意思主体説に立つ別の論者は、被告人が自己の刑事事件について他人に偽証教唆をした場合や、他人が犯人の親族を教唆して証憑を隠滅させた場合に、前者の被告人や後者の犯人の親族に責任を負わせられるかという問題については、「犯人・被告人や親族に特有の期待可能性の不存在あるいは低減という一身的な責任の問題であって、その本質からすれば、共犯従属性の問題や処罰の連帯性あるいは個別性の問題、さらには、共犯と身分の問題とは別個の問題と考えるべきであろう。」とも論じた⁴⁴。この問題については、責任阻却事由が脱落するのではなく、共同意思主体が形成されることで、本来的には責任が阻却されないはずの者も責任阻却事由を備えることとなると考えることもできるはずであるし、また、そもそも共同意思主体の形成によって、仮に責任阻却事由が脱落すると考えるとするならば、それは共同正犯の集団としての性質を過度に強調するものであり、それによって個別の問題を看過するものといえよう。

せなければならぬこと、なる。例へば、犯人の親族を教唆して其の犯罪事件の証憑を隠滅せしめたるが如き場合に於ては、其の教唆者は、犯人との間に親族関係の存しない以上、正犯が処罰せられない場合でも処罰せられなければならぬのである。」と論じていた（草野豹一郎『刑法総則講義 第一分冊』（南郊社、1935）196-197頁）。

なお、この議論がなされていた当時、犯人の親族による証憑隠滅について刑を裁量的に免除する現行法とは異なり、犯人の親族は不可罰とされていた。

⁴² 齊藤金作『共犯理論の研究』（有斐閣、1954）191-192頁。

⁴³ 齊藤・前掲注（42）202-203頁。

⁴⁴ 岡野・前掲注（32）20頁。

また、共同意思主体説は、共同正犯の成立には、「意思の連絡」⁴⁵や「意思連絡」⁴⁶が必要であるとし、その内容については、大判大正11年2月25日刑集1巻79頁を参照し、共同犯行の認識があり、互いに他の一方の行為を利用し、全員協力して犯罪事実を実現させる意思があることとする⁴⁷。一方、同説の論者の中には、このような要件を必ずしも必須としない理解もある。すなわち、ある論者は、「通常、共謀とは意思連絡と解されるところ」⁴⁸、共謀とは、「私見では、それは『共同犯（実）行の認識』、すなわち、相互に犯罪の実行に重要な役割を一体となって行おうという、行為者間の対等関係における意思連絡をいうのであって、単なる相互の存在認識ではないのである。」⁴⁹としつつも、「正犯と従犯の区別は、犯罪の実現に重要な役割を演じたか否かによって決定すべきであり、共謀に加わるということはまさしく重要な役割を演じたことであるし、犯罪の見張りも、共謀があればそれだけで当然、共謀がなくても見張り自体が重要な役割を演ずることになる場合は共同正犯になるのであって、ただ實際上見張りに立つということは共謀に基づいての上の役割の分担にあたる場合が通常」⁵⁰であると論じる。このように、共同意思主体説内部においても、意思連絡の要否は異なっている。

さらに、共同意思主体説を擁護する立場は、甲が暴行、乙が財物奪取を分担する事例について、甲が強盗罪の実行行為の一部を分担しているとして、強盗罪の共同正犯を肯定するならば、「強盗という実行行為を想定せずには、甲の行為が単なる暴行の実行行為ではなく、強盗の実行行為の一部実現であるとはいえなくなる。そこで、強盗という実行行為を想定する以上、その実行行為の主体は存在せざるをえず」⁵¹、その「実

⁴⁵ 草野・前掲注(33)123頁。

⁴⁶ 齊藤金作『刑法総論〔改訂版〕』（有斐閣、1955）237頁。

⁴⁷ 草野・前掲注(33)123頁、齊藤・前掲注(46)237頁。

⁴⁸ 下村康正『共謀共同正犯と共犯理論〔増補版〕』（学陽書房、1983）139頁。

⁴⁹ 下村・前掲注(48)139頁。

⁵⁰ 下村・前掲注(48)139頁。

⁵¹ 西原春夫『犯罪実行行為論』（成文堂、1998）294頁。なお、論者自身は、自らの立場を共同意思主体説に分類していない（野村稔ほか「討論の経緯」刑法31巻3号（1991）〔西原春夫発言〕79頁。同81頁も参照。）が、西原春夫『刑法総

行行為の主体は、甲乙二人の物理的存在ではなく、すでに法律上意味ある人的結合にほかならない。この人的結合は、すでに自然人の概念を越えた社会的結合である⁵²と主張する。

このような共同意思主体説は、関与者間の関係性に着目する点については因果性の観点のみからは説明しきれない共同正犯の特性を論じるという限度で的を射た理解であるといえる。また、「複数の関与者の間に密接な関係性がある場合に、その行為が一体として法的評価の対象となると解する点は、まさに正当な問題意識であろう」とも指摘される⁵³。

特に、近時の共同意思主体説は、共同正犯における一体性を精緻に分析する。すなわち、まず、近時の共同意思主体説は、共謀共同正犯における共同意思主体とその他の共犯における共同意思主体を異なる内容のものとして、前者を狭義の共同意思主体と理解する⁵⁴。それによって、共謀共同正犯の一体性と教唆犯・幫助犯と一体性も異なることとなり、前者は、「教唆犯・従犯に当てはまる一体性よりも安定的（で強固）な一体性」（狭義の一体性）として理解されることとなる⁵⁵。そして、そのような共同正犯の一体性は、客観的事実だけによって認められるものではなく、その根拠は、客観的事実のみから一体性を認めるとすると、「計画を立てる際に薄い内容の意思疎通が図られ、それにもとづいて各関与者がいちおう計画適合的な寄与行為をするに至ったというばかりにも、一体性が認められる可能性があり、ほんらい共同正犯の成立要件というに相応しくない多くのケースが、共同正犯事案として処理されることに

論〔改訂準備版（下巻）〕』（成文堂、1993）376頁は、「共同意思主体説的な考え方は、……——創唱者草野判事の所説に全面的に従うわけではないが——基本的にこれを支持する」ともしており、基本的な発想は共同意思主体説によると思われる。

⁵² 西原・前掲注（51）『犯罪実行為論』295頁。

⁵³ 橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』（有斐閣、2020）331頁注（19）。

⁵⁴ 曲田統『共犯の本質と可罰性』（成文堂、2019）19-20頁。論者による近時の共同意思主体説は、詳細に隣接社会科学の知見を分析・活用しており、注目される。

⁵⁵ 曲田・前掲注（54）20頁。

なりうる」という点に求められる⁵⁶。ここで、論者は、「犯罪提案にただ追従する気持ちで同調したにとどまり、与えられた役割を単にこなすという消極的な意思で動いただけ、といった関与者」は、事前的には、役割の放棄や手抜きをする可能性があり、集団にとってプラス要因とは限らないと指摘する⁵⁷。このような問題意識から、共同正犯における一体性の本質は、主観的事情に関わる要素にあるとされ、まず、一つ目の要素として、「目的追求を果たそうとする動機や、計画に適合する行動をとろうとする意思の存在（目的・計画への主観的適合性）」が示される⁵⁸。なぜなら、目的・計画への主観的適合性がある者は、「他関与者と共に全体目的の遂行にとってプラス要因となる働きをしうる」からである⁵⁹。次に、2つ目の要素としては、共同正犯に必要な一体性は、「不確実性のない組織構造化性」であるという理解を前提に、このような性質は、「確実に計画を遂行するとの意思を有する者同士が、相手にもその意思があることについて確信し合っている」場合にのみ認められることから、「関与者相互の主観的結束性」が必要であるとされる⁶⁰。このような2つの要素が認められることで、「安定的な組織化・一体化」⁶¹が果たされ、「狭義の共同意思主体の存在を規範的に肯定することが許される」と論じられる⁶²。

問題となるのは、どのような場合にこれらが認められるかという点である。論者は、1つ目の要素である目的・計画への主観的適合性は、「集団凝集性を低める要因となる関与者でないこと、社会的手抜きに陥る可能性のある関与者でないこと、さらには責任拡散のあおりを受けそうな関与者でないこと」⁶³を確認することによって、規範的に判断されると

⁵⁶ 曲田・前掲注(54) 21頁。

⁵⁷ 曲田・前掲注(54) 21頁。

⁵⁸ 曲田・前掲注(54) 22頁。

⁵⁹ 曲田・前掲注(54) 22頁。

⁶⁰ 曲田・前掲注(54) 22頁。

⁶¹ 曲田・前掲注(54) 23頁。

⁶² 曲田・前掲注(54) 28頁。

⁶³ 集団凝集性とは、「成員が目標に向かって互いに協力し合う傾向」をいう（曲田・前掲注(54) 26頁）。社会的手抜きとは、「他者と共におこなう際、ひとり

する⁶⁴。また、2つ目の要素である関与者相互の主観的結束性については、関与者が、他の関与者も「自分と同じく目的・計画適合的に行動するものと信頼している」という信頼を関与者が相互に有するか否か（「相互信頼性」を有するか否か）を確認することで、規範的に判断されると論じる⁶⁵。そして、その判断においては、「集団規範を形成しようとする行動」があれば「互いの心理を拘束する効果」が生じるため、そのような行動がなされたかが問われるとされる⁶⁶。しかし、目的・計画への主観的適合性の認定について、集団凝集性や社会的手抜き、責任拡散に関する関与者の事情の有無をどのように判断すればよいのか明らかでなく、判断方法の具体化という点で疑問がある。むしろ関与者相互の主観的結束性の認定において、「他の関与者に対して、目的・計画に適う行動をとるよう働きかけたり促したりする行動・態度を示す」ことが「集団規範を形成しようとする行動」であるとされ⁶⁷、そのような行動が関与者相互の主観的結束性の認定のポイントとされていることからすると、目的・計画への主観的適合性の認定においても、各関与者が目的・計画に適う行動をとる意思を有しているか否かが直接的に問題とされるべきであって、その判断の結果、そのような意思が認められるのであれば、集団凝集性や社会的手抜き、責任拡散に関する事情の不存在が担保されていると考えるべきであると思われる。

以上が共同意思主体説の概要であるが、まず、共同意思主体説のうち、意思連絡を不要とする理解には疑問がある。共同意思主体説の特長は、関与者間の人的結合を論じることで、共同正犯に特有の集団としての特徴を捉えられることにある。それにもかかわらず、「重要な役割」を過度に重視し、意思連絡を不要としてしまうと、人的結合という視点が抜け落ち、共同正犯の構造を捉えられなくなってしまう⁶⁸。

でおこなうときよりも力を抜く現象」をいう（同27頁）。責任の拡散とは、「他者と共に取り組むと動機づけが低下し、遂行量が減少する現象」をいう（同27頁）。

⁶⁴ 曲田・前掲注（54）28頁。

⁶⁵ 曲田・前掲注（54）28頁。

⁶⁶ 曲田・前掲注（54）28-29頁。

⁶⁷ 曲田・前掲注（54）28頁。

⁶⁸ 岡野・前掲注（32）22-23頁は、共謀を要求することで共謀共同正犯の成立範

また、共同意思主体説に対しては、同説によれば、各関与者が共同意思主体の行為による責任を負うこととなり、個人責任の原則に反するという批判がなされる⁶⁹。

共同意思主体の成立によって、前述のとおり、責任阻却事由が脱落すると考えて団体性を強調する場合はもちろん、それが脱落しないと考えたとしても、共同意思主体を介して各関与者がどのような範囲で責任を負うのかが不明確であるならば、この批判を避けることはできない。

この点について、共同意思主体説は、共犯の成立においては「実行者の行為が当該共同意思主体の犯罪と看得られる場合には、その範囲内において、共同意思主体の活動があつたと考えられ」、「その範囲内において、全共犯者につき、当該犯罪が、一体として成立する」と論じる⁷⁰一方、処罰は関与者ごとに個別に行う⁷¹とすることで、個人責任の原則に反しないことを説明しようとする⁷²。しかし、処罰を個別に行うとしても、各関与者が結果に対してどのように因果的な影響を与えたのかが示されなければ、各関与者は生じた結果以外のものを根拠に責任を負うこととなりかねない。そのため、個別の関与者が生じた結果に対してどのような範囲で責任を負うかが不明となってしまうのであり、なお個人責任の原則に反すると言わざるを得ないと思われる。

共同意思主体説を擁護する立場は、「共同意思主体説においても、責任の基礎は、共同意思主体の活動に対し各人の演じた役割であり、結局各人の態度に帰着する。ただそれが単独正犯の場合と異なるのは、各人の行為がそれ自体切断して考察されるのではなく、共同意思主体の活動の内部における各人の行為の意義が問題とされる点に存する。これを個人責任というか団体責任と称するかは、まさに用語上の問題であろう。

囲を限定するという観点から、共同意思主体説に立ちつつ、意思連絡を不要とする立場を批判する。

⁶⁹ 滝川幸辰『改訂犯罪論序説』（有斐閣、1947）235頁など。

⁷⁰ 齊藤金作『共犯理論の研究』（有斐閣、1954）192頁。

⁷¹ 齊藤・前掲注（70）198-200頁。

⁷² 曲田・前掲注（54）6頁は「今日の共同意思主体説は、団体が負うべき責任を個人に転嫁するという発想を明瞭に否定しており、あくまで共謀者個人が果たした役割の重要性に応じて処罰を根拠づけようとしている」と指摘する。

しかし、それが、単独正犯におけるような個人責任でもなく、法人の役員の場合におけるような団体責任でもないことだけは、明らかである⁷³と主張し、また、「純粹の意味の個人責任という、共犯性をはずして自分のやった行為だけについて責任を負うとすると、一部行為の全部責任の法理が説明できない。したがって、そこにはどうしても修正された個人責任ということしか言えないのではないであろうか。その修正された個人責任というのは、必ずしも団体責任の法理ではないのではないだろうか。」⁷⁴とも主張する。すなわち、「甲と乙とが、共同の目的をもって、共同活動の意思をもって、共同の目的を実現したという場合は、それを社会的実態」⁷⁵であるということができ、このような実態を共同意思主体というか否かはともかくとして、「これは甲乙それぞれの責任を追及する論理の過程でどうしても考えざるをえない過程である」⁷⁶。そして、このように考えても、個人責任の原理に反するわけではなく、「なぜ、それが個人責任と言えるか」というと、甲乙共同して実現した強盗という犯罪事実の実現に対して、甲の寄与、乙の寄与、それぞれが実行に準ずる重要な役割であるからであ⁷⁷り、「その個人の責任に従って、共同正犯としての責任が負わされるのである」⁷⁸と論じられる。

このような「社会的実態」を「論理の過程でどうしても考えざるをえない」という点について検討すると、たしかに、論者のように、共同正犯の成否において、犯罪実現における各関与者の寄与という意味での実行に準じる重要な役割の分担——ここでの役割分担は、犯罪実現との関係で理解される⁷⁹——を考える場合⁸⁰、寄与・役割分担は犯罪全体を想定

⁷³ 西原・前掲注(51)『犯罪実行為論』318頁。

⁷⁴ 野村ほか・前掲注(51)〔西原春夫発言〕82頁。

⁷⁵ 野村ほか・前掲注(51)〔西原春夫発言〕81頁。

⁷⁶ 野村ほか・前掲注(51)〔西原春夫発言〕95頁

⁷⁷ 野村ほか・前掲注(51)〔西原春夫発言〕95頁。

⁷⁸ 野村ほか・前掲注(51)〔西原春夫発言〕95頁。

⁷⁹ 西原・前掲注(51)『刑法総論〔改訂準備版(下巻)〕』396頁。

⁸⁰ 野村ほか・前掲注(51)〔西田典之発言〕80頁は、共同意思主体説を擁護するこのような論者の役割分担を「団体内部での役割分担」と位置づける一方、自身のいう役割分担を「生じた犯罪的な結果にどの程度寄与したか」という意味で

しなければ考えることができず、そのような全体として「社会的実態」を捉えるならば、「社会的実態」の考慮が不可欠であるとも思われる。しかし、論者の想定する寄与・役割分担自体がそもそも犯罪全体との関係で把握されるものであるから、そのような寄与・役割分担を考える以上、それらが「論理の過程でどうしても考えざるをえない」ことは当然であり、共同正犯の成否において、そのような寄与・役割分担を考えない⁸¹のであれば、甲と乙が「共同犯行の意思をもって、ひとつの強盗という共通の目的を実現したという実態」⁸²を論理の過程に組み込む必要はない⁸³。

近時、因果的共犯論に立たず、全体行為⁸⁴や「複数名による犯罪実現に向けた共同現象」に着目する⁸⁵立場が主張されている⁸⁶ところ、これは、共同意思主体説と共通する問題を抱えているといえよう。

すなわち、全体行為に着目する立場は、「全体行為を個々の共同者に帰責するには、全体行為と個々の行為との正犯責任を基礎付けるだけのつながりが必要であり、それが全体行為の危険を高めたという関係なのである。」と主張する⁸⁷。しかし、このような全体行為の危険を高めたという関係は、「二人以上共同して罪を犯す場合は、単独で犯す場合に比して危険性が多大で、怖るべきものがあると言はねばならぬ。」⁸⁸という共同意思主体の形成であるといえることができると思われ、そうすると、共同意思主体説の難点が全体行為に着目する立場にも同様に当てはまる

の役割分担」と位置づける。

⁸¹ 注(80)を参照。

⁸² 野村ほか・前掲注(51)〔西原春夫発言〕80頁。

⁸³ このような各関与者を超えた集団そのものを共同正犯論に取り入れなくても、各関与者が他の関与者と集団を形成しているという関係性に注目し、それを共同正犯の基礎づけ(の一部)とすることは可能であろう。

⁸⁴ 松生光正「共同正犯の構造について」法務研究76巻4号(2010)229以下など。

⁸⁵ 樋口亮介「特殊詐欺における包括的共謀と抜き事案における共同正犯の成否——共同正犯の基本的理解に立ち返って」刑法61巻2号(2022)148頁。

⁸⁶ 本章第2節第3款参照。

⁸⁷ 安田拓人『基礎から考える刑法総論』(有斐閣、2024)382頁。

⁸⁸ 草野・前掲注(33)117頁。

と思われる。

また、「複数名による犯罪実現に向けた共同現象」に着目する論者⁸⁹は、「個別の被告人ごとに、実行行為者を支配・指示していたこと、一体扱いを基礎づける意思連絡の一員であったこと、あるいは、共同実行行為に参加したことを処罰根拠としている点で、個人責任を問うものではある」と主張する⁹⁰。このような主張は、共同意思主体説の次の主張、すなわち、共同正犯における団体責任は「連座責任や縁座責任を意味するものでな」⁹¹く、その理由は「共謀者自身も犯罪の実現に関与しているのであり、その事実が責任の基礎をなしているのであって、犯罪実現に全く関与していない者に対し責任を問うものではないからである。」⁹²という主張と同趣旨であると思われる。

さらに、「関与者間の意思連絡を通じて、共同の行為計画における各関与者の役割が決せられる」ことを実質的根拠として⁹³、「共同の行為計画に基づいて生じる事前的な危険増加」（「複数人の共働による危険増加」）⁹⁴に着目する論者は、個人責任を問うものであることについて、「共同正犯者は、共同の行為への、ひいてはそれによって実現される結果への、『その者自身の』関与のゆえに処罰される」⁹⁵のであり、「その者自らが結果実現に対する危険を高めており、かつ、その危険増加が実際に（全体行為を通じて）結果の形で現実化したことを要求するのであるから、これはまさしく個人責任を問うものに他ならない」⁹⁶と主張する。しかし、関与者が結果実現の危険を高めたとしても、意思連絡を介した

⁸⁹ 樋口・前掲注（85）148頁。

⁹⁰ 樋口・前掲注（85）148頁。

⁹¹ 岡野・前掲注（32）25頁。

⁹² 岡野・前掲注（32）25-26頁。

⁹³ 馬場智大「時間的に前後して関与した共犯者間の罪責について（二）」論叢194巻2号（2023）76-77頁。

⁹⁴ 馬場智大「時間的に前後して関与した共犯者間の罪責について（一）」論叢193巻4号（2023）111頁。

⁹⁵ 馬場智大「時間的に前後して関与した共犯者間の罪責について（五・完）」論叢196巻2号（2024）29頁。

⁹⁶ 馬場・前掲注（95）30頁。

加担時点では、処罰に値するだけの危険が生じていないと思われる。なぜなら、実行に着手することで初めて結果発生 of 危険が客観的に生じると考えられるからである⁹⁷。このように考えると、仮に危険が増加したとしても、処罰に値するだけの危険に満たない程度しか危険増加が認められないにもかかわらず、そのような危険増加のみで個人責任を問うものとして十分か疑問がある。また、そのような増加された危険が現実化したとしても、いわゆる付加的共同正犯の場合には、厳密には、結果実現に向かうどこかの時点で危険の増加は消滅しているのであり⁹⁸、そうすると、結局は、実現した危険は増加した危険ではないのではないかと of 疑問も生じる。

共同意思主体説を含むこれらの主張は、いずれも、各関与者が因果性によらずとも、共同正犯を基礎づける事情に関与はしているため、個人責任の原則に反するものではないというものとして理解することができる⁹⁹。このような理解によれば、関与者それぞれの個別の因果性を問題とせず to 共同正犯を基礎づけようとする立場は、少なくとも個人責任の原則との関係では、共同意思主体説と基本的発想を同じくすると位置づけることができよう。しかし、個人責任を問うためには、関与者が何らかの関与をするというだけでは足りない of であり、個別の関与者が生じた結果に対してどのような範囲で責任を負うかが明確にされる必要がある。

⁹⁷ 馬場・前掲注 (95) 30頁は、「共謀のみが行われているにすぎない時点では、共同正犯としての実際の処罰を基礎づける『共同の行為』は未だ実在していない。未遂犯としての処罰を認めるためには、そうした『行為』(全体行為)が現実のものとして現れることが、すなわち、共謀への関与者のうち少なくとも一部の者が実際に実行に着手することが必要である」と主張する。この主張が、共謀時点でも処罰に値するだけの危険が生じているが、「共同の行為」を欠くために、未遂犯としても処罰できないという趣旨であるならば、疑問がある。

⁹⁸ たとえば、複数の関与者が被害者に対して発砲したところ、一人の関与者の弾丸のみが被害者に命中したという事例においては、他の関与者が発射した弾丸が被害者に命中しないことが確定するタイミングがあると思われる。

⁹⁹ もっとも、これらの主張がいう全体行為や「複数名による犯罪実現に向けた共同現象」、共同意思主体 (共同意思主体説の論者がいう一体性も含む) が客観的なものなのか、あるいは主観的なものなのかは異なる。

第2款 本稿の立場と個人責任

本稿の議論は、共同正犯の集団としての関与者の関係性に着目するものではあるが、このような関係性に着目するとはいっても、集団責任を認めるものではない。

共同正犯において「一体性」という観点を考慮することに対しては、「どういった点にどの程度寄与したのかを一切問わず、『集団の行為』の一部を担った以上はそこから生じた結果すべてについてまとめて帰責されてしまう」¹⁰⁰という懸念が示されており、「少なくとも『共同性』『一体性』『相互性』といった概念には、因果性が不明な場合にも罪責を負わせるという意味内容を付与すべきではない」¹⁰¹とされる¹⁰²。これは一体性を考慮することで生じうる問題点を示しており、重要な指摘である。

たしかに、共同正犯に一体性の観点を導入することによって因果性の観点を放棄するのであれば、それは個人責任の原則の否定であり、そのような立場をとることはできない。しかし、因果性の観点を維持しつつ、一体性を考慮することも可能であり¹⁰³、本章第2節で論じたとおり、因果的共犯論は共同正犯にも適用されると考えられる。そのため、本稿の立場は、一体性の観点だけではなく因果性の観点も維持して共同正犯を基礎づけようとするものであり、事後的に各関与者の結果に対する因果的影響を確認することを必要とするから、各関与者はそのような因果的影響を及ぼした範囲で責任を負うこととなり、個人責任の原則に反しておらず、この点で全体行為に着目する立場や共同意思主体説とは異なる

¹⁰⁰ 照沼亮介「近年の共同正犯論とその問題点」佐伯仁志ほか編『刑事法の理論と実務②』（成文堂、2020）114頁。

¹⁰¹ 照沼・前掲注（100）114頁。

¹⁰² このような一体性を考慮することによって生じうる問題点について、照沼・前掲注（100）112-118頁。

¹⁰³ たとえば、橋爪・前掲注（53）331-332頁、337-343頁は、共同正犯を因果性と一体性の両観点から説明するものといえ、この点で本稿と同方向の議論と位置づけることができる。同331頁は一体性・共同性を「共同正犯は複数人が一体となって、強い関係性に基づいて犯罪を共同実行するものであり、容易に反対動機を乗り越えて犯罪が実現されやすい」という意味で理解する。

ものと位置づけることができる。すなわち、本稿の立場も集団責任を認めるものではなく、あくまでも共同正犯における各関与者の個人責任を問うものである。

そして、本稿は、そのような因果性の観点と一体性の観点から共同正犯を基礎づけ、共同正犯の要件のうち意思連絡について、その要否や内実を論じることを試みるものである。

第7節 実行共同正犯と共謀共同正犯の区別

以上のように一体性を理解する本稿の立場からは、実行共同正犯と共謀共同正犯とは区別されることなく、いずれも因果性と一体性という2つの観点から理解されることとなる。なぜなら、個人責任の原則を担保するために因果性が要求され、また、因果性だけでは足りない共同正犯性を基礎づける要素として一体性が要求されるところ、それらを考慮する必要性は実行共同正犯と共謀共同正犯に共通するからである。

もっとも、そのように理解しても、共同正犯の認定レベルでは、実行共同正犯と共謀共同正犯は実質的には区別して考えるべきであろう。詳しくは後述するが、実行共同正犯と共謀共同正犯とでは、集団の危険が生じるプロセスが異なるからである。そして、そのようなプロセスの相違からは、共同正犯の成立要件として要求される意思連絡の内容も異なるという結論が導かれうる。また、共謀共同正犯内部においても、集団の危険が生じるプロセスが異なることがありえ、それによって、意思連絡の内容も異なりうる。

このように考えると、共同正犯を実行共同正犯と共謀共同正犯とに区別して議論する実益がある。加えて、共謀共同正犯を関与者間の関係性に応じてさらに区別する必要も存在すると思われる。

第8節 本稿の立場の位置づけ

共同正犯を基礎づけるにあたっては、複数の課題、すなわち、共同正犯が個人責任を問うものであること、また、共同正犯に固有の特徴を捉えた上で、狭義の共犯と区別することという課題がある。たしかに、単

一の観点から共同正犯を基礎づけることが可能であるならば、理論的には明確である。しかし、単一の観点から共同正犯を基礎づけようとするあまり、それらの課題に対して理論的に無理のある説明となってしまうこと、あるいは、共同正犯を十分に基礎づけられないことは避けなくてはならない。そのため、共同正犯を因果性と一体性のいずれかの観点のみから理解するのではなく、上記の課題に対応した複数の観点を併用することが有用であると思われる。

共同正犯が生じた結果に対する責任を問うものである以上、共同正犯の基礎づけは、結果に対する因果的影響の重大さを基本的枠組みとすべきであると思われるが、それはあくまでも因果的影響が「重大」であるにとどまるため、それだけでは、単独正犯と同等の処罰を基礎づけることはできない。共同正犯における因果的影響が単独正犯における因果的影響に足りない理由は、実行行為のすべてを関与者が行うわけではないという共同正犯に固有の構造に由来するから、それを補うためには、同様に、共同正犯に固有の構造に着目し、単独正犯にはない構造を見出すことで、その構造をもって「因果的影響の不足分」を補うと考えることができよう。そして、そのような単独正犯にはない共同正犯に固有の構造こそが一体性であり、そのような一体性という集団の危険を考慮することで、因果的影響の重大さだけでは足りない単独正犯に匹敵する処罰の不足分を補うことができる。

第2章では、本章の分析から得られた結果を踏まえ、そもそも意思連絡は共同正犯の要件として必要であるかを論じる。

【付記】

本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文（2024年3月25日授与）「共同正犯における意思連絡の要否とその内実」に加筆・修正したものである。なお、執筆にあたり、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP21119およびJSPS科研費JP25K16516の助成を受けた。

契約法および担保法に関するフランスの 法改正——民法典への近時の移入

ジャン＝ルイ・アルペラン

齋藤 由起（訳）

目 次

序論

- I. 専門家の議論と摩擦を生んだ論点
- II. フランス法における学説の役割をめぐる学者間の論争
- III. ヨーロッパおよび世界におけるフランス法の独自性をめぐる議論

序論

1 私と同僚である法制史家の一人が「くたびれた200周年」¹と表現した2004年のフランス民法典制定200周年記念式典は、19世紀のナポレオン民法典の輝きとは対照的に、21世紀初頭における同法典の「老化」をめぐる議論を再び活性化させる契機となった。この議論は、すでに1904年の100周年の折に始まっていたものである。この記念式典が行われたのは、まず、ヨーロッパ人権裁判2000年2月1日判決（マズレク〔Mazurek〕判決）が、フランス民法典の規定が不貞子に対して差別的であると判断してフランスを敗訴させ、次に、ドイツの法学者クリスティアン・フォン・バル（Christian Von Bar）が、パリの破産院で2002年4月12日に行った講演の中で、近い将来に特に契約につ

¹ Alain Wijffels, « Un Bicentenaire fatigué ? », *Le Monde*, 17 mars 2004, p. 19.

いて国内の諸法典がヨーロッパの統一法典に取って代わられうることを英語で予言し、さらに、世界銀行の報告書である*Doing Business*の第1号である2003年公表版が、フランス法およびフランス法モデルに基づいて構築された法制度の経済的な非効率性を強調した直後であった。フランスの法律家、特に民法の教授らは、従来のフランス法に対する評価が覆されたことにしばしば衝撃を受け、特に、債務法改正の分野で対応する必要性を感じた。債務法改正は、ヨーロッパ連合(EU)の内部での法の調和について最も重要な議題となっていた。ヨーロッパ契約法原則(英語の略語表記はPECLであり、フランス語ではPDECである)の公表とフランス語訳につづいて、1998年と2001年には、債務法改正に関するいくつかの学術集会がすでに開催されていた。その後、2003年にパリ第11大学において、とりわけフィリップ・レミー(Philippe Rémy)の協力によって開催されたシンポジウムは、民法典の債権債務に関する条文(300か条弱のうち250か条以上が1804年に起草されたままの状態であった)の改正草案についての検討グループの結成を急がせることになったように思われる²。担保法に関する条文の改正は、司法大臣ドミニク・ペルベン(Dominique Perben)によって、2003年に始動した。これは信用取引を促進するという経済的動機によるものであったが、おそらく民法教授らからの要請もあったのだろう。ここでいう民法教授とは、ミシェル・グリマルディ(Michel Grimaldi)とフィリップ・シムレール(Philippe Simler)のことである。グリマルディはアンリカピタン協会会長(当時)であり、2001年10月3日に民法典の200周年記念シンポジウムの開催委員長に任命されていたが、1996年以来、担保法の再法典化を主張していた³。また、シムレールはストラスブル大学の教授(当時)であり、全国大学評議会の私法部門の長を務めたこともあり、民法典

² François Terré (dir.), *Pour une réforme du droit des contrats*, Paris, Dalloz, 2009, p. 1.

³ Michel Grimaldi, « Problèmes actuels des sûretés réelles », *Petites Affiches*, juin 1996, n° 77 p. 7.

の200周年の書籍の中で、民法典の一部の再法典化を主張していた⁴。2003年7月に作業部会が結成され、2003年9月23日付けで諮問された。このことが、民法典200周年記念式典の後に、担保法改正に関する立法を政府に授権した2005年7月26日の法律（「ブルトン」法）への道を開いたのである。なお、法案の提案理由説明は、シラク大統領の200周年記念式典の際の演説に明示的に言及している。

- 2 2004年3月にソルボンヌで行われたフランス民法典200周年記念シンポジウムの際に、ジャック・シラク共和国大統領による、債務法の再法典化という公式計画の開始の発表に驚かされたのは、私を含む素人だけだったのだろう。実は、共和国大統領は、担保法改正に関する作業部会の結成が示しているように、この任務についてすでに深く考え始めていた法律家らから、こうするようにおそらく頼まれていたのだろう。この構想はまた、国際競争の激化という文脈の下で、フランスや日本、その他多くの国々で進行している「法の現代化」のプロセス（あるいは、あえて言えば共通のイデオロギー）の中に極めて自然に組み込まれるものと映りえた。「再法典化」という世界的な動きがあることには疑いがない。この動きは、オランダ、ケベック、ロシア、ブラジル、アルゼンチンの新民法典、ドイツ民法典（BGB）の2001年11月26日の法律による債務法改正、そしてもちろん2017年（2020年施行）の日本の改正（2004年の最初の保証法改正後の担保法改正を含む）において、きわめて多様な形で具体化されている⁵。

⁴ Philippe Simler, « Codifier ou recodifier le droit des sûretés personnelles », *Le Code civil 1804-2004. Livre du Bicentenaire*, Paris, Dalloz – Litec, 2004, p. 373-400. この論文は、独立担保と念書を民法典に規定することには慎重な意見を述べていた。シムルールは、これらをむしろ民法典の外においておくことを望んでいた。

⁵ *Avant-Projet de réforme du droit des obligations*, Rapport à Monsieur Pascal Cément Garde des Sceaux, 22 septembre 2005, p. 11 (que nous citerons désormais comme l'Avant-Projet Catala) ; Béatrice Jaluzot, « La réforme du droit des obligations au Japon » (2018), disponible sur <https://shs.hal.science/halshs-01858502/document>; Gaël Chantepie, Mathias Latina, Aya Ohsawa, *Le renouveau du droit des obligations. Perspectives françaises et japonaises*, Paris,

- 3 しかしながら、21世紀初頭に政府または議会が主導して実現したフランス民法典の諸改正——相続法に関する2001年12月3日の法律（1980年代のジャン・カルボニエとピエール・カタラのグループによる作業の遺産を採用したカタラ〔1930年～2012年〕の活動が決定的である）、時効に関する2008年6月19日の法律（元老院が主導したものであり、2005年のカタラ委員会の成果を引き継いでこれを修正したものである）および同性間の婚姻を認めた2013年5月17日の法律——と、最近の契約法改正および担保法改正のプロセスには、顕著な違いがある。契約法改正と担保法改正では、議会が政府に対してオルドナンスによる立法を授権しており、これは、改正準備草案の作成を担当する法律家委員会の役割を強化するものである。
- 4 これらの改正は、次の一連のオルドナンスと法律によって成し遂げられた。すなわち、担保法に関する2006年3月23日のオルドナンス（このオルドナンスは、2007年2月20日の追認法律によっていくつかの点を補完した上で追認された）、契約法および債務法の改正に関する2016年2月10日のオルドナンス（および2018年4月20日の追認法律）、そして最後に、担保法改正を補完するための2021年9月15日のオルドナンスである（このオルドナンスの追認法律案は2022年に提出されたが、今なお追認されていない）。
- 5 簡略した時系列の整理にとどめ、以下の議論の道しるべとするために、この複雑なプロセスを6つの段階に区別する。

- 1) 2003年7月、担保法改正に関する作業グループ（グリマルディ委員会）が結成された。作業グループは10名から構成され、その内訳は、大学教授（5名）、司法官（1名）、弁護士（1名）、公証人（1名）、銀行の専門家（2名）である。グリマルディ委員会の報告書は、2005年3月28日に提出された。2005年7月26日の授権法律は、報告書の提案したさまざまな改正点を再録したものである。これらの改正点はすでに準備されていたので、報告書提出から法律成立までの期間は短かった。ただし、人的担保に関するいくつかの点については、人的担

保の問題について消費者の権利を保護したいと望む議会からの反対があったため、授権法律に盛り込まれなかった。改正は2006年3月23日のオルドナンスによって実現し、民法典に第4編「担保編」を新設したうえで、民法典中の条文を修正し、また消費法典のいくつかの条文も変更した。

- 2) 2005年9月に、「非公式の」作業グループによって準備されたカタラ準備草案が司法大臣に提出された。「非公式の」とかぎ括弧を付しているのは、グループの構成員と任務を明示した公式の組織でないからである。この「非公式の」作業グループは、37名から構成されていたが、その大半が大学教授であり、民法教授のうち、ローラン・エネス (Laurent Aynès)、シムレール、エルヴェ・サンヴェ (Hervé Synvet) は担保法改正の作業グループのメンバーでもあった。大学教授のほか、破産院を定年した3名の元司法官もこの作業グループに入っていた⁶。この作業グループは2003年に作業を開始し、2004年3月のシラク大統領の演説以降は、公権力による支援も受けていた。民法典1102条から1386条まで（契約および民事責任）、2234条から2281条まで（時効）の新条文の草案は、特に契約法について、84もの刷新を提案していた（債務法全体の中で、合計406か条が維持または改正された）。この草案は議論の対象となり、複数の作業グループの修正提案の対象となった。とりわけ、パリ商工会議所 (Chambre de commerce et d'industrie de Paris) は、2006年10月に自らの草案と対案を提出し⁷、また、それより後の2007年6月には、破産院 (ピエール・サルゴ [Pierre Sargos] 破産院長官を長とする委員会) によるカタラ草案についての見解が知られるようになった。2008年のはじめに、契約法についての共通ネットワーク——欧州委員会の支援を受けた

⁶ John Cartwright, Stefan Vogenauer, Simon Whittaker (eds.), *Reforming the French Law of Obligations*, Oxford-Portland, Hartn 2009, p. 9. 本書は後にフランス語で出版された。 *Regards comparatistes sur l'avant-projet de réforme du droit des contrats*, Paris, Société de législation comparée, 2010.

⁷ *Pour une réforme du droit des contrats et de la prescription conforme aux besoins de la vie des affaires. Réactions de la CCIP à l'Avant-Projet « Catala » et propositions d'amendements.*

フォン・パールの作業グループによる共通参照枠草案（英語でDCFR）の延長線上にある——の枠内で、PDEC（PECL）の改訂草案である「契約共通原則（*Principes contractuels communs*）」⁸の公刊が付け加わった。同書が実現したのは、ベネディクト・フォヴァルク＝コソン（Bénédict Fauvarque-Cosson）およびドゥニ・マゼー（Denis Mazeaud）の指揮の下で、アンリ・カピタン協会（会長はグリマルディ）と比較立法協会という2つの影響力ある学術団体の支援を受けたことによる。このように、ヨーロッパレベルの諸草案、これらの草案を修正しようとするフランスの提案、そしてフランス民法典を改正しようとする動きは、明白に関係づけられる。

- 3）第三段階は司法省の準備草案であり、これは、2008年の夏の間に2つの版が相次いで、どちらかというとは非公開で伝えられた。この準備草案が、もちろん当時の司法大臣であるラシダ・ダティ（Rachida Dati）氏の承諾を得て、4名の司法官とパリ第2大学の民法教授であったフォヴァルク＝コソンによって起草されたことは、すぐにわかるだろう⁹。この準備草案の対象は契約法に限られており——時効法改正は可決したばかりであり、民事責任法改正は後の段階に先送りされていた——、194か条からなっており、カタラ準備草案とは異なって、民法典の伝統的な条文番号を踏襲していなかった。この準備草案は、数か月後に、パリ商工会議所およびフランス弁護士会評議会（Conseil National des Barreaux）から支持を得た。
- 4）さらに驚くべきことに、第四段階は、2008年11月に、ある草案が発表されたことである。この草案は、その主たる責任者であるフランソワ・テレ（François Terré）の名前からテレ草案と呼ばれる。テレ草案は、道徳・政治学アカデミー（Académie des sciences morales et politiques）という、大学研究者、「ビジネス界」および「司法界」の

⁸ [訳注] Association Henri Capitant des amis de la culture juridique française, *Principes contractuels communs, Société de législation comparée*, 2008.

⁹ John Cartwright, Stefan Vogenauer, Simon Whittaker (eds.), *op. cit.*, p. 18 ; Denis Mazeaud, «Réforme du droit des contrats: haro, en Hérault, sur le projet», *Recueil Dalloz*, 2008, p. 2675.

法律家達で構成される新たな「私的な」作業グループによって、司法省に送付された後に公表された¹⁰。これにより100か条以上の新条文が提案され、これらにも民法典の現行規定とは異なる条文番号が付されていた。司法大臣がサルコジ大統領の任期の末期とオランド大統領の任期の初期の様子見をしている間に、これらの草案に対しては、多かれ少なかれ批判的な、いくつもの新しい視点が発表された。

- 5) 法の現代化と単純化に関する2015年2月16日の授権法律は、政府に対して、契約法および債務法について、オルドナンスによって立法することを認めた。クリスティアヌ・トビラ (Christiane Taubira) 司法大臣を辞職した後の新しい司法大臣ジャン-ジャック・ユルヴォア (Jean-Jacques Urvoas) (法学の教員経験を有する) は、2016年1月に報告書を提出し、これに続いて、民法典100条から1231条まで、および1300条から1386条までを改正する2016年2月10日のオルドナンスが成立した。なお、このオルドナンスは、契約外責任に関する条文には新しい条文番号をつけただけで維持している。このオルドナンスは、いくつかの修正を経て、2018年に議会によって追認された。
- 6) 2019年11月22日の新たな授権法律 (企業を優遇する一連の措置の全てをまとめたPACTE法である) に続いて、担保法改正に関する新しい作業グループが、またもやグリマルディを長として設置された (このグループは、グリマルディ旧委員会の5名の法学教授のほかに新たに加わった4名の教授で構成されており、銀行・公証人・弁護士といった専門家も司法省の司法官も単なる協力者にすぎないという位置づけである)。オルドナンス案が司法省により採択され、2021年9月15日のオルドナンスとなった。

- 6 以下では、まず、議論された論点と最も重要な改正点を取り上げた後で (Ⅰ)、これらの議論を、フランスの法律家の小世界の内部で分析する (Ⅱ)。次いで、ヨーロッパレベルでの法の調和と国際競争の問題によって支配される法分野の中で分析する (Ⅲ)。

¹⁰ François Terré (dir.), *op. cit.*, p. 2.

I. 専門家の議論と摩擦を生んだ論点

- 7 2008年以降、契約分野に限定されてきた債務法改正は、一般的な見解として、民法典のうち時代遅れになったり不備があると判断された規定のみを現代化すべきであるとされていた。問題状況は共有されていたものの、その解決策については多くの相違が存在し、オルドナンス案の最終案がほぼ完成していた段階になって、2015年2月16日の授權法律によって改正の目的が明確化された。担保法改正については、政府にオルドナンスによる立法を授權した2005年と2019年の授權法律によってより限定的な目的が定められたので、論争も少なかった。
- 8 契約法改正に関して、第一の論点は、債務の発生原因の定義をめぐるものであった。カタラ準備草案のこの部分は、ジェラルド・コルニュ（Gérard Cornu）の起草によるものであり、「法律行為」と「法律事実」の区別に基づく「再整理」を提案していた¹¹。司法省草案の第1条は、極めて簡潔な形で同じ考え方を採用していた¹²。これに対し、テレ草案の起草者たちは、ドイツ法に由来する法律行為論を借用することに反対し、契約の中心性を弱めるいかなる定式化も避けたいと考えていた¹³。最終的に、民法典新1100条は¹⁴、カタラ委員会の提案していた3つの債務発生原因、すなわち（合意による、または一方的な）法律行為、法律事実および法律の權威の区別を明文化するに至った。
- 9 第二の領域、すなわち、「契約法の一般原則」という民法典における新たな表現に関する領域では、論争はより激しいものだった。カタ

¹¹ Avant-projet Catala, p. 25-26 ; articles 1101, 1101-1 et 1101-2.

¹² « Les obligations naissent d'actes, de faits juridiques ou encore de l'autorité seule de la loi ».

¹³ François Terré (dir.), *op. cit.*, p. 62-63, 91, 111-112.

¹⁴ [訳注] 2016年オルドナンスによる民法典の条文の訳については、荻野奈緒＝馬場圭太＝齋藤由起＝山城一真（共訳）「フランス債務法改正オルドナンス（2016年2月10日のオルドナンス第131号）による民法典の改正」同志社法学69巻1号（2017年）279頁以下、また、フランソワ・アンセル／ベネディクト・フォヴァルク＝コソン著（齋藤哲志・中原太郎訳）『フランス新契約法』（有斐閣、2021年）256頁以下を参照されたい。

ラ準備草案は、諾成主義の原則のみを明示的な表現で宣言することを提案していた¹⁵。これとは反対に、商工会議所（フォヴァルク＝コンソンが参加）、「契約共通原則」¹⁶の起草者、司法省およびテレグループは、民事手続法典に倣って3つまたは4つの指導原理を明文化する立場を支持していた。規定ぶりには多少の違いがあるものの、自由、法的安定性、信義誠実（あるいは、契約当事者間の一貫性の原則が加わる契約上の忠実義務）に関する一般条項を規定すべきかどうかが問題となっていた。これについては、こうした指導原理を裁判官が使用できるかどうかという点について明確な対立が存在しており、カタラ準備草案は、同草案に対する批判者たちと一線を画すことになった。民法典新1101条ないし1104条は、契約の新たな定義（「二人又は数人の間の、債務を創設し、変更し、移転し、又は消滅させることに向けられた意思の合致」¹⁷）、契約自由の肯認（ただし、公序に関する強行規定によって制限される）、また、契約の拘束力および信義誠実についての新たな定式化（民法典旧1134条1項および2項を引き継いだものであり、現在では交渉から履行まで全ての局面に拡大されている）を、控え目に導入した。

- 10 第三のテーマは契約締結前の段階に関するものであった。契約前という段階が民法典において埋めるべき欠缺であるという認識ことは、誰もが共有していた。

カタラ準備草案が打ち出した新機軸は次のようなものである。第一に、（判例による承諾の発信ではなく）承諾の受領によって契約が成立することを明文化した。第二に、何よりも、申込者が契約の締結を強制される場合を規定した。すなわち、一定の期間を定めた申込みがされた場合には、申込者が撤回しても死亡しても契約の成立を妨げることはない。そのうえ、優先条項は、諾約者が拒絶した場合であって

¹⁵ Avant-projet Catala, p. 43 ; article 1127.

¹⁶ *Projet de Cadre commun de référence. Principes contractuels communs*, Paris, Société de législation comparée, 2008, p. 25-198.

¹⁷ このようにして、旧規定の文言と、この文言によって生じていた与える債務、為す債務、為さない債務をめぐる論争を放棄することになる。

も、あるいは諾約者が第三者と同一内容の契約を締結したときであっても、契約の締結を強制されるということである¹⁸。申込者に「強引に契約を結ばせる」のためのこれらの手法は、商工会議所によって批判され、司法省によって放棄された。テレグループも、優先条項について、[諾約者に]競合する他の全ての申込みについて受益者に情報を提供する義務を負わせることに反対した。民法典新1112条ないし1124条は、契約締結上の過失 (*culpa in contrahendo*) に関する判例を明文化し、申込者の義務を安定させつつ、優先条項（もっとも、申込者に契約の締結そのものを強制するには至っていない）および一方的予約（一方的予約の場合については、この予約が撤回されたときに、契約が強制される仕組みになっている）を強固なものにした。

- 11 第四のテーマである、同意、および同意に影響を与え得る瑕疵については、状況が異なっていた。カタラ準備草案は、契約の相手方に対する情報提供義務を明言し、そしてこれを拡大し、価値または動機に関する錯誤であっても、これらが詐欺によって惹起されたものであれば、脆弱状況を濫用したことから生ずる「経済的強迫」と同様に、制裁の対象となることを提案していた¹⁹。これらの点について、カタラ準備草案の上記の提案は、他の草案よってむしろ賛成されており、あるいは採用されていた。もっとも、パリ商工会議所だけは、無制限の情報提供義務および経済的強迫のさまざまな状況について、個々の事案に応じた解決ではなく1つの規定が設けられることについて懸念していた。経営者団体からのこうした抵抗に遭ったことは、改正の進行が遅れたことの大きな原因の1つになったものの、新1143条は、「依存状態の濫用」を理由とする強迫を認めた。これは、2018年の議会による追認の際に、限定を付す対象となった（強迫は、これを訴える契約当事者に対してのみ行われたものでなければならない）。

- 12 第五のテーマである目的 (*objet*) およびコース (*cause*) という概念は、大いに議論された。カタラ準備草案は、1995年以来の破毀院判例を明文化したものであった。この判例は、目的（特に代金）は、粹

¹⁸ Avant-projet Catala, p. 29.

¹⁹ *Ibid.*, p. 30-33 en reprenant pour l'essentiel les solutions de la jurisprudence.

契約においては、その後にその二当事者間の諸契約（実施契約）によって補完されるのであれば不明確なままでよいと判断したものであった。カタラ準備草案は、ナポレオン法典が定めたコース概念の2つの機能（および2つの定義）を維持していた。すなわち、各契約当事者の約務に対する現実の対価の存在、および契約の「決定的原因」の適法性である。商工会議所は、適法なコースにもはや触れずに、また、「現実のコース」を「契約上の約務（engagement contractuel）の正当化」によって置き換えることを提案して議論の口火を切った。ついで、比較法またはヨーロッパ法にコースに相当する概念が存在しないことを明らかにした「契約共通原則」の沈黙の後で、司法省草案は、契約上の利益という概念に置き換えることによって、コース概念の放棄をはっきりと選択し、テレグループ²⁰および学説の一部から支持を得た。民法典1162条ないし1171条は、コース概念の反対者たちの勝利をまざまざと示している。コース概念に取って代わった目的(but)は、（とりわけ1996年のクロノポスト判決以降の）判例がコースに与えていたのと非常に近い機能を有している。すなわち、対価が名目的または僅少であること（1169条）、債務者の本質的債務からその実質を奪う条項（1170条）および「附合契約」におけるすべての濫用的条項（1171条）の無力化である。

- 13 第六の分野である不予見については、いずれの提案もかなり似通っていた。実際には、フランス民法を契約改訂に開くべきだということについて²¹、意見は一致していた。微妙な違いがあったのは手続のあり方についてであった。すなわち、カタラ準備草案は契約の再交渉を単に奨励するにとどまっていた²²。商工会議所は「精緻化された」メカニズムを提案し、「契約共通原則」はこの点に関する指導原則を認

²⁰ François Terré (dir.), *op. cit.*, p. 200-201.

²¹ 民法は、第1次世界大戦以来不予見を認めてきた行政裁判官とは異なり、1世紀以上、契約条項を改定するための裁判官の介入を拒絶している。

²² Avant-projet Catala, p. 47-48, この再交渉が失敗した場合には、各当事者は費用や損害賠償を負担することなく契約の解除を請求する権限を有することになる。

めていた。他方、司法省は裁判による契約改訂は当事者の合意に服すべきだとし、さらに、裁判官のより強制的な介入を求める論者もいた²³。民法典1195条は、契約の再交渉を求めることを認めつつ、当事者の合意がない場合には、契約の改訂または契約の終了を求めて裁判所に提訴できるという中間の状態を実現している。

- 14 また、民法典旧1184条の裁判による解除と並置するかたちで一方的解除という方式を導入することについても、意見が一致していた。この制度は、1990年代半ば以降、解除を行う契約当事者の責任において一方的解除を認めてきた判例から着想を得たものである。カタラ準備草案が提案したこの一方的解除は²⁴、司法省草案においても認められた。商工会議所では、債務者に対して一定の履行期間を与える旨を事前に通知することが求められており、司法省草案では、債務者が急速審理裁判官(レフェレ裁判官)に申立てをすることも求められている。さらに、テレ草案の起草者によれば、債権者が行う通知について正当化理由を要しないとされている債務者の「重大な」違反を根拠として行われることになっていた。民法典新1226条は一方的解除を創設し、これによると、債権者は、自らの責任において、通知によって契約を解除することができる。

- 15 2005年当時の学説が、担保法改正の達成すべき目的について一致していたことは明白であり、民法衰退の危険に関する2001年の論文に続いて野心的な担保法改正に賛成していたとみられるピエール・クロック(Pierre Crocq)を含め²⁵、担保法改正作業グループの内部で、目的の実現手段についても目立った分裂はなかった。独立担保(garantie autonome)、念書(lettre d'intention)、充填可能抵当権のように、国際取引において利用されている契約実務を承認することについては、広く合意が形成されていた。グリマルディ委員会が司法省の意向に反

²³ « Réforme du droit des contrats : "un très bon projet". Entretien avec Muriel Fabre-Magnan », *JCP* 22 octobre 2008, n° 43, p. 15.

²⁴ Avant-projet Catala, p. 53-55.

²⁵ Pierre Crocq, « Le principe de spécialité des sûretés réelles : chronique d'un déclin annoncé », *Droit et Patrimoine*, avr. 2001, n° 92, p. 58.

して留保した唯一の点は、抵当権付終身貸付 (prêt hypothécaire viager) の導入であり、その理由は、高齢者が「痛みを感じないまま」、「軽率に」、負債を負う恐れがあるというものであった。そもそもグリマルディ委員会の提案した準備草案には、人的担保について34か条、また物的担保について164か条の改正提案が含まれていたが、この抵当権付終身貸付に関する提案は一切含まれていなかったのである。しかし、政府は、抵当信用制度の改革によって、家族世帯による住宅の所有権取得を促進することを強調して、「ブルトン« Breton »」法の法案 (第3章の24条) にこの改革を盛り込んでいた。議会の委員会審議を受けて、とりわけ住宅ローンにおいて保証契約が過度に拡大しているとの懸念が示され、また、抵当信用を容易にする方がより喫緊の課題であるとの指摘もされた。そのため、政府は譲歩を余儀なくされ、授權をより限定することを受け入れざるを得なくなった。授權範囲から人的担保の改革が除外され (ただし、独立担保と念書の導入は例外的に認められた)、非占有質権の導入、抵当権に関する手続の簡素化、留置権の強化、そして抵当権付終身貸付および充填可能抵当の創設が含まれたのである。

- 16 政府は2006年の担保法改正オルドナンスを起草するにあたり、授權範囲から除外された分野を除いてグリマルディ委員会の提案を広く活用すると同時に、抵当権付終身貸付についての条文を消費法典に新設し、保証に関する条文を、1804年当時の民法典における旧2011条ないし旧2043条から新2288条ないし2230条に移動させた。ドミニク・ルジェ (Dominique Legeais) は、シムレールの記念論文集 (2006年) の中で、2006年改正が「断片的」であり、民法典を犠牲にして消費法典を過度に発展させすぎていると理論的に批判した²⁶。
- 17 オランダ大統領の任期中に、消費者保護の強化を目的とする「アモン« hamon »」法が可決し (2014年3月17日)、充填可能抵当権は、消費者の過剰債務を招く危険源になっていると判断されて廃止され

²⁶ Dominique Legeais, « La réforme du droit des sûretés ou l'art de mal légiférer », *Études offertes au Doyen Philippe Simler*, Paris, Dalloz – Litec, 2006, p. 367-374.

た。しかし、その数か月後の同年12月20日の法律によって、充填可能抵当権は、その恩恵を受ける者をおそらくその復活を求めていると思われる事業者に限定して再導入された。これが契機となって第二次グリマルディ委員会（2015～2017年）を生み出されたことには、疑いが無い。第二次委員会は、契約法改正を考慮に入れつつ、全ての人的担保（この分野に関する2005年の提案を復活させた）と物的担保（ただし、消費法典における抵当権付終身貸付にはふれない）を対象とする改正プロジェクトを再開することが可能になった。2017年の大統領選の後、政府は授權法律案を作り上げ、これを（担保は債権者の利得を生じてはならないとする条文など、いくつかの条文を除いて）2019年5月22日のパクト法の中に組み込んだ。そして、2021年9月15日のオルドナンスを公布した。ここでもまた、議会による修正がいくつか加えられ、学説からのいくつかの批判があったが、ごく少数の参加者に限られた技術的な議論にとどまった²⁷。

Ⅱ. フランス法における学説の役割をめぐる学者間の論争

18 法律家は「法律家にしか話をしない」という常套句になぞらえるならば、これらの契約法と担保法に関する改正について20年近くされてきた議会外での議論は、世論の大部分とは無縁のものであり、これは間違いなく、フランスにおいて大学研究者の学説が占める、または占めようとしている特別な位置づけを示している。ドイツの大学研究者には伝統的に権威が認められ、この権威はおそらく2001年のドイツ民法典改正によって証明されていたが、フランスの大学研究者の学説はこの権威に匹敵する権威を有するに至ったのだろうか。また、このような権威は2017年の民法改正の際に強い影響力を有していた日本の大学研究者にも認められるが、フランスの大学研究者の学説も、これと同程度の権威を有するに至ったのだろうか。

19 共和国大統領が2004年に後押しし、また、将来的な議会審議に向け

²⁷ 2018年の政府草案については、Jean-Denis Pellier, « La réforme du droit des sûretés est en marche », *Dalloz Actualité* 25 juin 2018.

て進めるために司法省が介入したのは当然であるとはいえ、改正を主導したのは、(少なくとも当初は) 公式の委任を受けずに行動した大学研究者であることに異論の余地はない。こうした昨今の改正の特徴と、例えば、2つの世界大戦の間の仏伊債務法典草案の準備や第二次世界大戦後の解放期の民法典全体の改正のように、公権力が最初から公式の委員会を設置していたという歴史的状況(先述の各草案の中でほとんど言及されていない²⁸⁾)との間の相違を想起することは重要である。

20 このような学説による主体的な働きかけの精神は、複数の人を通じて、近時の相続法改正(2001~2002年)および担保法改正(2006年)においてカタラやグリマルディがそれぞれ果たした役割に結びつけることができる。また、1935年に創設され、「フランス法文化の友の会」と称されるアンリ・カピタン協会にも注目すべきだろう。同協会では、グリマルディ(1999~2010年)およびマゾーが会長を務めてきた。さらに、その創立を1869年にまで遡る比較立法協会も、契約法および担保法の改正時期にフォヴァルク=コソンが会長を務めており、重要な役割を果たしていた。

21 フランスの民法教授は、「債務の理論」に基づく契約という分野は、法律家間の影響力争いにおいて民法学者が当然に「主人」として認められなければならない専門分野であるという信念を共有しており、その重要性はピエール・ブルデューも認めていたところである。契約の分野は伝統的に数多くの博士論文を生み出し、そのうちいくつかは議論の中で引用されており、また、この分野が、専門誌(特に2003年に創刊された*Revue des contrats*)に多くの論考を生み出してきた分野であることに疑いはない。さらに、テレが明言していたように、民法学者は民法改正草案の起草を一手に担ってきており²⁹⁾、特に家族法については、法律家以外の専門家(特に社会学の専門家)の力を借りることを試みた国立行政学院(E.N.A.)出身者による長年の「官僚によ

²⁸⁾ Avant-projet Catala, p. 65 pour la Commission de révision du Code civil à la Libération.

²⁹⁾ François Terré (dir.), *op. cit.*, p. 38.

る専制」に対する巻き返しの意図もある。ナポレオン法典200周年記念の時期には、民法教授らは、個人としても、そして集団としても、自分たちの学説を勝利させうる「自分たちの」改正をようやく手にすることができると考えていたようにみえる。

- 22 こうした戦闘的な学説は、法源についても、20世紀初頭、そして、サレイユ (Saleilles)、ジェニー (Gény) (コルニユが用いる「創造的法源」という表現は、引用するまでもなくジェニーを連想させる³⁰⁾ や (1902年の *Revue trimestrielle de droit civil* の創刊時における) エスマン (Esmein) の著作以降ほとんど変わっていない法源の概念を全面的に擁護している。民法典が必然的に不完全なものであることを確認しつつも、学説は、たしかに、立法者がすべての点について詳細にまで予見できなかった状況を解決するためには、判例による解決が重要であることを認めていた。しかし、法学教授らは、判例は学説によって導かれるべきものであり、たとえ破毀院の裁判官であっても、裁判官に意のままに法律を作り変えさせておくことはできないと考えているのである。カルボニエ学部長の立場を受け継ぐ契約法改正草案の起草者らは、——あらゆる証拠に反して——判例には新たな法規範を創り出す力がなく、自律的な法源として民法典の改訂を実現する力がないとはのめかしている。ジェニーが述べたように、判例は、「慣習」の形成に寄与する1つの要因であり、このことは他の担い手、すなわち弁護士 (もともと弁護士は言及されていない)、および特に、判例となる判決を選定する教授たちの介入を前提としている。そういうわけで、さまざまな改正草案の中に、判例は学説という鏡を通じて初めて影響力を有するというフィリップ・ジュスタズ (Philippe Jestaz) の説が見いだされる³¹⁾。グリマルディ委員会のメンバーの中でも、いくつかの破毀院判決、とりわけ保証人が債務者の純粋に個人的な抗弁を債権者に対抗することを禁止した規定を制限解釈した判決に対して

³⁰⁾ Avant-projet Catala, p. 21.

³¹⁾ Philippe Jestaz, « Les sources du droit: le déplacement d'un pôle à l'autre », *RTD civ.* 1996, p.299.

は、(とくにシムルールから) 批判が表明されていた³²。

- 23 このような考え方は、1804年以降、民事責任の隣接分野において多数の判例上の規範が創造されてきたことを思えば驚きを禁じ得ないが、近年数十年間の判例の方向づけについて、大学研究者が体系的に選別作業を行う上での基礎となっている。価格の決定、経済的強迫、一方的解除、さらに契約の本質的要素に対する侵害(1996年10月22日の有名なクロノポスト判決)に関する革新的な判例を明文化すべきか否かがしばしば問題になっていたが、他方で、特定の判決に反対し、不当と評価される判例の判断を打破しようとしなければならないこともあった³³。法律に付与された不動性と明確性は、判例による規準が有する曖昧で変動しやすい特徴よりも望ましいと考えられている。カタラ教授は、法律がむしろ学説の「臆見« *doxa* »」を再現すべきであるという信念とともに、「裁判官の権限が及ばない事項が存在しえ、そこでは法律のみが法を創造し、変容させることができる」³⁴と断言する。このような学説による判例の枠づけは、ときに、一般条項によって裁判官に認められる過度に広い解釈権限に対する不信感に基づくものであり³⁵、また、民法典の註釈学派の著作からサレイユの提唱した附合契約(この表現は2016年改正において採用された)に至るまでのフランスの学説史への言及をよりどころとするものである³⁶。

- 24 大学研究者の学説は、契約法改正の第一次的な責任者として「自らを任命した」した後で組織化するのに手間取り、さらに分裂を避けることが難しくなった。他のヨーロッパ諸国にみられるような全国的な法律家協会が存在しないので、ジェスタズとクリストフ・ジャマン

³² Philippe Simler, « Restauration du cautionnement accessoire », *La Semaine juridique, notariat et immobilier* 2021, n° 448, p. 337 この論文によると、この判決は保証法の「方向感覚を失わせた」。

³³ *Ibid.*, p. 39 et 73.

³⁴ *Ibid.*, p. 21.

³⁵ Rémy Cabrillac, *op. cit.*, p. 19.

³⁶ フィリップ・レミーは、1980年第以降、注釈学派を称賛しているが、テレ草案において、同教授は明らかに注釈学派に依拠している。また、附合契約については、カタラ準備草案22頁で言及されている。

の表現によるところの「フランス学説という統一体 (l'entité doctrinale française)」³⁷は、比較立法協会やアンリ・カピタン協会のような学術団体をよりどころとしてきた。このようにして、これらの協会の責任者ら（例えば、フォヴァルク＝コソン、グリマルディ、マゾー）は戦略的な立場に立つことになり、この立場は、比較法に対する開放性や経済界との接点によって強化された。たとえば、パリ商工会議所は、フォヴァルク＝コソンを自らの作業グループに参加させ、また、マゾーからの意見聴取を行っており、このことは、大学の学説の影響力を、純粋な大学研究者による草案の領域を超えて拡大した。グリマルディと公証人界が長年にわたり気づいてきた関係も、グリマルディの国内外の名声にさらなる重みを加えた。

大学の学説の「正統性」をめぐる問題は、カタラグループが「一握りの民法学者」によって結成された時から生じていた³⁸。マゾーは、カタラグループを設立する際に、メンバーとなる同僚を選抜したり排除したりするための議論が存在したことを「暴露した」³⁹。複数の改正草案が併存する状況は、このような事前に行われた「排除」も一因となっており、学説がカタラグループの30名ほどの大学研究者に限定されているかの印象を部分的に緩和するものであった。別の立場が自己の見解を表明することもできるようになり（もっとも、各グループの中でも意見が多様であったのであり、互いの譲歩を通じて対立する意見から1つの解決を得なければならなかった）、著名なパリの大学研究者に、その研究業績と大学行政の要職（元学部長や全国大学評議会の私法部門の元会長）によって評価される地方の大学研究者も加わった。それでもやはり、不参加の著名人もおり⁴⁰、パリ第一大学とパリ

³⁷ Philippe Jestaz, Christophe Jamin, *La Doctrine*, Paris, Dalloz, coll. "Méthodes du droit", 2004, p. 139 et s.

³⁸ Avant-projet Catala, p. 11.

³⁹ Denis Mazeaud, « Réforme du droit des contrats : haro, en Hérault, sur le projet ! », *Recueil Dalloz*, 2008, p. 2675.

⁴⁰ 個人的な衝突という観点からの説明を試みなくても、外部者からみると、マランボー (Ph. Malinvaud)、エネス (L. Aynès)、オディ (B. Audit)、アンセル (P. Ancel)、ジャマン (Ch. Jamin)、グランボーム (Grynbaum)、ラルメ (Ch.

第二大学の教授たち（現役教授または名誉教授）の比重が大きいことに変わりはない（このことは第一次グリマルディ委員会と第二次グリマルディ委員会にも見てとれる。第二次委員会に参加していたフィリップ・デュピショ（Philippe Dupichot）パリ第一大学教授は、グリマルディと共著で担保の法と実務に関する概説を書いていた）。——これは、フランスの学界における中央集権化が法学の分野では依然として後退していないことを映し出している。カルボニエ学部長の「後継者」であるコルニュとジャン・フォワイエは彼らの草案の起草後に死去したが、カタラとテレ（いずれも1930年生まれで、彼らの草案の執筆時には名誉教授であった）は、対立する2つの改正草案の主導者であった。担保法改正に関する2つの委員会は異なる世代（1940年と1980年初頭の間に生まれ）の学者たちによって構成されており、「古い」論争によって深く分断されていない世代であったことは疑いない。

25 学説内部の対立軸は複雑であり、いくつもの「陣営」の間で対話を続けることに成功している個々の研究者もいるが、ヨーロッパの問題についてみられるように、世代間でアプローチの違いがあることを指摘しても非常識なことではないように思われる。すなわち、議論はときおり、「フランス法の伝統」を尊重しつつ穏やかな進化を目指す「年老いた番人」と、比較法の影響を受けた刷新を一番に目指す若手の改革者（または、一部のより異端的な立場の者⁴¹）を対立させることがあった。

26 学説が自らに担い手としての任務を与えた結果として、他の法律専門職の立場は周辺的なものとなった。しかし、だからといって無視できないというわけではない。裁判官は、契約法改正に関する破毀院の作

Larroumet)、ベザン (G. Paisant)、トゥルナフォン (O. Tournafond)、ゼナティ (F. Zénati) が、契約法改正について（民事責任法は言うまでもない）設立されたどのグループにも参加しなかったことに驚かされる。ラルメとマランボーは、（とりわけコースについて）*Recueil Dalloz* 2008, p. 2441, 2551 et 2607. に自説を述べていた。

⁴¹ レミーが思い浮かぶ。レミーの発言はしばしば、他の学説から「浮き上がる」。テレさえも想起される。テレは、債務法 (*Droit des obligations*) の概説書をシムレールおよびルケットと共著しているにもかかわらず、異なる立場にいる。

業グループを通じて控えめに関与していたが、全ての改正で、司法省草案の作成について決定的な役割を果たしていた。弁護士の参加の仕方はそれよりも目立たないものであり、契約法改正に関する司法省草案を支持し、これは司法省草案に、カタラ準備草案に対する優位性を与える間接的な方法となった。消費者団体が2007年2月に雑誌「何を選ぶか（*Que choisir?*）」を通じて意見を表明したのに対し、経済界はパリ商工会議所を非常に強力な代弁者とした。しかし、このことは、フランス企業家運動（*Médef*）が、経済危機の時期のさなかに改正の早期成立を望んでいなかったと噂されているところ、より目立たない形で活動していた可能性を排除するものではない⁴²。大学研究者の学説は、法実務家が議論に参加することが避けられないことを考慮せざるを得ず、商工会議所と協働したり、経済界の法律家を、テレグループや第一次グリマルディ委員会（5名の大学研究者、1名の弁護士、1名の公証人、1名の裁判官とともに、2名の銀行法実務家がいた）に加えたりしていた⁴³。学説は、議論を「玄人」に限定することや、経済界を脅かしかねない「連帯主義」や「社会的正義」といった概念を持ち込むことを含めて、自らが好きな領域を押し付けることに部分的には成功した⁴⁴。逆に言えば、（実のところ驚くにはあたらないが）学説が、世間一般の新自由主義に大きく傾斜し、さらには裁判官の権限について保守的な立場をとっていたと主張することもできるだろう。

27 こうした観点からすると、裁判官と司法省は、当事者の不平等を是

⁴² *Revue des contrats*, 2009, n° 1, p. 278が設定した座談会において、フランス企業化運動の代表者は、フランスの企業は契約について民法典の改正のいかなる緊急の必要性も報告していないと断言した。

⁴³ Fr. Terré (dir.), *op. cit.*, p. 1-2.

⁴⁴ 特にドゥニ・マゾーに代表される「連帯主義」学派は、これらの議論において、これまで特定の民法学者と経済界の一部（もっとも、中小企業の立場は最も弱い契約当事者の立場と切り離されないが）によって強く反対されてきたものの、さまざまな寄与をしてきたことがある種異論なく認められた。「共和国の平等」（*Avant-projet Catala*, p. 12）に基づく一般法として民法典を賛美することは、それとしては、消費法典の特別な保護に結びついた消費者を脅かし得ることになった。

正することをより強く望んでいた⁴⁵。学説は、(担保法改正を含めて⁴⁶)必ずしも一枚岩ではなく、司法省、コンセイユ・デタおよび議会に最終的に依存するプロセスを最後まで支配し切るには至らなかった。各改正について、法学教授がした提案の中には却下されたり変更させられたりしたものもある。2013年のすべての人のための結婚の採択という文脈においては(170名の大学教授の反対請願と、それに対するナンテルの同僚4名による賛同の回答を生んだ)、学説が民法分野において「帝国」を奪回し、「勝利」を収めた結論づけるのは難しい。

Ⅲ. ヨーロッパおよび世界におけるフランス法の独自性をめぐる議論

28 比較法学者であるドゥニ・タロンが、「ガラパゴス的」⁴⁷であると表現し得た議論の中で、ヨーロッパにおける法の調和と各国の国内私法の未来の影が、重苦しいとは言わないまでも、明らかに存在している。ヨーロッパ諸国の民法の調和プロジェクトに賛同する1989年と1994年のヨーロッパ議会の決議に始まり、ランドー委員会と(ガンドルフィ教授の主導による)パヴィア法律家協会の作業、2004年のヨーロッパ委員会の報告、そして共通参照枠草案の策定のプロセスに至るまで、フランスの民法学者たちは、契約法に関するヨーロッパレベルのプロジェクトを考慮に入れる必要性を十分に理解していた。これに加えて、フランスで進行中の改正プロセスに参加している教授たちの中には、これらの議論に非常に意欲的に参加している者も少なくなく、ときに

⁴⁵ Muriel Fabre Magnan, *op. cit.*, p. 15 は、普段は非常に物静かなこの議論で、「強い当事者のために相談を受ける」者——相談を受ける者としてほめかされているのは、弁護士でなく法学教授である——の利益について語ることをためらわない。

⁴⁶ Jean-Denis Pellier, *op. cit.* は、とりわけ判例に反対する諸規定と企業の経営難を解決するための集団的手続に関する諸規定が整合していないとして批判する。

⁴⁷ John Cartwright, Stefan Vogenauer, Simon Whittaker (eds.), *op. cit.*, p. 11.

その態度が非常に論争的なこともあった⁴⁸。

29 ヨーロッパを参照することは、フランス法制史、さらにはフランスの伝統が契約法に関する草案の中で繰り返し引き合いに出される中で、最初は黙示的に、あるいは「否定的形態」で現れてきた。ポルタリス（またはもっと広く「民法典の父たち」）の諸原則、カルボニエ学部長の民法典の作り直しの手法は、だれも異議を差し挟もうとしない共通の遺産である⁴⁹。契約法や特殊な契約準則（コースだけではない！）の「フランス的概念」や、「フランス的解決」、「フランスの法的特質」、「フランス式庭園」のモデルへの言及は、ナポレオン法典がかつて世界中に光を放っていた時代への露骨な郷愁を伴って、至るところに現れていた⁵⁰。こうしたナショナリズム的な反応のために、フランスの民法学者は、自国の先人たちの仕事に貢献したドイツやイタリアからの影響⁵¹について黙ったままでいた。

30 これらの改正草案の作成者によれば、契約法改正は、フランスが民法輸出国としての第一級の地位を維持するためにこそ、実現されなければならない。担保法については、クロックは、コモンローおよびその信用供与手段の柔軟さ（例えば、浮動担保〔*floating charge*〕）を前にして、フランス民法典が衰退するのではないかという懸念を表明していた。したがって、比較法に目を向けたアプローチは副次的にしか、またはこの「高尚な伝統」を擁護し、これを例証するという目的と結びついてしか、出てこなかった。さらに、比較法をどの程度重視するかに関する方針は、草案ごとに異なっている。比較法を重視する方針（これは主にドゥニ・マゾーによるものである⁵²）は、カタラ準備草

⁴⁸ 特にカタラグループのメンバーであるルケットが思い出される。« Recodification civile et prolifération des sources internationales », in *Le Code civil 1804-2004, Livre du Bicentenaire*, Paris, Dalloz, 2004, p. 159-196.

⁴⁹ Avant-projet Catala, p. 11, 15, 16 ; Rémy Cabrillac, *op. cit.*, p. 19.

⁵⁰ Avant-projet Catala, p. 25-26, 37, 56 ; François Terré (dir.), *op. cit.*, p. 165 ; réaction de la CCIP, p. 18 ; projet de la Chancellerie, p.1-2.

⁵¹ 手段債務と結果債務の区別は、ドゥモーグ (Demogue) が、イタリアの民法学者のテキストから出発して発展させたものである。

⁵² Avant-projet Catala, p. 28.

案では極めて限定的であり、グリマルディ委員会においては比較的控えめである（グリマルディ委員会は、非占有質権について統一商事法典（UCC）の例に言及しているが、独立担保についてスイスとドイツの例に言及していないし、充填可能抵当権のより古い起源についてフランス革命期の立法やドイツ法に言及していない⁵³）。これに対し、比較法重視の方針は、当然ながら契約共通原則においては一貫しており、商工会議所、司法省草案およびテレグループの提案においても顕著である⁵⁴。ヨーロッパレベルのプロジェクトについては、ランドー原則およびヨーロッパ契約法典「ガンドルフィ」草案（レミーが参加していた）が、フォン・パールグループの作業と共通参照枠よりもよく参照されていることは明らかである。共通参照枠のフランス語版が出版されていないことは、フランスでは警戒をもって受け止められ、結果的に失敗したこの作業についてあまり取り上げないことの口実として使われている。フランスの民法学者は、それが可能であると考えるときには、例えば一方的解除や契約締結前の準備段階について、比較法やヨーロッパレベルの草案の中に追加的な論拠を見出し、しばしば判例に現れていた法発展を後押ししようとした。裁判官は、いわば「先回りして」して、比較法的接近を実現していたのである。ヨーロッパの解決とフランス法として提案された準則の間の乖離の数はごくわずかな割合に縮減しているが、これは、ヨーロッパレベルの解決自体が各国の概念の歴史的「遺産」を援用していることによる。フランスの民法学者は、ローマの遺産や、19世紀の学説と20世紀の学説の間の往来、また、例えば国際動産売買に関するウィーン条約において承認されたいくつかの準則の統一法としての性格を、完全に無視することはできない⁵⁵。

⁵³ これらの影響は後になって学説から示された。すなわち、Philippe Simler, Philippe Delebecque, *Droit des sûretés*, Paris, Dalloz, 8^e éd, 2023, p. 328 et p. 466.

⁵⁴ Ole Lando, «La contribution française au droit européen du contrat», *Revue des contrats*, 2009, n° 2, p. 737は、「『契約共通原則』にはフランスの過去の遺物がみつからない」と書いて、同原則の比較法重視の方針を歓迎している。

⁵⁵ ウィーン売買条約はカタラ準備草案において1度言及され、「契約共通原則」

31 2004年の民法典の200周年記念当時の状況と比べると、ヨーロッパのプロジェクトやこれらが伝播させる法の調和という理念に反対する陣営はその重要性を減じ、異端少数派の声に縮小していった。イヴ・ルケット（Yves Lequette）とアラン・ゴジ（Alain Ghozi）は、裁判官の権限や基本法の位置づけについて、司法省草案がフランスの「法的伝統」と断絶してヨーロッパのモデルに傾斜していると批判する事実上唯一の存在であった⁵⁶。レミー・カブリヤック（Rémy Cabrillac）が、司法省草案が——とりわけコーズ論について——「深く根付いたフランス法」と外国法への開放の一貫性のないカクテルのように混在しているかのような印象を与えると遺憾の意を示していたのに対して⁵⁷、ドゥニ・マゾーはこれに友好的に応じ、ヨーロッパのプロジェクトの方向性に進んでいく改正を支持することに疑いはないと述べた。たしかに、このマゾーでさえも、「不動派の陰謀」や「フランス学説に広範囲に残っているヨーロッパ契約法に対する嫌悪感」を懸念していた⁵⁸。2016年改正の法文は、ヨーロッパのパートナーとの対話を支持する方向に天秤を傾けたが、同時に、ヨーロッパ法典が実現する可能性は薄れていた。

32 さらに、フランス法モデルに経済的魅力を取り戻させ、国際取引において「フランスの声」を響かせたいと主張しながら、近隣諸国の法にわずかばかりの歩み寄りを主張することには、ある種の曖昧さがある。担保法の改正において、抵当権付終身貸付の導入が実務的にほとんど成功しなかった理由は、（その費用の高さに加えて、）抵当不動産が相続財産として失われる危険があることに対して、家族構成員の権利に対する「ラテン的な」執着に基づく「文化的」障害が存在したためであるとされている⁵⁹。2007年に民法典に導入されるまで、長年に

においてはさらに頻繁に言及されていた。

⁵⁶ Alain Ghozi, Yves Lequette, « La réforme du droit des contrats : brèves observations sur le projet de la chancellerie », *Recueil Dalloz*, 2008, p. 2609-2613.

⁵⁷ Rémy Cabrillac, *op. cit.*, p. 18.

⁵⁸ Denis Mazeaud, *op. cit.*, p. 2680.

⁵⁹ Charles Gijssels, « Insuccès du prêt viager hypothécaire », *La Semaine*

わたってフランスの法律家や議会が信託に関する立法にためらってきたこと、そして、自然人についても信託担保を慎重に認めるに至ったこと（2021年のオルドナンスによって確認された）も、フランス法がトラスト（trusts）や浮動担保（*floating charge*）の準則に忠実に従うことを拒んでいることを示すものである。

- 33 法制史家として私が驚いたのは、ボルタリス以来独自かつ永続的なものと考えられてきたフランスの法的伝統や法文化を根拠にして、フランス法「モデル」（ここでは民法典の編纂）が外国法やヨーロッパ法よりも優れていると称揚する議論が持ち出されたことである。実際、契約法の実定規範に固有の色彩や独自性を与えるとされる、このフランス法精神と称されるものの、具体的な中身は何であろうか⁶⁰。契約法は、経済取引に関する法準則が行き交うことの影響を最も受けやすいのではないだろうか。いくつもの草案が、法典化のないシステムと比較して、安定性の面での法典化の利点に言及しているが、——この遠回しな表現は明らかにコモン・ローを指しており、大陸法諸国への英米法の侵入を恐れるフランスの一定の法律家たちの強迫観念を映し出すものである⁶¹。経済・社会の変化に民法典を適合させてきた判例法の成果を発見し、判例の「前進」を一種の立法による強固化のかたちで明文化しながら、同時に、法典として編纂された法のみが一般の人々に理解可能であると主張することは、矛盾してはいないのだろうか。一般の人々の関心が出てくるのは、かなり後になってからだからである。それどころか、フランス民法典の編纂史からすると、法律家でない人々にとっての法準則の「読みやすさ」により大きな注意を払うべきであると同様に、大陸法諸国の判例とコモンロー諸国の判例法（*case law*）の接近により注意深くなるべきだろう。

- 34 たしかにナポレオン法典に遡るわけではないが、フランスの「共和主義」の伝統をもちだし、正義と連帯主義という概念によって均衡の

juridique. Notariat et immobilier 25 mars 2016, p. 1103.

⁶⁰ Frédéric Audren, Jean-Louis Halpérin, *La culture juridique française XIX^e-XX^e siècles*, Paris, CNRS éditions, 2^e éd., 2021.

⁶¹ Fr. Terré (dir.), *op. cit.*, p. 119 ; Réactions de la CCIP, p. 15.

とれた契約法を擁護することもまた、歴史と比較法を軽視し、ナショナルリスティックな先入観を維持することになる。信義誠実や消費者法の役割を強化するための、ドイツやスカンジナビア諸国での発展を忘れているのだろうか。一方で、イギリス法が常に「超りべたるな」解決をとるのに対し、他方で、フランス法が、長い間（コース論、公序の位置づけ、一定の契約に対する国家の介入の重視によって）正義と有用性を両立させることに他に類をみない形で配慮してきた、という短絡的な対比を信じこませたいのだろうか。こうした主張はすべて、フランスという空間において過去あるいは同時代に存在した法文化の真面目な分析に属するというよりも、フランス法の神話に属するように思われる。フランスがもっぱら法輸出国であると考えがちなフランスの法律家の多くは、考え方やルールが激しく行き交っていること（この流通性が今日のグローバリゼーションを特徴づけている）によって、「何世紀もの精神」が宿っているとされる国内法の独自性と均質性を擁護することの説得力が乏しくなっていることを理解しきれていないのである。

- 35 これらの改正の限界と（長い間比較法に慣れ親しんでいる日本と比べてはるかに）比較法の利用が乏しかったとはいえ、これらの改正がすべて、フランス民法典に新たな血を注ぎ込んだことは紛れもない。現時点では、これらの改正は実務や判例を混乱に陥れてはいない。例えば、経済的強迫を理由とする契約取消しや不予見を理由とする解除について多くの紛争が生じているわけではないと思われるし、担保法の実務が根本的に変わったようにもみえない。フランス国民の大部分は、人の法や家族法を対象とする改正の場合とは異なり、おそらく民法典にもたらされた変更を知らないだろう。このような移入（輸血）がなければ、フランス民法典の立場は確実にさらに厳しい状況に置かれていたであろう。他方、民法典の構造の再編について語るうえで、法学教授のみに限らない法律家のグループによって支えられている民事責任法改正草案（とりわけ2017年の司法省草案）が今後どうなるのかを、見守る必要がある。フランスでも日本でも、時代は慎重な再編纂の方向にある。

【訳者あとがき】 本翻訳は、ジャン＝ルイ・アルペラン（Jean-Louis Halpérin）パリ高等師範学校教授により、2024年5月31日に、北海道大学民事法研究会で開催された講演の翻訳である。

アルペラン教授は、1960年に生まれ、1985年に法制史の法学博士号を取得、1988年に法制史の教授資格試験（agrégation）に合格し、その後リヨン第3大学、ブルゴーニュ大学を経て、2003年に現職に就いた。2004年のフランス民法典200周年記念行事の特別展の開催委員長も務めた。

本講演は、2010年2月に南山大学で行われた講演を、その後のフランスの法改正（債務法改正〔2016年〕および担保法改正〔2021年〕）の状況をふまえて発展させたものであり、前講演と重複する部分もある。前講演の翻訳は、ジャン＝ルイ・アルペラン〔訳：都筑満雄〕「フランス契約法にいかなる改正がなされるのか？」として公表されており、本翻訳もこれに負うところが多い。本講演の翻訳は、2つの大改正を経た2024年現在におけるアルペラン教授の分析を公表することには大いに意義があるものと考え、アルペラン教授および都筑教授の許可を得て公表することにした。

本講演は、アルペラン教授が2024年5月に来日され、神戸大学、同志社大学、金沢大学、早稲田大学そして本学で行った一連の講演のうち、同志社大学および本学において同内容で行ったものである。本講演以外の講演の翻訳は、すでに公表されている。神戸大学での講演は、「1764年から1914年にかけての刑法学説の循環とそのインパクト」（福田真希訳）神戸法学雑誌75巻2号（2025年）101頁、大阪大学での講演は、「新法と旧法のあいだのポルタリス——イデオロギー的歩み」（福田真希訳）法制史研究74号（2025年）168頁、金沢大学での講演は、「世界におけるさまざまな法についての歴史の一つをどのように語るか？」（石尾智久訳）金沢法学68巻1号（2025年）269頁、早稲田大学での講演は、「監獄制度にかんする議論における刑事法学説の発展：ふたつの核心の接近、分離、それとも平行な発展？」（福田真希訳）比較法学59巻1号（2025年）121頁に、それぞれ掲載されている。

* 翻訳にあたっては、吉田克己名誉教授（北海道大学）および金山直

樹名誉教授（慶應義塾大学）から貴重なご助言を賜った。ここに吉田名誉教授および金山名誉教授に心より御礼申し上げたい。もっとも、翻訳に誤りがある場合の責任はすべて訳者にあることは言うまでもない。

＊ ＊ 本講演および本稿の公表作業は科学研究費補助金（課題番号22K012210）による研究成果の一部である。

理念と便宜の交錯：「囲剿」戦期における 中国国民党の地方制度改革（1932-1936）

和田 知 樹

中国国民党（以下、国民党）は近代中国において、一党独裁体制をはじめて全国的に打ち立てた政党である。当初、広東省を実効支配するに過ぎなかった国民党軍が主導した北伐は1928年に完了し、清朝崩壊後の政治的混沌に終止符を打つとともに、国民党政権¹は全国政権となった。国民党はそこに、「以党治国」——党が国家を治める——という体制構想に基づく統治の段階としての「訓政」²を開始した。訓政は、将来的な憲政施行を視野にいれつつ、国民党の指導的地位の下に、県³レベルの地方自治の実現を第一の政策目標とした点で、ボトムアップの国家建設構想でもあった。だが、国民党自身の統治能力の限界や、

¹ 「国民党政権」は語義からいえば、国民党によって担われたすべての政権を包括するが、本稿では一律に、「国民党政権」は南京国民政府（1928年10月～1949年9月）期を指すものとする。

² 訓政は孫文の国家建設構想（建国大綱）において、軍事独裁期である「軍政」期を経たのちに、将来的に達成されるべき「憲政」への過渡期として想定されていた政治的訓導期である。かかる論理に基づき、訓政期においては国民党が国家運営上の主体となることが定められ、また他党の存在および政治参加を許容しなかった。その意味で訓政期とは国民党による合法の一党独裁期でもあった（『建国大綱』秦孝儀、国父全集編輯委員会『国父全集』第1冊、台北：近代中国出版社、1989年、623-625頁）。

³ 中国における県は、秦の全国統一以来、小規模の行政区画として発展してきた。元朝から明朝にかけて省は大行政区として定着し、以降は今日に至るまで省と県が地方制度の中核となっている。歴史的な沿革については、和田清編著『中国地方自治発達史』汲古書院、1975年が詳しい。

中国共産党（以下、共産党）との政治対立が要因となり、県レベルでの完全な地方自治実現の道は艱難をきわめた。

他方で、共産党は1927年の国共分裂以降も体制外勢力として成長していた。共産党は農村部を拠点としてソヴィエト政権を樹立し、土地改革の断行や独自の軍隊建設を通じて、国民党の掲げる「地方自治」とは異なる形の統治形態を模索しつつあった。こうした動きは、国民党の訓政に対する挑戦であると同時に、潜在的脅威でもあった。すなわち、両党の対立は政治的・軍事的衝突にとどまらず、国家建設をめぐる理念的・制度的競合の様相をも呈していたのである⁴。本稿は、1930年代前半の「いそう囲剿」戦期（国民党が共産党根拠地に対して行った包囲・殲滅戦）⁵に行われた地方行政制度改革に焦点を当て、国民党政権の統治体制再編の試みを検討するものである。

国民党政権は農村に点在する共産党根拠地に対して囲剿戦を展開する過程で、「剿匪区」⁶（作戦地域）における地方行政制度の再編に着手した。江西省・湖北省・湖南省・河南省・安徽省などには共産党根拠地が点在することから、剿匪区として通常と異なる軍事的統制の下に置かれることになった（図1）。剿匪区は、作戦上の最前線であると同時に、新たな統治形態の実験場ともなった点で注目される。ここでは軍が地方党部・地方政府に対して指導的地位を占

⁴ ハンス・ヴァン・デ・ヴェンは戦争遂行形態の変容という観点から、1930年代における国共両党の軍事的対立が大衆動員の組織化を進める契機になったと論じている。Hans van de Ven, "New States of War: Communist and Nationalist Warfare and State Building, 1928-1934," in *Warfare in Chinese History*, ed. Hans van de Ven, Leiden: Brill Academic Publishers, 2000, pp.321-398.

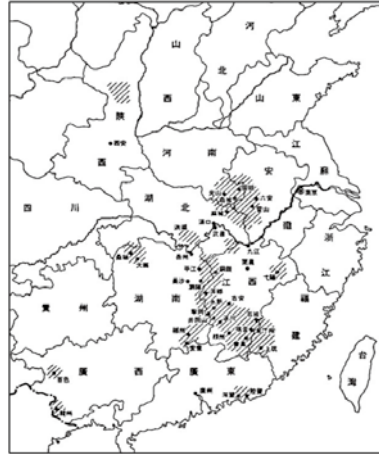
⁵ 囲剿戦は1930年末から1934年秋まで計5回実施された。共産党は江西省南部を本拠地として、福建省や湖北省・河南省・安徽省の三省境界地域などに点的に革命根拠地を築いていたが、5度の囲剿戦により壊滅的打撃を受け、西北地域へと「長征」を行うことになった。

⁶ 本論文では、5度の軍事行動を総称して、「いそう囲剿戦期」と称する。また、「剿匪」（匪賊の殲滅）は「匪賊」——当該時期には共産党を主要な指示対象とする——の討伐に焦点を置いた一般名詞であり、「いそう囲剿」（包囲・殲滅）と混用される傾向にある。本論文では、両者はニュアンスが異なること、また原語のコロケーションを極力維持することに鑑み、連語として用いる際には、いそう囲剿戦、剿匪区、のように区別して用いることとする。また、煩雑を避けるため、基本的に括弧は省略する。

めることにより、新たな地方ガバナンスの形態が構築されるなど、軍事的効率を優先した各種の制度改革が実施された。その具体的表現として、省と県はそれぞれに組織を再編し、中間的区画として行政督察区（行政督察専員を派遣）が新設された。一連の制度改革は、訓政体制の理念的限界に対する現実的対応としての意味を持っていた。すなわち、訓政体制の理念を再構成しつつも、軍事的便宜に応じた統治の手法を導入することで、統治体制の再編を試みたものであった。この意味で、剿匪区は訓政体制の理念と便宜のせめぎ合いが最も顕著に現れた空間であり、国民党政権の統治構造の変容を明らかにする上で重要な分析対象となる。

剿匪区における地方制度改革をめぐり、先行研究はその集権的性質を強調してきた。囲剿戦の遂行は蒋介石の党および軍隊内部におけるプレゼンスの向上と緊密な関係にあった。そのことから剿匪区における動向もまた、蒋介石の統治理念を具体化させたものとして理解されてきた⁷。他方、共産党に対する抑圧的措置として当該時期の制度改革を把握する研究もあるが⁸、これらの研究は剿

図1 1927-30年における共産党根拠地



出典：郭廷以『近代中国史綱』（重排本）香港：中文大学出版社、2019年、582頁。

⁷ 張智璋『蔣中正国家建構の型範：戦前江西之経験（1930～1937）』国立政治大学歴史学系博士論文、2015年。樹中毅「強い権威主義支配と弱いレーニン主義党：軍事委員会委員長南昌行營と南京国民政府の地方への権力浸透」『法學政治学論究』第51号、2001年、1-34頁。味岡徹『中国国民党訓政下の政治改革』汲古書院、2008年。劉大禹『蒋介石与中国集権政治研究（1931-1937）』杭州：浙江大学出版社、2012年。

⁸ 例えば、游海華「蘇維埃革命的興起与南京国民政府的政治制度应对」『史林』2018年第4期、164-180頁。黃道炫「第五次『圍剿』中的『三分軍事、七分政治』」『江西師範大学学報（哲学社会科学版）』2010年第5期、156-164頁。William Wei, *Counterrevolution in China: The Nationalists in Jiangxi During the Soviet Period*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 1985. などの研究がある。な

匪区の制度改革を特定の地域に限定された傾向として理解している。換言すれば、剿匪区における制度改革を、即時的ないしは局地的な動向として把握する点で共通している⁹。

しかし、剿匪区における地方制度改革の大部分が後に全国に拡大適応されたことから明らかなように、一連の制度改革は決して局地的なものではなく、訓政体制の再編と密接に関連していた。したがって、剿匪区における制度改革が訓政体制のガバナンス強化との関連で有効性を持っていたとすれば、同区における制度改革の展開がどのように訓政体制の再編へと結びついたのかを明らかにする必要がある。

留意する必要があるのは、剿匪区における地方制度の再編は、基本的な制度的枠組みである省・県の組織改革にとどまらず、県以下の基層社会組織の再編をも含む、多層的な改革であったことである。訓政の理念に照らせば、地方自治の確立は県政府の整備を通じて達成される必要があり¹⁰、剿匪区における制度改革においても、県政府の機構改革は焦点となった。そのことから本稿では、剿匪区における多層的な地方制度改革の展開過程を、県政府をめぐる行政改革

かでもウェイの研究は爾後の研究の基点となった点で重要性を持つが、囲剿戦期の国民党が依然として統治の社会的基盤を軍人および一部の地方エリートに求めざるを得なかった点で「反革命」であったと結論づけている。だがこうした理解に、国民党の統治を本来的に反時代的なものと位置づける革命史観をむしろ強化する側面があったことは否めない。

⁹ 剿匪区における地方制度改革は、末端の社会経済の動向とも関連するものであったため、そうした視野から改革の成否を取りあげる研究も数多く存在する。ただし、剿匪区における改革を試験的ないしは局地的措置と捉える視点はおおむね共通している。代表的なものとして、馬場毅「第5次囲剿戦と国民党の行政・治安組織の改革」『現代中国における思想、社会と文化』21世紀 COE プログラム「中国文化とアジア世界の文化共生」研究会報告書、愛知大学国際中国学研究センター、2007年、191-200頁。弁納オー『近代中国農村経済史の研究：1930年代における農村経済の危機的状況と復興への胎動』金沢大学経済学部、2003年など。

¹⁰ 孫文の訓政構想においては、人口調査や政治的諸権利の行使のための訓練などの各種自治工作が一段落してから、県長民選の実施や、議会組織の設置により、地方自治体としての県政府の外形を整えることになっていた。県自治については、「建国大綱」中のとくに第8条、第9条、第14条に定められている。前掲、「建国大綱」、623-624頁。

の実施を中心として検討する。

検討に際して本稿では、理念と便宜の二つの志向性を設定する。理念に基づく志向性とは、孫文の建国構想に基づき、訓政体制下で想定された県自治の達成や省・県政府の制度整備などの正統的な改革志向を指す。他方で、便宜に基づく志向性は、軍事的・行政的な需要に対応するために採用された臨時的措置を意味し、本稿ではその典型例として行政督察専員制度の設置を取りあげる。

本章の構成は以下の通りである。まず第一節では、訓政期における県政の沿革と制度的限界を整理し、訓政の構想と実態の乖離を明らかにする。第二節では、匪剿戦期における県政改革、とりわけ県長の権限強化や兼任化の実態を取り上げ、便宜的措置の内実を検討する。つづく第三節においては、行政督察専員制度の導入過程を取り上げ、剿匪区における制度改革の展開が派閥の形成と不可分の関係にあったことを示す。最後に第四節では、結果として実現する省—県改革の展開を、便宜的措置が制度化される過程との関連から把握する。これらの検討を通じて、剿匪区における制度改革が訓政体制の理念と便宜的措置の相互作用として展開されたことを示し、国民党政権の統治構造の変容を制度的次元から捉え直すことを目指す。

第一節 訓政期の県政——理念と隘路

訓政期における最重要の政治的目標は、国民党による政権運営を通じて、県政府や省政府などの地方政府を自治政府へと転化することであった。そのプロセスが意図するものは、人民みずからが首長を選出し、政治運営の主体となりうる自治政府を組織することにあり、その最小かつ基礎的単位として県に期待された役割は軽視できない。しかし、国民党政権は北伐後に政権建設を進めるも、国内の軍事的平定から日が浅い状況下では、県自治の進展は遅々として成果を見ず、いたずらに形式のみ揃えることに終始した。剿匪区において改革的志向が打ち出された背景には、そのような訓政の理想と現実の乖離があった。本節ではまず、訓政期の県政をめぐる制度的沿革と運用上の問題点を概観する。

① 訓政期の県政——制度的沿革

県という区画は中国史において、秦以来の伝統を持つ行政上の単位であり、各時代ごとに施政の中心となってきた。しかし、清朝末期以来、地方自治の導

入による国力の富強が国家的目標となると、県は地方自治推進のための中核的単位として新たに位置づけられた。

しばしば指摘されるように、近現代中国における自治が意味するものは、西洋諸国にみられたような、国から地方への権限委譲過程としての自治とは異なる。伝統中国においては国家権力の浸透力に限界があったために、19世紀末までは村落や郷・鎮などをベースにした自治的コミュニティが幅広く存在する余地があった。そこでは、社会の側が相対的に貧弱な官治を補ってきた経緯があり、したがって官治と自治とが相対峙する契機は生じなかった。清朝は19世紀中盤以来の国家的危機に際し、列強の国家的力の源泉に「地方自治」を見出した。しかし、清朝が提唱した自治は、あくまで社会の活力を国家的富強に結びつけるためのものであり、自治による官治の強化という意味においては、依然として同様の文脈に発していた¹¹。換言すれば、近現代中国における自治の中心的な含意は、いかにして自治を官治に統合するかという点に集約される。その点は国民党執政期にあっても変わるところはなかった。

ともあれ、そのような思潮を最も体系的な構想として発展させたのが孫文である。かれによれば県を自治推進のための単位とする目的は、県を国家建設の基礎として据えることのほかに、人民の国政への参与——選挙の実施——の前提となる、戸口調査と戸籍の整理を行わせることにあった¹²。そして、戸口調査などを含む全体的な準備作業のための期間として、かれ自身の発案になる訓政期が設けられたのである。国民党の全国政権化に伴い、孫の構想は段階的に達成されていく。北伐完遂直後の1928年9月には、「県組織法」が公布されている。この組織法は規定上の遺漏から翌年6月には再度公布されたが、この1929年の「県組織法」においては、ほぼ同時期に「県組織法施行法」が公布された。そこでは、1930年内の完成を目処に、一応の期限をつけて県政実施のた

¹¹ 近現代中国における自治の含意については、Philip Kuhn, "Local Self-Government under the Republic: Problems of Control, Autonomy, and Mobilization", in *Conflict and Control in Late Imperial China*, ed. Frederic Wakeman Jr. and Carolyn Grant, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1975, pp.257-298. 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005年、第Ⅱ部および第Ⅲ部の理解による。

¹² 陳之邁『中国政府』第3冊、上海：商務印書館、1946年、62頁。

めの組織を整えるように定められた¹³。こうした過程を経て、県政の外形整備は、少なくとも表面的には達成されたといえる。

他方で、国民党政権が県政を軌道に乗せていく上では、地方政治当局および社会の側の、県政に対する既存の理解を変える必要があった。一般に北京政府期、すなわち全国的に地方軍事権力の割拠が常態化していた時期において、県の行政上のポストはもっぱら形式上以外になんら積極的な意義を持つものではなく、単なる贈答品程度の意味合いしか持たなかった¹⁴。そうした状況下にあつて、国民党政権は北伐により一応の全国政権となったものの、地方軍事指導者の地方支配を容認・包摂することで全国統一を達成した以上¹⁵、新たに県政に対するイメージを転換させることは困難を伴った。革命政権が旧秩序に相対して、併存ないし変革をどのように図るのかという点は、普遍的な課題であるように思われるが、国民党政権についていえば、妥協による併存を選んだというべきであろう。

そのような妥協の直接的な結果は、県長に対する規定の曖昧さに表れていた。制度的には、県長は内政部（行政院内の内政部門）の審査を経た上で、国民政府が任命するという手続きを取っていた。それは陳之邁が指摘するように、県長は中央政府が委任・派遣するものとする明確な意図が込められていたことの表れであり、「公文書の規定の上では、省政府主席が登場することはなかった」¹⁶。しかし、実態としては省政府が中央政府（とくに内政部）に対して、県長候補となる人材を「呈薦」（推挙）することで、事実上の任免権を確保していた。それにより、県長の任免は実質的に省政府民政庁長の専管事項となつて

¹³ 県の制度的な沿革は、孔慶泰ほか『国民党政府政治制度史』合肥：安徽教育出版社、1998年、428-429頁を参照。

¹⁴ 王奇生「県長：基層地方官の転型」『革命与反革命：社会文化視野下の民国政治』北京：社会科学文献出版社、2010年、339頁。

¹⁵ 国民党の元来の支持母体が広東および広西、南京や上海などの都市部に集中していたことから、北伐に伴う国民党の勢力伸長と全国政権化は、必然的に「他者」との接触をもたらした。東北地方を例に、北伐直後の南京国民政府による国家統合を検討したものとして、土田哲夫「南京政府期の国家統合：張学良東北政権（1928-31年）との関係の例」中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』汲古書院、1986年、159-192頁がある。

¹⁶ 前掲、陳之邁『中国政府』、112頁。

いたのである¹⁷。

したがって、県長候補となる人物を登用するに際して、いかなる資格をもって合格とするのかについても、各省の裁量に委ねられる部分が大きくなる。県長の任用資格について定めた初の法令は、1932年7月公布の「県長任用法」であったが、任用資格の基準が高すぎるという理由から、1934年6月には任用資格の緩和が行われた¹⁸。また、1934年9月に公布された「補充県長任用資格標準実施弁法」では、各省が省政府主席などから組織される「県長検定委員会」を設置し、県長候補として中央に推挙する人材に対して事前審査を行うことを制度化するなど、要するに県長に対する省政府の影響力は絶大であった¹⁹。

このように、国民党政権における県政の制度化は、相当程度、それぞれの省政府の動向に左右されつつ進展していた。また、県政をめぐるのは省政府に対して妥協せざるをえなかったこと自体が、一面では国民党政権の統治における理想の高さを示していた。以下では、これらの状況を踏まえて、訓政期の県政が直面していた問題について検討する。

②訓政期の県政における制度的制約

国民党は曲がりなりにも、1931年末までに全国的な県の組織化は完遂していたが、訓政期の至上課題である、自治のための準備作業は遅々として進展を見なかった。その阻害要因を考えるに、主に（1）県政内部に起因するもの、（2）省と県の関係に起因するもの、の二つに分けられる。

県政内部に端を発する問題は、つまるところ県より下の自治区画である、「区」の存在によるところが大きい。区は、山西省において施行されていた地方制度に起源を持つ区画である。元来の目的は県以下の基層社会をより綿密にコントロールすることにあったが、国民党は後にこの発想をみずからの自治構想に導入した²⁰。1929年10月に公布された「区自治施行法」は、一つの県を3～10の区に分割し、自治準備作業を円滑に実施させることを企図したものであり、そ

¹⁷ 前掲、王奇生「県長：基層地方官の転型」340頁、および陳之邁、同上、112-113頁。

¹⁸ 前掲、孔慶泰ほか『国民党政府政治制度史』、432頁。

¹⁹ 同上、432-433頁。

²⁰ Kuhn, op. cit., pp.284-285.

れぞれの区に区公所を設置し、省政府民政庁の委任になる区長が配置されることになった。言うまでもなく、ここにも訓政のロジックは貫かれており、「上からの自治」を一定程度達成した暁には、区長は民選とすることが見込まれていた。ただし、何時をもって民選のタイミングとするかは、省政府の決定によるとされた²¹。

しかし、内政部自身が認めるように、1932年末の時点で自治工作の進展が「所期の成果に達しているものは、実に一つとな」かった。その理由は、「いわゆる自治機関が……結果的には全くの下級行政機関になっており、公文書の伝達や徴税の任を負わされている」ことにより、区が「本来負うところの（自治工作に対する：引用者注）責任とは、全くもって無関係」な役割に終止しているためだと記している²²。内政部のこうした認識からは、官治的手法をもって自治工作に励ませることから、主客転倒が生じやすかったことが見て取れよう。

ただし、区長の存在は予想外の攪乱要因であった。実際のところ区長に任免される人物は、往々にして旧官吏や地方有力者などであり、国民党が望んだ人物ではなかった。王奇生の説明によれば、新式の教育を受けたエリートは都市に集住するため、郷里を顧みることがなくなり、他方で科挙などの伝統的教育を受けた世代（いわゆる「紳士」の供給源でもある）は相対的に没落したために、その空白を埋める形で土豪劣紳が大土地所有や武力の独占により地域社会を壟断し、新興勢力として浮上したという²³。そうした社会的移動を前提にすれば、区長として吸い上げられる人材が、質にして比較的に劣ることは、ある意味で当然のことであった。

だが、より切実な問題は、区を設置することで、そのような区長が準官吏職のごとき社会的地位を得たことである。それは言い換えれば、不純分子を吸い上げる体制に他ならず、また基層社会における国民党組織は形骸化が著しかったことから、県以下の統治空間は急速に流動化することになった。甚だしくは、区長が私的徴税を行い、また自衛団整理を口実に私的な武装力を持つことまで

²¹ 及川恒忠『支那政治組織の研究』啓成社、1932年、134-135頁。

²² 第二次全国内政会議秘書処編『第二次全国内政会議報告書』南京：内政部、1932年、243頁。

²³ 王奇生「区郷保甲：県衙与村莊之間的政治」前掲、『革命与反革命』所収、412頁。

あった。しかし、ほとんどの場合、自前の武力を持たない県長はそうした区長の行動を追認するほかなく、無力であった²⁴。したがって、そうした背景を持つ区長に自治工作の進展を期待するのは、無理な相談であった。すでに引いた内政部の報告書も区長の工作状況につき、以下のように述べている。

各省が実施している区長訓練所については、卒業生の年齢が低く、経験が豊富でないために、はじめは地方の信任を得ることができなかった。そのため、各県に区長として割りあてることにしたが、仕事にまじめに励むに足るものは少数であった。大多数の区長は公文書の（上・下級機関への：引用者注）受け渡しの責任のみ果たして、人民による自治の準備を援助するというような役割は果たせていない²⁵。

要するに、区の実存は実のところ県政建設に対して、何ら好ましい影響を及ぼすものではなかった。そして、そのことは区の位置づけが、囲剿戦期に実質的な官治機構へと変容することの布石でもあった²⁶。

他方において、省―県関係に起因する問題は、中央政府と地方政府における全般的な行政上の権限配分を伴うことから、いっそう対処が困難であった²⁷。その根本的な原因は、そもそも『建国大綱』などの国家建設上の依拠すべき文献に、省と県の関係をめぐっては、何ら明文の規定がなされていないことに求められる²⁸。訓政期の事実上の最高法規である「訓政時期約法」第81条には、かろうじて「県は県政府を設置し、省政府の指揮を受ける」と定められてい

²⁴ 王奇生、同上、414頁、および岩谷将『民国期華北農村における権力と秩序』慶應義塾大学法学研究科修士論文、2002年、41-48頁。

²⁵ 前掲、第二次全国内政会議秘書処編『第二次全国内政会議報告書』、244頁。

²⁶ Kuhn, op. cit., p.286.

²⁷ この点は元を辿れば、孫文の政治構想の骨子の一つでもある「均権主義」、すなわち中央と地方の関係については、中央集権にも地方分権にも偏らない、均一な権限の分散を企図していたことに行きつく。その意味で、県政府と省政府の権限確定をめぐる一連の政治過程は、「均権主義」における地方政府のあり方をめぐる模索という側面を持っていた。

²⁸ 程方『中国県政概論』上冊、上海：商務印書館、1940年、30頁。

た²⁹。しかし、省政府を構成する建設・民政などの各庁が自律的な政令発布権を持っていたために、その指揮を受ける県の方では、しばしば相互に矛盾した法令を取り扱う必要が生じるなど、とかく施政上の矛盾を一手に引き受けざるを得なかったのである。

こうした県政への負担の増加は、省政府の組織的凝集性の低さとも関連している。国民党政権下の省政府が委員会制を採用したのは、北京政府期の省長独裁に鑑みた結果でもあるが³⁰、省政府の各庁長が自律的に振る舞うことは、かえって県政への負担を増すことになった。そのため、省政府の各機関は、「県の各局をその直属の機関とみなして、直接に命令を発布し、県の行政系統を破壊し」ており、結果として、県長と県政府各局長の間では指揮・監督の関係が成立せず、ついには「県政府が一県の政務について、順序の前後や、重要な事かどうか、また急いでやるべきなのかどうかを、斟酌した上で決定する余地がない」という状況が一般化することになったのである³¹。

俯瞰的にこうした状況を捉えると、制度配置上は、省政府主席も県長も、自らが長たる組織——省政府、県政府——に対して最上の権力を行使しえないという点で共通していた。しかし、県においては実質的に省政府の下請け機関としての側面が強かった以上、県政府各局が省政府各庁との連結を強めるのは当然であり、むしろそうした状況下において県長の地位が下落したことが最大の問題であった。たとえば、1932年に江蘇省政府が各県の司法関連経費の減額を通知した際には、「一字たりとも県長に知らされることはなく、ただ財政庁から財政局に対して、命令をもって通知されたのみ」であった。その後、財政局から県長に対し上申説明があったが、「上申という体裁こそ取ってはいたものの、実質的な命令通知に変わりはなく、県政府には一字たりとも『不』という余地はなかった」³²。

このように、訓政体制下の地方行政制度においては、省と県の権限が曖昧であり、県長の地位は下落の一途を辿っていた。また、県の内部においては区長

²⁹ 同上。

³⁰ 松本善海「中国における地方自治制度近代化の過程」『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977年、553-554頁。

³¹ 前掲、程方『中国県政概論』、31頁。

³² 陳冰伯『今日之県政』上海：同文図書、1933年、97頁。

の跋扈により治安維持機能が大きく損なわれていた。これらに鑑みれば、スムーズな行政運営体制とは到底形容しえないものであった。そして、こうした不安定な政治的、社会的状況こそが、基層社会の治安悪化に便乗した共産党の勢力拡大にとって好機となっていたのである。

第二節 剿匪区における県政改革

上記のような内政的課題を抱える国民党政権にとっての「心腹の病」は、1927年の国共分裂以降も、依然として国内に革命根拠地を構える共産党であった。体制外野党でありつつも、コミンテルンの司令を受け、散発的な武装蜂起を繰り返していた共産党は、訓政実施を名目に一党独裁を行う国民党にとっての体制的脅威でもあった。

こうした背景から、共産党根拠地に対する囲剿戦は1930年から断続的に実施されていたが、1932年夏の第4次作戦以降は、作戦地域内における各種の政治制度改革が並行して実施された。第4次作戦は湖北省・河南省・安徽省の境界地帯を作戦地域としたことから、三省の作戦指示を統括する鄂豫皖三省剿匪総司令部（以下、三省総司令部）が設置された。同司令部は管轄地域内における法令発布権を持ち、総司令である蒋介石の意向を反映しつつ、政治改革の主体として剿匪区における制度改革を主導した。翌年移行、その役割は軍事委員会委員長南昌行営（以下、南昌行営）に移管されたが、軍政機関が制度改革を主導するという構図は受け継がれたのである。

そして、軍政機関が主導する地方制度改革の一環として、県政改革も組上に上り始める。ただし、1932年の第4次作戦および翌年から展開された第5次作戦においては、省一県関係の抜本的な再構築を伴わず、その意味で軍事的便宜に比重を置く改革であった。以下では、囲剿戦期における県政改革を構想と実態の両面から検討する。

① 県政の「軍事化」

剿匪区における県政改革の具体的展開を検討するまえに、改革の方向性を把握するべく、蒋介石の県政改良に対する言説を概観したい。蔣の県政、とくに県長の現状に対する問題認識は、1932年7月に漢口の鄂豫皖総司令部において、湖北省の各県長に向けて行った演説中にみとれる。そこでは県長の役割

の転換——「無為の治」から「有為の治」への転換³³——が強調されているが、この時期の蒋介石の改革的志向を示すものといえる。

蔣はまず、「現在の県長は、普通の役人になるという観念を持つことはできない」という³⁴。というのは、県長とは、かれの理解によれば「革命政府の基本的な幹部」であり³⁵、地方に対して負うところの責務は「省政府主席よりも重要」なためであった³⁶。その問題意識は明確である。蔣は共産党を含む、土匪の跋扈は「県長が責任を果たしていない」ことに原因があると考え³⁷、なおかつそうした状況を野放しにする環境——軍隊や官吏における風紀の緩みをひとときわ問題視していた。蔣は地方視察に赴いた際の所感を以下のように述べている。

一般に軍政長官は、地方に土匪が発生していることを日常的なことだと思っているし、決して不運なこととは考えていないが、私はおかしいことだと思う。県の人民が土匪に殺害され、略奪され、また県政府が失陥しようとも、県長一人だけが逃げ出して、それを恥ともしていない様子である。こうした情況はきわめて奇妙である。(中略)軍隊が赴くところでも情況は同じである。至るところに土匪がいると考えているから、軍隊が駐留する場所にだけ土匪がいなければそれでよしとするし、また駐在地付近に匪賊がいたとしても、当たり前のこととしている³⁸。

その上で、こうした場当たりの対応は「国家が滅亡する際の状況」だとし、「明朝や宋朝がいまに滅びそうな時も、こうした状況と大差ないものであった」

³³ 前掲、王奇生「県長：基層地方官的転型」、369頁。

³⁴ 蔣中正「県長要成為救民的官吏不要成為弁公文的官吏」『中央週報』第218期、1932年、1頁。

³⁵ 吳淑鳳編『事略稿本：蔣中正總統檔案』第15巻、新店：国史館、2004年、423頁、1932年7月12日の条。以下では、初出の場合を除き、『事略稿本』第〇巻と略記する。

³⁶ 同上、422頁。

³⁷ 同上、424頁。

³⁸ 同上、424-426頁。

という³⁹。

ではどのようにして、目下の状況に対処すればよいのか。蔣が考えるところでは、県長自身が「地方の良民」を組織して、県長の補佐を努めさせ、それにより土匪に対抗していくことが求められた。そこでは、清末の太平天国鎮圧期の功臣として知られる、胡林翼の逸話が一つのモチーフとなっている。蔣がいうには、胡林翼や曾国藩は「一介の文弱な書生に過ぎなかった」が、権限も兵力も持たない状況下であっても、「自らの良心と不屈の気概により、人民の信頼を呼び起こし、各個人の良心と気概を燃え立たせ」ることに成功し、その結果として太平天国の平定を達成したという⁴⁰。したがって、「匪禍」に苛まれる今日の県長のなすべきことは、胡林翼の時代と変わるところはない。すなわち、囲剿戦期における県長の責務とは、「身をもって範を示し、忠義の気概をもって一般の忠誠心に溢れる人々に呼びかけ、またそうした人々を馴致することで、地方の治安維持を行わせる」ことに他ならない⁴¹。そして、そこにおける県長とは、「公文書を扱う官吏」ではなく、「民を救う官吏」にならねばならないとされた⁴²。こうした見解は、従来の「無為の治」、すなわち王朝時代のような消極的な統治からの逸脱を企図したものであったといえる⁴³。

こうした新たな県長像を、蔣介石は別の箇所では「軍事化」というタームを用いて表現している。蔣における「軍事化」というタームは、時に曖昧であるものの、基本的な意味内容は、秩序だった組織と厳格な規律の導入であった。

³⁹ 同上、426頁。

⁴⁰ 前掲、蔣中正「県長要成為救民的官吏不要成為弁公文的官吏」、1頁。

⁴¹ 同上。

⁴² 同上、4頁。

⁴³ 注意すべきは、被組織対象となる人民について、しばしば「地方の正紳」（公正な紳士）や「地方の良民」を組織する、という文言が用いられている点である。しかし、剿匪区が陥った社会経済的な混乱状況においては、「良民」や「正紳」といったラベリングは直接的な意義に乏しく、時に地域社会内部の対立を表面化させるラベルへと転化し、略奪の口実となるなど、むしろ混乱を惹起する要因になっていたことはあわせて指摘されねばならない。囲剿戦期（共産党史観からはソビエト期）の地方社会における分断と混乱については、黄道炫「蘇区時期的『赤白対立』：階級革命中的非階級現象」『歴史教学』2005年第11期、38-46頁を参照されたい。

7月17日に県長に向けた手諭（上級人物が直接発する指示）によれば、蔣は「剿匪の時期には、（行政：引用者注）機関にあるものは、県長を起点にして、皆軍事化しなければならない」と述べ、各県長が人民に対して組織訓練を期日通りに行うことを指示している。その一方で規律の厳格化を強く求めている。たとえば民団の組織や保甲制の実施を不誠実に行う者に対しては、「軽いものでは監禁し、重いものは銃殺に処する」よう指示していた⁴⁴。蔣における「軍事化」は剿匪区内の社会秩序の再構築の要となる発想であったが、その枠組みの中で県長も、しかるべき役割を果たすよう要請されたのである。

② 県政改革の構想

上述の蒋介石の改革志向を背景に、第4次匪剿戦期には県長に関する制度的規定にも具体的な展開が見られた。ただし、県政府の組織自体が改編されたわけではなく、剿匪区内においては県長の職権を拡充することで、県政の機能強化への対応が試みられた。

第4次匪剿戦の実行に先立つ1932年4月、蒋介石は江蘇・浙江・安徽・江西の四省政府主席（顧祝同、魯滌平、呉忠信、熊式輝）および各省民政庁官を召集し、各省の民政や財政をめぐる今後の措置を討議する場を設けた⁴⁵。会議では、江蘇・浙江・安徽三省政府主席が連名で提案が出している。その内容は、

（1）公務員懲戒にかかる単行条例の制定、（2）県長の職権拡充の二点が骨子であった。前者は同年8月に、「文武官佐士兵懲奨条例」として結実し、県長ないし行政人員で匪剿戦関連事業（民衆の組織化や難民への職業斡旋）に責任を負うものは、武官職と同様に扱われるとされ、信賞必罰の明確化がなされ

⁴⁴ 「革命文献一剿共：豫皖方面（五）」『蔣中正總統文物』002-020200-00022-037、国史館蔵。

⁴⁵ 安徽省主席であった呉忠信の日記によれば、会議は4月12日から14日まで、南京の蒋介石邸において実施された。呉忠信（王文隆編）『呉忠信日記（1930-1933）』香港：開源書局、2020年、165頁、1932年4月12日、13日、14日の条。なお、続く4月15日に、四省政府主席は汪兆銘（行政院長）を訪ね、「四大政治」（民政・財政・教育・建設）につき話し合ったとも記している。面会の内容は定かではないが、剿匪区における制度改革について、行政院側とも最小限の調整を行っていたことを示唆している。同上、165頁、1932年4月15日の条。

た⁴⁶。一方、後者の県長の職権拡充に関しては、(a) 県長の任免を慎重に行うこと、(b) 県政府内部の各局については、実情に応じて局制から科制への改編を進めること、(c) 県長に対し、保安処部隊および県内駐屯陸軍への指揮権を付与することの三点が提案された⁴⁷。これらの措置は、後に剿匪区において具体的に実施されることとなるが、特に県政府組織の改編は、省政府各庁と県政府各局との権限調整を要する課題であり、単なる県政改革にとどまらない、構造的かつ抜本的な改革案であった。

こうした提案を受けて、蒋介石は翌日に改革案を提示している。そこでは、県長の権限強化と関連して、警察局・財政局を県長の監督下に置くことや、公安局を科とし、県長の直轄部門とすることが主張された⁴⁸。また、明清時代の「府」に相当する中間的行政単位の復活も述べられ⁴⁹、各府に複数県を統括する「首席県長」を設置し、管轄府内の各県長を指揮・監督させる制度を提案している⁵⁰。この制度は後に安徽省で一時的に導入されるのであるが、1932年中に行政督察専員制度へと発展解消したため、当初は既存の制度体系を活用した暫定的な改革構想であったことがわかる。

結果として、第4次作戦が開始される6月時点になっても、それらの構想は進展を見なかったことから、ひとまず現行の地方制度を活用する方針が取られた⁵¹。ただし、蒋介石は満洲事変後に緊張を増す日中関係を念頭に置き、戦時を見据えた組織の集権化を構想していた。蔣は6月16日の日記に、抗戦準備期

⁴⁶ 民国歴史文化学社編輯部編『南昌行營：政治工作報告（二）』香港：開源書局、2020年、193、197頁。

⁴⁷ 以上の提案は、『豫鄂皖湘贛清剿會議記錄』出版地および出版社不明、1932年、上海市档案館蔵、113-114頁。

⁴⁸ 同上、116頁。

⁴⁹ 全国紙である『申報』主筆を務めていた陳景韓も、1932年9月2日に蒋介石に宛てた意見書中において同様の主張を行っている。呂芳上編『蔣中正先生年譜長編』第3冊、台北：国史館、2014年、730-731頁、1932年9月4日の条。同年譜は以下では『蔣中正年譜』と略記する。

⁵⁰ 前掲、『豫鄂皖湘贛清剿會議記錄』、119頁。

⁵¹ 蒋介石は6月17日には、顧祝同、魯滌平、呉忠信の三省主席に対して、その間何ら進展が見られなかったことから、4月時点での構想を再説している。『蔣中正年譜』第3冊、677頁、1932年6月17日の条。

の政治組織に関する構想として、中央政府では従来通り委員制を採用しつつも、最終的決定を下しう主席を設置し、省政府においては委員会制から省長制へと移行し、かつ不要な組織を統廃合する案を記している⁵²。他方で、直後の6月18日の五省清剿会議⁵³において蔣が行った演説では、委員会制度は責任が不明確であり、相互に責任を押し付けあう点に欠点があり、そのために省主席は各委員の間を「総括する」地位にあるべきだと述べるに留まっている⁵⁴。つまり、省政府の組織についても、即時的な集権化は行わずに、現行体制を微修正することで、省主席の指導力強化が目指されたのである。

③ 県長改革の実際

こうした背景の下に、県政改革は組織改革を伴わずに展開されることになった。剿匪区内の県長の職権拡充は、実態としては県長の兼任職を増加させることで達成された。江西省泰和県の帥学富は、軍人出身であったこともあり、県長就任時に県保安処長・江西保衛第一師団長・南昌行営軍法官を兼任していた⁵⁵。おりしも剿匪区においては文人県長の逃亡が相次ぎ、後任には軍人や、出先軍の推薦者が充てられる傾向が強まっていた⁵⁶。こうした人事慣行は、剿匪区の準戦時的性格をうかがわせるに十分である。

帥学富の回想からは、武装力に裏付けられた広い裁量を持つ「軍人県長」としての帥が、秩序再建の中心的役割を果たしていたことがわかる。回想によれば、最も対処が困難であったのは共産党占領区から流入した難民への対応であり、彼らは生存のため盗難や強奪に及び、土着民との武力衝突に発展すること

⁵² 『蔣中正年譜』第3冊、676頁、1932年6月16日の条。

⁵³ 1932年6月16日から3日間にわたり江西省廬山で開催され、河南・湖北・安徽・江西・湖南省の軍政長官が出席していた。会議の場で「軍事三分、政治七分」を匪剿戦のスローガンとして提起したことで知られる。『蔣中正年譜』第3冊、677頁、1932年6月18日の条。

⁵⁴ 『事略稿本』第15巻、134頁、1932年6月18日の条。

⁵⁵ 帥学富「我如何做剿匪泰和県長」『江西文献』第73期、1973年、33頁。

⁵⁶ 呂芳上「対訓政時期江西県長的一些觀察」『民国史論』中冊、台北：台湾商務印書館、2013年、1070-1075、1068頁中の註(64)。呂芳上は1928年から1933年までの江西省の県長の共産党への対応を検討しているが、その範囲内だけでも11件の県長の逃亡が確認できる。

もあった。そこで帥が採ったのは「毒をもって毒を制する」方針である。これは帥が率いる保衛団が「匪区」村落を急襲している間に、難民から選抜した壮丁に村落を強奪させ、同じく難民を主体とする難民管理委員会によって物資を分配させるという方策であった。やがて義勇隊は梭鏢（長柄の槍）ではなく、鹵獲した銃器を用いて自立的に行動するようになり、次第に急襲を受けた村落の住民は帰順を示すようになった。結果として、泰和県東部の「匪区」は回復され、難民問題も収束したという⁵⁷。

なお、剿匪区末端の動向において、銃器の所有が勝敗を決定づけていることは注目し得る。再び帥学富を例に取れば、1934年7月に南昌行営に行った報告では、700人余の銃装兵に急襲され、義勇隊は「多勢に無勢」となり、即時に撤退したと記している⁵⁸。また、同年11月の南昌行営宛ての電報中では、泰和県内の二区および三区に銃装兵が800人余り潜伏しており、兵力不足の恐れから飛行機を用いた偵察・爆撃による支援を要請している⁵⁹。こうした実情を踏まえれば、高度に武装化された社会であったからこそ、剿匪区の奪還および善後事業は軍事的色彩を強める必要があったことが分かる。また、保安隊を組織することで県長の下に武装力を結集させるという発想も、同様の文脈から生じたものだとはいえる。

県長が兼任職を増やすことで県長の職権はたしかに拡充された。しかし、それは同時に文官である県長を軍事的秩序に組み入れることを意味した。文官と武官の処罰や褒章にかかる制度的区分は原則として明確でなければならないが、剿匪区ではその境界が流動化していたのである。1932年8月の県長の軍法官兼任はその典型例であり、例に漏れず蒋介石の提議によって、県長が軍紀肅清や匪賊の処罰に直接関与できるよう制度化された。背景には、軍人を装った者や来歴不明の兵士が民衆を惑わすことで、「赤匪（共産党員のこと：引用者注）や盗賊がいつの間にか生み出されている」実情があるものの、「県長は権限に縛られて直接に対処することができず」、対応の妨げになっているという認識があった⁶⁰。

⁵⁷ 前掲、帥学富「我如何做剿匪泰和県長」34-35頁。

⁵⁸ 「武装叛国（五十九）」『蔣中正總統文物』002-090300-00082-055、国史館蔵。

⁵⁹ 「武装叛国（五十七）」『蔣中正總統文物』002-090300-00080-011、国史館蔵。

⁶⁰ 「剿匪区党政組織法令案」『国民政府』001-012071-00114-009、国史館蔵。

他方で、県長自身が軍法で裁かれる事案も生じることになる。河南省南部の鄧県の県長であった耿子謙は、かねてより悪行で知られていたが、1932年10月には軍法に照らして銃殺刑となった。河南省政府主席の劉峙は、蔣介石に対し、事前に河南省裁判所まで耿子謙の身柄を引き渡すよう要請していたが、電報が届いたのは、劉鎮華（湖北・河南・陝西辺区剿匪督弁）が蔣の命を受け処刑した後であった。事後に蔣が劉峙に宛てた電報中では、湖北省では、行政人員などの告発が事実であると発覚した場合には「すぐさま当地に駐在している軍隊に対し、（鄂豫皖総司令部の：引用者注）本部軍法処まで捕縛および護送させて尋問処罰を行うか、あるいは駐在地の最高長官ないし、軍法官を兼ねた県長に、その場で銃殺刑を執行させている」ために、今次においても同様に処理すべきと判断したと述べている⁶¹。

このように、剿匪区の県長は兼任職の増加によって対応力を高めたが、それは文官職の軍事秩序への従属を意味していた。加えて、次節で検討する行政督察專員制度による監視と統制も加わり、県政のパフォーマンス向上が図られた。言い換えれば、围剿戦期の県政改革は、県政府組織の改編ではなく、実質的には県長改革として展開されたのである。

以上の経過から、第4・5次围剿戦期においては、行政組織の改編における理念的志向は乏しく、围剿戦という特殊事態への対応は、主として県長改革に依拠していたことがわかる。実際に、県と省の制度的改編は1934年末まで本格化せず、32年夏から34年秋にかけての行政運営は、臨時的かつ便宜的措置によって乗り切られていたといえる。こうした状況を踏まえれば、行政組織再編による集権化は、围剿戦期の政治的慣行の副産物として生じたのであり、作戦の成功要因とはいえない。したがって、围剿戦期における行政制度再編における便宜的解決方針がいかなる形で現れ、いかにして集権的改革へと接続されたのか、次なる検討課題となる。

第三節 行政督察專員制度の導入

ここで行政制度改革の全体像について俯瞰しよう。程方によれば、省―県関

⁶¹ 王正華編『事略稿本』第17巻、新店：国史館、2005年、234-236頁、1932年10月28日の条。

係の調整には二つの方針が存在した。すなわち、(1) 省と県の間に中間的行政単位を設けること、(2) 省政府の組織を縮小し、県政府の組織拡充を図ることである。前者は行政督察区および行政督察専員の設置に、後者は省政府の組織統合（合署弁公）、および県政府の集権的組織化（裁局改科）へと結実した⁶²。

(1) は孫文以来の二級制構想から逸脱する便宜的措置であったが、1932年に剿匪区で導入された行政督察区は周辺の省にも導入され、囲剿戦終了後も事実上の行政単位として残存した。他方、(2) は国家建設構想に即した正統的方针であり、剿匪区での先行実施を経て1934年末に制度化された。結果として、両方針は時差を伴いつつも剿匪区内で並行して実現されたのである。ただし、行政督察区は本来、省の行政的機能を段階的に移管するための過渡的措置であり、制度的には撤廃を前提とするものであった⁶³。したがって、両方針が同時に実現したこと、さらにいえば行政督察専員制度が残存したこと自体が矛盾を孕むものであり、剿匪区における改革過程の独自性を示している。本節では、行政督察専員制度に代表される便宜性の高い制度がどのように導入され、また運用されていたのかを跡づける。

① 行政督察専員の制度化

第4次囲剿戦期における湖北・河南・安徽の三省では、県政府の機能不全への対応として、省政府の影響力を排除しつつ、三省総司令部が主導する形で行政組織の再編が進められた。共産党から奪還した地域には新県（經扶県・立煌県⁶⁴）が設置され、新任県長の任命や行政区画の調整は総司令部の審査を経た上で決定されるなど⁶⁵、軍人を活用した統治体制の再建が図られた⁶⁶。このよう

⁶² 前掲、程方『中国県政概論』、32-33頁。

⁶³ 省区縮小と行政督察専員制度の関係については、前掲、味岡徹『中国国民党訓政下の政治改革』第5章が検討している。

⁶⁴ 經扶は河南省主席であった劉峙の字から、立煌は第14軍長および鄂豫皖三省剿匪軍中路軍第6縦隊指揮官の任にあった衛立煌の名から取られている。

⁶⁵ 「鄂豫皖三省剿匪総司令部公布『收復区新設県治建置大綱』」中国第二歴史档案館編『国民政府政治制度档案史料選編』上冊、合肥：安徽教育出版社、1994年、449-450頁。

⁶⁶ なお經扶県においては、奪還後に同地の善後工作进行を担当していた湯恩伯（第二師長）を初代県長に充てる予定であったが、湯が固辞したため、劉峙（河南

な地方ガバナンスの再建は、作戦地域における制度の運用を省主席の専管事項に留めず、三省総司令部が人事・法令面で積極的に介入する点に特色があった。また、三省総司令部秘書長の楊永泰による「淮南省」構想や⁶⁷、蔣介石による江蘇省の直隸省化提案など⁶⁸、地方統治に関する多様な構想も見られた。ただし、これらはいずれも局地的な試みに留まり、制度化には至らなかった。

他方で、県政府の機能向上を監視と統制の強化により達成しようとする制度的枠組みは、「首席県長」制度を起点として、広がりを見せていた。先述のように、首席県長制は、一人の県長に管轄内の数県を監督する権限を与え、行政運営の効率化をはかる制度である。同様の制度は1931～32年に浙江・安徽・江西各省で趣旨を異にしつつも広く受容され、共産党対策という共通課題のもとで普及した⁶⁹。元来、これらの制度は省政府の行政的便宜のために導入された経緯を持つが、新たに三省総司令部が管轄した湖北・安徽・河南の三省では囲剿戦遂行のための制度として再解釈されることになる。このような背景の下に、1932年8月以降は諸制度の行政督察専員制度への統合がなされた。行政督察専員は形式上は省政府の一部であっても、実際には三省総司令部が各省の政治に介入し、作戦遂行上の行政的障害を排除する手段として制度化された⁷⁰。その意味で、名実ともに「剿匪総司令部の特派員」⁷¹に他ならなかったのである。

行政督察専員制度は、県政府および県長に対する定期的な視察と行政事務の監督を目的とした制度である。行政督察専員は原則的に駐在地の県長を兼ねることとされ、その限りでは首席県長に類似した制度でもある。しかし、省政府

省政府主席)が推薦した鄭養吾を充てることになった。『事略稿本』第17巻、460頁、1932年11月26日の条。

⁶⁷ 張鈞『風雨漫漫四十年』北京：中国文史出版社、1986年、297-298頁。

⁶⁸ 『蔣中正年譜』第3冊、747頁、1932年10月1日の条。

⁶⁹ ただし、各省ごとに名称は異なっていた。沈懷玉「行政督察専員制度之創設、演變与功能」『中央研究院近代史研究所集刊』第22期上、1993年、433-436頁。

⁷⁰ 田弘茂も行政督察区および専員の設置は、剿匪区内における省政府の影響力を削ぐための試みの一つであったと述べている。Hung-mao Tien, *Government and Politics in Kuomintang China 1927-1937*, Stanford and London: Stanford University Press, 1972, p.107.

⁷¹ 「鄂豫皖三省総部訓令為解釈設置専員立法要点」程懋型『剿匪地方行政制度』上海：中華書局、1936年、256頁。

ないし三省総司令部が直接専員（兼県長）を派遣することを想定している点で、単に既存の県制度を拡張したものではない。三省総司令部の秘書長である楊永泰は⁷²、囲剿戦期の政治改革を多方面で主導した人物であり、同制度の考案者でもあった。楊によれば同制度は「これまでの何種類かの制度を溶鉱炉で製錬することで生まれた、新たな産物」なのであり、道尹・知州・鎮守使などの、清朝以来の歴史的先行制度の長所をあわせ持つものだという⁷³。

先行制度との比較でいえば、行政督察専員が管区内の保安隊などの治安維持組織を指揮・監督可能であった点は重要な相違である。それが囲剿戦への対応を念頭に置いていることは一目瞭然である。だが、このような制度設計は「軍民分治」（軍政と民政の分離）の組織原則に反するものであり、後に述べる省県二級制の枠組みとの関係も争点となるなかで、当制度の地方行政系統における位置づけを難しいものとした。そのため、制度化過程も紆余曲折に富んでいる。1932年8月6日には、三省総司令部が湖北・河南・安徽三省に限定した「剿匪区内各省行政督察専員公署組織条例」を公布し、その一方で行政院も同日に全国一般に適用される「行政督察専員暫行条例」を公布した。結果として、この制度は二つの異なる根拠法令を同時に持つこととなったのである。

こうした新制度の創設に対して、慎重論を取ったのが行政院および内政部である。内政部は一貫して、孫文の省県二級制構想に反する新行政単位の創設を問題視したが、制度の必要性自体を否定していたわけではない。内政部長・黃紹竑は行政院宛ての提案文中において、「省の区域が過大であり、省区の縮小もすぐには行えないことから、臨時的に監督・視察の機関を設ける必要がないわけではない」と述べている。また、制度の実施にあたっては「中央によって計画および差配される必要があり、それにより（制度の：引用者注）不一致を避けなければならない」とも提案しており、制度の臨時的側面と中央による統

⁷² 広東省茂名県（現在は市）出身。民国初年から国民党所属の国会議員として活動し、憲法起草委員会委員などを歴任した。北伐後は軍事委員会秘書長などを経て、1932年に鄂豫皖総司令部秘書長に就任し、囲剿戦終結後も、武昌行営秘書長、四川行営秘書長、湖北省政府主席として隠然たる影響力を行使し続けたが、1936年に暗殺された。劉紹唐編『民国人物小伝』第3冊、台北：伝記文学出版社、1980年、267-268頁を参照。

⁷³ 楊璿熙編『楊永泰先生言論集』台北：文海出版社、1973年、47頁。

制の必要性を強調していた⁷⁴。こうした内政部の方針を承け、中央党部・政府における政策決定の会合である中央政治会議においても、法制化に先立って事前の審査が行われた。1932年7月6日の会議では審査意見が検討され、省政府主席・民政庁長との職権重複をめぐる問題や、省内を数区に分割した上で省県二級制との整合性を保つことが論点となったが、「現行制度を変更しないこと、すなわち区を分かつことは明記しない。次に、省県二級制を維持すること、すなわち別個に（行政督察專員の：引用者注）役所は設けない」との審査方針が再確認された⁷⁵。

このような方針の下に、行政院側の制度化過程においては、制度をあくまで省政府の補助機関として位置づけ、省県二級制の枠組みを維持する形で制度化が行われた。公布された「行政督察專員暫行条例」によれば、專員は特殊事情のある地域にのみ設置され（第1条）、人事も「区内の各県長から一人を指定して兼任させる」（第3条）とされ⁷⁶、臨時性と局地性が強調されていることがわかる。また、專員は「特殊事項の処理が終了し次第、すみやかにこれを撤廃する」（第1条）ともされていた⁷⁷。

中央政府の側の消極的な動向がある一方で、三省総司令部においても行政督察專員の制度化が進行していた。あえて同日に二つの根拠法令が公布されたことは、行政院の法令が剿匪区を含む包括的なものとなれば、作戦遂行に支障を来すことを危惧した総司令部側が、自らの管轄地域を明確にするために行った措置だと考えられる⁷⁸。その意味で、根拠法令が二重に存在したことは行政的

⁷⁴ 「内政部致行政院秘書処函（6月26日）内政部為提議並擬定行政督察專員暫行條例送交國務會議討論並公布事与行政院往復各文」前掲、『國民政府政治制度檔案史料選編』下冊、458頁。

⁷⁵ 「中央執行委員會第316次政治會議議事録」（1932年7月6日）中央0316、中国国民党中央文化傳播委員會党史館蔵。

⁷⁶ 上述の黃紹竑の提案では、当初は省政府委員が行政督察專員を兼任することも想定されていた。前掲、「内政部為提議並擬定行政督察專員暫行條例送交國務會議討論並公布事与行政院往復各文」、460頁。

⁷⁷ 「行政督察專員暫行條例」の条文は徐百齊、呉鵬飛編『中華民國法規大全』第一冊、上海：商務印書館、1936年、510頁を参照。

⁷⁸ 当初の行政院側の法令は剿匪区も含むものであった。前掲、沈懷玉「行政督察專員制度之創設、演變与功能」、436頁。

分裂を示すものに他ならないが、他方で剿匪区が中央政府の行政権力の及びえぬ地域として現れていたことを示している。

中央政府のそれとは対照的に、剿匪区における制度化過程においては、制度の普遍的性格や行政能力向上への貢献が強調された。蒋介石は鄂豫皖剿匪総司令の名義で制度の必要性を国民政府に訴えた際には、「省ごとに数十もしくは百あまりの才徳兼備の県長を探し求めることは容易ではないが、十数名ないしは数人の腕利きの行政専員を探すことは可能である」と述べ、現実的見地から専員の導入が官紀肅正の要となんとした。さらに、制度施行の要点として（1）行政督察区を省内に普遍的に設置すること、（2）専員は現任の県長から選ばず個別に派遣すること、（3）専員は駐在地の県長を兼ね、昇格の道筋を整えること、（4）行政督察区は単純な行政区画とし、地方自治団体とはしないことを挙げた⁷⁹。行政院側の制度化が実質的に首席県長制の延長線上になされたことを想起すれば、それに対する暗黙の批判とも取れる内容である。

一方で、剿匪区側も「建国大綱」との整合性を意識していたことも事実である。楊永泰は1932年9月28日の演説で、制度の位置づけを以下のように述べている。

専員制を実行することで建国大綱との間に矛盾が生じるかもしれないという懸念は、全く正しくない。……かれらは建国大綱中の自治団体（に関する規定：引用者）をよく見ていない。もとより二級制を取っているものの、省は自治団体でありつつも行政区域であり、県は完全な自治団体である。行政督察専員はあたかも民政庁の一つの支部のようなものであり、民政庁が大本であり、専員公署は派生したものである。この制度は行政機構が水平的に拡大したものであり、自治団体を縮小して重ね合わせたものではないことは明らかであり、建国大綱とも矛盾を来さない…⁸⁰。

楊の説明に従えば、行政督察専員の設置はあくまで省の行政権力の拡張とみなされるべきであり、「屋上屋を架す」試みではないことを強調する必要がある。

⁷⁹ 「剿匪区党政組織法令案」『国民政府』001-012071-00114-011、国史館蔵。

⁸⁰ 「総部新頒法規的精義」『総部新頒法規的精義及豫鄂皖政制改革与財政整理』漢口：豫鄂皖三省剿匪総司令部、出版年不詳、19-20頁。

たことがわかる。しかし、剿匪区における根拠法令によれば、専員は省政府の指揮監督を受けるとされる一方で、「総司令部に直接に隷属する」とも定められている（第3条）⁸¹。こうした側面に照らした場合、民政庁の支部という説明は一面的であり、説得のための論理という側面を持っていたことは否定できない。

行政督察専員の制度化をめぐる根拠法令の錯綜状況は、制度の必要性が認識されつつも、行政院と三省総司令部が異なる政治的文脈で制度を処理した結果であった。その過程においては三省総司令部側の独走も見られたが、結果から言えば制度の統一性は達成されず、江西のように双方の法令を参照する省や⁸²、行政院側の法令のみを遵守した江蘇・浙江などが併存する分裂的状況となった⁸³。とはいえ、この分裂的状況は匪剿戦の便宜を図る上で、剿匪区内の行政督察専員公署をむしろ機能的に強化する方向に作用した。その意味で、同制度の全国的拡大の基礎を築く契機ともなった点は注目を要する。

② 行政督察専員の任用

行政督察専員制度は、剿匪区と非剿匪区で異なる展開を見せつつも、1936年に行政院が再び法令を統合し、暫定的ながら制度として定着した。制度が人事に大きく関する以上、行政督察専員はいかなる人材により担われ、またいかなる経路により任用が行われていたのかを明らかにする必要がある。以下では、剿匪区における行政督察専員の任用を中心に、制度の運用実態に接近したい。

まず、剿匪区では三省総司令部が任免権を持つとされたが、実際には各方面からの推薦を受け、総司令部が審査・決定する形式が取られていたようである。鄂豫皖総司令部軍法処の主任軍法官であった毛家騏によれば、毛が政治思想状況の改善をめぐって蒋介石に上書した際に、蔣は返信中で「行政督察の候補者は探すのが簡単ではなく、知り合いで確かに任に堪える者がいるのであれば、

⁸¹ 「鄂豫皖剿匪総司令部公布『剿匪区内各省行政督察専員公署組織条例』」前掲、『国民政府政治制度檔案史料選編』下冊、465頁。

⁸² 中華民国内政部年鑑編纂委員会編『内政年鑑』第一冊、上海：商務印書館、1936年、民政篇、第1章、地方行政制度、220-221頁。

⁸³ 前掲、沈懷玉「行政督察専員制度之創設、演變与功能」、436頁。

極力推薦されたい」と記していたという⁸⁴。より多くの推薦を募るための口吻という可能性もあるが、その後の状況も考えると、人材の物色が困難であったために推薦を慫慂したのだとも解釈できる。

行政督察專員の人材獲得においては、省主席など、政治的に重要なポストの位置にある人物からの推薦が一つのルートとなっていた。河南省主席の劉峙は制度化後間もない8月末の時点で、河南省政府から一人か二人派遣して待命させることを提案しているし⁸⁵、湖南省政府主席の何鍵は硝磺総局（硝石・硫黄の採掘部門）の撤廃に伴い、元局長の汪琦を推薦している⁸⁶。また、のちに財政部長となる孔祥熙は外遊中であったが、蔡光輝という人物を推薦するにあたり、「比較的交通が便利な場所」に派遣するようお願い出ている⁸⁷。これらはいずれも事前に秘書長・楊永泰が検討し、蒋介石に諮って決定していたが、こうした要人からの推薦は基本的に却下されていない。しかし、自ら有望であることを主張し、就任を願い出た宋世科（独立第40旅長）の自己推薦や⁸⁸、楊と不仲な仇鰲（鄂豫皖総司令部党政委員会監察処副主任、のちに軍法処主任）の推薦者は、却下ないし保留としていた⁸⁹。楊が人材登用に慎重を期していたことは確かである。

このような楊永泰の慎重さは、行政督察專員を剿匪区における政治改革の枢要と位置づけていたことに起因する。安徽省では首席県長制が先行的に試行されていたため、行政督察專員制度への移行が段階的に実施され、共産党の根拠

⁸⁴ 「一般資料—民国二十一年（二）」『蔣中正總統文物』002-080200-00054-087、国史館蔵。

⁸⁵ 「一般資料—民国二十一年（二）」『蔣中正總統文物』002-080200-00054-038、国史館蔵。

⁸⁶ 「一般資料—民国二十一年（三）」『蔣中正總統文物』002-080200-00055-012、国史館蔵。

⁸⁷ 「一般資料—民国二十一年（二）」『蔣中正總統文物』002-080200-00054-093、国史館蔵。

⁸⁸ 文書上の返答記入欄には「不要」とのみ記されている。「一般資料—民国二十一年（七）」『蔣中正總統文物』002-080200-00059-038、国史館蔵。

⁸⁹ その人物は王次甫である。後に湖北省第7区專員となる雷嘯岑が、楊永泰に王との面談を薦め、楊が面談の際に得た印象が「悪くはなかった」ために、王は河南省に派遣されることになったという（雷嘯岑『我的生活史』台北：龍文出版社、1994年、119-120頁）。

地が点在した西部地区に先行配置することとなった。楊は蒋介石に宛てた電報で、候補者について「徐曦は真面目で温厚だが手腕に欠ける嫌いがある」、「盛士恒は熱心だが行政経験が十分かどうかは疑問である」、「高寿恒は性格が頑固で……何事につけても法律を守らず、一切の政令を気ままに解釈している」と評価し、「徐と高は理想とは合致しない候補」であるとして再考を促している。楊がそのようにいうのは、「おもうに、専員は今後の三省の政務整理における中核的存在であり、無理に数を揃えるのならば、必ずや後日の災いとなるはずである」という認識を持つためである。そのため、制度の草創期にあつては「寧缺勿濫」——いたずらに数を合わせるよりかは、欠けている方がまだよい——とまで主張するのであつた⁹⁰。結果として徐曦以外が安徽省の第一期専員に採用されたが、三省総司令部、さらにいえば秘書長の楊永泰が人事を主導していたことは変わりがない。

他方で、三省総司令部の人選はしばしば地方との軋轢を生み出すことにもなった。囲剿戦に参加した張鈐の回想によれば、河南省南部の第9区専員に陳継承が任命されたのは、同地で善後工作を担っていた自身の牽制を意図したためであるという。張の率いる第76師は陳の献策により洛陽に左遷され、残留した75師は陳の指揮下に入った⁹¹。実際のところ、張鈐の部隊については、河南省政府主席の劉峙が「質が極めて悪く、整理も行われていないため、頼りになるかは未知数」と述べるように⁹²、雑多な構成分子を多く含んでいたようである。蒋介石も「最も困難なのは張鈐および張に寄生する諸部隊である」と同様の見解を記していることから⁹³、やはり陳の任命は張を排除する意図の下に行われた可能性が高い。しかし張によれば陳の施政は不調で、かえって紅軍の増加を招いたというから⁹⁴、張が不満を抱いたのも無理からぬことであつた。

行政督察専員の任用をめぐる状況からは、三省総司令部——実質的には楊永泰——が剿匪区各省の人事権を掌握し、省政府の頭越しに人材派遣を行ってい

⁹⁰ 「一般資料—民国二十一年（五）」『蔣中正總統文物』002-080200-00057-097、国史館蔵。

⁹¹ 前掲、張鈐『風雨漫漫四十年』、298頁。

⁹² 「一般資料—民国二十一年（十六）」『蔣中正總統文物』002-080200-00068-035、国史館蔵。

⁹³ 『事略稿本』第17巻、488頁、1932年11月30日の条。

⁹⁴ 前掲、張鈐『風雨漫漫四十年』、298-299頁。

たことが確認できる。上記のような制度の運用を考慮すれば、こうした人選が楊永泰を中心とする「政学派」⁹⁵の伸長と見なされたことは不思議ではない。「政学派」は、実務的志向の強い行政官や軍人を中心とする政治勢力であり、囲剿戦期には地方政治における影響力を強めたことが知られている。だが、彼らは新興勢力であることに変わりはなく、次第に党内の既存の諸派閥との軋轢を深めていった。1936年には、党内派閥闘争の激化から楊は暗殺の憂き目に遭うが、囲剿戦期の政務運営の形態はその遠因であっただろう。地方政治との関連からいえば、行政督察專員として派遣された経歴を持つものが、爾後に「政学派」と認識されていることから明らかなように、行政督察專員制度は人事を通じて派閥形成に一役買っていたのである。

制度と派閥の関係は一見すると異なる次元の問題である。しかし、行政督察專員制度は囲剿戦への対応という臨時性を強く帯びた非正規官職であり、楊が人事権を握る特殊な状況下では、柔軟な制度の運用形態が派閥拡大の契機となった。この限りで、「政学派」の伸長と專員制度の設置は相互に関連していたのである。ただし、囲剿戦の終了に伴う、三省総司令部および南昌行營の撤廃後は、專員の任免権は各省に移されることになった。その意味で、「政学派」の伸長もまた、囲剿戦期という特異な政治状況に規定された現象であったことも留意すべきである。

第四節 理念と便宜の融合

前節で述べたように、行政督察專員制度は当初、臨時的性質を強く意識されていたにもかかわらず、その後には恒久的な地方制度として定着した。それで

⁹⁵ 「政学派」は、高級官僚や軍人、知識人や金融・財界の人物を構成分子とした国民党政権の派閥として、同時代においてすでに認知されていた。しかし、同派には固定された宗旨などがあったわけではなく、比較的緩やかな政権内集団であったことが従来の研究により指摘されている。李宜春は「政学派」の中で影響力のあった人物として、張群、黄郛、楊永泰、熊式輝、呉鉄城、黄紹竑、陳儀、沈鴻烈、劉鎮華、翁文灝、呉鼎昌、張嘉璈（張公権）、王世杰、蔣廷黻、魏道明、呉国楨、俞鴻鈞、徐堪、劉攻芸、周作民、錢新之、何廉、胡家鳳、文群、王又庸、王次甫、龔学遂などを挙げている（李宜春『新政学系述論』北京：社会科学出版社、2015年、5頁）。

は、剿匪区において最終的に実現する省・県政府の組織再編は、行政督察專員制度の恒久化といかなる関係にあったのか。本節では、行政督察專員制度の変容を起点とし、制度改革における便宜的措置が拡大する過程を跡づける。

① 臨時制度の恒久化

行政督察專員に課された任務は、保安組織の再編や、民衆統制のための隣保組織である保甲制の組織に加え、県の財政整理、交通の建設、教育の整備、農村経済の再建など、非常に多岐にわたっていた⁹⁶。楊永泰自身が、制度の実施から二年後に、「汚職役人はかつてに比べて挙動を慎むようになり、地方の財政整理も軌道に乗ってきており、苛酷で雑多な税の多くが取り除かれた」と総括するように⁹⁷、地方政治の改善には一定程度貢献していたことがわかる。

しかし、こうした効果が認識される一方で、制度の臨時性が直ちに払拭されたわけではない。行政督察專員制度の恒久化は、一面では国民党政権の行政能力の強化を意味するものであり、その点にこそ、剿匪区に起源を持つ同制度に埋め込まれた便宜性が形を変え、より広く統治体制に取り込まれていく契機があった。結果からいえば、地方制度における事実上の中間単位として行政督察区が定着したことにより、行政院および内政部による同制度を臨時的なものに留める試みは後景化することとなる。それでは、恒久化の契機は制度のいかなる側面に求められるのか。以下に、剿匪区および一般省における制度運用の実態を取り上げ、いかなる分岐が生じていたのかを検討する。

制度の恒久化の契機の一つは、行政督察專員が駐在地の県長を兼ねるか否かという問題にあった。三省総司令部および行政院のいずれの根拠法令も、県長の兼任を強調していたが、それは省県二級制の体裁を維持する上で、鍵となる要素であったからである。しかし、この点をめぐっては、兼任不要論が根強く存在した。江蘇省政府主席を務めた陳果夫が述懐するように、行政院側の法令

⁹⁶ 行政督察專員の任務については、沈懷王「湖北省的行政督察專員制度（1932～1949）」『郭廷以先生九秩誕辰紀念論文集』台北：中央研究院近代史研究所、1995年、148-157頁を参照。

⁹⁷ 国民政府軍事委員会委員長南昌行營第二庁編輯室編『各省高級行政人員奉召南昌集会紀錄』南昌：国民政府軍事委員会委員長南昌行營第二庁編輯室、1934年、「工作総評」、41頁。以下、同資料は『高級行政會議』と略称する。

を参酌した江蘇省を起点として、不兼任方式は広がりを見せていた。陳が不兼任を推奨する論理は明快である。曰く、剿匪区は特殊事情に基づいているため、行営の直接派遣になる専員が県長を兼ねることは合理的である。だが、非剿匪区において「監督と視察」という制度の名目を全うするには、兼任しない方が制度の効果を発揮できるというのである⁹⁸。要するに、純粹に制度の実効性を追求する場合には、県長を兼ねない方がよいとする見解である。また、剿匪区においてもこうした兼任不要論は見られた。例として、湖北省第8区専員であった李家鼐は1934年の高級行政人員会議において、職務の煩雑さを理由に県長の兼任解除を提議しているが、これは法令と抵触するという理由から一蹴されている⁹⁹。

非剿匪区における制度運用の柔軟さは、剿匪区における運用の厳格さの対極に位置するものであった。ただし、剿匪区においても運用方針が統一されていたわけではない。江西省は名実ともに剿匪区であったが、行政督察専員の設置に際しては二つの根拠法令を混合的に参照していたこともあり、専員による県長の兼任は徹底されなかった¹⁰⁰。上記の検討を踏まえれば、行政督察区が事実上の行政区画として定着したことは、県長兼任をめぐる制度の運用状況が省ごとに多様であったこと、また皮肉にも非剿匪区において先行的に不兼任方式が実施されていたことに求められる。要するに、行政院が想定していた首席県長のごとき運用原則は、各省の多様な運用形態の下に、形骸化の一途を辿っていたのである。

第二の契機は、行政督察専員制度が保安系統の中枢として制度的に組み込まれた点にある。行政督察専員は剿匪区・非剿匪区を問わず保安司令を兼ね、治安維持に大いに貢献していた¹⁰¹。雷嘯岑（湖北省第7区専員）は、江陵県の保

⁹⁸ 陳果夫『蘇政回憶』台北：正中書局、1951年、8-9頁。

⁹⁹ 『高級行政會議』「建議及其處理」、25頁。

¹⁰⁰ 『高級行政會議』「工作総評」、60頁。第5次作戦期である1934年には江西省の行政督察専員の組織は改組され、専員による保安司令および県長の一律の兼任や、専員公署の予算の拡充が定められた。しかし1935年の時点でも専員による県長の兼任は徹底されず、なお半数に留まっていた。民国歴史文化学社編輯部編『南昌行営：政治工作報告（一）』香港：開源書局、2020年、10-11頁、江西省政府統計室編『江西年鑑』南昌：江西省政府統計室、1936年、193頁。

¹⁰¹ ただし、浙江省においては保安司令の兼任は実施されておらず、また江西省

安隊について「隊長十人のうち、八から九人は匪賊の頭であり」「アヘンの吸引癖があった」と述懐するが、訓練の強化を通じてかれらの辞職・脱走を促し、軍法で処罰したと語る¹⁰²。従前の保安隊が区長の私兵的存在であったことを踏まえれば、保安組織の一元的掌握が治安再建に不可欠なステップであったことは言うまでもない。

重要なのは、保安組織の整理は徴兵制実施の基礎ともなっていたことである。雷は「一年を期限として、期限が満了すれば絶対に退役させ」ることにし、「退役を願わない壮丁もいたが、私はかれらの要求をはねのけた」と述べているが¹⁰³、徴兵制の円滑な実施が、訓練による人材育成を前提としていたことがわかる。楊永泰も1934年6月の第二次保安会議で、保安組織を徴兵制の基礎とする構想を提示し、「あらゆる保安団ないし保安隊は国家により管理され、地方により使用される」ことが望ましいと述べている。その上で、「省ごとに若干の保安団管区に分け、区内の壮丁を引き抜いて、最低でも毎年、区ごとに一つの保安団の訓練を行わせる」ことで、交代制による訓練と退役を繰り返し、徴兵制の基盤を築く構想を持っていた¹⁰⁴。

この徴兵制を見据えた構想の中で、行政督察専員は地方政治の再建における不可欠な構成要素として読み替えられていく。楊は、まず県レベルで保安組織を集中管理し、次に行政督察区で統括し、最終的に省レベルでの集中を図るべきとした¹⁰⁵。その理由として、過去に「赤化」した県ほど保安組織が必要とされるにもかかわらず、社会経済が混乱した状況下では、保安組織の維持経費の捻出が困難である。そのため、行政督察区内の経済的に安定した他県と協調させることで、「余剰を酌みとり、過不足を調整する」必要を説くのである¹⁰⁶。共産党による農村の「赤化」が農村の困窮と社会経済の攪乱に起因していたことを踏まえれば、国民党政権の内政課題は治安と経済の再建に他ならない。保安

においても第5次作戦以前は不兼任が基本であった。前掲、『南昌行営政治工作報告（一）』、10頁および『高級行政會議「建議及其處理」、9頁。

¹⁰² 前掲、雷嘯岑『我的生活史』、123頁。

¹⁰³ 同上。

¹⁰⁴ 国民政府軍事委員会委員長南昌行営編『南昌行営召集第二次保安會議紀錄：民國二十三年』台北：文海出版社、1989年、「工作総評」、7頁。

¹⁰⁵ 同上、6頁。

¹⁰⁶ 同上、6、14-15頁。

組織の国家的掌握も、地方の治安維持ないし経済再建を目的とする限りで、あくまで同様の文脈に根差したものであることは注意を要する。こうした全般的な地方政治の再建構想のなかで、行政督察専員はその中核的機能を担う存在として再定義されたのである。

こうした展開は端的に言えば、行政区と保安管区を一体化する試みであったが、「保安制度改進黨綱」が1934年7月に公布されることで既定の方針となった¹⁰⁷。行政督察専員がそもそも軍政・民政を一挙に掌握する存在であっただけに、柔軟な運用が可能になった側面はあるだろう。しかし、徴兵制を視野に入れたものとして同制度を位置付けたことは、制度の恒久化を決定付けたと考えられる。そこにおいては、囲剿戦への便宜的対応という名目は不要となり、行政督察専員制度は一地方制度としての意義と機能を備えたものとして、制度的に定着する条件を備えたものと理解できる。したがって、従前のように「省政府機関の水平的拡張にすぎない」とする論理は、もはや制度の正当性を支える根拠として、必要とされなかったのである。

② 省・県政府における組織改革の断行

行政督察専員制度は、臨時制度としての性格を持ちながらも、運用面における需要がその臨時性を覆い隠し、結果として恒常的制度へと定着していった。それでは、訓政期の地方行政制度における課題であった省一県関係の調整は、行政督察専員の設置といかなる関係にあったのか。本項では、1934年に剿匪区発の制度改革として同時に実行された省一県関係の調整について、改革の時差に着目して検討する。

まず、省と県の組織改革においては、二つの方針が存在した。一つは、組織の統合を意味する「合署弁公」である。ただし、意味としては、「統一された組織のもとで、人員を集中し、同一の公共施設内で執務を行わせる」ことに過ぎず¹⁰⁸、構成員間の権限の調整を含まない。その意味で、表面的な集権化にほかならず、さらに言えば組織的集権化のための要件の一つであった。この「合署弁公」の方針は、先行して剿匪区内の省政府において実施され、南昌行営か

¹⁰⁷ 「保安制度改進黨綱」は前掲、『南昌行営召集第二次保安會議紀錄：民國二十三年』「會議後之重要文件」、16-31頁に掲載されている。

¹⁰⁸ 前掲、程方『中国県政概論』、149頁。

ら1934年7月に実施大綱が發布された¹⁰⁹。

次に、県政府の機構改革においては、組織再編における集権化である「裁局改科」（自律的な「局」を撤廃し、県長直属の「科」に再編）の方針が存在した。これは早期から実現すべき課題として認識されていたものの、県自治工作の停滞とともに棚上げとされていた。1929年に公布された「県政府組織法」は、県政府は必要に応じて「裁局改科」の実施を省政府に上申することが可能だと定めていたものの、実際には実施された例は多くはなかった¹¹⁰。しかし、1934年末には南昌行営から実施大綱が公布され、三ヶ月の期限をもって湖北・安徽・河南・江西・福建の剿匪五省において先行的に施行されることとなった¹¹¹。

こうした改革方針の混在は、省・県政府に対して異なる帰結をもたらした。まず、県政府の「裁局改科」は、県長の権限を格段に強化することに貢献した。とくに人事面では県長が選抜した上で省政府に任命申請することが可能となり、任命権が実質的に拡充された¹¹²。加えて、剿匪区内では県長が軍法官を兼ねていたこともあり、1936年以降には同様の制度が全国的に適用されることで、県長の職権強化が制度的に裏付けられた¹¹³。結果として、剿匪区の実践を基盤に、県政府の組織改革は実質的成果を生み出すに至ったのである。それとは対照的に、省政府では形式的統一化である「合署弁公」のみが実施され、本格的な組織改革には至らなかった。程方が「合署弁公のみ行い、裁局改科を行わないのでは、結果は『冗員淘汰による政費節約』に留まり」、組織内における「職権は分散し、系統は依然として統一されない」と指摘するように¹¹⁴、省

¹⁰⁹ 前掲、松本善海「中国における地方自治制度近代化の過程」、553頁。

¹¹⁰ 同上、550頁。なお、李国維はこうした例は事実上存在しなかったというが、松本善海の指摘によれば、少なくとも福建省は1931年の段階で、財政難を理由に公安局以外は「裁局改科」を実施していたし、また江西省や山西省でも同種の取り組みは見られた。李国維「県行政組織革新論」『新県政研究』上海：汗血書店、1935年、21頁。前掲、松本善海「中国における地方自治制度近代化の過程」、549-550頁。

¹¹¹ 錢端升ほか『民国政制史』下冊、上海：上海人民出版社、2008年、522頁。

¹¹² 同上、541頁。ただし、1932年末の第二次内政会議の時点ですでに、県長が局長、科長、秘書長などを選抜することは提議されていた。

¹¹³ 同上、542頁。

¹¹⁴ 前掲、程方『中国県政概論』、148頁。

政府に対する組織改革は道半ばに終わったのである。

それではなぜ、省と県に対して異なる改革アプローチが取られることになったのか。松本善海は、省政府の機構改革が行われなかった理由として「集権化された省長制が、過去の軍閥政治への逆転となることをおそれたから」だと述べている¹¹⁵。これは孫文が国家建設の重点をあくまで県に求めたこと、そして省が政治的単位として成長することを忌避したこととも関連する見方である¹¹⁶。しかし、省政府において本格的な組織改革が行われなかった要因は、剿匪区における制度改革が多層的な展開を見せていたことを踏まえれば、他の行政レベルの制度改革との関連を指摘するべきであろう。これまで見てきたように、行政制度改革の焦点が一貫して県政府の機能強化にあったことを踏まえれば、省政府に対する微温的措置の背景には、県政改革との関連性があったと考えられる。

このような前提に立つ場合、程方が指摘するような、省政府の「冗員淘汰による政費節約」こそが、「合署弁公」の主要な目的であった可能性が高い。県政府の機構改革が困難であったのは、県自体が独立した財源を持たなかったためである。そこで、省政府の組織縮小によって県政府の財政基盤を拡大させる方針に則るならば、省政府の「合署弁公」は県政府の「裁局改科」を実行する前提の一つとなる。実際に、財政面でも省政府の統合によって生じた余剰経費が県の行政費に充てられていた（表1）。このように把握するのであれば、省と県の組織改革は、制度的にも財政的にも密接に連動しながら進行していたことがわかる。

また、省・県政府をめぐる組織改革において、行政督察專員制度の定着は重要な前提であったといえる。同制度は県政を直接統制する制度的手段であり、三省総司令部の例に見られるように、省政府を迂回して県政に介入することを可能にした。他方、剿匪区では「政学派」が地方政府に浸透することにより、軍事派出機構が非制度的に省内政治に介入することを可能にしていた。田弘茂によれば、「合署弁公」を忠実に実施していたのは剿匪区のプロvinceのみであり、

¹¹⁵ 前掲、松本善海「中国における地方自治制度近代化の過程」、554頁。

¹¹⁶ 横山英「孫文の地方自治制度論」孫文研究会編『孫中山研究日中国際學術討論会報告集』法律文化社、1986年、90-91頁。

表1 特定の省における、省および県の行政支出の増減（1933-1935）

（単位：元）

省名	省の歳出における削減額	県の歳出の増加額
安徽	309,164	200,000
湖北	293,872	275,874
河南	237,085	236,160
福建	121,681	340,000
江西	72,885	480,000

出典：Hung-mao Tien *Government and Politics in Kuomintang China 1927-1937*, p.106.

そのうち四省の主席は「政学派」に属していたという¹¹⁷。派閥による人物の分類には慎重さが求められるが、該当する省主席である劉峙、熊式輝、陳儀らは蒋介石との軍事的・政治的關係が深く、囲剿戦を通じて地方政治における影響力を強めた点で共通している¹¹⁸。加えて、前節で述べたように、行政督察專員制度は、省内政治に対して三省総司令部が人事的に干渉する試みでもあった。こうした複数のレベルにおける制度的・非制度的統制の手段が存在したことを踏まえれば、剿匪区では軍事派出機構が内政を掌握する統治モデルが成立し、省一県間の組織再編もそうした地方統治モデルを活用した成果の一つであったと考えられる。

以上のように、剿匪区における省・行政督察区・県をめぐる改革は三層の行

¹¹⁷ Tien, op.cit., p.104.

¹¹⁸ 1930年から1941年まで江西省主席を務めた熊式輝は、典型的な「政学派」としてのキャリアを持つ人物とされている。10年にわたる施政のなかで、熊は忠実な幹部層の育成に成功し、彼らは後に中央政界へと進出する足がかりを得た。しかし、余以澄によれば、熊自身は自らを中心とする派閥形成を意図的に避け、蒋介石に対しては個人としての忠誠を貫き、幹部に対しては実務能力を重視する姿勢を崩さなかったという（余以澄「贛政十年：熊式輝在江西の権力建構与核心幹部探析」『国史館館刊』第79期、2024年、1-48頁）。このような熊の官僚的性格を踏まえると、彼が「政学派」と見なされる背景には、熊個人の行動様式そのものではなく、熊と「政学派」の関与を同派の拡張として捉える論理が存在していた可能性がある。

政レベルが相互に連動して展開されていた。とくに県政府の機能強化は、制度改革の所期の目標として達成されることになった。しかし、行政督察専員制度は本来は臨時的措置でありながら、結果として制度的に定着した。このことは、当初の省県二級制の維持を前提とした場合、想定を超える展開であったはずである。言い換えれば、行政督察専員制度という便宜的措置が、県政の制度的強化という訓政構想における理念の達成に貢献したのだともいえる。

③ 理念と便宜のあいだ

行政督察専員は制度としてすでに定着していたために、1934年以降は、制度の存続が問題とされることはなくなる。しかし行政院および内政部の側では、法令の「雑居」状況を解決すべく、35年以降も調整が進められていた。

調整において困難であったのは、行政督察専員の機関としての位置づけである。囲剿戦期に省政府との権限の調整等をはかられていたものの、依然として不明瞭な部分があったのである。行政院は1935年3月の「県政討論会」において、現行地方制度についての答弁を行っているが、「専員の権限は明確でなく、（省政府の：引用者注）庁と専員の間にも明確な境界がない」ことから、専員は結果的に「省と県との文書受け渡しの機関となってい」という現状があるとし、改善の必要性を強く訴えていた¹¹⁹。

そうした問題意識を受けて、1936年3月に行政院から公布されたのが、「行政督察専員公署組織暫行条例」である。これは、内容からいえば三省総司令部側の根拠法令をベースにしたものであった。本条例において、行政督察専員公署の位置づけが「省政府の補助機関」とであると明確にされたこと、および専員の任免における内政部・行政院の主導性を規定したことは、大きな進展であった。しかし、従前の行政院側の法令にみられた、「特殊事情」が解消され次第撤廃するという規定は引き継がれなかった¹²⁰。囲剿戦期の行政権力が分裂して

¹¹⁹ 行政院編『行政院県政討論紀錄』出版地および出版社不明、1936年、4頁。本資料は「抗日戦争与近代中日関係文献数拠平台」を利用して閲覧した。[最終アクセス日：2025-11-03] https://www.modernhistory.org.cn/#/Detailedreading?fileCode=0003_ts_00000982&treeId=179064701&contUrl=https%3A%2F%2Fiiif-json.modernhistory.org.cn%2F0003_ts_00000982%2F0003_ts_00000982.json

¹²⁰ 前掲、孔慶泰ほか『国民党政府政治制度史』、420-421頁。

いたことによる弊害は解消されたが、剿匪区の運用モデルが追認された形となったのである。

1935年7月に、蔡培（内政部民政司長）が陶履謙（内政部次長）に宛てた意見聴取書は、内政部における調整の過程を示している¹²¹。注目されるのは、行政督察專員の名称変更が検討されていることである。蔡培は新たな名称案として、行政長、区長官、觀察使、省佐、省政分府などを提起していたが、陶履謙の註記では「行政長、あるいは区長官の名義を用いるべき」だと記されている。その上で、制度を柔軟に運用するべきだとも記し、県長の兼任の是非や、全国的な制度とするかについては、「弾力的に定める」としている。その一方で、臨時的な制度とすべきか否かについては「行政院會議の決定に委ね」、地方制度の二級制原則との整合性をいかにして保つかについては、「中央政治會議でなければ決められない」と記している。上記の往来からは、もはや臨時性に基づいた撤廃論は後退し、臨時的な措置としての建前を維持しつつも、現行制度との整合をはかろうとする内政部の動向がうかがえる。

以上のように、行政督察專員制度を存続させることによる地方制度の三級制化は、もはや覆しえない潮流となっていた。では、このような措置は国民党の地方がパナンスの再建に対して、いかなる影響をもたらしたのか。南開大学政治学部主任であった張純明は、県の行政的地位の強化を重視する原則論的な観点から、以下のように指摘している。

督察專員制度が、民政並びに軍政權力の集中を必要とする「匪」区の諸省に於いて有効にその目的に合することは疑ひがないが、しかしこれをその他の諸省に及ぼすことが賢明の策であるか否かは問題とすべきである。県は現在既に上からの指揮の繁多に苦しんでゐる。督察專員制度は県長に、も一つ主人を殖やすことである。従つてせいぜいこの制度は、全国的に瀰漫する不安状態の克服のために取られる一時的便法たるべきであらう。これを恒常的な

¹²¹ 当該文書は作成年度が記されていないが、「7月17日」の作成とあり、1935年夏以降に民政司長を務めていた蔡培が捺印していること、および同時期に政務次長の任にあった陶履謙の確認印があることから、1935年7月に交わされたやり取りであると推定できる。「摺呈」「行政督察專員公署組織規程案（一）」（1932.6.26～1935.9.6）『内政部』026-010100-0133、国史館蔵。

一般的制度となすことは県長を鎖につなぐことである。若し謂はるる如く県長が劣等であるとすれば、県行政改革の根本的方法は最適の人物を県長に充て得る様な手段を考え出すべきであって、上からの監督によるべきではない。又換言すれば県長が劣等であるとしても、その上級者が瑕瑾なき人物たるか否かは何ら保証することはできないのである¹²²。（下線部筆者）

張の所論は、省県二級制の枠組みを維持した上で県政府の機能向上を図ろうとする、その意味で訓政の理念を重視する立場である。しかし、上記の検討から明らかとなおり、本来的に囲剿戦への対応を目的とした行政督察專員制度は、1934年秋に囲剿戦が一段落した後も存続し、原則論の牙城であった内政部でさえも容認姿勢に傾いていた。張が指摘するように、県政そのものの健全化という見地からはなおも改善の余地を残しつつも、地方制度は事実上の三級制へと変化していたのである。そこに、便宜的な解決方針が、統治形態をめぐる理念と融合していく様子を読み取ることは困難ではない。

おわりに

本稿では、囲剿戦期における複層的な地方行政制度の再編過程を、理念と便宜の二つの極から検討してきた。囲剿戦期の地方制度改革においては、一貫して県政府の機能向上に重点を置いていた。そのため、県長の兼職増加や、行政督察專員制度の導入による上からの県長の監視・統制などの形式をもって、囲剿戦という特殊状況への対応が模索された。これらの制度的措置は、戦時的状況への対応という便宜的側面を持ちつつも、他方で県政府・県長の制度的強化という訓政構想の前進に資する理念への貢献という一面も持っていた。だが、上記の2つの方針は、結局のところ、訓政期の地方行政の制度的遺漏でもあった、省一県関係を根本的に変えていく試みではなく、弥縫策としての側面を持っていた。それにもかかわらず、弥縫策がその後の制度的スタンダードとなると

¹²² C.M. Chang, *A new government for rural China : the political aspect of rural reconstruction*, Shanghai: China Institute of Pacific Relations, 1936, p.12.（邦訳は、張純明（井上照丸訳）「支那農村に於ける新政治：農村建設の政治的側面」『支那経済建設の全貌』日本国際協会、1937年、166頁から引用した。）

ころに、剿匪区の制度改革が持つ特殊性を見いだせる。

剿匪区における行政督察專員の制度化は、県政を省政から切り離れた点で画期であり、省内政治に介入するための制度的枠組みとして機能したことは、すでに述べたとおりである。また、楊永泰の徴兵制構想のように、行政督察專員制度は様々な位置づけを与えられることにより、恒常的制度となった。しかし、匪剿戦の終了とともに行政督察專員は各省政府の管轄とされたために、実のところ、省政府の県政府に対する統制を強める結果にもなったのである。地方自治の完備という訓政本来の目的に照らせば、県政の強化は県そのものに即した改革であるべきであり、行政督察專員制度はその意味で、やはり時限性を持つ制度である必要があった。匪剿戦後においても、県政の改善は引き続き課題とされ、日中戦争中の「新県制」にまで持ち越されることになる。

ただし、匪剿戦以前においては県政府・省政府への組織改革は緒につくことはなく、その点を考慮すれば、剿匪区における政治的实践は評価されるべきである。特定の諸省を軍事的統制下に置き、軍政一体の統治体制の下に制度改革を断行するという剿匪区の統治モデルは、軍事派出機構である「行營」の移動に伴い、後に全国的展開を見せることになる。重要なのは、匪剿戦への対応を主目的とした便宜的措置の数々は、匪剿戦の終結とともに役目を終えず、その後全国に拡大適用されたことである。行政督察專員はいわずとも、県政府の「裁局改科」や、省政府の「合署弁公」の方針は、いずれも剿匪区の実践に淵源しながらも、全国的制度として定着するという同様のパターンを辿っている。したがって、匪剿戦期は局地的に実施した政策ないし制度的措置を、全国的に展開させるという政策パターンを形成する上で、一つの転機であったことが分かる。

上記のような制度改革の展開過程からは、訓政構想の理念の実現を片手に掲げながら、現実的便宜に基づく措置を取り入れざるを得ない国民党政権の葛藤が読み取れる。県政府に対する改革はその点を如実に表しているが、理念の追求と便宜の拡大という相反する志向性は、県長をめぐる人事の展開や中央政府と各省の対応の差異などの制度改革の実態にフォーカスする上でも、有効な視角であると思われる。剿匪区内外における多様な事例の検討を含め、これらの問題の検討については別稿で行いたい。

理念と便宜の交錯：「囲剿」戦期における中国国民党の地方制度改革（1932-1936）

〔謝辞〕 本研究はJSPS科研費JP25KJ0498およびJST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2119の支援を受けたものです。

上田信太郎教授の経歴と業績

松 尾 誠 紀

1. 経歴

上田信太郎教授は、2026年3月31日をもって、北海道大学大学院法学研究科の定年を迎えられる。

上田教授は、1986年3月に北九州市立大学法学部を卒業後、一橋大学大学院法学研究科修士課程に入学された。1988年3月に同大学院修士課程を修了し、法学修士の学位を取得、1991年3月に同大学院博士後期課程を単位取得退学された。1991年4月に日本学術振興会特別研究員になられた後、1992年8月に香川大学法学部に刑事訴訟法担当の専任講師として着任、1994年8月に助教授に昇任された。1998年4月から2000年3月までは、ケルン大学（ドイツ連邦共和国）に留学され、Thomas Weigend教授に師事された。2003年4月に岡山大学法学部に教授として着任され、2004年4月には同大学大学院法務研究科に移籍された。その後、2015年3月まで、岡山大学には12年間勤められた。そして、2015年4月に北海道大学大学院法学研究科に着任されて、現在に至っている。

ご在職の期間において、とりわけ岡山大学大学院法務研究科に在籍中の2004年4月から2011年3月までは、1年間のブランクを除き、法務研究科副研究科長を務められ、さらに、2011年4月から2015年3月までは法務研究科長を務められており、10年間の長きにわたり同大学院法務研究科における重責を担われた。その中でも特に、法務研究科長を務めた4年間は、司法試験に向けた態勢の立て直し、司法試験合格実績の向上に寄与されただけでなく、岡山大学弁護士研修センターの創設などにも取り組み、中四国地区における岡山大学法科大学院の拠点性を高めることにご尽力された。

北海道大学大学院法学研究科にご在職の間も、教務委員、学生委員等を歴任された。また、岡山大学法科大学院でのご経験を踏まえて、北海道大学法科大

学院でも、修了生支援委員、広報委員等を務められる一方、本学法科大学院の教育・運営に関し、数々の建設的なご提言をいただいた。

2. 教育

上田教授は、北海道大学の全学教育においては「法学入門Ⅲ」を、法学部においては「刑事訴訟法」の講義や「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」などを担当された。また、大学院法学研究科においては、「刑事手続法学特殊演習」、「刑事手続法学特別研究」などを担当されると共に、医学研究院が開講するオムニバス形式の大学院共通科目「死因究明学」も担当された。

法学部における「刑事訴訟法」の講義では、レジュメを配付し、新聞記事などを素材とすることで、学生に刑事事件、刑事裁判に対する興味を喚起するよう努められた。また、職業法曹である裁判官、弁護士、検察官を授業に招き、刑事実務の状況や課題について学生の理解を深めるよう工夫された。「演習Ⅱ」では、毎年度20名以上のゼミ生が参加しており、刑事訴訟法の重要論点について検察側と弁護側に分かれて議論するディベート方式に基づくゼミを展開された。ゼミ生の多くが北海道大学法科大学院や他大学の法科大学院に進学しており、多数の司法試験合格者を輩出している。また、法曹以外でも、民間企業への就職のほか、警察庁などの国家公務員、県庁などの地方公務員として活動しているゼミ卒業生もいる。

研究大学院の授業では、2015年のご着任以来、大学院生とともにドイツの刑事訴訟法文献を精読し、日本の刑事訴訟法との相違点を確認しつつ検討を深められた。また、中国人留学生も多く受講していたため、各人の研究テーマについて報告する機会を設けるよう工夫された。さらに、2名の中国人留学生の修士号取得に向けての研究指導も行われた。他方、法科大学院では、ご着任の初年度に「刑事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅱ」及び「刑事事例問題研究Ⅲ」の講義を担当されたほか、2016年度からは「刑事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」の2科目を担当し、受講生の司法試験合格に向けて力を尽くされた。

3. 研究業績

上田教授の研究業績は、(1) 刑事訴追論、(2) 供述の信用性、(3) 死因究明・

死因認定に関する研究に分けられる。以下、それぞれについて概観する。

(1) 刑事訴追論

大学院修士課程及び博士課程を通じ、福田雅章教授（現一橋大学名誉教授）による指導の下、ドイツにおける私人訴追制度を研究テーマとして探究された。日本のように刑事訴追権を検察官が独占している先進国は他にないこと、国家刑罰権のあり様として、刑事和解の思想を取り込んだ刑事司法制度の構築を考慮したことが、私人訴追制度を研究テーマとして選んだ理由とされている。さらに、一定の犯罪（私訴犯罪）に関し、犯罪被害者が検察官に代わって刑事訴追を行う私人訴追制度と、ドイツ刑事裁判が採用する職権主義構造との理論的整合性に関心を寄せて研究を進められた。ご研究ではまず、同制度の内容や運用状況、制度の歴史及び思想的背景について知見を深められた。その成果は、「西ドイツ刑事訴訟における私人訴追手続」一橋研究13巻4号（1989）87～104頁、「ドイツ私人訴追手続の沿革と私訴犯罪について」一橋研究17巻2号（1992）41～64頁、「ドイツ私人訴追手続に関する一考察」一橋論叢108巻1号（1992）83～103頁として公刊された。これらのご論攷では、私人訴追制度の源流は、古くローマ法時代の侵害訴訟に端を発し、また当時、刑事訴追権は、私人に属するものとして観念されていたこと、しかしドイツの刑事裁判が、その後の歴史的展開の中で、職権主義を基盤として設計されるに従い、犯罪被害者の私訴権行使が極めて制限されるようになったこと、したがって、私訴制度も単に国家の訴追負担軽減のための制度として位置づけられたに過ぎないことなどを明らかにされた。他方、職権主義を採用しつつも、私人訴追によるときは、犯罪被害者と加害者が和解官庁において和解の試み（Sühneversuch）を行う必要がある点に注目され、国家のイニシアティブで手続が遂行される刑事司法制度でも、私訴手続では、当事者が紛争対象を自由に処分し、処分内容も自由に決定できるため、処分権主義の発想や和解の発想が含まれていることなどを指摘されている。

私訴制度を有するドイツではあるが、国家機関である検察官は、当然、すべての犯罪に対して刑事訴追権を行使することができる。すなわち、私訴犯罪であっても、それが公益（öffentliches Interesse）に関わるときは、犯罪被害者自身が訴追するのではなく、検察官が刑事訴追を行う。そこで、私訴犯罪に対して私人たる被害者が訴訟を追行するのか、それとも検察官がこれを行うのか

を決する「公益」概念の内実を明らかにする必要がある。私訴手続における「公益」は、犯罪被害者が刑事手続にどのような場合に関与可能となり、逆にどのような場合に手続への主体的関与が遮断されるのかを知るキーワードとなるからである。このような問題意識に基づいて発表されたご論攷が、助教授昇任論文でもある、「ドイツ私人訴追手続における『公益』概念」香川法学14巻2号(1994)207～289頁である。もっとも、ドイツ刑法153条aや376条などにみられる「公益」といった概念は、通常、一義的に確定できないために不確定概念(unbestimmter Begriff)とされ、その概念内容が伸縮自在であるため、ほとんど解釈不可能な「Kautschukbestimmung(ゴム条項、弾力条項)」との批判もある。ご論攷では、そのような批判があることを踏まえつつ、「公益」が不確定概念だとしても、検察官にまったくの自由裁量を許容したものではなく、検察官が公益の存否を判断するにあたっては、①私人の生活領域を越える、社会全体の法的平和が破壊されたかどうか、②法益侵害の程度はどうか、③行為の粗暴性や危険性の程度はどうか、④行為者の動機はどのようなものであったかなどの要素がまず吟味・検討されることを明らかにされた。また、私訴犯罪のうち、侮辱罪、身体傷害罪、道路交通における犯罪については、構成要件ごとに公益存否判断のファクターが明示され、私人にも認識できるようになっており、犯罪被害者として自分の関わった私訴事案に公益があるか否かを一定程度、認識できることなどを指摘された。

私人訴追論の研究を通じて、刑事司法という「公」の制度に、私人たる犯罪被害者や加害者たる「私」がどのように関与するか、刑事手続における「公」・「私」の関係をどのように捉えるのかという問題考察が必要であるとの考えに至ったとされる。なぜなら、国民が主権者である以上、捜査権であれ訴追権であれ、さらに刑罰権であれ、国家機関が有する「〇〇権」の源は、あくまで国民に帰属する「権利」に他ならないためである。社会が高度に発展し、社会的分業が進展する近代国家の中で、国民が元来有している諸権利は、国家によって設置された専門機関に委譲・委託されたものといえる。それゆえに、国民一人ひとりが、自ら委譲した権限・権能(権利が変容したもの)が正しく行使されているかどうかを不断に監視し、そこに濫用や誤りがあればこれを是正しなければならないのではないかとされている。刑事訴追権の研究を通じ、このような知見を得たとされている。

なお、上述のように、上田教授の研究者生活は、犯罪被害者が主体的に関与

北法76(6・220)1190

するドイツ私人訴追制度を素材としたことから始まるところ、ドイツ留学時代に師事されたThomas Weigendケルン大学教授の教授資格請求論文が、『犯罪被害者と刑事手続 (Deliktsoffer und Strafverfahren)』(1989)であったことから、留学先として同大学を選ばれたとのことである。

(2) 供述の信用性

従前より、刑事証拠法に関する問題関心を持たれていたことから、特に事実認定において最も重要な役割を担う、自白の証明力の問題についての分析が行われた。日本では、誤判回避策として、補強法則が憲法、刑事訴訟法の双方で法定されている。しかし、同法則が明文化されているにもかかわらず、なぜ誤判が生じるのか、自白の信用性を誤る根本原因は何か。このような問題意識に基づいて、補強法則の意義や機能を分析視角に据え、自白の証明力(信用性)の検討に研究を進められた。

これについて、判例実務が採用するいわゆる実質説では、誤判防止策として十分に機能しないようにも思われるが、しかし他方で、「被告人と犯人との結びつき」にまで証拠を要求する最も厳格な罪体説では、有罪認定が困難になるという問題があることが従来から指摘されていた。理論上、また実務上も、客観的事実と自白との符合性を適切に判定することが自白の証明力判断の客観性、合理性を高めるという点は認識されている。しかし、自白の証明力の判断を誤った誤判事例が今なお散見されるのは、結局、自白を含めた供述全体の合理的な評価方法が十分に確立されていないからではないか。このような点を意識されて、主として自白や供述の信用性に関するテーマを中心に研究を行われた。

本テーマに関しては、「自白と補強証拠を要する範囲について」『竹澤哲夫先生古稀祝賀記念論文集・誤判の防止と救済』(1998) 419～438頁、「自白の証明力評価について」『大野真義先生古稀祝賀・刑事法学の潮流と展望』(2000) 494～515頁、「自白の証明力と補強法則」刑法雑誌41巻3号(2002) 309～322頁、「被疑者取調べの可視化について」研修768号(2012) 3～16頁、「補強法則は絶滅危惧種か?」山口厚ほか編『実務と理論の架橋』(2023) 927～946頁などのご論攷を公刊されている。

本テーマを素材とする研究活動では、職権主義を採用するドイツの議論をも参考とされた。ドイツには補強法則は法定されておらず、供述証拠一般の評価

も裁判官の自由心証に委ねられている。また、裁判官によって調書化された尋問調書は公判廷で朗読し、証拠調べ資料に供することができるものの、検察官が作成した尋問調書の朗読に際しては一定の制限があるなど、供述証拠の評価方法や公判廷における自白調書の利用法につき日本と取り扱いを異にする面もある。そうした中で、誤判防止のため、自白につきその中核部分を裏付ける証拠が必要とする見解や、自白以外の証拠から供述の信用性を評価すべきだとする見解がドイツにおいても提示されており、実体的真実の解明に重点を置くドイツ法と日本との相違点を意識して研究を進められた。なお、2001年に九州大学で開催された日本刑法学会では、それまでの研究成果として、「自白の証明力評価について」を標題に個別報告を実施された。

さらに、2016年の刑訴法改正により、被疑者の取調べに録音録画制度が導入されたのを受けて、『被疑者取調べ録音録画記録媒体の実質証拠化について』『大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀記念論文集・刑事法学と刑事弁護の協働と展望』（2023）579～600頁を發表された。このご論攷では、訴訟関係人を尋問する際、記憶喚起のため供述録取書を提示することを禁じた刑訴規則199条11第1項を例にとりながら、取調べ録音録画記録の実質証拠化を検討された。証言と自白との違い、また録取書の提示と記録媒体の視聴という相違はあるものの、事実認定に供される資料（証言・自白）の使用法や評価法という点で共通する面を見出されており、それまでとは異なる切り口での分析が行われている。

（3）死因究明・死因認定関連

近時は、刑事裁判における死因究明及び死因認定に関する研究にも取り組まれている。刑事裁判において死因が争点となるケースは、その多くが殺人などの重大事件の審理（裁判員裁判）となるだけに社会的関心も高く、正確に死因を認定することが求められる。しかし、たとえば、法医学者など専門家証人の証言や鑑定結果が訴追側と弁護側で分かれた場合、死因認定は困難を極める。刑事手続における死因認定の誤りは、一方で刑事事件を埋もれさせ、他方で誤判・冤罪を招く。このような問題意識に基づいて、死因が争点となった刑事裁判を素材とし、正確な死因認定のためにどのような方策が採られるべきかを検討課題とされた。その際、比較法の観点から、ドイツの検視制度や死因認定の動向を調査されている。日本とは異なり、ドイツは職権主義を採用しているこ

ともあってか、検察官側申請にかかる法医学者による司法解剖の結果が重視されているとされる。日本の刑事裁判のように、検察側と弁護側双方の専門家証人間で見解が分かれた場合、どのようにして双方の証言の優劣を決定し、事実認定の用に供するのかが問題となる。さらに、医学上の難解な専門用語が交錯する専門家証言の評価を、裁判員が正しく判定できるのかという点も検討しなければならないとの課題を示される。

以上のような点を意識しつつ、現在、死因が争点となった刑事裁判を素材として、正確な死因認定のためにどのような方策が採られるべきかに関する検討が行われている。このテーマに関してはすでに、「裁判員裁判における死因認定に関する『覚書』」家本真実ほか編『岐路に立つ市民の司法参加制度』（2023）302～327頁、また、保護責任者遺棄致死に関する判例評釈として、「裁判員裁判で審理された第1審判決に対して事実誤認があったとした原判決に382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例及び第1審における訴因変更命令等の義務の存否が問われた事例」判例評論748号（判例時報2481号）（2021年）130～136頁を公表されている。

上田教授は、以上の3つの主な研究業績をはじめ、刑事訴訟法における数多くの重要課題の研究に長年取り組まれ、それらに関する多数の研究論文等を発表された。これらのご業績による学界への多大なるご貢献に改めて敬意を表するとともに、これからのますますのご活躍とご健勝を心より祈念申し上げます。

上田信太郎教授の経歴

【学歴・職歴】

- 1986年3月 北九州市立大学法学部卒業
- 1986年4月 一橋大学大学院法学研究科 修士課程（公法学専攻）入学
- 1988年3月 一橋大学大学院法学研究科 修士課程（公法学専攻）修了（法学修士）
- 1988年4月 一橋大学大学院法学研究科 博士後期課程（公法学専攻）進学
- 1991年3月 一橋大学大学院法学研究科 博士後期課程（公法学専攻）単位取得退学
- 1991年4月 日本学術振興会特別研究員

- 1992年 8 月 香川大学法学部専任講師（刑事訴訟法担当）
1994年 8 月 香川大学法学部助教授（刑事訴訟法担当）
1998年 4 月 文部省若手在外研究員（ドイツ連邦共和国ケルン大学留学、
Thomas Weigend教授に師事）
2003年 4 月 岡山大学法学部へ移籍 同教授に就任
2004年 4 月 岡山大学大学院法務研究科へ移籍
2004年 4 月 岡山大学大学院法務研究科副研究科長（任期2006年 3 月まで）
2006年 4 月 岡山大学大学院法務研究科副研究科長再任（任期2008年 3 月まで）
2009年 4 月 岡山大学大学院法務研究科副研究科長再任（任期2011年 3 月まで）
2011年 4 月 岡山大学大学院法務研究科長（任期2013年 3 月まで）
2013年 4 月 岡山大学大学院法務研究科長再任（任期2015年 3 月まで）
2015年 4 月 北海道大学大学院法学研究科に移籍（現在に至る）

【社会貢献活動】

- ・ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会委員
- ・ 岡山弁護士会資格審査会委員
- ・ 香川県警察学校 非常勤講師（刑事訴訟法担当）
- ・ 四国管区警察学校 非常勤講師（刑事訴訟法担当）
- ・ 法務省矯正研修所札幌支所 非常勤講師（刑事訴訟法担当）

【共同研究・競争的資金等（研究代表者）】

- ・ 科研費（基盤研究（C））課題番号24K04579（2024～2027年）
「刑事裁判における専門家証言の意義と限界に関する研究—死因認定を素材として—」
- ・ 科研費（基盤研究（C））課題番号21K01188（2021～2025年）
「刑事手続における死因究明と死因認定に関する研究」
- ・ 科研費（基盤研究（C））課題番号18K01307（2018～2024年）
「被疑者取調べ記録媒体の実質証拠化と公判中心主義との関係に関する研究」
- ・ 岡山大学学長裁量経費特別配分（個人研究）（2005～2006年）
「刑事司法改革における証拠法原則の現代的変容」

上田信太郎教授の業績

【論文・判例解説】

[2025年]

- ・「刑事訴訟法20条『職務の執行から除斥される』とされた事例」新・判例解説Watch No.182（TKCローライブラリー・刑事訴訟法）1～4頁。
- ・「捜査手続に対する不服申立て」『刑事訴訟法の争点（第2版）』（有斐閣）※2026年3月公刊予定。

[2024年]

- ・「再伝聞」『刑事訴訟法判例百選（第11版）』（有斐閣）200～201頁。
- ・「戻し収容に対する抗告」『少年法判例百選（第2版）』（有斐閣）184～185頁。

[2023年]

- ・「裁判員裁判における死因認定に関する『覚書』」家本真実ほか編『岐路に立つ市民の司法参加制度』（日本評論社）302～327頁。
- ・「補強法則は絶滅危惧種か？」山口厚ほか編『実務と理論の架橋』（成文堂）927～946頁。

[2022年]

- ・「第三者供述中に含まれた被告人の自白と補強法則」速報判例解説31号（日本評論社）225～228頁。

[2021年]

- ・「裁判員裁判で審理された第1審判決に対して事実誤認があるとした原判決に382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例及び第1審における訴因変更命令等の義務の存否が問われた事例」判例評論748号（判例時報2481号）130～136頁。
- ・「テーマはタイムリー、中身はダイナソー」法学教室488号（有斐閣）2～3頁。

[2020年]

- ・「被疑者取調べ録音録画記録媒体の実質証拠化について」『大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀記念論文集・刑事法学と刑事弁護の協働と展望』（現代人文社）579～600頁。
- ・「訴因変更に一連の手続が訴訟手続の法令違反に当たるとされた事例」速報判例解説26号（日本評論社）201～204頁。

[2019年]

- ・「訴因変更の可否」法学教室460号（有斐閣）26～29頁。

[2018年]

- ・「第11章 証人尋問」後藤昭＝白取祐司編『新コンメンタール刑事訴訟法（第3版）』（日本評論社）290頁～341頁。

[2016年]

- ・「共犯者の自白」川崎英明＝葛野尋之編『リーディングス刑事訴訟法』（法律文化社）277～290頁。

[2013年]

- ・「一罪一逮捕一勾留」『刑事訴訟法の争点（第4版）』（有斐閣）72～73頁。
- ・「ドイツの合意手続」『比較法研究75巻』（有斐閣）204～211頁。
- ・「証人尋問」後藤昭＝白取祐司編『新コンメンタール刑事訴訟法（第2版）』（日本評論社）280～327頁。

[2012年]

- ・「被疑者取調べの可視化について」研修768号（法務省法務総合研究所）3～16頁。

[2011年]

- ・「補強法則再論」『村井敏邦先生古稀記念論文集・人権の刑事法学』（日本評論社）634～654頁。
- ・「取調べ可視化についての一考察」広島法科大学院論集7号（広島大学法学部紀要）175～185頁。
- ・「疫学的証明－千葉大チフス菌事件－」『刑事訴訟法判例百選（第9版）』（有斐閣）138～139頁。
- ・「違法収集証拠排除の主張に関する事実の立証」『法学教室別冊付録判例セレクト2010』（有斐閣）42頁。
- ・「公判前整理手続及び公判手続において顕在化されていない犯行動機を原審が認定したことは、被告人の防御権侵害にあたるとする弁護人の主張が斥けられた事例」刑事法ジャーナル（成文堂）28号114～120頁。

[2010年]

- ・「供述の信用性判断に関する一考察」『福田雅章先生古稀祝賀論文集・刑事法における人権の諸相』（成文堂）59～78頁。
- ・「犯罪に関わる患者情報と医師の守秘義務」『立石二六先生古稀祝賀論文集』

(成文堂) 631～654頁。

- ・「検察官が単独犯として起訴した被告人に共謀共同正犯者が存在しても、訴因どおりに単独犯としての犯罪事実を認定することが許されるとされた事例」速報判例解説 6 号（日本評論社）201～204頁。

[2009年]

- ・「予備的訴因追加請求が権利の濫用に当たり不適法とされた事例」刑事法ジャーナル15号（成文堂）112～118頁。
- ・書評「安富潔著『刑事訴訟法』」法学セミナー654号（日本評論社）134頁。

[2008年]

- ・「検察官による取調べ状況を撮影したDVDと任意性立証」受験新報 4 月号（法学書院）35～37頁。
- ・「宅配便荷物に対するエックス線検査と任意捜査」受験新報 2 月号（法学書院）30～31頁。

[2007年]

- ・「刑事弁護の課題」法律時報79巻12号（日本評論社）55～60頁。
- ・山口直也＝上田信太郎編著書『ケースメソッド刑事訴訟法』（不磨書房）
- ・法律用語辞典として、中川淳＝大野真義編著『法律用語を学ぶ人のために（新版）』（世界思想社）。「FBI」、「外国判決の効力」、「簡易公判手続」、「起訴独占主義」など31項目。
- ・「情況証拠による事実認定」受験新報10月号（法学書院）22～23頁。
- ・「検察官執務室内での接見において検察官及び検察事務官の立ち会ったことが違法とされた事例」受験新報 8 月号（法学書院）34～35頁。
- ・「弾劾証拠として許容される証拠の範囲」受験新報 6 月号（法学書院）24～25頁。
- ・「被告人に対する余罪取調べが違法であるとされた事例」受験新報 4 月号（法学書院）22～24頁。
- ・「類型証拠の開示裁定請求棄却決定に対して即時抗告がなされた事例」受験新報 2 月号（法学書院）26～28頁。

[2006年]

- ・「殺人及び現住建造物等放火事件につき、情況証拠の積み重ねによって被告人の犯人性を肯定した事例」受験新報12月号（法学書院）28～30頁。
- ・「現住建造物等放火事件において被告人の自白調書の任意性が否定された事

例」受験新報8月号（法学書院）28～29頁。

- ・「激昂する相手方を鎮静化するための任意同行」受験新報6月号（法学書院）23～25頁。
- ・「刑事弁護人の誠実義務」受験新報4月号（法学書院）20～22頁。
- ・「同一の裁判官が公訴棄却判決および再起訴後の審理に参与した場合と除斥原因」受験新報2月号（法学書院）22～23頁。

[2005年]

- ・「公判前整理手続・連日的開廷・選任手続の国際比較ドイツ」季刊刑事弁護42号（現代人文社）79～85頁。
- ・「職務質問のための実力行使」『刑事訴訟法判例百選（第8版）』（有斐閣）6～7頁。
- ・「犯行状況及び被害状況を記録した実況見分調書等の証拠能力」受験新報12月号（法学書院）28～29頁。
- ・「検察庁内に接見設備がないことを理由とする接見拒否」受験新報10月号（法学書院）22～25頁。
- ・「検察官に対する被告人の供述調書の任意性が否定された事例」受験新報9月号（法学書院）18～19頁。
- ・「違法な任意同行とその後に得られた尿鑑定書の証拠能力」受験新報7月号（法学書院）14～15頁。
- ・「情証拠の積み重ねと組織犯罪における共謀の存否の判断」受験新報6月号（法学書院）15～17頁。
- ・「恐喝の事案につき被告人のアリバイを認めて第一審判決を破棄し無罪を言い渡した事例」受験新報5月号（法学書院）22～23頁。
- ・「おとり捜査の許容性について」受験新報3月号（法学書院）20～21頁。
- ・「接見禁止解除決定に対する異議申立てが棄却された事例」受験新報1月号（法学書院）16～17頁。

[2004年]

- ・「強盗致傷事件における犯人識別供述と被告人の自白の信用性」受験新報12月号（法学書院）22～23頁。
- ・「控訴審裁判所の職権調査の範囲」受験新報10月号（法学書院）16～17頁。
- ・「被告人の同意の有無を確認せず、弁護人の同意のみで検察官請求書証を同意書証として取り調べたことが違法とされた事例」受験新報8月号（法学書院）16～17頁。

院) 20～21頁。

- ・「被告人質問終了後に作成された検察官調書の証拠能力」受験新報7月号(法学書院) 16～17頁。
- ・「前訴と後訴の訴因が実体的に一つの常習特殊窃盗を構成する場合で、前訴訴因につき確定判決がある場合の一事不再理効の及ぶ範囲」受験新報6月号(法学書院) 16～17頁。
- ・「逮捕状の緊急執行における『急速を要するとき』にあらず、違法の余地があるとされる逮捕と、それに基づいて得られた証拠の証拠能力」受験新報5月号(法学書院) 14～15頁。
- ・「職務質問のためのホテル客室内への立ち入りと室内での所持品検査の適法性」受験新報3月号(法学書院) 16～17頁。
- ・「捜査機関による押収処分を受けた者の還付請求権の有無と押収物還付請求却下処分に対する準抗告に理由がある場合に準抗告裁判所がすべき裁判」受験新報2月号(法学書院) 16～17頁。

[2003年]

- ・「司法改革における証拠開示の議論」法学セミナー584号(日本評論社) 60～61頁。
- ・「被告人の尿から覚せい剤が検出されたのは覚せい剤を混入させられた飲食物を摂取させられたためであるとの被告人の弁解を直ちには排斥できないなどとして覚せい剤の自己使用罪につき無罪を言い渡した原判決を破棄自判した事例」現代刑事法49号(現代法律出版) 73～78頁。
- ・「被疑者の勾留とは？」河上和雄・山本輝之編著『みちかな刑事訴訟法』(信山社) 47～60頁。
- ・法律用語辞典として、村井敏邦ほか編『コンサイス法律用語辞典』(三省堂)。「公訴事実対象説」、「訴因対象説」、「基本的事実同一説」など36項目。
- ・法律用語辞典として、三井誠ほか編『刑事法辞典』(信山社)。「アレインメント」、「刑事免責」、「検察官処分権主義」など10項目。
- ・「業務上過失傷害事件における訴因変更命令について」受験新報12月号(法学書院) 22～23頁。
- ・「覚せい剤自己使用罪における被告人の否認供述の信用性」受験新報11月号(法学書院) 16～17頁。
- ・「逮捕手続の違法とそれによって得られた鑑定書の証拠能力およびそれに引

き続く 搜索差押えの適法性」受験新報10月号（法学書院）14～15頁。

- ・「柔道整復師作成の施術証明書と321条4項の準用」受験新報9月号（法学書院）18～19頁。
- ・「供述の信用性判断」受験新報8月号（法学書院）22～23頁。
- ・「任意同行と宿泊を伴う取調べ」受験新報6月号（法学書院）16～17頁。
- ・「搜索差押許可状執行の際の『必要な処分』と『呈示』」受験新報5月号（法学書院）16～17頁。
- ・「傷害致死罪における訴因の概括的記載と訴因の特定」受験新報4月号（法学書院）16～17頁。
- ・「職務質問における有形力の行使について」受験新報2月号（法学書院）18～19頁。
- ・「強姦事件における被害者供述の信用性について」受験新報1月号（法学書院）20～21頁。

[2002年]

- ・「訴訟条件」庭山英雄＝岡部泰昌編著『刑事訴訟法（新版）』（青林書院）125～137頁。
- ・「自白の証明力と補強法則」刑法雑誌41巻3号（有斐閣）309～322頁。
- ・「おとり捜査」『刑事訴訟法の争点（第3版）』（有斐閣）84～85頁。
- ・「情況証拠による事実認定について」受験新報12月号（法学書院）22～23頁。
- ・「公訴権の濫用について」受験新報11月号（法学書院）18～19頁。
- ・「覚せい剤自己使用罪につき無罪判決を破棄自判した事例」受験新報10月号（法学書院）16～17頁。
- ・「業務上過失傷害事件における証人の証言の信用性判断について」受験新報9月号（法学書院）18～19頁。
- ・「別件逮捕勾留中の余罪取調べの限界について」受験新報8月号（法学書院）22～23頁。
- ・「痴漢被告事件における被害者および被告人の供述の信用性判断について」受験新報7月号（法学書院）16～17頁。
- ・「控訴取下げと弁護人選任の効力について」受験新報6月号（法学書院）18～19頁。
- ・「自白調書の任意性を否定した事例」受験新報5月号（法学書院）18～19頁。
- ・「準抗告と新事情・新資料の考慮について」受験新報4月号（法学書院）18

～19頁。

- ・「1. 被告人の捜査段階の自白について、任意性は肯定したが信用性を否定した事例 2. 目撃者の犯人識別供述の信用性を否定した事例」受験新報3月号（法学書院）16～17頁。
- ・「別件逮捕・勾留と余罪取調べ」受験新報1月号（法学書院）22～23頁。

[2001年]

- ・「違法な所持品検査とその結果得られた証拠の証拠能力」受験新報12月号（法学書院）20～21頁。
- ・「概括的認定・択一的認定と訴因変更手続」受験新報11月号（法学書院）44～45頁。

[2000年]

- ・「自白の証明力評価について」『大野真義先生古稀祝賀・刑事法学の潮流と展望』（世界思想社）494～515頁。
- ・田口守一＝安富潔編著『争点ノート刑事訴訟法（第2版）』（法学書院）。「令状によらない搜索・差押え」、「搜索差押許可状の執行」、「体液の強制採取」など6項目。

[1999年]

- ・「証拠開示命令を発しない措置に対する異議申立ての可否」『庭山英雄先生古稀祝賀記念論文集・民衆司法と刑事法学』（現代人文社）131～147頁。
- ・翻訳「第7章検察官または警察による被疑者尋問」及び「第8章被疑者・被告人尋問の際の立会権」福井厚監訳『ゲラルト・グリュンバルト・ドイツ刑事証拠法』（成文堂）81～89頁。

[1998年]

- ・「自白と補強証拠を要する範囲について」『竹澤哲夫先生古稀祝賀記念論文集・誤判の防止と救済』（現代人文社）419～438頁。
- ・「自動車検問」『刑事訴訟法判例百選（第7版）』（有斐閣）12～13頁。
- ・「少年の保護処分に対する抗告の提起期間内に抗告について裁判することの適否」『平成9年度重要判例解説』（有斐閣）198～199頁。

[1997年]

- ・「不法領得の意思」及び「収賄罪における職務と賄賂の意味」大野真義編著『演習刑法各論』（晃洋書房）139～147頁。
- ・法律用語辞典として、津田玄児ほか編著『子どもの人権大辞典』（MK出版）。

「仮収容」、「簡易送致」、「教護院送致」など10項目。

[1996年]

- ・「第13章 死刑制度と法」虫明満編著『人のいのちと法』（法律文化社）223～240頁。
- ・「ある痴漢被告事件（ケース研究②）」渡辺修編『刑事手続の最前線』（三省堂）258～266頁。
- ・「犯罪者の引渡しと手続」法学セミナー502号（日本評論社）37～39頁。
- ・翻訳（福井厚監訳）「第22条から第36条『連邦及び州の統一警察法の対案』」法学志林93巻3号（成文堂）135～147頁。

[1995年]

- ・「少年法と刑訴法との一接点－『調布駅南口事件』抗告審決定の拘束力解除をめぐる－」香川法学第14巻3・4号（香川大学法学部紀要）291～328頁。
- ・書評「伝わる、在野法曹の熱き思い『やっとなんもんはやっとなん－榎井村事件再審無罪への道』」季刊刑事弁護2号（現代人文社）195頁。
- ・「令状主義」『司法試験シリーズ「刑事訴訟法Ⅰ」』（日本評論社）95～97頁。
- ・「同意書面」『司法試験シリーズ「刑事訴訟法Ⅱ」』（日本評論社）137～139頁。

[1994年]

- ・「ドイツ私人訴追手続における『公益』概念」香川法学14巻2号（香川大学法学部紀要）207～289頁。
- ・「第4章訴訟条件」庭山英雄＝岡部泰昌編著『刑事訴訟法』（青林書院）115～127頁。

[1993年]

- ・「草加事件」法律時報65巻3号（日本評論社）101～104頁。

[1992年]

- ・「ドイツ私人訴追手続の沿革と私訴犯罪について」一橋研究17巻2号41～64頁。
- ・「ドイツ私人訴追手続に関する一考察」一橋論叢108巻1号83～103頁。
- ・翻訳（村井敏邦監修）「1989年イギリス刑法典草案第9章抗弁」法学志林89巻2号（成文堂）99～108頁。

[1991年]

- ・外国文献紹介「最近の外国刑法事情105アポリショニストの視点－フルスマン記念論文集の紹介（11）」警察研究62巻9号（良書普及会）77～82頁。

[1989年]

- ・「西ドイツ刑事訴訟における私人訴追手続」一橋研究13巻4号87～104頁。
- ・外国文献紹介「最近の外国刑法事情78西ドイツにおける刑事弁護制度改革の動向について（三）」警察研究60巻3号（良書普及会）71～75頁。

【教材・その他】

- ・「特集2019年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報91巻13号（日本評論社）。水谷規男、京明との分担執筆。186～198頁。
- ・「特集2018年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報90巻13号（日本評論社）。水谷規男、京明との分担執筆。184～195頁。
- ・「特集2017年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報89巻13号（日本評論社）。水谷規男、京明との分担執筆。186～197頁。
- ・「特集2013年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報85巻13号（日本評論社）240～252頁。
- ・「刑事訴訟法教材講義案」及び「刑事訴訟法教材レジュメ」平成24年度大学機能強化戦略経費による簡易製本教材（岡山大学大学院法務研究科、2013年）
- ・「法曹養成制度の評価は長期的視点に立って」別冊法学セミナー208号（日本評論社、2011年）10～11頁。
- ・「書き分け話し分け法学鍛錬術刑事訴訟法編」法学セミナー650号（日本評論社、2009年）24～27頁。
- ・『判例回顧と展望2007刑事訴訟法』（日本評論社、2007年）183～197頁。
- ・『判例回顧と展望2006刑事訴訟法』（日本評論社、2006年）216～228頁。
- ・『判例回顧と展望2005刑事訴訟法』（日本評論社、2005年）218～230頁。
- ・「ローカルの社会秩序と外国人犯罪」平成8年度特定研究経費による報告書『地域人間環境の時間的・空間的変容と地域秩序の再構築に関する研究』所収（香川大学法学部、1997年）99～109頁。
- ・「第3部第1章 香川県における当番弁護士制度の現状と課題」平成5年度教育研究特別経費による報告書『法学・政治学に関わる今日的諸問題の先端研究』所収（香川大学法学部、1994年）59～103頁。
- ・「（意見集）死刑と被害者感情」佐伯千仞・団藤重光・平場安治編著『死刑廃止を求める』所収（日本評論社、1994年）116頁。

【学会報告】

[2025年]

- ・「日本の刑事裁判におけるデジタル化とAIの利用可能性－取調べ記録媒体を素材として－ (Digitalization and the Possibility of Using AI in Japanese Criminal Trials – With a Focus on Interrogation Records.)」China-Japan-South Korea Artificial Intelligence Symposium (於：北京・中国人民大学主催)
- ・「日本の刑事手続における電子化の動向について (Recent Trends in the Digitalization of Criminal Procedure in Japan)」3rd Sino-German-Japanese-Korean Criminal Law Forum (於：長沙・中国人民大学、中南大学、中国法学会刑法学研究会他主催)
- ・「比較研究にみる紛争解決の地域的叡智－日本の場合－」インドネシア・ベンクル大学国際セミナー (リモート参加；インドネシア高等教育・科学技術省、ベンクル大学法学部主催)

[2024年]

- ・「瑕疵ある疎明資料に基づく令状請求と令状の効力」中四国法政学会 (於：岡山大学)

[2018年]

- ・「日本における軽微犯罪の処理手続と有罪答弁」及び「違法収集証拠排除法則コメント」中日韓『公判中心の訴訟制度改革』中日韓国際シンポジウム (於：北京・中国政法大学主催)

[2012年]

- ・「取調べの録音・録画」日本刑法学会ワークショップ・オルガナイザー (於：大阪大学)

[2011年]

- ・「取調べ可視化」中四国法政学会 (於：呉海上保安大学校)

[2001年]

- ・「自白の証明力と補強法則」第79回日本刑法学会 (於：九州大学)

[2000年]

- ・「自白の証明力評価について」日本刑法学会関西部会 (於：摂南大学)
- ・「自白の証明力評価について」中四国法政学会 (於：松山大学)

[1996年]

- ・「補強法則の研究序説」中四国法政学会（於；高知大学）

[1994年]

- ・共同研究「証拠開示の現状と展望」日本刑法学会関西支部会（於；大阪市立大学）

[1992年]

- ・「犯罪被害者と刑事訴追」中四国法政学会（於；香川大学）

THE HOKKAIDO LAW REVIEW**Vol. 76 No.6 (2026)
SUMMARY OF CONTENTS**

**Governing by Expertise: Air Traffic Controllers
as Professional Administrative Officers**

Yuichi MURAKAMI*

This article examines air traffic controllers as a category of professional administrative officers, synthesising foundational information on their institutional status, recruitment and training systems, personnel management, and international comparisons. Although air traffic controllers in Japan are formally positioned within the national civil service system, the highly specialised, safety-critical, and time-sensitive nature of their work has resulted in a set of exceptional institutional arrangements in compensation, professional development, and organisational design. Reconstructing these features from a public administration perspective, both historical and comparative, this article offers an initial conceptual framework for understanding air traffic controllers as a distinctive form of professional administrative expertise within the Japanese state. This study serves as a preparatory step towards the broader goal of mapping the institutional architecture not only of the air traffic control profession but also of Japan's specialised administrative occupations. Simultaneously, it identifies important questions for future research. First, considering aviation safety as the overriding policy objective, what organisational and personnel structures are most appropriate for supporting expert practices in air traffic control?

* Professor, Hokkaido University School of Law, and Public Policy School.

Second, how are the institutional arrangements governing recruitment, training, and organisational placement shaped by broader political, bureaucratic, and societal contexts? Third, from the standpoint of public administration scholarship, further empirical investigations into controllers' career paths, their interactions with adjacent administrative domains, and the institutional dynamics that shape them are needed.

執筆者紹介（掲載順）

- 村 上 裕 一 北海道大学大学院法学研究科教授
- 牧 佐智代 北海道大学大学院法学研究科教授
- 鈴 木 繁 元 筑波大学ビジネスサイエンス系助教
- 中 田 翔 太 東京都立大学法学部助教
- ジャン＝ルイ アルバラン パリ 高等師範学校教授
- 齋 藤 由 起 北海道大学大学院法学研究科教授
- 和 田 知 樹 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程・
日本学術振興会特別研究員
- 松 尾 誠 紀 北海道大学大学院法学研究科教授

令和 8 年 3 月 23 日 印 刷
令和 8 年 3 月 30 日 発 行

編 集 人 水 野 浩 二

発 行 人 北海道大学大学院法学研究科長
佐々木 雅 寿

印 刷 株式会社 正文舎
札幌市白石区菊水 2 条 1 丁目
TEL 011(811)7151

発 行 所 北海道大学大学院法学研究科
札幌市北区北 9 条西 7 丁目
TEL 011(706)3074 FAX 011(706)4948
ronshu@juris.hokudai.ac.jp

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 76 March 2026 No. 6

CONTENTS

ARTICLES

Governing by Expertise: Air Traffic Controllers as Professional Administrative Officers ☆	Yuichi MURAKAMI	1
Price Discrimination: When demand is overestimated due to consumer misperception (1)	Sachiyo MAKI	35
Law and Politics on Judicial Supremacy (6)	Shigemoto SUZUKI	89
Necessity and substance of communication in Co-Principals (2)	Shota NAKATA	125

LECTURE

Les réformes du droit français des contrats et des sûretés, des transfusions récentes dans le Code civil	Jean-Louis Halpérin	149
Translated by Yuki SAITO		

NOTE

The Interplay of Principle and Expediency: Local Institutional Reform under the Kuomintang during the Encirclement Campaigns (1932-1936)	Tomoki WADA	177
--	-------------	-----

* * *

Prof. Shintaro UEDA's Curriculum Vitae and Publication	Motonori MATSUO	217
---	-----------------	-----

[]...Indicates the pagination for articles typeset vertically that begin at the
end of the journal ☆...Includes an European language summary

Published by
Hokkaido University, School of Law
Kita 9-jō, Nishi 7-chōme, Kita-ku, Sapporo, Japan